改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
第１編　共　通　編 **第１章　総　則** **第１節　総　則** **１－１－１　適　用** **１．適用工事** 静岡市建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、静岡市が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、水道工事、下水道工事、港湾工事、電気通信設備工事、機械工事、建築・設備工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る静岡市建設工事請負契約約款（契約書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。工事の施工は、契約書及び設計図書のほか、静岡市の建設工事に関する諸規程、静岡市土木工事施工管理基準、国土交通省中部地方整備局土木工事数量算出要領による。 **２．共通仕様書の適用** 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、静岡市建設工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び静岡市工事検査実施要綱（以下「検査実施要綱」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査にあたっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。 **３．優先事項** 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。また、建築・設備工事については、公共建築工事標準仕様書を優先する。 **４．設計図書間の不整合** 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表または共通仕様書の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。但し、契約書第 27 条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りでない。 **５．ＳＩ単位** 設計図書は、ＳＩ単位を使用する。ＳＩ単位については、ＳＩ単位と非ＳＩ単位が併記されている場合は（　）内を非ＳＩ単位とする。 **６．工程表及び工事工程月報の提出** 受注者は、契約書第３条に従って、「工程表」（静岡市建設工事執行規則（平成 15 年静岡市規則第 48 号。以下「規則」という。）規則様式第 12 号）及び「工事工程月報」（規	**第１編　共　通　編** **第１章　総　則** **第１節　総　則** **１－１－１　適　用** **１．適用工事** 静岡市建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、静岡市が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、水道工事、下水道工事、港湾工事、電気通信設備工事、機械工事、建築・設備工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る静岡市建設工事請負契約約款（契約書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。工事の施工は、契約書及び設計図書のほか、静岡市の建設工事に関する諸規程、静岡市土木工事施工管理基準、国土交通省中部地方整備局土木工事数量算出要領による。 **２．共通仕様書の適用** 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、静岡市建設工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び静岡市工事検査実施要綱（以下「検査実施要綱」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査にあたっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。 **３．優先事項** 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。また、建築・設備工事については、公共建築工事標準仕様書を優先する。 **４．設計図書間の不整合** 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表または共通仕様書の間に相違がある場合、または契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。但し、契約書第 27 条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りでない。 **５．ＳＩ単位** 設計図書は、ＳＩ単位を使用する。ＳＩ単位については、ＳＩ単位と非ＳＩ単位が併記されている場合は（　）内を非ＳＩ単位とする。 **６．工程表及び工事工程月報の提出** 受注者は、契約書第３条に従って、「工程表」（静岡市建設工事執行規則（平成 15 年静岡市規則第 48 号。以下「規則」という。）規則様式第 12 号）及び「工事工程月報」（規

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
則様式第 13 号）を別に定める様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。 **⑦. 要綱、法令等の適用** 要綱、法令等は、改正があった場合は最新のものを適用すること。 **１－１－２　用語の定義** **１. 監督員** 監督員とは、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び担当監督員が対応する。 **２. 総括監督員** 総括監督員とは、「静岡市建設工事監督規程」に定める監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当者等（地方自治法第 234 条に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び担当監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。 **３. 主任監督員** 主任監督員とは、「静岡市建設工事監督規程」に定める現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うと共に、担当監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。 **４. 担当監督員** 担当監督員とは、「静岡市建設工事監督規程」に定める一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験の実施（重要なものは除く）を行い、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。 **５. 契約図書** 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。 **６. 設計図書** 設計図書とは、仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。 **７. 仕様書** 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。	則様式第 13 号）を別に定める様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。 **⑦. 要綱、法令等の適用** 要綱、法令等は、改正があった場合は最新のものを適用すること。 **１－１－２　用語の定義** **１. 監督員** 監督員とは、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び担当監督員が対応する。 **２. 総括監督員** 総括監督員とは、「静岡市建設工事監督規程」に定める監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当者等（地方自治法第 234 条に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び担当監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。 **３. 主任監督員** 主任監督員とは、「静岡市建設工事監督規程」に定める現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うと共に、担当監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。 **４. 担当監督員** 担当監督員とは、「静岡市建設工事監督規程」に定める一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験の実施（重要なものは除く）を行い、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。 **５. 契約図書** 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。 **６. 設計図書** 設計図書とは、仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。 **７. 仕様書** 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
８．共通仕様書 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。 **９．特記仕様書** 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。 **10. 現場説明書（施工条件明示）** 現場説明書（施工条件明示）とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。 **11. 質問回答書** 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。 **12. 図面** 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含む。 **13. 工事数量総括表** 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。 **14. 指示** 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。 **15. 承諾** 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。 **16. 協議** 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。 **17. 提出** 提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 **18. 提示** 提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。 **19. 報告** 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。 **20. 通知** 通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	**８．共通仕様書** 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。 **９．特記仕様書** 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。 **10. 現場説明書（施工条件明示）** 現場説明書（施工条件明示）とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。 **11. 質問回答書** 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。 **12. 図面** 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含む。 **13. 工事数量総括表** 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。 **14. 指示** 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。 **15. 承諾** 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。 **16. 協議** 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。 **17. 提出** 提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 **18. 提示** 提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。 **19. 報告** 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。 **20. 通知** 通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
21. 受理 受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	**21. 受理** 受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
22. 連絡 連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	**22. 連絡** 連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
23. 納品 納品とは、受注者が発注者に工事完成時に成果品を納めることをいう。	**23. 納品** 納品とは、受注者が発注者に工事完成時に成果品を納めることをいう。
24. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。なお、電子納品を行う場合は別途監督員と協議する。	**24. 電子納品** 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。なお、電子納品を行う場合は別途監督員と協議する。
25. 情報共有システム 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。	**25. 情報共有システム** 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力しない。
26. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または記名押印したものを有効とする。	**26. 書面** 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または記名押印したものを有効とする。
27. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を静岡市土木工事施工管理基準の写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての一部改正について」（令和 3 年 3 月 26 日 国技建管第 21 号）に基づき実施しなければならない。	**27. 工事写真** 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を静岡市土木工事施工管理基準の写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての一部改正について」（令和 3 年 3 月 26 日 国技建管第 21 号）に基づき実施しなければならない。
28. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	**28. 工事帳票** 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
29. 工事書類 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。	**29. 工事書類** 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。
30. 契約関係書類 契約関係書類とは、契約書第 9 条第 5 項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。	**30. 契約関係書類** 契約関係書類とは、契約書第 9 条第 5 項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。
31. 工事管理台帳 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質管理台帳をいう。（橋梁、照明、水道、下水道等を表す。）	**31. 工事管理台帳** 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質管理台帳をいう。（橋梁、照明、水道、下水道等を表す。）
32. 工事完成図書 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。	**32. 工事完成図書** 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
33. 電子成果品 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。	**33. 電子成果品** 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
34. 工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	**34. 工事関係書類** 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
35. 確認 確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	**35. 確認** 確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
36. 立会 立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	**36. 立会** 立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
37. 段階確認 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、施工状況、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	**37. 段階確認** 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、施工状況、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
38. 遠隔臨場 遠隔臨場とは、タブレット等モバイル端末などのビデオ通話（映像と音声の双方向通信）で行う立会、段階確認をいう。	**38. 遠隔臨場** 遠隔臨場とは、タブレット等モバイル端末などのビデオ通話（映像と音声の双方向通信）で行う立会、段階確認をいう。
39. 工事検査 工事検査とは、検査員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。検査員は、次に掲げる工事検査の種類ごとに、工事の検査を行うものとする。なお、受注者は工事検査受検時に、静岡市建設工事共通仕様書及び静岡市土木工事施工管理基準を持参するものとする。 （１）完成検査 静岡市建設工事執行規則（平成 15 年静岡市規則第 48 号。以下「規則」という。）第 44 条第２項の、建設工事の完成を確認するための検査をいう。 （２）既済部分検査 規則第 61 条第１項の、契約の解除又はその他の事情により市長が必要があると認めるときに、出来形部分について行う検査をいう。 （３）出来形部分検査 規則第 50 条第３項の、同条第２項の確認をするための検査及び同規則第 51 条第１項の、指定部分が完成したときに行う検査をいう。 （４）中間検査 別に定める土木工事検査技術基準又は建築・設備工事検査技術基準により、工事の完成前に行う検査をいう。 （完成検査の際に出来形の確認が困難な場合に必要に応じその工事中に行う検査。） （５）中間技術検査 別に定める土木工事中間技術検査実施要領又は建築・設備工事中間技術検査実施要領により、工事の完成前に行う検査をいう。	**39. 工事検査** 工事検査とは、検査員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。検査員は、次に掲げる工事検査の種類ごとに、工事の検査を行うものとする。なお、受注者は工事検査受検時に、静岡市建設工事共通仕様書及び静岡市土木工事施工管理基準を持参するものとする。 （１）完成検査 静岡市建設工事執行規則（平成 15 年静岡市規則第 48 号。以下「規則」という。）第 44 条第２項の、建設工事の完成を確認するための検査をいう。 （２）既済部分検査 規則第 61 条第１項の、契約の解除又はその他の事情により市長が必要があると認めるときに、出来形部分について行う検査をいう。 （３）出来形部分検査 規則第 50 条第３項の、同条第２項の確認をするための検査及び同規則第 51 条第１項の、指定部分が完成したときに行う検査をいう。 （４）中間検査 別に定める土木工事検査技術基準又は建築・設備工事検査技術基準により、工事の完成前に行う検査をいう。 （完成検査の際に出来形の確認が困難な場合に必要に応じその工事中に行う検査。） （５）中間技術検査 別に定める土木工事中間技術検査実施要領又は建築・設備工事中間技術検査実施要領により、工事の完成前に行う検査をいう。
40. 検査員 検査員とは、契約書第 32 条第２項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定	**40. 検査員** 検査員とは、契約書第 32 条第２項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
めた者をいう。	めた者をいう。
41. 同等以上の品質 同等以上の品質とは、仕様書で指定する品質または仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。	**41. 同等以上の品質** 同等以上の品質とは、仕様書で指定する品質または仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
42. 工期 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	**42. 工期** 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
43. 工事開始日 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。	**43. 工事開始日** 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
44. 工事着手 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	**44. 工事着手** 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
45. 準備期間 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。	**45. 準備期間** 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。
46. 工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	**46. 工事** 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
47. 本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	**47. 本体工事** 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
48. 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	**48. 仮設工事** 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
㊾. 後片付け期間 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。	**㊾. 後片付け期間** 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。
50. 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	**50. 工事区域** 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。
51. 現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	**51. 現場** 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
52. ＳＩ ＳＩとは、国際単位系をいう。	**52. ＳＩ** ＳＩとは、国際単位系をいう。
53. 現場発生品 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	**53. 現場発生品** 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
54. JIS規格 JIS 規格とは、日本産業規格をいう。	**54. JIS規格** JIS 規格とは、日本産業規格をいう。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
１－１－３　設計図書の照査等 **１.図面原図の貸与** 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与、もしくは電子データを提供することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。 **２.設計図書の照査** 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第１８条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を「設計図書の照査ガイドライン」に基づき行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。 **３.契約図書等の使用制限** 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。	**１－１－３　設計図書の照査等** **１.図面原図の貸与** 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与、もしくは電子データを提供することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。 **２.設計図書の照査** 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第１８条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を「設計図書の照査ガイドライン」に基づき行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。 **３.契約図書等の使用制限** 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。
１－１－４　請負代金内訳書 **１.請負代金内訳書** 受注者は、契約書第３条により請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を請求されたときは、内訳書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 **２.内訳書の内容説明** 監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。	**１－１－４　請負代金内訳書** **１.請負代金内訳書** 受注者は、契約書第３条により請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を請求されたときは、内訳書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 **２.内訳書の内容説明** 監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。
１－１－５　クイックレスポンス 当該工事において生じた諸問題について、「静岡市クイックレスポンスガイドライン」に従い、受注者が請負工事に関して書面をもってあらかじめこれらへの回答希望日及びその理由を監督員に伝え、監督員は当該希望日までに請求事項について書面により回答することとする。 ただし、当該希望日までの回答が困難な場合には、受注者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに、回答予定日を受注者に書面により回答する。	**１－１－５　クイックレスポンス** 当該工事において生じた諸問題について、「静岡市クイックレスポンスガイドライン」に従い、受注者が請負工事に関して書面をもってあらかじめこれらへの回答希望日及びその理由を監督員に伝え、監督員は当該希望日までに請求事項について書面により回答することとする。 ただし、当該希望日までの回答が困難な場合には、受注者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに、回答予定日を受注者に書面により回答する。
１－１－６　施工計画書 **１.一般事項** 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、建築・設備工事については、公	**１－１－６　施工計画書** **１.一般事項** 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、建築・設備工事については、公

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
共建築工事標準仕様書に記載された事項による。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は別に定める小規模工事においては「小規模工事事務取扱要領」により記載内容の一部を省略することができる。 （１）工事概要 （２）計画工程表 （３）現場組織表 （４）指定機械（使用機械） （５）主要資材 （６）施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） （７）施工管理計画（立会、段階確認の時期等を含む） （８）安全管理 （９）緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) 環境対策 (12) 現場作業環境の整備 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) 創意工夫等 (15) その他 **２．変更施工計画書** 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。 **３．詳細施工計画書** 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。 **４．創意工夫** 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出する事ができる。 **１－１－７　配置技術者等について** **１．工事実績情報システム（コリンズ）への登録** 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後（契約日含まず）、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更契約後（変更契約日含まず）に、完成時は工事完成後（完成日含まず）、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければなら	共建築工事標準仕様書に記載された事項による。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は別に定める小規模工事においては「小規模工事事務取扱要領」により記載内容の一部を省略することができる。 （１）工事概要 （２）計画工程表 （３）現場組織表 （４）指定機械（使用機械） （５）主要資材 （６）施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） （７）施工管理計画（立会、段階確認の時期等を含む） （８）安全管理 （９）緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) 環境対策 (12) 現場作業環境の整備 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) 創意工夫等 (15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入） (16) その他 **２．変更施工計画書** 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。 **３．詳細施工計画書** 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。 **４．創意工夫** 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出する事ができる。 **１－１－７　配置技術者等について**

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ない。 　なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 　また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。 **２．現場代理人の兼任** 　契約書第 10 条第４項の規定に該当する工事においては、現場代理人を兼任することができる工事とする。なお、取扱の概要は次のとおりとする。 （１）現場代理人の兼任を認める際の条件 　①　同一の者を現場代理人として配置できる工事は２件までとし、いずれも国、地方公共団体等が発注する工事であること。 　②　請負代金額（変更されている場合は、変更後の請負代金額）が、いずれも 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の工事であること。 　③　兼任する工事現場間を概ね１時間以内で移動できること。 　④　上記①～③にかかわらず、工事の内容、工事における特殊性が著しく顕著で兼任を認め難い場合は、兼任を認めないこととする。 （２）兼任する場合の手続について 　①　契約後、主任技術者等通知書に所定の事項を記載し、発注者に提出する。この際、兼任を予定する工事の請負代金額が変更（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）され、兼任できないことがあるので、留意すること。 　②　変更等によりいずれかの工事の請負代金が 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）となった場合は、兼任が解除となる。このとき、現場代理人の変更が必要となるので、主任技術者等通知書に所定の事項を記入し提出すること。 　③　上記①及び②による手続は、兼任する一方の工事についても現場代理人の兼任の状況が変わるため、同様に主任技術者等通知書を発注者へ提出すること。 **１－１－８　監督員** **１．監督員の権限** 　当該工事における監督員の権限は、契約書第９条第３項に規定した事項である。 **２．監督員の権限の行使** 　監督員がその権限を行使するときは、書面により行う。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認する。 **１－１－９　工事用地等の使用** **１．維持・管理** 　受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理する。	**１．現場代理人の兼任** 　契約書第 10 条第４項の規定に該当する工事においては、現場代理人を兼任することができる工事とする。なお、取扱の概要は次のとおりとする。 （１）現場代理人の兼任を認める際の条件 　①　同一の者を現場代理人として配置できる工事は２件までとし、いずれも国、地方公共団体等が発注する工事であること。 　②　請負代金額（変更されている場合は、変更後の請負代金額）が、いずれも 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）未満の工事であること。 　③　兼任する工事現場間を概ね１時間以内で移動できること。 　④　上記①～③にかかわらず、工事の内容、工事における特殊性が著しく顕著で兼任を認め難い場合は、兼任を認めないこととする。 （２）兼任する場合の手続について 　①　契約後、主任技術者等通知書に所定の事項を記載し、発注者に提出する。この際、兼任を予定する工事の請負代金額が変更（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）され、兼任できないことがあるので、留意すること。 　②　変更等によりいずれかの工事の請負代金が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）となった場合は、兼任が解除となる。このとき、現場代理人の変更が必要となるので、主任技術者等通知書に所定の事項を記入し提出すること。 　③　上記①及び②による手続は、兼任する一方の工事についても現場代理人の兼任の状況が変わるため、同様に主任技術者等通知書を発注者へ提出すること。 **１－１－８　監督員** **１．監督員の権限** 　当該工事における監督員の権限は、契約書第９条第３項に規定した事項である。 **２．監督員の権限の行使** 　監督員がその権限を行使するときは、書面により行う。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認する。 **１－１－９　工事用地等の使用** **１．維持・管理** 　受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理する。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保する。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。 **３．第三者からの調達用地** 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。 **４．用地の返還** 受注者は、第１項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。 **５．復旧費用の負担** 発注者は、第１項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。 **６．用地の使用制限** 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。 **１－１－10　工事着手** 受注者は、設計図書に定めのある他、特別な事情がない限り、工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 **１－１－11　工事の下請負** 受注者は、下請負に付する場合には、当該下請負工事の施工能力を有することを確認したうえで、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 （１）静岡市建設工事下請負の適正化に関する要綱（制定平成 15 年４月１日 最終改正平成 25 年４月１日）の規定によること。 （２）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 （３）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。	**２．用地の確保** 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保する。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。 **３．第三者からの調達用地** 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。 **４．用地の返還** 受注者は、第１項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。 **５．復旧費用の負担** 発注者は、第１項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。 **６．用地の使用制限** 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。 **１－１－10　工事着手** 受注者は、設計図書に定めのある他、特別な事情がない限り、工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 **１－１－11　工事の下請負** 受注者は、下請負に付する場合には、当該下請負工事の施工能力を有することを確認したうえで、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 （１）静岡市建設工事下請負の適正化に関する要綱（制定平成 15 年４月１日 最終改正平成 25 年４月１日）の規定によること。 （２）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 （３）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

改正前（令和４年版）

１－１－12　施工体制台帳

１．一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合には、建設業法第 24 条の７、及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条の規定による記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

また、その他記載すべき内容については以下のとおりとする。

（１）建設業法施行規則第 14 条の２に掲げる事項

（２）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

２．施工体系図

受注者は、第１項に示す法律の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。

なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

③．■■■■■

受注者は、交通誘導警備及び地質調査等（以下、委託の相手先という）を委託する場合は施工体制台帳の作成はしないものとし、施工体系図にのみ記述する。ただし、監督員及び検査員から受注者と委託の相手先との契約書等の提示を求められた場合は、関係する資料を提示しなければならない。

４．名札等の着用

監督員が必要と認め指示を行った場合、受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図１－１を標準とする。

（監理技術者補佐は、建設業法第26条第３項ただし書きに規定する者をいう。）

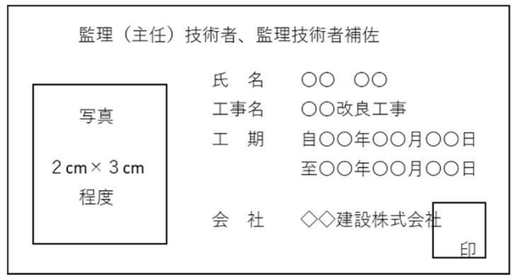

［注１］用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

［注２］所属会社の社印とする。

図１－１　名札の標準図

改正後（令和６年版）

１－１－12　施工体制台帳

１．一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合には、建設業法第 24 条の７、及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条の規定による記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

また、その他記載すべき内容については以下のとおりとする。

（１）建設業法施行規則第 14 条の２に掲げる事項

（２）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

２．施工体系図

受注者は、第１項に示す法律の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。

なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

３．名札等の着用

監督員が必要と認め指示を行った場合、受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図１－１を標準とする。

（監理技術者補佐は、建設業法第26条第３項ただし書きに規定する者をいう。）

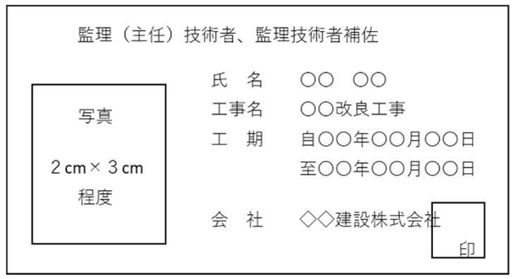

［注１］用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

［注２］所属会社の社印とする。

図１－１　名札の標準図

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
５．施工体制台帳等変更時の処置 第１項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。	**４．施工体制台帳等変更時の処置** 第１項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。
１－１－13　受注者相互の協力 受注者は、契約書第２条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	**１－１－13　受注者相互の協力** 受注者は、契約書第２条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。
１－１－14　調査及び試験に対する協力 **１．一般事項** 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知する。 **２．公共事業労務費調査** 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 （１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 （２）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 （３）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。 （４）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 **３．諸経費動向調査** 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 **４．施工合理化調査等** 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 **５．施工形態動向調査** 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工形態動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない、また、工期経過後においても同様とする。	**１－１－14　調査及び試験に対する協力** **１．一般事項** 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知する。 **２．公共事業労務費調査** 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 （１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 （２）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 （３）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。 （４）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 **３．諸経費動向調査** 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 **４．施工合理化調査等** 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 **５．施工形態動向調査** 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工形態動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない、また、工期経過後においても同様とする。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
６．低入札価格調査 受注者は、当該工事が静岡市建設工事低入札価格調査試行要領の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。 （１）受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 （２）第１編１－１－６に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	**６．低入札価格調査** 受注者は、当該工事が静岡市建設工事低入札価格調査試行要領の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。 （１）受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 （２）第１編１－１－６に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
７．間接工事費等諸経費動向調査 受注者は、当該工事が発注者の実施する間接工事費等諸経費動向調査の対象工事となった場合は、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 （１）受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、調査票等については、別途監督員が指示する。 （２）受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。 なお、監督員からその内容の説明を下請負者に対しても行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。	**７．間接工事費等諸経費動向調査** 受注者は、当該工事が発注者の実施する間接工事費等諸経費動向調査の対象工事となった場合は、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 （１）受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、調査票等については、別途監督員が指示する。 （２）受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。 なお、監督員からその内容の説明を下請負者に対しても行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。
８．独自の調査・試験を行う場合の処置 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。 また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	**８．独自の調査・試験を行う場合の処置** 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。 また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。
１－１－15　工事の一時中止	**１－１－15　工事の一時中止**
１．一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき、以下の各号に該当する場合においては、受注者に対して工事一時中止に係るガイドラインに従い、あらかじめ**書面**をもって**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、１－１－44臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 （１）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合 （２）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 （３）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合	**１．一般事項** 発注者は、契約書第20条の規定に基づき、以下の各号に該当する場合においては、受注者に対して工事一時中止に係るガイドラインに従い、あらかじめ**書面**をもって**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第１編１－１－45臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 （１）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合 （２）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 （３）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合
２．発注者の中止権 発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員	**２．発注者の中止権** 発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。	が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。
３．基本計画書の作成 前１項及び２項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	**３．基本計画書の作成** 前１項及び２項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。
１－１－16　設計図書の変更 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。 なお、設計変更にあたっては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」による。	**１－１－16　設計図書の変更** 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。 なお、設計変更にあたっては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」による。
１－１－17　工期変更 **１．一般事項** 契約書第15条第７項、第17条第１項、第18条第５項、第19条、第20条第３項、第22条及び第44条第２項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを発注者と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知する。	**１－１－17　工期変更** **１．一般事項** 契約書第15条第７項、第17条第１項、第18条第５項、第19条、第20条第３項、第22条及び第44条第２項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを発注者と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知する。
２．設計図書の変更等 受注者は、契約書第18条第５項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた揚合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第12号）その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第２項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を発注者に提出しなければならない。	**２．設計図書の変更等** 受注者は、契約書第18条第５項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた揚合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第12号）その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第２項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を発注者に提出しなければならない。
３．工事の一時中止 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第12号）その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して発注者と協議しなければならない。	**３．工事の一時中止** 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第12号）その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して発注者と協議しなければならない。
４．工期の延長 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第 12 号）その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して発注者と協議しなければならない。	**４．工期の延長** 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第 12 号）その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して発注者と協議しなければならない。
５．工期の短縮 受注者は、契約書第23条第１項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第12号）その他必要な資料を添付し、契約書第	**５．工期の短縮** 受注者は、契約書第23条第１項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、「変更工程表」（規則様式第12号）その他必要な資料を添付し、契約書第

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
24条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して発注者と協議しなければならない。	24条第２項に定める協議開始の日までに工期変更に関して発注者と協議しなければならない。
１－１－18　支給材料及び貸与品	**１－１－18　支給材料及び貸与品**
１．一般事項	**１．一般事項**
受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第８項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第８項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
２．受払状況の記録	**２．受払状況の記録**
受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
３．支給品精算書	**３．支給品精算書**
受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
４．受領書及び借用書	**４．受領書及び借用書**
受注者は、契約書第15条第１項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格または性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに発注者に提出しなければならない。受領書又は借用書を引渡しの日から７日以内に発注者に提出しなければならない。	受注者は、契約書第15条第１項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格または性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに発注者に提出しなければならない。受領書又は借用書を引渡しの日から７日以内に発注者に提出しなければならない。
５．引渡場所	**５．引渡場所**
契約書第15条第１項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督員の指示による。	契約書第15条第１項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督員の指示による。
６．返還	**６．返還**
受注者は、契約書第15条第９項「不用となった支給材料または貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。	受注者は、契約書第15条第９項「不用となった支給材料または貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。
７．修理等	**７．修理等**
受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。
８．流用の禁止	**８．流用の禁止**
受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。	受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
９．所有権	**９．所有権**
支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属する。	支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属する。
１－１－19　工事現場発生品	**１－１－19　工事現場発生品**
１．一般事項	**１．一般事項**
受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
２．設計図書以外の現場発生品の処置	**２．設計図書以外の現場発生品の処置**
受注者は、第１項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせ	受注者は、第１項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせ

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
て現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	て現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
１－１－20　建設副産物	**１－１－20　建設副産物**
１．一般事項	**１．一般事項**
受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督員の承諾を得なければならない。
２．マニフェスト	**２．マニフェスト**
受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。	受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。
３．法令遵守	**３．法令遵守**
受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年５月 31 日法律第 104 号、最終改正令和３年５月 19 日法律第 37 号）、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年５月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成３年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年６月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年５月 31 日法律第 104 号、最終改正令和３年５月 19 日法律第 37 号）、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年５月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成３年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年６月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
４．再生資源利用計画	**４．再生資源利用計画**
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、建設副産物情報交換システム［ＣＯＢＲＩＳ］（以下「システム」という）に登録し、再生資源利用計画を施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。また、登録情報に変更が生じた場合は、速やかにシステムにアクセスし、データの入力を行うものとする。	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、建設副産物情報交換システム［ＣＯＢＲＩＳ］（以下「システム」という）に登録し、再生資源利用計画を施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、登録情報に変更が生じた場合は、速やかにシステムにアクセスし、データの入力を行うものとする。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
５．再生資源利用促進計画	**５．再生資源利用促進計画**
受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物または金属くずを工事現場から搬出する場合には、システムに登録し、再生資源利用促進計画を施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。また、登録情報に変更が生じた場合は、速やかにシステムにアクセスし、データの入力を行うものとする。	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物または金属くずを工事現場から搬出する場合には、システムに登録し、再生資源利用促進計画を施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、登録情報に変更が生じた場合は、速やかにシステムにアクセスし、データの入力を行うものとする。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
６．実施書の提出	**６．実施書の提出**
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」をシステムに登録し、工事書類に含め監督員に提出しなければならない。 システムに関する問い合わせ先は下記のとおりとする。	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」をシステムに登録し、工事書類に含め監督員に提出しなければならない。 システムに関する問い合わせ先は下記のとおりとする。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
一般財団法人　日本建設情報総合センター（JACIC）内　建設副産物情報センター 電話　：０３－３５０５－０４１０ URL　：http://www.recycle.jacic.or.jp/ E-mail: recycle@jacic.or.jp	一般財団法人　日本建設情報総合センター（JACIC）内　建設副産物情報センター 電話　：０３－３５０５－０４１０ URL　：http://www.recycle.jacic.or.jp/ E-mail: recycle@jacic.or.jp
７．搬出調書 受注者は、建設発生土が搬出される工事にあたっては、搬出調書を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	**７．搬出調書** 受注者は、建設発生土が搬出される工事にあたっては、搬出調書を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
⑧．運搬処分等委託契約 建設副産物の処分又は運搬を委託する場合は、委託契約書の写しを整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	**⑧．運搬処分等委託契約** 建設副産物の処分又は運搬を委託する場合は、委託契約書の写しを整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
９．■■■■■ 受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装等の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法等については、事前に監督員と協議するものとする。	**９．■■■■■** 受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装等の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、当該作業現場が属する地方公共団体の定め等に基づき取り扱うものとし、処理・運搬方法等については、事前に監督員と協議するものとする。
１－１－21　工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。 ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することが出来る。	**１－１－21　工事完成図** 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。 ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することが出来る。
１－１－22　完成検査 **１．工事完成通知書の提出** 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、「完成届出書」（規則様式第19号）を発注者に提出しなければならない。 **２．完成検査の要件** 受注者は、「完成届出書」（規則様式第19号）を発注者に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 （１）設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。 （２）契約書第 17 条第１項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。 （３）設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。 （４）契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。 **３．検査日の通知** 発注者は、完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知する。 **４．検査内容** 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行う。 （１）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ	**１－１－22　完成検査** **１．工事完成通知書の提出** 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、「完成届出書」（規則様式第19号）を発注者に提出しなければならない。 **２．完成検査の要件** 受注者は、「完成届出書」（規則様式第19号）を発注者に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 （１）設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。 （２）契約書第 17 条第１項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。 （３）設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。 （４）契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。 **３．検査日の通知** 発注者は、完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知する。 **４．検査内容** 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行う。 （１）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（２）工事管理状況に関する書類、記録及び写真等	（２）工事管理状況に関する書類、記録及び写真等 （３）週休二日の履行状況
５．修補の指示 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。	**５．修補の指示** 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。
６．修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第２項に規定する期間に含めない。	**６．修補期間** 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第２項に規定する期間に含めない。
７．適用規定 受注者は、当該完成検査については、第３編１－１－６監督員による検査（確認を含む）及び立会い等第３項の規定を準用する。	**７．適用規定** 受注者は、当該完成検査については、第３編１－１－６監督員による検査（確認を含む）及び立会い等第３項の規定を準用する。
１－１－23　中間技術検査	**１－１－23　中間技術検査**
１．一般事項 受注者は、当該工事が予定価格（税込）で１億５千万円以上あるいは静岡市建設工事低入札価格調査試行要領に規定する調査対象に該当する場合は、中間技術検査を受けなければならない。 なお、土木工事については土木工事中間技術検査実施要領を、建築・設備工事については建築・設備工事中間技術検査実施要領による。	**１．一般事項** 受注者は、当該工事が予定価格（税込）で１億５千万円以上あるいは静岡市建設工事低入札価格調査試行要領に規定する調査対象に該当する場合は、中間技術検査を受けなければならない。 なお、土木工事については土木工事中間技術検査実施要領を、建築・設備工事については建築・設備工事中間技術検査実施要領による。
２．検査内容 中間技術検査は、完成検査に準じて実施するものとする。	**２．検査内容** 中間技術検査は、完成検査に準じて実施するものとする。
３．実施回数 実施回数は、監督員が指示する回数を実施するものとする。	**３．実施回数** 実施回数は、監督員が指示する回数を実施するものとする。
４．実施時期 実施時期は、監督員と協議して定めるものとする。	**４．実施時期** 実施時期は、監督員と協議して定めるものとする。
５．施工計画書 受注者は、実施回数及び実施時期など中間技術検査に関する事項について、第１編１－１－６施工計画書第１項（７）施工管理計画に記載しなければならない。	**５．施工計画書** 受注者は、実施回数及び実施時期など中間技術検査に関する事項について、第１編１－１－６施工計画書第１項（７）施工管理計画に記載しなければならない。
６．品質証明員 品質証明員は、中間技術検査に立ち会わなければならない。 なお、品質証明員は、土木工事共通仕様書品質証明実施基準に定める実施結果について提示しなければならない。	**６．品質証明員** 品質証明員は、中間技術検査に立ち会わなければならない。 なお、品質証明員は、土木工事共通仕様書品質証明実施基準に定める実施結果について提示しなければならない。
１－１－24　出来形部分検査等	**１－１－24　出来形部分検査等**
１．一般事項 受注者は、契約書第 38 条第３項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 39 条第１項の工事の完成の通知を行った場合は、出来形部分検査を受けなければならない。	**１．一般事項** 受注者は、契約書第 38 条第３項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 39 条第１項の工事の完成の通知を行った場合は、出来形部分検査を受けなければならない。
２．部分払いの請求 受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける	**２．部分払いの請求** 受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
前に監督員の指示により出来高確認請求書（規則様式第21号）を作成し、発注者に提出しなければならない。	前に監督員の指示により出来高確認請求書（規則様式第21号）を作成し、発注者に提出しなければならない。
３．検査内容	**３．検査内容**
検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行う。	検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行う。
（１）工事の出来形について、形状・寸法・精度・数量・品質及び出来ばえの検査を行う。	（１）工事の出来形について、形状・寸法・精度・数量・品質及び出来ばえの検査を行う。
（２）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	（２）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
	（３）週休二日の履行状況
４．修補	**４．修補**
受注者は、検査員の指示による修補については、第１編１－１－２２完成検査第５項の規定に従うものとする。	受注者は、検査員の指示による修補については、第１編１－１－２２完成検査第５項の規定に従うものとする。
５．適用規定	**５．適用規定**
受注者は、出来形部分検査については、第３編１－１－６監督員による検査（確認を含む）及び立会い等第３項の規定を準用する。	受注者は、出来形部分検査については、第３編１－１－６監督員による検査（確認を含む）及び立会い等第３項の規定を準用する。
６．検査日の通知	**６．検査日の通知**
発注者は、出来形部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知する。	発注者は、出来形部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知する。
１－１－25　部分使用	**１－１－25　部分使用**
１．一般事項	**１．一般事項**
発注者は、受注者の同意を得て工事目的物の全部又は一部を部分使用できる。	発注者は、受注者の同意を得て工事目的物の全部又は一部を部分使用できる。
２．監督員による検査	**２．監督員による検査**
受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受ける。	受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受ける。
１－１－26　施工管理	**１－１－26　施工管理**
１．一般事項	**１．一般事項**
受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。	受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
２．施工管理頻度、密度の変更	**２．施工管理頻度、密度の変更**
監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。	監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。
（１）工事の初期で作業が定常的になっていない場合	（１）工事の初期で作業が定常的になっていない場合
（２）管理試験結果が限界値に異常接近した場合	（２）管理試験結果が限界値に異常接近した場合
（３）試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合	（３）試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
（４）前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合	（４）前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
３．標示板の設置	**３．標示板の設置**
受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事内容、工期（終期日）時間帯、工事種類、発注者名及び受注者名、電話番号を記載し	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期（終期日）時間帯、工事種類、発注者名及び施工者名、電話番号を記載し

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
た標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。	た標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。
４．整理整頓 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。	**４．整理整頓** 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
５．周辺への影響防止 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	**５．周辺への影響防止** 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
６．労働環境等の改善 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	**６．労働環境等の改善** 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
７．発見・拾得物の処置 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受ける。	**７．発見・拾得物の処置** 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受ける。
８．記録及び関係書類 受注者は、記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査前に提出しなければならない。 なお、「静岡市土木工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。	**８．記録及び関係書類** 受注者は、記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査前に提出しなければならない。 なお、「静岡市土木工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。
	９．■■■■■ 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
１－１－27　履行報告 ①　受注者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式（工事記録簿）に基づき作成し、発注者に報告しなければならない。 ②　受注者は、下請けに指示した内容や監督員との調整、地元との調整した記録等を書面（工事打合せ記録（巻末資料参照））にて整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	**１－１－27　履行報告** ①　受注者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式（工事記録簿）に基づき作成し、発注者に報告しなければならない。 ②　受注者は、下請けに指示した内容や監督員との調整、地元との調整した記録等を書面（工事打合せ記録（巻末資料参照））にて整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
	１－１－28　週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組んだ場合は、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、４週（28日）単位で４週８休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら４週８休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。
１－１－28　工事関係者に対する措置請求 **１．現場代理人に対する措置** 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 **２．技術者に対する措置** 発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	**１－１－29　工事関係者に対する措置請求** **１．現場代理人に対する措置** 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 **２．技術者に対する措置** 発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
１－１－29　工事中の安全確保 **１．安全指針等の遵守** 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和３年３月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年３月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づくほか、建築工事安全施工技術指針（平成 27 年 1 月 20 日付　建設省営監発第 13 号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 **２．建設工事公衆災害防止対策要綱** 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号）（建設事務次官通達、令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 **３．支障行為等の防止** 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。 **４．使用する建設機械** 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。	**１－１－30　工事中の安全確保** **１．安全指針等の遵守** 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和４年２月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年３月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づくほか、建築工事安全施工技術指針（平成 27 年 1 月 20 日付　建設省営監発第 13 号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 **２．建設工事公衆災害防止対策要綱** 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号）（建設事務次官通達、令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 **３．支障行為等の防止** 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。 **４．使用する建設機械** 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
５．周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 **６．防災体制** 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。 **７．第三者の立入り禁止措置** 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。 **８．安全巡視** 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。 **９．現場環境改善（イメージアップ）** 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努める。 特に発注者が指定する工事については、下記に従ってイメージアップを実施するものとする。 （１）建設現場のイメージアップに関する施工計画書の作成 本工事の内容に応じた建設現場のイメージアップの具体的な計画を作成し、第１編１－１－６施工計画書第１項（８）安全管理に記載するものとする。 （２）建設現場のイメージアップの実施内容 土木工事については、建設現場のイメージアップの実施内容については、下記表の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション）に１内容ずつ（いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本とする。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。	**５．周辺への支障防止** 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 **６．防災体制** 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。 **７．第三者の立入り禁止措置** 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。 **８．安全巡視** 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。 **９．現場環境改善（イメージアップ）** 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努める。 特に発注者が指定する工事については、下記に従ってイメージアップを実施するものとする。 （１）建設現場のイメージアップに関する施工計画書の作成 本工事の内容に応じた建設現場のイメージアップの具体的な計画を作成し、第１編１－１－６施工計画書第１項（８）安全管理に記載するものとする。 （２）建設現場のイメージアップの実施内容 土木工事については、建設現場のイメージアップの実施内容については、下記表の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション）に１内容ずつ（いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本とする。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

改正前（令和４年版）

（表）

計上費目	実施する内容（土木工事）
仮設備関係	１．用水・電力等の供給設備　２．緑化・花壇　３．ライトアップ施設 ４．見学路及び椅子の設置　５．昇降設備の充実　６．環境負荷の低減
営繕関係	１．現場事務所の快適化　２．労働者宿舎の快適化 ３．デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ４．現場休憩所の快適化 ５．健康関連設備及び厚生施設の充実化
安全関係	１．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ２．盗難防止対策（警報機等）　３．避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	１．完成予想図　２．工法説明図　３．工事工程表 ４．デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む） ５．見学会等の開催（イベント等の実施含む） ６．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ７．パンフレット・工法説明ビデオ ８．地域対策費等（地域行事等の経費を含む）　９．社会貢献

（３）建設現場のイメージアップの実施状況報告

建設現場のイメージアップの実施報告については、完成届に完成写真を添付して提出すること。

10. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、主たる工種に従事する作業員全員の参加により月当たり、延べ半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を行い、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事もできる。

なお、交通誘導員は作業員ではないので必ずしも参加の必要はない。訓練等に参加しない場合、日々の安全活動や新規入場者教育等により労働災害防止や現場安全に努めること。また、当該現場での作業量が月当たり一日未満となる場合や主たる工種に従事しない下請負人等の作業員についても同様とし、災害防止協議会、新規入場者教育及び安全ミーティング（ＫＹ活動）等により労働災害防止や現場安全に努めること。

（１）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
（２）当該工事内容等の周知徹底
（３）工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
（４）当該工事における災害対策訓練
（５）当該工事現場で予想される事故対策
（６）その他、安全・訓練等として必要な事項

改正後（令和６年版）

（表）

計上費目	実施する内容（土木工事）
仮設備関係	１．用水・電力等の供給設備　２．緑化・花壇　３．ライトアップ施設 ４．見学路及び椅子の設置　５．昇降設備の充実　６．環境負荷の低減
営繕関係	１．現場事務所の快適化　２．労働者宿舎の快適化 ３．デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ４．現場休憩所の快適化 ５．健康関連設備及び厚生施設の充実化
安全関係	１．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ２．盗難防止対策（警報機等）　３．避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	１．完成予想図　２．工法説明図　３．工事工程表 ４．デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む） ５．見学会等の開催（イベント等の実施含む） ６．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ７．パンフレット・工法説明ビデオ ８．地域対策費等（地域行事等の経費を含む）　９．社会貢献

（３）建設現場のイメージアップの実施状況報告

建設現場のイメージアップの実施報告については、完成届に完成写真を添付して提出すること。

10. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、延べ半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事もできる。

なお、訓練等に参加できない場合、日々の安全活動や新規入場者教育等により労働災害防止や現場安全に努めること。

（１）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
（２）当該工事内容等の周知徹底
（３）工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
（４）当該工事における災害対策訓練
（５）当該工事現場で予想される事故対策
（６）その他、安全・訓練等として必要な事項

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
11. 安全教育・訓練等の計画 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	**11. 安全教育・訓練等の計画** 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
12. 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示する。また、安全研修・訓練等の実施記録を、工事工程月報と共に提出する。	**12. 安全教育・訓練等の記録** 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示する。また、安全研修・訓練等の実施記録を、工事工程月報と共に提出する。
13. 関係機関との連絡 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	**13. 関係機関との連絡** 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
14. 工事関係者の連絡会議 受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織する。	**14. 工事関係者の連絡会議** 受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織する。
15. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法（令和元年６月改正法律第 37 号）第 30 条第１項に規定する措置を講じるものとして、同条第２項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従う。	**15. 安全衛生協議会の設置** 監督員が、労働安全衛生法（令和元年６月改正法律第 37 号）第 30 条第１項に規定する措置を講じるものとして、同条第２項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従う。
16. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年６月改正法律第 37 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておく。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	**16. 安全優先** 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年６月改正法律第 37 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておく。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
17. 災害発生時の応急処置 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。	**17. 災害発生時の応急処置** 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。
18. 架空線等事故防止対策 受注者は架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。	**18. 架空線等事故防止対策** 受注者は架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。
⑲. 地下埋設物等の調査 受注者は、工事施工箇所の地下埋設物件等の有無及び占用者を調査し、支障の有無に関わらず、確認しなければならない。また、必要に応じて、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督員に報告しなければならない。	**⑲. 地下埋設物等の調査** 受注者は、工事施工箇所の地下埋設物件等の有無及び占用者を調査し、支障の有無に関わらず、確認しなければならない。また、必要に応じて、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督員に報告しなければならない。
20. 不明の地下埋設物等の処置 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	**20. 不明の地下埋設物等の処置** 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
21. 地下埋設物件等損害時の措置 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。また、第１編１－１－32 事故報告書の規定に基づき、被害状況、対応等を付した書面を速やかに提出しなければならない。 **22. 飛来落下物に対する安全対策** 受注者は鉄道または道路等に隣接している場所での工事施工については、飛来落下物に対する安全対策を講じなければならない。 **23. 南海トラフ地震注意情報発令時の措置** 受注者は、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から出された場合には、地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じなければならない。 （１）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における上記保全措置については、第１章１－１－６施工計画書第１項（９）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 （２）上記事実が発生した場合は、第１章１－１－44 臨機の措置の規定による。 （３）受注者は、上記の地震に限らず、地震発生後の状況から、作業の中止や現場内の点検を実施し、その状況を監督員に報告するものとする。 **24. 港湾工事の施工** 受注者は、港湾・漁港工事施工に当たり、港則法（令和３年６月改正法律第53号）海上衝突予防法（平成15年６月改正法律第63号）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和３年５月改正法律第43号）等を遵守するとともに工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する諸手続を迅速に処理しなければならない。なお、これらの諸手続に許可、承諾を得たときは､その写を監督員に提出しなければならない。 **25. 海上作業時の安全措置** 受注者は海上で作業をする場合には、他の航行船舶の安全を図るため、作業船または作業区域の存在を表す浮標、照明等を海上衝突予防法（平成15年改正法律第63号）第11条並びに港長または海上保安部長の指示により設置しなければならない。 **26. 海上作業時の見張り人の設置** 受注者は、航路等で作業船を使用する工事では、他の航行船舶の安全を図るために見張り人を配置しなければならない。 **㉗. 作業主任者等** 受注者は、当該現場において作業主任等の配置が必要とされる場合は、現場に掲示するとともに施工計画書に配置予定者、有資格者を記入すること。 **１－１－30　爆発及び火災の防止** **１. 火薬類の使用** 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。 （１）受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じる。	**21. 地下埋設物件等損害時の措置** 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。また、第１編１－１－33 事故報告書の規定に基づき、被害状況、対応等を付した書面を速やかに提出しなければならない。 **22. 飛来落下物に対する安全対策** 受注者は鉄道または道路等に隣接している場所での工事施工については、飛来落下物に対する安全対策を講じなければならない。 **23. 南海トラフ地震臨時情報発令時の措置** 受注者は、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から出された場合には、地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じなければならない。 （１）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における上記保全措置については、第１章１－１－６施工計画書第１項（９）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 （２）上記事実が発生した場合は、第１章１－１－45 臨機の措置の規定による。 （３）受注者は、上記の地震に限らず、地震発生後の状況から、作業の中止や現場内の点検を実施し、その状況を監督員に報告するものとする。 **24. 港湾工事の施工** 受注者は、港湾・漁港工事施工に当たり、港則法（令和３年６月改正法律第53号）海上衝突予防法（平成15年６月改正法律第63号）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和３年５月改正法律第43号）等を遵守するとともに工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する諸手続を迅速に処理しなければならない。なお、これらの諸手続に許可、承諾を得たときは､その写しを監督員に提出しなければならない。 **25. 海上作業時の安全措置** 受注者は海上で作業をする場合には、他の航行船舶の安全を図るため、作業船または作業区域の存在を表す浮標、照明等を海上衝突予防法（平成15年改正法律第63号）第11条並びに港長または海上保安部長の指示により設置しなければならない。 **26. 海上作業時の見張り人の設置** 受注者は、航路等で作業船を使用する工事では、他の航行船舶の安全を図るために見張り人を配置しなければならない。 **㉗. 作業主任者等** 受注者は、当該現場において作業主任等の配置が必要とされる場合は、現場に掲示するとともに施工計画書に配置予定者、有資格者を記入すること。 **１－１－31　爆発及び火災の防止** **１. 火薬類の使用** 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。 （１）受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じる。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを提示しなければならない。 （２）現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。 **２．火気の使用** 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。 （１）受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。 （２）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 （３）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 （４）受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。	なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを提示しなければならない。 （２）現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。 **２．火気の使用** 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。 （１）受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。 （２）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 （３）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 （４）受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
１－１－31　後片付け 受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にする。 ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去する。	**１－１－32　後片付け** 受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にする。 ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去する。
１－１－32　事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、「静岡市工事等事故報告マニュアル」に従い、直ちに監督員に連絡するとともに、被害状況、対応等を付した工事事故速報を速やかに提出しなけらばならない。	**１－１－33　事故報告書** 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、「静岡市工事等事故報告マニュアル」に従い、直ちに監督員に連絡するとともに、被害状況、対応等を付した工事事故速報を速やかに提出しなければならない。
１－１－33　環境対策 **１．環境保全** 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 **２．苦情対応** 受注者は、環境への影響が予知され、または発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなけばならない。	**１－１－34　環境対策** **１．環境保全** 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 **２．苦情対応** 受注者は、環境への影響が予知され、または発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなけばならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
３．注意義務 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。	**３．注意義務** 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。
４．廃油等の適切な措置 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和３年５月改正法律第 43 号）」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	**４．廃油等の適切な措置** 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和３年５月改正法律第 43 号）」に基づき、適切な措置をとらなければならない。
５．水中への落下防止措置 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。	**５．水中への落下防止措置** 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
６．排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表１－１に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表１－２に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年６月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。	**６．排出ガス対策型建設機械** 受注者は、工事の施工にあたり表１－１に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表１－２に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和３年２月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

改正前（令和４年版）

表１－１

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式抗圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

表１－２

機　　種	備　　考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力30kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの	

７．特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガ

改正後（令和６年版）

表１－１

機　　種	備　　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式抗圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

表１－２

機　　種	備　　考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力30kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの ・トンネル工事用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの	

７．特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガ

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	ソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
８．低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。 なお、受注者は協議を行う前に次の（１）から（３）について確認するものとする。 （１）調達した建設機械が新基準に適合しているか、該当建設のメーカーに確認するものとする。 （２）調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械メーカーに確認するものとする。なお、低振動型建設機械のうちバックホウ、バイブロハンマーについての協議は省略できるものとする。 （３）低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況及びシールを写真撮影したものを整理し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示する。	**８．低騒音型・低振動型建設機械** 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。 なお、受注者は協議を行う前に次の（１）から（３）について確認するものとする。 （１）調達した建設機械が新基準に適合しているか、該当建設のメーカーに確認するものとする。 （２）調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械メーカーに確認するものとする。なお、低振動型建設機械のうちバックホウ、バイブロハンマーについての協議は省略できるものとする。 （３）低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状況及びシールを写真撮影したものを整理し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示する。
９．特定調達品目 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和３年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 （１）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。 （２）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	**９．特定調達品目** 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和３年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 （１）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。 （２）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。
10. 六価クロム溶出試験 セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理を行う場合は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（平成12年3月24日建設省技調発第49号・営建発第10号 最終改正平成13年4月20日国官技第16号・国営建第1号）により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。	**10. 六価クロム溶出試験** セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理を行う場合は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（平成12年3月24日建設省技調発第49号・営建発第10号 最終改正平成13年4月20日国官技第16号・国営建第1号）により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。
11. 土壌環境基準を超える場合の措置 配合設計段階の試験結果が土壌環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を超	**11. 土壌環境基準を超える場合の措置** 配合設計段階の試験結果が土壌環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を超

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
える場合は、基準内に納まるよう設計図書（使用材料または配合設計の変更、若しくは工法の変更等）に関して監督員と協議しなければならない。 **12. 環境への配慮** 静岡市は、環境保全の取組みに関する基本理念及び基本方針を環境方針として定め、市役所内外に表明し、環境保全活動の継続的な推進のため、静岡市環境マネジメントシステムの効果的運用を図っている。 静岡市が発注する全ての公共工事において、「静岡市環境方針」を遵守し、「公共工事環境配慮指針」に基づき、環境配慮の取組みを行うものとし、下記に配慮の上、工事施工を図ること。 ① 省エネルギーの推進、公害対策、さらには化学物質の適正管理に配慮するなど、地球環境負荷の低減に努める。 ② 建設副産物の削減と適正処理をはじめ、リサイクルの推進、省資源等に配慮し、地球環境の持続可能な資源循環型社会の構築に貢献する。 ③ 環境関連法令及びその他の要求事項を遵守し、汚染の防止を図る。 ④ 工事現場において、市民が見やすい位置に「静岡市環境方針」を掲示し、環境教育・環境啓発に努める。	える場合は、基準内に納まるよう設計図書（使用材料または配合設計の変更、若しくは工法の変更等）に関して監督員と協議しなければならない。 **12. 環境への配慮** 静岡市は、環境保全の取組みに関する基本理念及び基本方針を環境方針として定め、市役所内外に表明し、環境保全活動の継続的な推進のため、静岡市環境マネジメントシステムの効果的運用を図っている。 静岡市が発注する全ての公共工事において、「静岡市環境方針」を遵守し、「公共工事環境配慮指針」に基づき、環境配慮の取組みを行うものとし、下記に配慮の上、工事施工を図ること。 ① 省エネルギーの推進、公害対策、さらには化学物質の適正管理に配慮するなど、地球環境負荷の低減に努める。 ② 建設副産物の削減と適正処理をはじめ、リサイクルの推進、省資源等に配慮し、地球環境の持続可能な資源循環型社会の構築に貢献する。 ③ 環境関連法令及びその他の要求事項を遵守し、汚染の防止を図る。 ④ 工事現場において、市民が見やすい位置に「静岡市環境方針」を掲示し、環境教育・環境啓発に努める。
１－１－34　文化財の保護 **１. 一般事項** 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。 **２. 文化財等発見時の処置** 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。	**１－１－35　文化財の保護** **１. 一般事項** 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。 **２. 文化財等発見時の処置** 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。
１－１－35　交通安全管理 **１. 一般事項** 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置する。 **２. 施工計画書** 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。 **３. 輸送災害の防止** 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事につい	**１－１－36　交通安全管理** **１. 一般事項** 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置する。 **２. 施工計画書** 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。 **３. 輸送災害の防止** 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事につい

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ては、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	ては、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
４．交通安全等輸送計画 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画をたて、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載による違法運行の防止対策について」（平成６年５月10日 設計第44号）に従う。	**４．交通安全等輸送計画** 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画をたて、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載による違法運行の防止対策について」（平成６年５月10日 設計第44号）に従う。
５．交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。 また、受注者は、公共工事において交通規制が発生する場合の道路管理者及び所轄警察署との協議又は申請にあたり必要となる地元承諾については、承諾書（巻末資料）を使用する。	**５．交通安全法令の遵守** 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。 また、受注者は、公共工事において交通規制が発生する場合の道路管理者及び所轄警察署との協議又は申請にあたり必要となる地元承諾については、承諾書（巻末資料）を使用する。
６．工事用道路使用の責任 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用する。	**６．工事用道路使用の責任** 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用する。
７．工事用道路共用時の処置 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用する。	**７．工事用道路共用時の処置** 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用する。
８．工事用道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	**８．工事用道路の維持管理** 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
９．公衆交通の確保 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	**９．公衆交通の確保** 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
10. 水上輸送 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替える。	**10. 水上輸送** 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替える。

改正前（令和４年版）

11. 作業区域の標示等

受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

12. 水中落下支障物の処置

受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

13. 作業船舶機械故障時の処理

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

14. 通行許可

（１）受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令（平成 31 年 3 月改正 政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第 47 条の 2 に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

また、道路交通法施行令（令和 2 年 6 月改正 政令第 181 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表１－３　一般的制限値

車両の諸元	一　般　的　制　限　値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については 4.1m）
重量　総重量	20.0ｔ（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0ｔ）
軸重	10.0ｔ
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18ｔ（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5ｔ以下の場合は 19ｔ）、1.8m以上の場合は 20ｔ
輪荷重	5.0ｔ
最小回転半径	12.0m

改正後（令和６年版）

11. 作業区域の標示等

受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

12. 水中落下支障物の処置

受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

13. 作業船舶機械故障時の処理

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。

14. 通行許可等

（１）受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第 47 条の 2 に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

また、道路交通法施行令（令和 4 年 1 月改正政令第 16 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表１－３　一般的制限値

車両の諸元	一　般　的　制　限　値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については 4.1m）
重量　総重量	20.0ｔ（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0ｔ）
軸重	10.0ｔ
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18ｔ（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5ｔ以下の場合は 19ｔ）、1.8m以上の場合は 20ｔ
輪荷重	5.0ｔ
最小回転半径	12.0m

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（２）受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。 また、以下の確認を行った資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。 ①　施工計画書に運搬計画を記載 ②　出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督員の承諾を得て省略できるものとする。 ③　通行許可証の写し ④　車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ） なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成 10 年 3 月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。 **15.　■■■■■** 受注者は、「道路工事保安施設設置基準（案）」により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあっては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。 **16.　■■■■■** 受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。 **１－１－36　施設管理** 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理される。 **１－１－37　諸法令の遵守** **１. 諸法令の遵守** 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。改正があった場合は最新のものを適用すること。 （１）地方自治法　（令和 3 年 6 月改正　法律第 82 号） （２）建設業法　（令和 3 年 5 月改正　法律第 48 号） （３）下請代金支払遅延等防止法　（平成 21 年 6 月改正　法律第 51 号） （４）労働基準法　（令和 2 年 3 月改正　法律第 14 号） （５）労働安全衛生法　（令和元年 6 月改正　法律第 37 号） （６）作業環境測定法　（令和元年 6 月改正　法律第 37 号） （７）じん肺法　（平成 30 年 7 月改正　法律第 71 号） （８）雇用保険法　（令和 3 年 6 月改正　法律第 58 号） （９）労働者災害補償保険法　（令和 2 年 6 月改正　法律第 40 号）	（２）受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。 また、以下の確認を行った資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。 ①　施工計画書に運搬計画を記載 ②　出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督員の承諾を得て省略できるものとする。 ③　通行許可証の写し ④　車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ） なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成 10 年 3 月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。 **15.　■■■■■** 受注者は、「道路工事保安施設設置基準（案）」により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあっては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。 **16.　■■■■■** 受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。 **１－１－37　施設管理** 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理される。 **１－１－38　諸法令の遵守** **１. 諸法令の遵守** 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。改正があった場合は最新のものを適用すること。 （１）地方自治法　（令和 3 年 6 月改正　法律第 82 号） （２）建設業法　（令和 3 年 5 月改正　法律第 48 号） （３）下請代金支払遅延等防止法　（平成 21 年 6 月改正　法律第 51 号） （４）労働基準法　（令和 2 年 3 月改正　法律第 14 号） （５）労働安全衛生法　（令和元年 6 月改正　法律第 37 号） （６）作業環境測定法　（令和元年 6 月改正　法律第 37 号） （７）じん肺法　（平成 30 年 7 月改正　法律第 71 号） （８）雇用保険法　（令和 4 年 3 月改正　法律第 12 号） （９）労働者災害補償保険法　（令和 2 年 6 月改正　法律第 40 号）

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
(10) 健康保険法 （令和３年６月改正 法律第 66 号）	(10) 健康保険法 （令和３年６月改正 法律第 66 号）
(11) 中小企業退職金共済法 （令和２年６月改正 法律第 40 号）	(11) 中小企業退職金共済法 （令和２年６月改正 法律第 40 号）
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 （令和２年３月改正 法律第 14 号）	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 （令和４年３月改正 法律第 12 号）
(13) 出入国管理及び難民認定法 （令和３年６月改正 法律第 69 号）	(13) 出入国管理及び難民認定法 （令和３年６月改正 法律第 69 号）
(14) 道路法 （令和３年３月改正 法律第９号）	(14) 道路法 （令和３年３月改正 法律第９号）
(15) 道路交通法 （令和２年６月改正 法律第 52 号）	(15) 道路交通法 （令和４年４月改正 法律第 32 号）
(16) 道路運送法 （令和２年６月改正 法律第 36 号）	(16) 道路運送法 （令和２年６月改正 法律第 36 号）
(17) 道路運送車両法 （令和３年５月改正 法律第 37 号）	(17) 道路運送車両法 （令和４年３月改正 法律第４号）
(18) 砂防法 （平成 22 年３月改正 法律第 20 号）	(18) 砂防法 （平成 22 年３月改正 法律第 20 号）
(19) 地すべり等防止法 （平成 29 年６月改正 法律第 45 号）	(19) 地すべり等防止法 （平成 29 年６月改正 法律第 45 号）
(20) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 （平成 17 年７月改正 法律第 82 号）	(20) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 （平成 17 年７月改正 法律第 82 号）
(21) 河川法 （令和３年５月改正 法律第 31 号）	(21) 河川法 （令和３年５月改正 法律第 31 号）
(22) 海岸法 （平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）	(22) 海岸法 （平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）
(23) 港湾法 （令和２年６月改正 法律第 49 号）	(23) 港湾法 （令和４年３月改正 法律第７号）
(24) 港則法 （令和３年６月改正 法律第 53 号）	(24) 港則法 （令和３年６月改正 法律第 53 号）
(25) 水路業務法 （平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）	(25) 水路業務法 （平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）
(26) 漁港漁場整備法 （平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）	(26) 漁港漁場整備法 （平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）
(27) 下水道法 （令和３年５月改正 法律第 31 号）	(27) 下水道法 （令和４年５月改正 法律第 44 号）
(28) 航空法 （令和３年６月改正 法律第 65 号）	(28) 航空法 （令和４年６月改正 法律第 62 号）
(29) 公有水面埋立法 （平成 26 年６月改正 法律第 51 号）	(29) 公有水面埋立法 （平成 26 年６月改正 法律第 51 号）
(30) 軌道法 （令和２年６月改正 法律第 41 号）	(30) 軌道法 （令和２年６月改正 法律第 41 号）
(31) 森林法 （令和２年６月改正 法律第 41 号）	(31) 森林法 （令和２年６月改正 法律第 41 号）
(32) 環境基本法 （令和３年５月改正 法律第 36 号）	(32) 環境基本法 （令和３年５月改正 法律第 36 号）
(33) 火薬類取締法 （令和元年６月改正 法律第 37 号）	(33) 火薬類取締法 （令和元年６月改正 法律第 37 号）
(34) 大気汚染防止法 （令和２年６月改正 法律第 39 号）	(34) 大気汚染防止法 （令和２年６月改正 法律第 39 号）
(35) 騒音規制法 （平成 26 年６月改正 法律第 72 号）	(35) 騒音規制法 （平成 26 年６月改正 法律第 72 号）
(36) 水質汚濁防止法 （平成 29 年６月改正 法律第 45 号）	(36) 水質汚濁防止法 （平成 29 年６月改正 法律第 45 号）
(37) 湖沼水質保全特別措置法 （平成 26 年６月改正 法律第 72 号）	(37) 湖沼水質保全特別措置法 （平成 26 年６月改正 法律第 72 号）
(38) 振動規制法 （平成 26 年６月改正 法律第 72 号）	(38) 振動規制法 （平成 26 年６月改正 法律第 72 号）
(39) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （令和元年６月改正 法律第 37 号）	(39) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （令和元年６月改正 法律第 37 号）
(40) 文化財保護法 （令和３年４月改正 法律第 22 号）	(40) 文化財保護法 （令和３年４月改正 法律第 22 号）
(41) 砂利採取法 （平成 27 年６月改正 法律第 50 号）	(41) 砂利採取法 （平成 27 年６月改正 法律第 50 号）
(42) 電気事業法 （令和２年６月改正 法律第 49 号）	(42) 電気事業法 （令和４年６月改正 法律第 74 号）
(43) 消防法 （令和３年５月改正 法律第 36 号）	(43) 消防法 （令和３年５月改正 法律第 36 号）
(44) 測量法 （令和元年６月改正 法律第 37 号）	(44) 測量法 （令和元年６月改正 法律第 37 号）
(45) 建築基準法 （令和３年５月改正 法律第 44 号）	(45) 建築基準法 （令和４年５月改正 法律第 55 号）
(46) 都市計画法 （令和３年５月改正 法律第 31 号）	(46) 都市計画法 （令和３年５月改正 法律第 31 号）
(47) 都市公園法 （平成 29 年５月改正 法律第 26 号）	(47) 都市公園法 （平成 29 年５月改正 法律第 26 号）

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 （令和３年５月改正 法律第 37 号）	(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 （令和３年５月改正 法律第 37 号）
(49) 土壌汚染対策法 （平成 29 年６月改正 法律第 45 号）	(49) 土壌汚染対策法 （平成 29 年６月改正 法律第 45 号）
(50) 駐車場法 （平成 29 年５月改正 法律第 26 号）	(50) 駐車場法 （平成 29 年５月改正 法律第 26 号）
(51) 海上交通安全法 （令和３年６月改正 法律第 53 号）	(51) 海上交通安全法 （令和３年６月改正 法律第 53 号）
(52) 海上衝突予防法 （平成 15 年６月改正 法律第 63 号）	(52) 海上衝突予防法 （平成 15 年６月改正 法律第 63 号）
(53) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 （令和３年５月改正 法律第 43 号）	(53) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 （令和３年５月改正 法律第 43 号）
(54) 船員法 （令和３年６月改正 法律第 75 号）	(54) 船員法 （令和３年６月改正 法律第 75 号）
(55) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 （平成 30 年６月改正 法律第 59 号）	(55) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 （平成 30 年６月改正 法律第 59 号）
(56) 船舶安全法 （令和３年５月改正 法律第 43 号）	(56) 船舶安全法 （令和３年５月改正 法律第 43 号）
(57) 自然環境保全法 （平成 31 年４月改正 法律第 20 号）	(57) 自然環境保全法 （平成 31 年４月改正 法律第 20 号）
(58) 自然公園法 （令和３年５月改正 法律第 29 号）	(58) 自然公園法 （令和３年５月改正 法律第 29 号）
(59) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （令和３年５月改正 法律第 37 号）	(59) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （令和３年５月改正 法律第 37 号）
(60) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （令和３年５月改正 法律第 36 号）	(60) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （令和３年５月改正 法律第 36 号）
(61) 河川法施行法 抄 （平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）	(61) 河川法施行法 抄 （平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
(62) 技術士法 （令和元年６月改正 法律第 37 号）	(62) 技術士法 （令和元年６月改正 法律第 37 号）
(63) 漁業法 （令和３年５月改正 法律第 47 号）	(63) 漁業法 （令和３年５月改正 法律第 47 号）
(64) 空港法 （令和３年６月改正 法律第 65 号）	(64) 空港法 （令和４年６月改正 法律第 62 号）
(65) 計量法 （平成 26 年６月改正 法律第 69 号）	(65) 計量法 （平成 26 年６月改正 法律第 69 号）
(66) 厚生年金保険法 （令和３年６月改正 法律第 66 号）	(66) 厚生年金保険法 （令和３年６月改正 法律第 66 号）
(67) 航路標識法 （令和３年６月改正 法律第 53 号）	(67) 航路標識法 （令和３年６月改正 法律第 53 号）
(68) 資源の有効な利用の促進に関する法律 （平成 26 年６月改正 法律第 69 号）	(68) 資源の有効な利用の促進に関する法律 （令和４年５月改正 法律第 46 号）
(69) 最低賃金法 （平成 24 年４月改正 法律第 27 号）	(69) 最低賃金法 （平成 24 年４月改正 法律第 27 号）
(70) 職業安定法 （令和元年６月改正 法律第 37 号）	(70) 職業安定法 （令和４年３月改正 法律第 12 号）
(71) 所得税法 （令和３年５月改正 法律第 37 号）	(71) 所得税法 （令和４年６月改正 法律第 71 号）
(72) 水産資源保護法 （平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）	(72) 水産資源保護法 （平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）
(73) 船員保険法 （令和３年６月改正 法律第 66 号）	(73) 船員保険法 （令和３年６月改正 法律第 66 号）
(74) 著作権法 （令和３年６月改正 法律第 52 号）	(74) 著作権法 （令和３年６月改正 法律第 52 号）
(75) 電波法 （令和３年３月改正 法律第 19 号）	(75) 電波法 （令和４年６月改正 法律第 70 号）
(76) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 （令和２年６月改正 法律第 42 号）	(76) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 （令和４年４月改正 法律第 32 号）
(77) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 （令和３年６月改正 法律第 58 号）	(77) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 （令和４年３月改正 法律第 12 号）
(78) 農薬取締法 （令和元年 12 月改正 法律第 62 号）	(78) 農薬取締法 （令和元年 12 月改正 法律第 62 号）
(79) 毒物及び劇物取締法 （平成 30 年６月改正 法律第 66 号）	(79) 毒物及び劇物取締法 （平成 30 年６月改正 法律第 66 号）
(80) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 （平成 29 年５月改正 法律第 41 号）	(80) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 （平成 29 年５月改正 法律第 41 号）
(81) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 （令和元年６月改正 法律第 35 号）	(81) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 （令和元年６月改正 法律第 35 号）

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（82）警備業法　（令和元年６月改正 法律第 37 号）	（82）警備業法　（令和元年６月改正 法律第 37 号）
（83）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 （令和３年５月改正 法律第 37 号）	（83）個人情報の保護に関する法律　（令和４年５月改正 法律第 54 号）
（84）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （令和２年６月改正 法律第 42 号）	（84）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （令和２年６月改正 法律第 42 号）
（85）地方税法　（令和３年６月改正 法律第 71 号）	（85）地方税法　（令和３年６月改正 法律第 71 号）
（86）水道法　（令和元年６月改正　法律第 37 号）	（86）水道法　（令和元年６月改正　法律第 37 号）
２．法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。	**２．法令違反の処置** 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
３．不適当な契約図書の処置 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第１項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。	**３．不適当な契約図書の処置** 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第１項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。
１－１－38　官公庁等への手続等	**１－１－39　官公庁等への手続等**
１．一般事項 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。	**１．一般事項** 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
２．関係機関への届出 発注者は、関係機関及び関係部課あてに工事通知を送付すること。工事通知は、工事名、予定期間、工事箇所、工事内容、監督員及び連絡先、受注者及び連絡先、交通規制内容等、その他注意事項を記入すること。なお、全面通行止の場合には、迂回路の有無と迂回路図を添付すること。 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。	**２．関係機関への届出** 発注者は、関係機関及び関係部課あてに工事通知を送付すること。工事通知は、工事名、予定期間、工事箇所、工事内容、監督員及び連絡先、受注者及び連絡先、交通規制内容等、その他注意事項を記入すること。なお、全面通行止の場合には、迂回路の有無と迂回路図を添付すること。 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。
３．諸手続きの提示、提出 受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求のあった場合は、写しを提出しなければならない。	**３．諸手続きの提示、提出** 受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求のあった場合は、写しを提出しなければならない。
４．許可承諾条件の遵守 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。	**４．許可承諾条件の遵守** 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。
５．コミュニケーション 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	**５．コミュニケーション** 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
６．苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。	**６．苦情対応** 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
７．交渉時の注意 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。 **８．交渉内容明確化** 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従う。 **９．鉄道と近接して工事を施工する場合** 受注者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督員に報告し、これにあたらなければならない。	**７．交渉時の注意** 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。 **８．交渉内容明確化** 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従う。 **９．鉄道と近接して工事を施工する場合** 受注者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督員に報告し、これにあたらなければならない。
１－１－39　施工時期及び施工時間の変更 **１．施工時間の変更** 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議する。 **２．休日又は夜間の作業連絡** 受注者は、官公庁の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に書面（電子メール、FAX可）により提出しなければならない。	**１－１－40　施工時期及び施工時間の変更** **１．施工時間の変更** 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議する。 **２．休日又は夜間の作業連絡** 受注者は、官公庁の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に書面（電子メール、FAX可）により提出しなければならない。
１－１－40　工事測量 **１．一般事項** 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。 **２．引照点等の設置** 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めればならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。 **３．仮設標識の設置** 受注者は、必要に応じて丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。 **４．工事用測量標の取扱い** 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなけ	**１－１－41　工事測量** **１．一般事項** 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。 **２．引照点等の設置** 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めればならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。 **３．仮設標識の設置** 受注者は、必要に応じて丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。 **４．工事用測量標の取扱い** 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなけ

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ればならない。 **５．既存杭の保全** 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。 **６．水準測量・水深測量** 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行う。	ればならない。 **５．既存杭の保全** 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。 **６．水準測量・水深測量** 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行う。
１－１－41　不可抗力による損害 **１．工事災害の報告** 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに監督員に報告するものとする。 **２．設計図書で定めた基準** 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 （１）波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合 （２）降雨に起因する以下のいずれかに該当する場合 ①　24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80㎜以上 ②　１時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20㎜以上 ③　連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150㎜以上 ④　その他設計図書で定めた基準 （３）強風に起因する最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15ｍ／秒以上あった場合 （４）河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合 （５）地震、津波、豪雪に起因する場合は周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 **３．その他** 契約書第 30 条第２項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	**１－１－42　不可抗力による損害** **１．工事災害の報告** 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに監督員に報告するものとする。 **２．設計図書で定めた基準** 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 （１）波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合 （２）降雨に起因する以下のいずれかに該当する場合 ①　24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80㎜以上 ②　１時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20㎜以上 ③　連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150㎜以上 ④　その他設計図書で定めた基準 （３）強風に起因する最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15ｍ／秒以上あった場合 （４）河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合 （５）地震、津波、豪雪に起因する場合は周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 **３．その他** 契約書第 30 条第２項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。
１－１－42　特許権等 **１．一般事項** 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第８条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。	**１－１－43　特許権等** **１．一般事項** 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第８条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．保全措置 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。 **３．著作権法に規定される著作物** 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和３年６月改正 法律第52号第２条第１項第１号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属する。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	**２．保全措置** 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。 **３．著作権法に規定される著作物** 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和３年６月改正 法律第52号第２条第１項第１号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属する。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。
１－１－43　保険の付保及び事故の補償 **１．一般事項** 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。 **２．回航保険** 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。 **３．保険加入の義務** 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 **４．補償** 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 **５．掛金収納書の提出** ①　受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、建設業退職金共済制度の対象労働者数及び就労日数を的確に把握したうえで、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結（当初契約時のみ）後（着手日選択型の場合、着手日後）１ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。なお、建退共証紙を購入しない場合は、その理由を記載し提出する。 ②　受注者は、建設業退職金共済契約者証及び共済証紙受払簿を整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示する。	**１－１－44　保険の付保及び事故の補償** **１．一般事項** 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。 **２．回航保険** 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。 **３．保険加入の義務** 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 **４．法定外の労災保険の付保補償** 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。 **５．補償** 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 **６．掛金収納書の提出** ①　受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、建設業退職金共済制度の対象労働者数及び就労日数を的確に把握したうえで、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結（当初契約時のみ）後（着手日選択型の場合、着手日後）１ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。なお、建退共証紙を購入しない場合は、その理由を記載し提出する。 ②　受注者は、建設業退職金共済契約者証及び共済証紙受払簿を整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示する。
１－１－44　臨機の措置 **１．一般事項** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知し	**１－１－45　臨機の措置** **１．一般事項** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知し

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
なければならない。 **２．天災等** 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	なければならない。 **２．天災等** 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
	１－１－46　石綿使用の有無 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。
１－１－45　河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件 **１．地下埋設物件等の調査** 受注者は、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。また、施工の障害となる物件がある場合は、占用者とその処置について打合せを行い、監督員に報告しなければならない。 **２．応急処置及び復旧処置** 受注者は、工事の施工により河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。 **３．管理者不明の占用物件の発見** 受注者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督員に報告し、その処置は予想される占用者の立ち会いを得て管理者を明確にしたうえで処置しなければない。 **４．占用工事等との競合** 受注者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。	**１－１－47　河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件** **１．地下埋設物件等の調査** 受注者は、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。また、施工の障害となる物件がある場合は、占用者とその処置について打合せを行い、監督員に報告しなければならない。 **２．応急処置及び復旧処置** 受注者は、工事の施工により河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。 **３．管理者不明の占用物件の発見** 受注者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督員に報告し、その処置は予想される占用者の立ち会いを得て管理者を明確にしたうえで処置しなければない。 **４．占用工事等との競合** 受注者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。
１－１－46　踏荒らし **１．用地付近又は官民境界付近に接した工事** 受注者は、用地付近または官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了解を得て着手しなければならない。 **２．踏荒らし又は構造物等に損傷を与えた場合** 受注者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏み荒らしまたは民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。	**１－１－48　踏荒らし** **１．用地付近又は官民境界付近に接した工事** 受注者は、用地付近または官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了解を得て着手しなければならない。 **２．踏荒らし又は構造物等に損傷を与えた場合** 受注者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏み荒らしまたは民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
１－１－47　ダンプトラック等による過積載等の防止 受注者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、ダンプトラック等による過積載等の防止に努めなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載による違法運行の防止対策について」（平成６年５月10日設計第44号）に従うものとする。 （１）工事用資材等の積載超過のないようにする。 （２）過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。 （３）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 （４）さし枠の装置または物品積載装置の不正改造したダンプトラックが工事現場に出入りすることのないようにすること。 （５）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下法という）（令和2年6月改正法律第42号）」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の利用を促進すること。 （６）受注者または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させるものを排除すること。 （７）（１）から（６）のことにつき、下請業者を指導すること。	**１－１－49　ダンプトラック等による過積載等の防止** 受注者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、ダンプトラック等による過積載等の防止に努めなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載による違法運行の防止対策について」（平成６年５月10日設計第44号）に従うものとする。 （１）工事用資材等の積載超過のないようにする。 （２）過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。 （３）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 （４）さし枠の装置または物品積載装置の不正改造したダンプトラックが工事現場に出入りすることのないようにすること。 （５）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下法という）（令和2年6月改正法律第42号）」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の利用を促進すること。 （６）受注者または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させるものを排除すること。 （７）（１）から（６）のことにつき、下請業者を指導すること。
１－１－48　契約後VE 受注者は、当該工事が予定価格（税込）で１億５千万円以上の場合は、契約後VEのVE提案を行うことができる。契約後VEは、次の掲げる各号に基づいて行うものとする。 （１）受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減が可能な施工方法等に係る設計図書の変更について発注者に提案することができる。その詳細及び提案様式等は「静岡市契約後VE実施要領」のとおりとする。 （２）発注者は、受注者のVE提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。 （３）発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、請負代金額を変更しなければならない。 （４）前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の５に相当する金額をVE管理費として計上するものとする。 （５）VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更を指示した場合、受注者はこれに応じるものとする。 （６）発注者は、契約書第18条の条件変更が生じた場合には、契約書第25条第１項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責めに帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。	**１－１－50　契約後VE** 受注者は、当該工事が予定価格（税込）で１億５千万円以上の場合は、契約後VEのVE提案を行うことができる。契約後VEは、次の掲げる各号に基づいて行うものとする。 （１）受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減が可能な施工方法等に係る設計図書の変更について発注者に提案することができる。その詳細及び提案様式等は「静岡市契約後VE実施要領」のとおりとする。 （２）発注者は、受注者のVE提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。 （３）発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、請負代金額を変更しなければならない。 （４）前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の５に相当する金額をVE管理費として計上するものとする。 （５）VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更を指示した場合、受注者はこれに応じるものとする。 （６）発注者は、契約書第18条の条件変更が生じた場合には、契約書第25条第１項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責めに帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
１－１－49　電子納品 電子納品の運用は「静岡市電子納品要領・基準」に基づき行うものとする。	**１－１－51　電子納品** 電子納品の運用は「静岡市電子納品要領・基準」に基づき行うものとする。
１－１－50　市産木材の使用 ①　市内産木材の適用がない場合でも可能な範囲で市内産木材の使用に努めること。	**１－１－52　市産木材の使用** ①　市内産木材の適用がない場合でも可能な範囲で市内産木材の使用に努めること。
１－１－51　県産木材の使用 **１．■■■■■** 受注者は、木材の使用に当たっては１－１－50 市産木材の使用を原則とするが、これにより難い場合は「県産木材」を使用するものとし、それにより難い場合は監督員と協議するものとする。なお、「県産木材」とは、「静岡県産材証明制度要綱」第 2 条に掲げるものをいう。 **２．■■■■■** 受注者は、施工計画書の主要資材の項目欄に木材の購入業者名を記載し監督員に提出する。 **３．■■■■■** 受注者は、木材の購入先が「県産材取扱業者」（「静岡県産材証明制度要綱」第 3 条）の場合には、「使用材料品質証明書」において県産材取扱業者認定書の写しを添付して提出しなければならない。また、木材の購入先が、知事から「県産材販売管理票」※の交付を受けた者（「静岡県産材証明制度要綱」第 9 条）の場合には、発行番号が記載された内容未記入の県産材販売管理票の写しを添付して提出する。 ※「県産材販売管理票」は、静岡県木材協同組合連合会の「静岡県木材業者登録簿」に登載され、「県産材取扱業者」として認定された者または知事が「県産材販売管理票」の交付を行った者から木材を購入した場合には、その発行を受けることができる。 **４．■■■■■** 受注者は、「県産木材」であることを証明する書類として、「県産材販売管理票（副）」を完成届に添付して提出する。 **５．■■■■■** 受注者は、支障木等現地発生材を使用する場合には、「県産材販売管理票（副）」の提出の代わりに、現地において監督員の確認を受けることとする。 **６．■■■■■** 受注者は、工事で使用された全ての県産木材の利用量について、工事完成時に発注者に報告しなければならない。	**１－１－53　県産木材の使用** **１．■■■■■** 受注者は、木材の使用に当たっては１－１－52 市産木材の使用を原則とするが、これにより難い場合は「県産木材」を使用するものとし、それにより難い場合は監督員と協議するものとする。なお、「県産木材」とは、「静岡県産材証明制度要綱」第 2 条に掲げるものをいう。 **２．■■■■■** 受注者は、施工計画書の主要資材の項目欄に木材の購入業者名を記載し監督員に提出する。 **３．■■■■■** 受注者は、木材の購入先が「県産材取扱業者」（「静岡県産材証明制度要綱」第 3 条）の場合には、「使用材料品質証明書」において県産材取扱業者認定書の写しを添付して提出しなければならない。また、木材の購入先が、知事から「県産材販売管理票」※の交付を受けた者（「静岡県産材証明制度要綱」第 9 条）の場合には、発行番号が記載された内容未記入の県産材販売管理票の写しを添付して提出する。 ※「県産材販売管理票」は、静岡県木材協同組合連合会の「静岡県木材業者登録簿」に登載され、「県産材取扱業者」として認定された者または知事が「県産材販売管理票」の交付を行った者から木材を購入した場合には、その発行を受けることができる。 **４．■■■■■** 受注者は、「県産木材」であることを証明する書類として、「県産材販売管理票（副）」を完成届に添付して提出する。 **５．■■■■■** 受注者は、支障木等現地発生材を使用する場合には、「県産材販売管理票（副）」の提出の代わりに、現地において監督員の確認を受けることとする。 **６．■■■■■** 受注者は、工事で使用された全ての県産木材の利用量について、工事完成時に発注者に報告しなければならない。
１－１－52　建設業の担い手確保・育成を目的とした事業 受注者は、設計図書において建設業の担い手確保・育成を目的とした事業の対象工事と定められた場合は、静岡市建設業担い手確保・育成ホームページ（https://ninaite.jp）に掲載の特記仕様書及び参考資料に基づき、各事業を実施するものとする。	**１－１－54　建設業の担い手確保・育成を目的とした事業** 受注者は、設計図書において建設業の担い手確保・育成を目的とした事業の対象工事と定められた場合は、静岡市建設業担い手確保・育成ホームページ（https://ninaite.jp）に掲載の特記仕様書及び参考資料に基づき、各事業を実施するものとする。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
１－１－53　総合評価方式の評価項目の履行 受注者は、当該工事が総合評価方式制限付一般競争入札により落札・契約した場合、総合評価方式の評価項目の履行に関する特記仕様書（巻末資料）に基づき履行しなければならない。	**１－１－55　総合評価方式の評価項目の履行** 受注者は、当該工事が総合評価方式制限付一般競争入札により落札・契約した場合、総合評価方式の評価項目の履行に関する特記仕様書（巻末資料）に基づき履行しなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
第２章　土　　工	**第２章　土　　工**
第１節　適　用 **１．適用工種** 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾・漁港土工、その他これらに類する工種について適用する。 **２．適用規定** 本章に特に定めのない事項については、第２編材料編の規定による。	**第１節　適　用** **１．適用工種** 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。 **２．適用規定** 本章に特に定めのない事項については、第２編材料編の規定による。
第２節　適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路土工要綱 （平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 （昭和24年8月） 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 （昭和22年4月） 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 （平成21年6月） 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル （平成25年12月） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 （平成14年5月） 建設省 堤防余盛基準について （昭和44年1月） 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル （平成25年12月） 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル （平成26年8月） 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計施工マニュアル （平成26年8月） 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル （平成21年４月） 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 （平成18年６月） 国土交通省 発生土利用基準 （平成18年８月） 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 （平成29年３月）	**第２節　適用すべき諸基準** 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路土工要綱 （平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 （昭和24年8月） 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 （昭和22年4月） 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 （平成21年6月） 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル （平成25年12月） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 （平成14年5月） 建設省 堤防余盛基準について （昭和44年1月） 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル （平成25年12月） 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル （平成26年8月） 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計施工マニュアル （平成26年8月） 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル （平成21年４月） 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 （平成18年６月） 国土交通省 発生土利用基準 （平成18年８月） 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 （平成29年３月）
第３節　河川土工・海岸土工・砂防土工 **２－３－１　一般事項** **１．適用工種** 本節は、河川土工・海岸土工・砂防土工として掘削工、盛土工、盛土補強工、法面整形工、堤防天端工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。	**第３節　河川土工・海岸土工・砂防土工** **２－３－１　一般事項** **１．適用工種** 本節は、河川土工・海岸土工・砂防土工として掘削工、盛土工、盛土補強工、法面整形工、堤防天端工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。

改正前（令和４年版）

２．地山の土及び岩の分類

地山の土及び岩の分類は、表２－１による。

受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確められた時点で、監督員の確認を受けなければならない。

また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第 18 条第１項の規定により監督員に指示を受けなければならない。

なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

表２－１　土及び岩の分類表

名称 A	名称 B	名称 C	説明	説明	摘要
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(GF)
	砂質土及び砂	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂(S)
		砂質土（普通土）	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)
	粘性土	粘性土	バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)
		高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土（V） 有機質土(O)
岩または石	石塊玉石	岩塊玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 ㎝ 以上とし、まるみのあるのを玉石とする。		玉石まじり土、岩塊、破砕された岩、ごろごろした河床
		玉石混り土	玉石が多量に混入したもの及び岩塊・破砕された岩・ごろごろした河床を含み、 掘削しにくくバケット等に空隙ができ易いものをいう。		
		玉石混り固結土	土砂・玉石混り土等で、 固結の程度が強いものをいい、 切土及び掘削に際し 21t ブルドーザに装着したリッパーで切崩し可能なものをいう。		
		転石混り土	土の内に 0.5m3／個以上の転石が混在するもので、転石量が５～50%あるものをいい下記のように分類する。		
		Ⅰ	転石量５～20%程度有するものまたは転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。		
		Ⅱ	転石量 20～35%程度有するものをいう。		
		Ⅲ	転石量 35～50%程度有するものをいう。		

改正後（令和６年版）

２．地山の土及び岩の分類

地山の土及び岩の分類は、表２－１による。

受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確められた時点で、監督員の確認を受けなければならない。

また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第 18 条第１項の規定により監督員に指示を受けなければならない。

なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

表２－１　土及び岩の分類表

名称 A	名称 B	名称 C	説明	説明	摘要
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(GF)
	砂質土及び砂	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂(S)
		砂質土（普通土）	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)
	粘性土	粘性土	バケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)
		高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土（V） 有機質土(O)
岩または石	石塊玉石	岩塊玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径 7.5 ㎝ 以上とし、まるみのあるのを玉石とする。		玉石まじり土、岩塊、破砕された岩、ごろごろした河床
		玉石混り土	玉石が多量に混入したもの及び岩塊・破砕された岩・ごろごろした河床を含み、 掘削しにくくバケット等に空隙ができ易いものをいう。		
		玉石混り固結土	土砂・玉石混り土等で、 固結の程度が強いものをいい、 切土及び掘削に際し 21t ブルドーザに装着したリッパーで切崩し可能なものをいう。		
		転石混り土	土の内に 0.5m3／個以上の転石が混在するもので、転石量が５～50%あるものをいい下記のように分類する。		
		Ⅰ	転石量５～20%程度有するものまたは転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。		
		Ⅱ	転石量 20～35%程度有するものをいう。		
		Ⅲ	転石量 35～50%程度有するものをいう。		

改正前（令和４年版）

	軟岩	軟岩	Ⅰ	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。 風化がはなはだしくきわめてもろいもの。 指先で離しうる程度のもので亀裂の間隔は１～５㎝くらいのもの及び第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの。 離れ易いもので、亀裂間隔は５～10 ㎝程度のもの。	地山弾性波速度 700～ 2,800m／sec
			Ⅱ	凝灰質で堅く固結しているもの。 風化が目にそって相当進んでいるもの。 亀裂間隔が 10～30 ㎝程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。	
	硬岩	中硬岩		石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の硬さを有するもの。 風化の程度があまり進んでいないもの。 硬い岩石で間隔 30～50 ㎝程度の亀裂を有するもの。	地山弾性波速度 2,000～ 4,000m／sec
		硬岩	Ⅰ	花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。 亀裂間隔が１m内外で相当密着しているもの。 硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3,000m／sec 以上
			Ⅱ	けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。 風化していない新鮮な状態のもの。 亀裂が少なく、よく密着しているもの。	

３. 排水処理

受注者は、工事施工中については、滞水を生じないような排水状態に維持しなければならない。

４. 適用規定

受注者は、建設発生土については、第１編 1－1－20 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。

５. 発生土受入れ地等

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

６. 施工計画書

受注者は、建設発生土処理にあたり第１編 1－1－６施工計画書第１項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

（１）処理方法（場所・形状等）

（２）排水計画

（３）場内維持等

７. 建設発生土受入れ地の実測

受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。

改正後（令和６年版）

	軟岩	軟岩	Ⅰ	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。 風化がはなはだしくきわめてもろいもの。 指先で離しうる程度のもので亀裂の間隔は１～５㎝くらいのもの及び第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの。 離れ易いもので、亀裂間隔は５～10 ㎝程度のもの。	地山弾性波速度 700～ 2,800m／sec
			Ⅱ	凝灰質で堅く固結しているもの。 風化が目にそって相当進んでいるもの。 亀裂間隔が 10～30 ㎝程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。	
	硬岩	中硬岩		石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の硬さを有するもの。 風化の程度があまり進んでいないもの。 硬い岩石で間隔 30～50 ㎝程度の亀裂を有するもの。	地山弾性波速度 2,000～ 4,000m／sec
		硬岩	Ⅰ	花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。 亀裂間隔が１m内外で相当密着しているもの。 硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3,000m／sec 以上
			Ⅱ	けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。 風化していない新鮮な状態のもの。 亀裂が少なく、よく密着しているもの。	

３. 排水処理

受注者は、工事施工中については、滞水を生じないような排水状態に維持しなければならない。

４. 適用規定

受注者は、建設発生土については、第１編 1－1－20 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。

５. 発生土受入れ地等

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

６. 施工計画書

受注者は、建設発生土処理にあたり第１編 1－1－６施工計画書第１項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

（１）処理方法（場所・形状等）

（２）排水計画

（３）場内維持等

７. 建設発生土受入れ地の実測

受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。

改正前（令和４年版）

８. 建設発生土受入れ地の条件

建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

９. 伐開発生物の処理方法

受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

10. 伐開除根作業範囲

受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表２－２に従い施工しなければならない。

表２－２　伐開除根作業

区　　分	種　　別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左

２－３－２　掘削工

1. 掘削工（切土工）の定義

掘削工（切土工）とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書による。

（１）流用土･･･自工区で流用する建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。なお、流用土のうち、一時的に仮置きする必要のあるものを仮置土という。

（２）発生土･･･自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。

２. 一般事項

受注者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。受注者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とする。

３. 浮石等の処理

受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。

４. 異常時の処置

受注者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。

改正後（令和６年版）

８. 建設発生土受入れ地の条件

建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

９. 伐開発生物の処理方法

受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

10. 伐開除根作業範囲

受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表２－２に従い施工しなければならない。

表２－２　伐開除根作業

区　　分	種　　別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左

２－３－２　掘削工

1. 掘削工（切土工）の定義

掘削工（切土工）とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称C欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書による。

（１）流用土･･･自工区で流用する建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。なお、流用土のうち、一時的に仮置きする必要のあるものを仮置土という。

（２）発生土･･･自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。

２. 一般事項

受注者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。受注者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とする。

３. 浮石等の処理

受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。

４. 異常時の処置

受注者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
５．地山の挙動監視 受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。 **６．掘削方向** 受注者は、砂防土工における斜面対策としての掘削工（排土）を行うにあたり、設計図書で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。 **７．残土運搬時の注意** 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。	**５．地山の挙動監視** 受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。 **６．掘削方向** 受注者は、砂防土工における斜面対策としての掘削工（排土）を行うにあたり、設計図書で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。 **７．残土運搬時の注意** 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。
２－３－３　盛土工 **１．盛土工の定義** 盛土工とは、流用土・発生土・採取土・購入土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。 （１）流用土･･･自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。 ①利用土･･･自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。 ②仮置土･･･流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から、積込･運搬する作業を含むものをいう。 （２）発生土･･･他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。 （３）採取土･･･他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの。積込・運搬する作業を含むものをいう。 （４）購入土･･･現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。 **２．盛土工の施工** 盛土工の施工については、次の各号の規定による。 （１）受注者は、施工中の盛土表面については、3%以上10%以下の横断勾配を得るよう施工しなければならない。なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げをし、雨水の浸透が少なくなるよう施工する。 （２）受注者は、盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあっては、それぞれの出来形等を確認する。 （３）受注者は、盛土作業においては、木根・腐植土等の取除き及びこね返しを受けた部分の取除き処理を行わなければならない。 （４）受注者は、流用土、発生土及び採取土を盛土材として使用する場合は、「発生土利用基準について（平成20年８月26日20静建土技第1006号）」に従い、盛土材の材質を確認し、報告しなけれなばらない。また、流用土または採取土で盛土に使用できない不良土は、監督員と協議し処理しなければならない。 （５）受注者は、盛土の締固め管理を密度管理としなければならない。但し、密度管理が不適当な場合は監督員と協議を行い表２－３の締固め管理を行わなければならない。	**２－３－３　盛土工** **１．盛土工の定義** 盛土工とは、流用土・発生土・採取土・購入土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。 （１）流用土･･･自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。 ①利用土･･･自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。 ②仮置土･･･流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から、積込･運搬する作業を含むものをいう。 （２）発生土･･･他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。 （３）採取土･･･他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの。積込・運搬する作業を含むものをいう。 （４）購入土･･･現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。 **２．盛土工の施工** 盛土工の施工については、次の各号の規定による。 （１）受注者は、施工中の盛土表面については、3%以上10%以下の横断勾配を得るよう施工しなければならない。なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げをし、雨水の浸透が少なくなるよう施工する。 （２）受注者は、盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあっては、それぞれの出来形等を確認する。 （３）受注者は、盛土作業においては、木根・腐植土等の取除き及びこね返しを受けた部分の取除き処理を行わなければならない。 （４）受注者は、流用土、発生土及び採取土を盛土材として使用する場合は、「発生土利用基準について（平成20年８月26日20静建土技第1006号）」に従い、盛土材の材質を確認し、報告しなけれなばらない。また、流用土または採取土で盛土に使用できない不良土は、監督員と協議し処理しなければならない。 （５）受注者は、盛土の締固め管理を密度管理としなければならない。但し、密度管理が不適当な場合は監督員と協議を行い表２－３の締固め管理を行わなければならない。

改正前（令和４年版）

表２－３　締固め管理

転　圧　機　種	規　　格	一層の仕上げ厚さ（m）	回　　数（回）
ブルドーザー	21t	0.3	4 以上
〃	15t	0.3	5 以上
振動ローラー	2.5t～2.8t	0.3	5 以上
タ　ン　パ	60kg～100kg	0.2	3 以上

注）一層の仕上がり厚さは、目標値とする。

３．■■■■■

受注者は、軟弱地盤の盛土工の施工に当たり、次の各項目等の沈下量確認方法について施工計画書に記載しなければならない。

（１）運搬車両による確認

（２）土取り場における跡坪測量における確認

（３）沈下板等による確認

（４）その他必要な記録

４．一般事項

受注者は、盛土工の開始にあたって、地盤の表面を本条６項に示す盛土層厚の 1／2 の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。

５．盛土の滑動防止

受注者は、１：４より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。

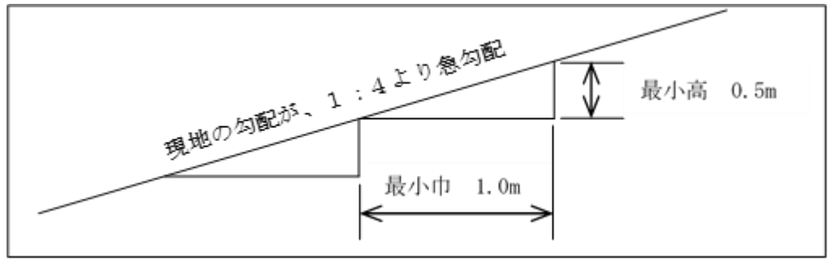

図２－１　盛土基礎地盤の段切

６．一層の仕上り厚

受注者は、築堤の盛土工の施工において、一層の仕上り厚を 30 ㎝以下とし、平坦に締固めなければならない。

７．狭隘箇所等の締固め

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。

また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締

改正後（令和６年版）

表２－３　締固め管理

転　圧　機　種	規　　格	一層の仕上げ厚さ（m）	回　　数（回）
ブルドーザー	21t	0.3	4 以上
〃	15t	0.3	5 以上
振動ローラー	2.5t～2.8t	0.3	5 以上
タ　ン　パ	60kg～100kg	0.2	3 以上

注）一層の仕上がり厚さは、目標値とする。

３．■■■■■

受注者は、軟弱地盤の盛土工の施工に当たり、次の各項目等の沈下量確認方法について施工計画書に記載しなければならない。

（１）運搬車両による確認

（２）土取り場における跡坪測量における確認

（３）沈下板等による確認

（４）その他必要な記録

４．一般事項

受注者は、盛土工の開始にあたって、地盤の表面を本条６項に示す盛土層厚の 1／2 の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。

５．盛土の滑動防止

受注者は、１：４より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。

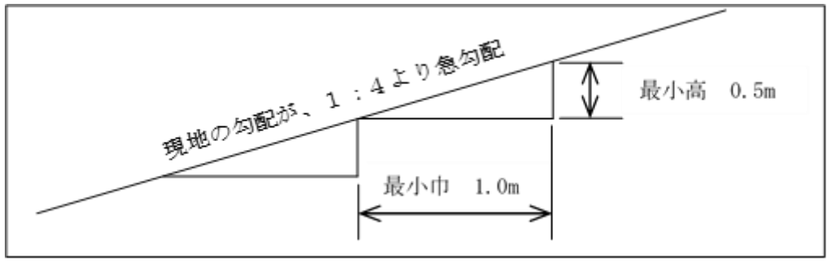

図２－１　盛土基礎地盤の段切

６．一層の仕上り厚

受注者は、築堤の盛土工の施工において、一層の仕上り厚を 30 ㎝以下とし、平坦に締固めなければならない。

７．狭隘箇所等の締固め

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20cm 以下で入念に締固めなければならない。

また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
固めなければならない。	固めなければならない。
８．石が混入する盛土材料の処置	**８．石が混入する盛土材料の処置**
受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が一ヶ所に集まらないようにしなければならない。	受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が一ヶ所に集まらないようにしなければならない。
９．作業終了時等の排水処理	**９．作業終了時等の排水処理**
受注者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に 4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	受注者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に 4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
10. 適切な含水比の確保	**10. 適切な含水比の確保**
受注者は、締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。	受注者は、締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。
11. 異常時の処置	**11. 異常時の処置**
受注者は、盛土工の施工中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督員に通知しなければならない。	受注者は、盛土工の施工中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督員に通知しなければならない。
12. 採取場の実測	**12. 採取場の実測**
受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。
13. 採取場の維持及び修復	**13. 採取場の維持及び修復**
受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、監督員と協議しなければならない。	受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、監督員と協議しなければならない。
14. 採取土及び購入土運搬時の注意	**14. 採取土及び購入土運搬時の注意**
受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とする。	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とする。
15. 軟弱地盤上の盛土の施工	**15. 軟弱地盤上の盛土の施工**
受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。	受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。
16. 沈下量確認方法	**16. 沈下量確認方法**
受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。	受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。
17. 盛土敷の排水乾燥	**17. 盛土敷の排水乾燥**
受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、速やかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。	受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、速やかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。
18. 一段階の盛土高さ	**18. 一段階の盛土高さ**
軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た	軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
後、次の盛土に着手しなければならない。	後、次の盛土に着手しなければならない。
19. 異常時の処置	**19. 異常時の処置**
受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を、監督員に通知しなければならない。	受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を、監督員に通知しなければならない。
20. 押え盛土の施工計画	**20. 押え盛土の施工計画**
受注者は、砂防土工における斜面対策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。	受注者は、砂防土工における斜面対策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。
21. 仮置き	**21. 仮置き**
受注者は、掘削（切土）・盛土の工程等の都合または他工事との工程等の調整により、仮置きが必要となる場合には、その処理方法等について、監督員と協議する。	受注者は、掘削（切土）・盛土の工程等の都合または他工事との工程等の調整により、仮置きが必要となる場合には、その処理方法等について、監督員と協議する。
２－３－４　盛土補強工	**２－３－４　盛土補強工**
１. 一般事項	**１. 一般事項**
盛土補強工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、盛土体の安定を図ることをいう。	盛土補強工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、盛土体の安定を図ることをいう。
２. 盛土材の確認	**２. 盛土材の確認**
盛土材については設計図書による。受注者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、監督員の承諾を得なければならない。	盛土材については設計図書による。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、監督員の承諾を得なければならない。
３. 基盤面の排水処理	**３. 基盤面の排水処理**
受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。	受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。
４. 補強材の敷設	**４. 補強材の敷設**
受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸がないように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定する。	受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸がないように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定する。
５. 盛土横断方向の面状補強材	**５. 盛土横断方向の面状補強材**
受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は監督員と協議しなければならない。	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は監督員と協議しなければならない。
６. 盛土縦断方向の面状補強材	**６. 盛土縦断方向の面状補強材**
受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。
７. 敷設困難な場合の処置	**７. 敷設困難な場合の処置**
受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、監督員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、監督員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
８．盛土材のまき出し及び締固め 受注者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、第１編２－３－３盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	**８．盛土材の巻出し及び締固め** 受注者は、盛土材の巻出し及び締固めについては、第１編２－３－３盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。
９．壁面工の段数 受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2 段までとしなければならない。なお、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	**９．壁面工の段数** 受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2 段までとしなければならない。なお、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
10. 壁面工付近等の締固め 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から 1.0m～1.5m 程度の範囲では振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。	**10. 壁面工付近等の締固め** 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から 1.0m～1.5m 程度の範囲では振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。
11. 補強材取扱い上の注意 受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局部的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。	**11. 補強材取扱い上の注意** 受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局部的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。
12. 壁面変位の観測 受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら施工しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、監督員と協議しなければならない。	**12. 壁面変位の観測** 受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら施工しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、監督員と協議しなければならない。
13. 壁面材の損傷及び劣化の防止 受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。	**13. 壁面材の損傷及び劣化の防止** 受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。
14. 補強材の管理 補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。	**14. 補強材の管理** 補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。
２－３－５　法面整形工	**２－３－５　法面整形工**
１．一般事項 受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	**１．一般事項** 受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
２．盛土の法面崩壊の防止 受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。	**２．盛土の法面崩壊の防止** 受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。
３．平場仕上げの排水処理 受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行うようにしなければならない。	**３．平場仕上げの排水処理** 受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水を良好に行うようにしなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
４．表土の活用 受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、掘削法面は、肥沃な表土を残すようにしなければならない。 **５．崩壊のおそれのある箇所等の処置** 受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良個所の法面整形は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	**４．表土の活用** 受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、掘削法面は、肥沃な表土を残すようにしなければならない。 **５．崩壊のおそれのある箇所等の処置** 受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良個所の法面整形は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
２－３－６　堤防天端工 受注者は、堤防天端に砕石を敷設する場合は、平坦に敷き均さなければならない。	**２－３－６　堤防天端工** 受注者は、堤防天端に砕石を敷設する場合は、平坦に敷き均さなければならない。
２－３－７　残土処理工 **１．一般事項** 残土処理工とは作業土工で生じた残土の工区外への運搬及び受入れ地の整形処理までの一連作業をいう。 **２．残土運搬時の注意** 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようつとめなければならない。 **３．■■■■■** 作業残土処理工には、残土処理受入地での運搬、整形作業もしくは、処分費を含み、掘削工で生じた残土受入地へ搬出する発生土を含む。	**２－３－７　残土処理工** **１．一般事項** 残土処理工とは作業土工で生じた残土の工区外への運搬及び受入れ地の整形処理までの一連作業をいう。 **２．残土運搬時の注意** 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。 **３．■■■■■** 作業残土処理工には、残土処理受入地での運搬、整形作業もしくは、処分費を含み、掘削工で生じた残土受入地へ搬出する発生土を含む。
第４節　道路土工 **２－４－１　一般事項** **１．適用工種** 本節は、道路土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。 **２．路床、路体** 路床とは盛土部においては、盛土仕上り面下、掘削（切土）部においては掘削仕上り面下１ｍ以内の部分をいう。路体とは盛土における路床以外の部分をいう。 **３．構造物取付け部** 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締め固めと排水工の施工を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）　7．9 橋台背面アプローチ部（日本道路協会 平成 29 年 11 月）」及び「道路土工－盛土工指針　4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造（日本道路協会．平成 22 年 4 月）」を参考とする。 **４．地山の土及び岩の分類** 地山の土及び岩の分類は、表２－１による。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、	**第４節　道路土工** **２－４－１　一般事項** **１．適用工種** 本節は、道路土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。 **２．路床、路体** 路床とは盛土部においては、盛土仕上り面下、掘削（切土）部においては掘削仕上り面下１ｍ以内の部分をいう。路体とは盛土における路床以外の部分をいう。 **３．構造物取付け部** 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締め固めと排水工の施工を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）　7．9 橋台背面アプローチ部（日本道路協会 平成 29 年 11 月）」及び「道路土工－盛土工指針　4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造（日本道路協会．平成 22 年 4 月）」を参考とする。 **４．地山の土及び岩の分類** 地山の土及び岩の分類は、表２－１による。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
監督員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	監督員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
５．■■■■■ 購入土については、設計図書及び「盛土材料取扱基準（静岡市）」によるものとする。	**５．■■■■■** 購入土については、設計図書及び「盛土材料取扱基準（静岡市）」によるものとする。
６．■■■■■ 受注者は路床部分に不良土（設計CBRが3未満またはコーン指数4以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、設計図書に関して監督員と協議するものとする。	**６．■■■■■** 受注者は路床部分に不良土（設計CBRが3未満またはコーン指数4以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、設計図書に関して監督員と協議するものとする。
７．雨水による侵食等の防止 受注者は、雨水による盛土及び地山法面の浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。	**７．雨水による侵食等の防止** 受注者は、雨水による盛土及び地山法面の浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。
８．湧水処理 受注者は、工事箇所において工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。	**８．湧水処理** 受注者は、工事箇所において工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。
９．排水処理 受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないような排水状態を維持しなければならない。	**９．排水処理** 受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないような排水状態を維持しなければならない。
10. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第１編１－１－20 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	**10. 適用規定** 受注者は、建設発生土については、第１編１－１－20 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。
11. 建設発生土受入れ地等 受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示に従わなければならない。なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	**11. 建設発生土受入れ地等** 受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示に従わなければならない。なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
12. 施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第１編１－１－6 施工計画書第１項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 （１）処理方法（場所・形状等） （２）排水計画 （３）場内維持等	**12. 施工計画書** 受注者は、建設発生土処理にあたり第１編１－１－6 施工計画書第１項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 （１）処理方法（場所・形状等） （２）排水計画 （３）場内維持等
13. 建設発生土の受入れ地の実測 受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。	**13. 建設発生土の受入れ地の実測** 受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。
14. 建設発生土の土質区分 建設発生土の土質区分については、「静岡市建設発生土利用基準（道路用盛土材）」（平	**14. 建設発生土の土質区分** 建設発生土の土質区分については、「静岡市建設発生土利用基準（道路用盛土材）」（平

改正前（令和４年版）

成 21 年２月１日）による。

15. 建設発生土受入れ地

建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

16. 伐開発生物の処理方法

受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

17. 伐開除根作業範囲

受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表２－４に従い施工しなければならない。

表２－４　伐開除根作業

区　　分	種　　別			
	雑草・ささ類	倒木	古　根　株	立木
盛土高１ｍを越える場合	地面で刈りとる	除去	根元で切りとる	同左
盛土高１ｍ以下の場合	根からすきとる	〃	抜根除去	〃

18. 軟弱地盤上の盛土の施工

受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなけれならない。

19. 沈下量確認方法

受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。

20. 盛土敷の排水乾燥

受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、すみやかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。

21. 一段階の盛土高さ

軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。

22. 異常時の処置

受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。

改正後（令和６年版）

成 21 年２月１日）による。

15. 建設発生土受入れ地

建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

16. 伐開発生物の処理方法

受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

17. 伐開除根作業範囲

受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表２－４に従い施工しなければならない。

表２－４　伐開除根作業

区　　分	種　　別			
	雑草・ささ類	倒木	古　根　株	立木
盛土高１ｍを超える場合	地面で刈りとる	除去	抜根除去	同左
盛土高１ｍ以下の場合	根からすきとる			

18. 軟弱地盤上の盛土の施工

受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなけれならない。

19. 沈下量確認方法

受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。

20. 盛土敷の排水乾燥

受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、すみやかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。

21. 一段階の盛土高さ

軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。

22. 異常時の処置

受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
23. 盛土の沈下 受注者は、路床内に入る物で盛土の沈下に影響を及ぼすものは、その処理方法について、監督員と協議する。 **24. 盛土及び切土の作業** 受注者は、盛土及び切土の作業で、現道の交通を通しながら施工する場合には、現道との取付け勾配は8%以下としなければならない。 **２－４－２　掘削工** **１. 掘削工の定義** 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称Ｃ欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書による。 （１）仮置土･･･自工区で流用する建設発生土のうち、一時的に仮置きする必要のあるものをいい、運搬作業を含むものをいう。 （２）発生土･･･自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。 （３）流用土･･･自工区で流用できる建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。 **２. 一般事項** 受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 **３. 掘削機械の選定** 受注者は、掘削の施工にあたり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態（岩の有無）、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。 **４. 自然崩壊等異常時の処理** 受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 **５. 路床面の支持力** 受注者は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等性に疑義がある場合には、監督員と協議しなければならない。 **６. 地山の監視** 受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。 **７. 硬岩掘削時の注意** 受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。 万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。 **８. 発破** 受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、発破を行う場合、安全のため岩石が飛散	**23. 盛土の沈下** 受注者は、路床内に入る物で盛土の沈下に影響を及ぼすものは、その処理方法について、監督員と協議する。 **24. 盛土及び切土の作業** 受注者は、盛土及び切土の作業で、現道の交通を通しながら施工する場合には、現道との取付け勾配は8%以下としなければならない。 **２－４－２　掘削工** **１. 掘削工の定義** 掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称Ｃ欄毎の数量及び次の区分の数量は設計図書による。 （１）仮置土･･･自工区で流用する建設発生土のうち、一時的に仮置きする必要のあるものをいい、運搬作業を含むものをいう。 （２）発生土･･･自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。 （３）流用土･･･自工区で流用できる建設発生土であり、運搬作業を含むものをいう。 **２. 一般事項** 受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 **３. 掘削機械の選定** 受注者は、掘削の施工にあたり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態（岩の有無）、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。 **４. 自然崩壊等異常時の処理** 受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 **５. 路床面の支持力** 受注者は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等性に疑義がある場合には、監督員と協議しなければならない。 **６. 地山の監視** 受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。 **７. 硬岩掘削時の注意** 受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。 万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。 **８. 発破** 受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、発破を行う場合、安全のため岩石が飛散

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
しないように作業を行うとともに、特に狭い場所や家屋に近いときは防護柵などを施工しなければならない。	しないように作業を行うとともに、特に狭い場所や家屋に近いときは防護柵などを施工しなければならない。
９．残土運搬時の注意	**９．残土運搬時の注意**
受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。
２－４－３　路体盛土工	**２－４－３　路体盛土工**
１．盛土工の定義	**１．盛土工の定義**
盛土工とは、流用土・発生土・採取土・購入土を利用して、敷き均し･締め固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。	盛土工とは、流用土・発生土・採取土・購入土を利用して、敷き均し･締め固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。
（１）流用土…自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。	（１）流用土…自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。
①利用土…自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう	①利用土…自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう
②仮置土…流用土のうち、一時的に仮の場所に運搬されたものをいい、仮置きされた場所から、積込・運搬する作業を含むものをいう。	②仮置土…流用土のうち、一時的に仮の場所に運搬されたものをいい、仮置きされた場所から、積込・運搬する作業を含むものをいう。
（２）発生土…他工区で発生し自工区へ搬入されるものをいう。	（２）発生土…他工区で発生し自工区へ搬入されるものをいう。
（３）採取土…他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積込・運搬する作業を含むものをいう。	（３）採取土…他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積込・運搬する作業を含むものをいう。
（４）購入土…現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。	（４）購入土…現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。
２．一般事項	**２．一般事項**
受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
３．水中路体盛土の材料	**３．水中路体盛土の材料**
受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。	受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。
４．管渠等周辺の締固め	**４．管渠等周辺の締固め**
受注者は、路体盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。	受注者は、路体盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。
５．作業終了時等の排水処理	**５．作業終了時等の排水処理**
受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
６．運搬路使用時の注意	**６．運搬路使用時の注意**
受注者は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	受注者は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
７．一層の仕上り厚	**７．一層の仕上り厚**
受注者は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を 30 ㎝以下とし、各層ごとに締固めなければならない。	受注者は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を 30 ㎝以下とし、各層ごとに締固めなければならない。
８．岩塊、玉石の路体盛土	**８．岩塊、玉石の路体盛土**
受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充填	受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充填

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
しなければならない。止むを得ず 30 ㎝程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。	しなければならない。止むを得ず 30 ㎝程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。
９．段切 受注者は、１：４より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。 段切施工時には、切盛土境に湧水（地下排水）を集積する暗渠配水管を敷設する。	**９．段切** 受注者は、１：４より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。 段切施工時には、切盛土境に湧水（地下排水）を集積する暗渠配水管を敷設する。
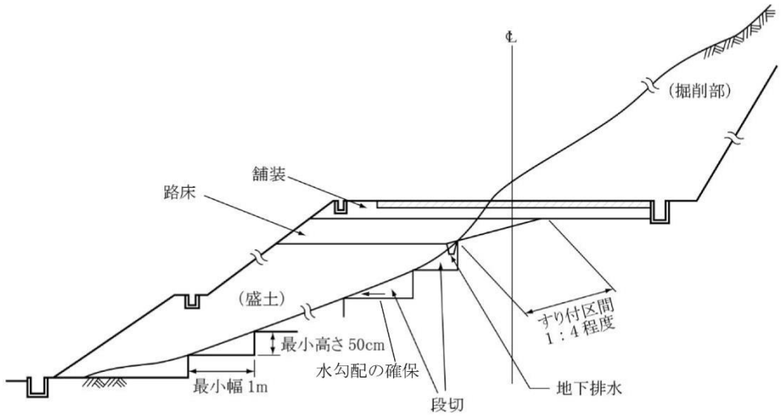	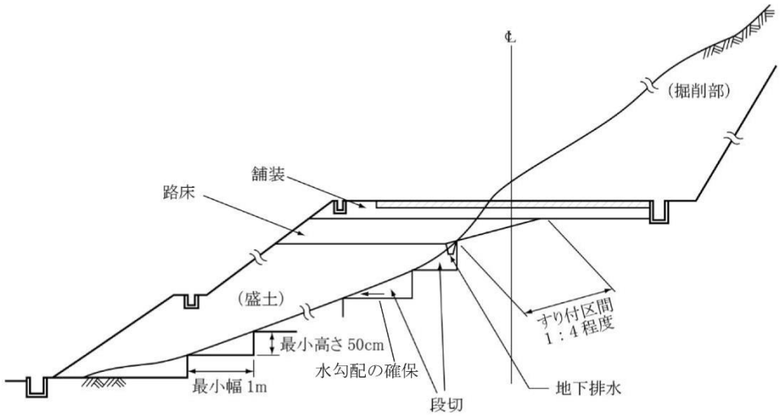
図２－２　盛土基礎地盤の段切	**図２－２　盛土基礎地盤の段切**
10. 狭隘箇所等の締固め 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20㎝ 以下で入念に締固めなければならない。 なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。	**10. 狭隘箇所等の締固め** 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20㎝ 以下で入念に締固めなければならない。 なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。
11. 適切な含水比確保 受注者は、路体盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。	**11. 適切な含水比確保** 受注者は、路体盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。
12. 異常時の処置 受注者は、路体盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。	**12. 異常時の処置** 受注者は、路体盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。
13. 採取場の実測 受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。	**13. 採取場の実測** 受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。
14. 採取場の維持及び修復 受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に	**14. 採取場の維持及び修復** 受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
関して監督員と協議しなければならない。	関して監督員と協議しなければならない。
15. 採取土及び購入土運搬時の注意	**15. 採取土及び購入土運搬時の注意**
受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。
16. 締固め	**16. 締固め**
受注者は、既設車道に併設して歩道を設ける場合には、設計図書で示す場合を除き、歩道盛土を路肩盛土と同程度に締固めなければならない。	受注者は、既設車道に併設して歩道を設ける場合には、設計図書で示す場合を除き、歩道盛土を路肩盛土と同程度に締固めなければならない。
２－４－４　路床盛土工	**２－４－４　路床盛土工**
１. 一般事項	**１. 一般事項**
受注者は、路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について監督員と協議しなければならない。	受注者は、路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について監督員と協議しなければならない。
２. 管渠等周辺の締固め	**２. 管渠等周辺の締固め**
受注者は、路床盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。	受注者は、路床盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。
３. 作業終了時等の排水処理	**３. 作業終了時等の排水処理**
受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に 4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に 4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
４. 運搬路使用時の注意	**４. 運搬路使用時の注意**
受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
５. 一層の仕上り厚	**５. 一層の仕上り厚**
受注者は、路床盛土の施工においては一層の仕上り厚を 20 ㎝以下とし、各層ごとに締固めなければならない。	受注者は、路床盛土の施工においては一層の仕上り厚を 20 ㎝以下とし、各層ごとに締固めなければならない。
６. 盛土材料の最大寸法	**６. 盛土材料の最大寸法**
路床の盛土材料の最大寸法は 10 ㎝程度とする。	路床の盛土材料の最大寸法は 10 ㎝程度とする。
７. 狭隘箇所等の締固め	**７. 狭隘箇所等の締固め**
受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20㎝ 以下で入念に締固めなければならない。	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を 20㎝ 以下で入念に締固めなければならない。
８. 適切な含水比の確保	**８. 適切な含水比の確保**
受注者は、路床盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。	受注者は、路床盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。
９. 異常時の処置	**９. 異常時の処置**
受注者は、路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応	受注者は、路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応

改正前（令和４年版）

急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。

10. 路床盛土の締固め度

路床盛土の締固め度については、第１編１－１－26 施工管理第８項の規定による。

11. 接続部の緩和区間

受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には１：４程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。

（a）掘削部路床に置き換えのないとき

（b）掘削部路床に置き換えのあるとき

（c）現地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合

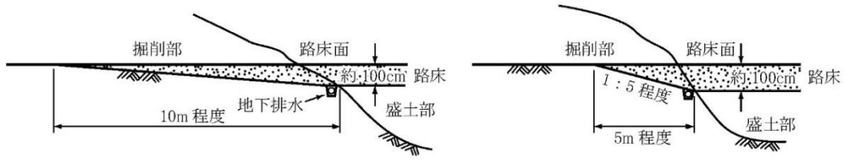

（a）掘削部路床に置き換えのないとき　（c）現地盤がすりつけ区間を長くとることが不経済となる場合

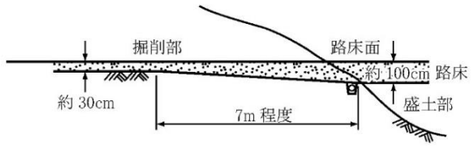

（b）掘削部路床に置き換えのあるとき

図２－３　掘削（切土）部、盛土部接続部のすり付け

12. 歩道・路肩部分等の締固め

受注者は、歩道・路肩部分等の大型機械での施工が困難な箇所の締固めについては、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械等を用いて、一層の仕上り厚を 20 ㎝以内で行わなければならない。

13. 滞水の処理

受注者は、路床盛土工の施工中に降雨や湧水によって路床面に水が滞水する場合は、路肩部分などに仮排水路を設け、道路外へすみやかに排水できるようにしておかなければならない。

14. 土の採取

受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。

15. 採取場の維持及び修復

受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

改正後（令和６年版）

急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。

10. 路床盛土の締固め度

路床盛土の締固め度については、第１編１－１－26 施工管理第８項の規定による。

11. 接続部の緩和区間

受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には１：４程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。

（a）掘削部路床に置き換えのないとき

（b）掘削部路床に置き換えのあるとき

（c）現地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合

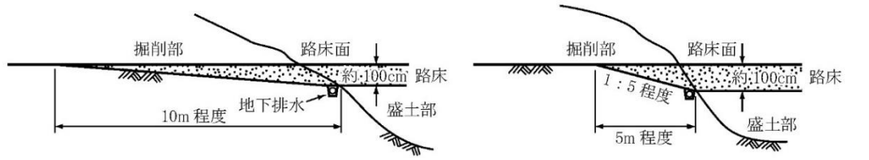

（a）掘削部路床に置き換えのないとき　（c）現地盤がすりつけ区間を長くとることが不経済となる場合

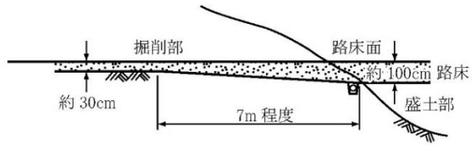

（b）掘削部路床に置き換えのあるとき

図２－３　掘削（切土）部、盛土部接続部のすり付け

12. 歩道・路肩部分等の締固め

受注者は、歩道・路肩部分等の大型機械での施工が困難な箇所の締固めについては、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械等を用いて、一層の仕上り厚を 20 ㎝以内で行わなければならない。

13. 滞水の処理

受注者は、路床盛土工の施工中に降雨や湧水によって路床面に水が滞水する場合は、路肩部分などに仮排水路を設け、道路外へすみやかに排水できるようにしておかなければならない。

14. 土の採取

受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。

15. 採取場の維持及び修復

受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
16. 採取土及び購入土を運搬の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。 **17. 適用規定** 受注者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、第1編2－4－3路体盛土工の第16項により施工しなければならない。 **２－４－５　法面整形工** **１. 一般事項** 受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２. 法面の崩壊防止** 受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。 **２－４－６　残土処理工** 残土処理工については、第１編2―3―7残土処理工の規定による。	**16. 採取土及び購入土を運搬の注意** 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とする。 **17. 適用規定** 受注者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、第1編2－4－3路体盛土工の第16項により施工しなければならない。 **２－４－５　法面整形工** **１. 一般事項** 受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２. 法面の崩壊防止** 受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。 **２－４－６　残土処理工** 残土処理工については、第１編2―3―7残土処理工の規定による。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
第３章　無筋・鉄筋コンクリート	**第３章　無筋・鉄筋コンクリート**
第１節　適　用	**第１節　適　用**
１．適用事項 本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用する。	**１．適用事項** 本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用する。
２．適用規定（１） 本章に特に定めのない事項については、第２編材料編の規定による。	**２．適用規定（１）** 本章に特に定めのない事項については、第２編材料編の規定による。
３．適用規定（２） 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）（土木学会．平成 30 年３月）」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	**３．適用規定（２）** 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）［2017 年制定］（土木学会、2018 年３月）」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
４．アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成 14 年７月 31 日）」及び「『アルカリ骨材反応抑制対策について』の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長，国土交通省湾岸局環境・技術課長，国土交通省航空局飛行場部費設課長通達、平成 14 年７月 31 日）」を尊守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	**４．アルカリシリカ反応抑制対策** 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成 14 年７月 31 日）」及び「『アルカリ骨材反応抑制対策について』の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長，国土交通省湾岸局環境・技術課長，国土交通省航空局飛行場部費設課長通達、平成 14 年７月 31 日）」を尊守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。
第２節　適用すべき諸基準	**第２節　適用すべき諸基準**
１．適用規定 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】（平成30年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】（平成30年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日） 国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日） 土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月） 公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月） 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋 設計ガイドライン（案）（平成28年7月）	**１．適用規定** 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】［2017年制定］（2018年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】［2017年制定］（2018年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針［2012年版］（平成24年6月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日） 国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日） 土木学会 鉄筋定着・継手指針［2020年制定］（令和2年3月） 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年8月） 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋 設計ガイドライン（案）（平成28年7月）

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン （平成29年3月） 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン （平成 29 年 3 月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン （平成 30 年 6 月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン （平成 30 年 6 月） 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン （平成 31 年 1 月）	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン （平成29年3月） 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン （平成 29 年 3 月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン （平成 30 年 6 月） 橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン （平成 30 年 6 月） 道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン （平成 31 年 1 月）
２．許容塩化物量 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。 （１）鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（Cl^-）は、0.30 kg/m³以下とする。 （２）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl^-）は 0.30 kg/m³以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の 0.08%以下とする。 （３）アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（Cl^-）は 0.30 kg/m³以下とする。	**２．許容塩化物量** 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。 （１）鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（Cl^-）は、0.30 kg/m³以下とする。 （２）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl^-）は 0.30 kg/m³以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の 0.08%以下とする。 （３）アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（Cl^-）は 0.30 kg/m³以下とする。
３．塩分の浸透防止 受注者は、土木工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	**３．塩分の浸透防止** 受注者は、土木工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
第３節　レディーミクストコンクリート	**第３節　レディーミクストコンクリート**
３－３－１　一般事項 本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。	**３－３－１　一般事項** 本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。
３－３－２　工場の選定 **１．一般事項** 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 （１）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工	**３－３－２　工場の選定** **１．一般事項** 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 （１）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場で、かつ、コンクリートの製造、

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 （２）JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 30 日公布 法律第 33 号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くには見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 （２）JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和 4 年 6 月改正 法律 68 号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くには見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
２. JIS のレディーミクストコンクリート 受注者は、第１編 3-3-2 第１項（1）により選定した工場が製造した JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 なお、第１編 3-3-2 第１項（1）により選定した工場が製造する JIS マーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	**２. JIS のレディーミクストコンクリート** 受注者は、第１編 3-3-2 第１項（1）により選定した工場が製造した JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 なお、第１編 3-3-2 第１項（1）により選定した工場が製造する JIS マーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
３. JIS 以外のレディーミクストコンクリート 受注者は、第１編 3-3-2 第１項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第１編 3-5-4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。 また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、静岡市技術政策課が品質規格等の適合を確認している場合は除く。	**３. JIS 以外のレディーミクストコンクリート** 受注者は、第１編 3-3-2 第１項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第１編 3-5-4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。 また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、静岡市技術政策課が品質規格等の適合を確認している場合は除く。
４. レディーミクストコンクリートの品質検査 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずる。	**４. レディーミクストコンクリートの品質検査** 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずる。

改正前（令和４年版）

３－３－３　配合

１.一般事項

受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカービリティーが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。また、配合については、レディーミクストコンクリート取扱基準によるものとする。

２.配合試験

受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表３－１の示方配合表を作成し、監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共事業に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JIS マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。

３.水セメント比

受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55%以下、無筋コンクリートについては 60%以下とする。

表３－１　示方配合表

粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント比 W/C(%)	空気量 (%)	細骨材率 S / a (%)	単位量 (kg/m³)					
					水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤 A

４.現場配合

受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、５㎜ふるいに留まる細骨材の量、５㎜ふるいを通る粗骨材の量、及び混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。

５.材料変更等

受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条２項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督員に協議しなければならない。

６.セメント混和材料

受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督員の確認を得なければならない。

３－３－４　銘板

１.■■■■■

技術者の誇りとやりがいを伝え、建設業界の将来の担い手確保につなげるため、また、

改正後（令和６年版）

３－３－３　配合

１.一般事項

受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカービリティーが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。また、配合については、レディーミクストコンクリート取扱基準によるものとする。

２.配合試験

受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表３－１の示方配合表を作成し、監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共事業に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JIS マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。

３.水セメント比

受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55%以下、無筋コンクリートについては 60%以下とする。

表３－１　示方配合表

粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント比 W/C(%)	空気量 (%)	細骨材率 S / a (%)	単位量 (kg/m³)					
					水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤 A

４.現場配合

受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、５㎜ふるいに留まる細骨材の量、５㎜ふるいを通る粗骨材の量、及び混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。

５.材料変更等

受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条２項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督員に協議しなければならない。

６.セメント混和材料

受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督員の確認を得なければならない。

３－３－４　銘板

１.■■■■■

技術者の誇りとやりがいを伝え、建設業界の将来の担い手確保につなげるため、また、

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
維持管理の観点から銘板を設置する。 受注者が、銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項及び設置位置等は、設計図書に明記がない場合には本規定によるものとする。 **２．■■■■■** 現場打コンクリートで、銘板を設置する構造物は、プレキャスト製品を除いた以下の構造物とする。 （１）樋門・樋管、排水機場、水門 （２）ダム、堰 （３）砂防えん堤 （４）トンネル、コンクリートシェッド （５）鉄筋コンクリート擁壁（Ｈ＝５ｍ以上） （６）ボックスカルバート（内空断面積Ａ＝25 ㎡以上） **３．■■■■■** 銘板の記載事項は以下のとおりとする。 （１）構造物名称 （２）完成年月日 （３）管理者名（土木事務所等） （４）諸元（幅、高さ、長さ等） （５）設計会社名、管理技術者名 （６）施工会社名、監理（主任）技術者名 工事関係技術者名の記載にあたっては、本人の了解が得られなかった場合は記載しないこととし、記載事項については監督員の指示によらなければならない。 **４．■■■■■** 工事銘板の材質、寸法は以下のとおりとする。 （１）材質 鋳物用銅合金地金（JIS H 2202） （２）寸法 縦 200 ㎜、横 300 ㎜、厚 13 ㎜（板厚８㎜、字厚５㎜） 橋梁（橋歴板） 縦 250㎜、横 350 ㎜（板厚 10 ㎜、字厚の規定なし） を標準とし、大きさは文字数により適宜変更可能とする。なお、詳細については監督員と協議しなければならない。 **５．■■■■■** 大衆が容易に見られる場所に設置することを標準とし、設置場所については監督員の指示によらなければならない。 **⑥．■■■■■** 砂防えん堤は第８編１－11－５銘板工の規定により堤名板を、トンネルは第 10 編６－８－６銘板工の規定により表示板を設置するものとするが、記載事項は本規定により実施するものとする。橋梁は「静岡市道路橋計画・設計要領（令和３年６月）」橋歴板の規定により橋歴板を設置するものとする。	維持管理の観点から銘板を設置する。 受注者が、銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項及び設置位置等は、設計図書に明記がない場合には本規定によるものとする。 **２．■■■■■** 現場打コンクリートで、銘板を設置する構造物は、プレキャスト製品を除いた以下の構造物とする。 （１）樋門・樋管、排水機場、水門 （２）ダム、堰 （３）砂防えん堤 （４）トンネル、コンクリートシェッド （５）鉄筋コンクリート擁壁（Ｈ＝５ｍ以上） （６）ボックスカルバート（内空断面積Ａ＝25 ㎡以上） **３．■■■■■** 銘板の記載事項は以下のとおりとする。 （１）構造物名称 （２）完成年月日 （３）管理者名（静岡市等） （４）諸元（幅、高さ、長さ等） （５）設計会社名、管理技術者名 （６）施工会社名、監理（主任）技術者名 工事関係技術者名の記載にあたっては、本人の了解が得られなかった場合は記載しないこととし、記載事項については監督員の指示によらなければならない。 **４．■■■■■** 工事銘板の材質、寸法は以下のとおりとする。 （１）材質 鋳物用銅合金地金（JIS H 2202） （２）寸法 縦 200 ㎜、横 300 ㎜、厚 13 ㎜（板厚８㎜、字厚５㎜） 橋梁（橋歴板） 縦 250㎜、横 350 ㎜（板厚 10 ㎜、字厚の規定なし） を標準とし、大きさは文字数により適宜変更可能とする。なお、詳細については監督員と協議しなければならない。 **５．■■■■■** 大衆が容易に見られる場所に設置することを標準とし、設置場所については監督員の指示によらなければならない。 **⑥．■■■■■** 砂防えん堤は第８編１－11－５銘板工の規定により堤名板を、トンネルは第 10 編６－８－６銘板工の規定により表示板を設置するものとするが、記載事項は本規定により実施するものとする。橋梁は「静岡市道路橋計画・設計要領（令和３年６月）」橋歴板の規定により橋歴板を設置するものとする。

改正前（令和４年版）

７．■■■■■

受注者は、銘板の設置に際し、盗難防止対策を実施しなければならない。

＜銘板記載例＞

○　○　○　樋　門
20○○年○○月
静岡市○○局○○部○○課
巾　m　高　m
長　m
設計　○○○　コンサルタント㈱
管理技術者　○○○○
施工　○○○建設㈱
監理技術者　○○○○

○　○　砂　防　事　業
○○川　○○○えん堤
施工年度　令和○○～○○年
高さ　m　長さ　m
設計　○○○　コンサルタント㈱
管理技術者　○○○○
施工　○○○建設㈱
監理技術者　○○○○
静　岡　市

○○○○トンネル
20○○年○○月
静　岡　市
延長　m　幅　m
高さ　m
設計　○○○　コンサルタント㈱
管理技術者　○○○○
施工　○○○建設㈱
監理技術者　○○○○

静　岡　市			
○　○　橋		河　川　名	
橋　長	○○m	主要資材	
スパン割	○○m+○○m	コンクリート	○○㎥
幅　員	○○m	鋼材　SD345	○○ t
活荷重	○荷重	SS400	○○ t
完　工	20○○年　月	塗装面積	○○㎡
型　式	（上部工）		
	（下部工）（基礎構造根入等）		
下部工寸法	W×L×H		
適用示方書	道示（20○○）		
設計 ○○会社	上部工製作 ○○会社	上部工施工 ○○会社	下部工施工 ○○会社

第４節　コンクリートミキサー船

３－４－１　一般事項

本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を準用する。

３－４－２　コンクリートミキサー船の選定

受注者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督員の承諾を得なければならない。

第５節　現場練りコンクリート

３－５－１　一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱う。

３－５－２　材料の貯蔵

１．セメントの貯蔵

受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。

改正後（令和６年版）

７．■■■■■

受注者は、銘板の設置に際し、盗難防止対策を実施しなければならない。

＜銘板記載例＞

○　○　○　樋　門
20○○年○○月
静岡市
巾　m　高　m
長　m
設計　○○○　コンサルタント㈱
管理技術者　○○○○
施工　○○○建設㈱
監理技術者　○○○○

○　○　砂　防　事　業
○○川　○○○えん堤
施工年度　20○○～○○年
高さ　m　長さ　m
設計　○○○　コンサルタント㈱
管理技術者　○○○○
施工　○○○建設㈱
監理技術者　○○○○
静　岡　市

○○○○トンネル
20○○年○○月
静　岡　市
延長　m　幅　m
高さ　m
設計　○○○　コンサルタント㈱
管理技術者　○○○○
施工　○○○建設㈱
監理技術者　○○○○

静　岡　市			
○　○　橋		河　川　名	
橋　長	○○m	主要資材	
スパン割	○○m+○○m	コンクリート	○○㎥
幅　員	○○m	鋼材　SD345	○○ t
活荷重	○荷重	SS400	○○ t
完　工	20○○年　月	塗装面積	○○㎡
型　式	（上部工）		
	（下部工）（基礎構造根入等）		
下部工寸法	W×L×H		
適用示方書	道示（20○○）		
設計 ○○会社	上部工製作 ○○会社	上部工施工 ○○会社	下部工施工 ○○会社

第４節　コンクリートミキサー船

３－４－１　一般事項

本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を準用する。

３－４－２　コンクリートミキサー船の選定

受注者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督員の承諾を得なければならない。

第５節　現場練りコンクリート

３－５－１　一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱う。

３－５－２　材料の貯蔵

１．セメントの貯蔵

受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．混和材料の貯蔵 受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。 **３．骨材の貯蔵** 受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。 **３－５－３　配　　合** コンクリートの配合については、第1編3－3－3配合の規定による。 **３－５－４　材料の計量及び練混ぜ** **１．計量装置** （１）各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の許容値を記録しておかなければならない。 （２）受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 **２．材料の計量** （１）受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくは JIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A1802「コンクリート生産工程管理用試験方法－遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法－粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。 （２）受注者は、第１編３－３－３配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員に協議しなければならない。 （３）計量値の許容差は、１回計量分に対し、「表３－２計量値の許容差」の値以下とする。 （４）連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表３－２計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。 （５）受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。	**２．混和材料の貯蔵** 受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。 **３．骨材の貯蔵** 受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。 **３－５－３　配　　合** コンクリートの配合については、第1編3－3－3配合の規定による。 **３－５－４　材料の計量及び練混ぜ** **１．計量装置** （１）各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の許容値を記録しておかなければならない。 （２）受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 **２．材料の計量** （１）受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくは JIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A1802「コンクリート生産工程管理用試験方法－遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法－粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。 （２）受注者は、第１編３－３－３配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員に協議しなければならない。 （３）計量値の許容差は、１回計量分に対し、「表３－２計量値の許容差」の値以下とする。 （４）連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表３－２計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。 （５）受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。

改正前（令和４年版）

表３－２　計量値の許容差

材料の種類	最大値（%）
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	２※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、１（%）以内

（６）受注者は、各材料を、１バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表３－２に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよい。なお、１バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

（７）受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練混ぜ水の一部としなければならない。

３．練混ぜ

（１）受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用する。

（２）受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

（３）受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第１部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第２部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。

（４）受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。

やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合１分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合１分とする。

（５）受注者は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の３倍以内で、練混ぜを行わなければならない。

（６）受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー内に新たに材料を投入してはならない。

（７）受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。

（８）ミキサーは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。

（９）受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とする。

改正後（令和６年版）

表３－２　計量値の許容差

材料の種類	最大値（%）
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	２※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、１（%）以内

（６）受注者は、各材料を、１バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表３－２に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよい。なお、１バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

（７）受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練混ぜ水の一部としなければならない。

３．練混ぜ

（１）受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用する。

（２）受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第２部：練混ぜ性能試験方法）及び JSCE-I　502-2013「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

（３）受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第１部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第２部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。

（４）受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。

やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合１分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合１分とする。

（５）受注者は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の３倍以内で、練混ぜを行わなければならない。

（６）受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー内に新たに材料を投入してはならない。

（７）受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。

（８）ミキサーは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。

（９）受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とする。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（10）受注者は、コンクリートを手練りにより練混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。 （11）受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練混ぜなければならない。	（10）受注者は、コンクリートを手練りにより練混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。 （11）受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練混ぜなければならない。
第６節　運搬・打設	**第６節　運搬・打設**
３－６－１　一般事項	**３－６－１　一般事項**
本節は、コンクリートの運搬及び打設に関する一般的事項を取り扱う。	本節は、コンクリートの運搬及び打設に関する一般的事項を取り扱う。
３－６－２　準備	**３－６－２　準備**
１．一般事項	**１．一般事項**
受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておかなければならない。	受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておかなければならない。
２．潮待ち作業時の注意	**２．潮待ち作業時の注意**
受注者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。	受注者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。
３．打設前の確認	**３．打設前の確認**
受注者は、コンクリートの打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。	受注者は、コンクリートの打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。
４．打設前の注意	**４．打設前の注意**
受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。	受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。
３－６－３　運搬	**３－６－３　運搬**
１．一般事項	**１．一般事項**
受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬しなければならない。	受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬しなければならない。
２．品質の保持	**２．品質の保持**
受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬しなければならない。	受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬しなければならない。
３．トラックアジテータ	**３．トラックアジテータ**
受注者は、運搬車の使用にあたって、練混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、運搬車の使用にあたって、練混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
３－６－４　打設	**３－６－４　打設**
１．一般事項	**１．一般事項**
受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 25℃を超える場合で 1.5 時間、25℃以下の場合で 2 時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 25℃を超える場合で 1.5 時間、25℃以下の場合で 2 時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
間(練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は 1.5 時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。	間(練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は 1.5 時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。
２. 適用気温 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が４℃を超え 25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第１編第３章第９節暑中コンクリート、第 10 節寒中コンクリートの規定による。	**２. 適用気温** 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が４℃を超え 25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第１編第３章第９節暑中コンクリート、第 10 節寒中コンクリートの規定による。
３. 施工計画書 受注者は、1 回の打設で完了するような小規模構造物を除いて 1 回（1 日）のコンクリート打設高さを施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	**３. 施工計画書** 受注者は、1 回の打設で完了するような小規模構造物を除いて 1 回（1 日）のコンクリート打設高さを施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。
４. コンクリート打設中の注意 受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。	**４. コンクリート打設中の注意** 受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。
５. コンクリートポンプ使用時の注意 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5 章圧送（土木学会平成 24 年 6 月）」の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	**５. コンクリートポンプ使用時の注意** 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針［2012 年版］5 章圧送（土木学会平成 24 年 6 月）」の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。
６. ベルトコンベヤ使用時の注意 受注者は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。	**６. ベルトコンベヤ使用時の注意** 受注者は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。
７. バケット及びスキップ使用時の注意 受注者は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとしなければならない。	**７. バケット及びスキップ使用時の注意** 受注者は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとしなければならない。
８. シュート使用時の注意 受注者は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。なお、これにより難い場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。	**８. シュート使用時の注意** 受注者は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。なお、これにより難い場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。
９. 打設コンクリートの横移動禁止 受注者は、打設したコンクリートを型枠内で横移動させてはならない。	**９. 打設コンクリートの横移動禁止** 受注者は、打設したコンクリートを型枠内で横移動させてはならない。
10. 連続打設 受注者は、一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設しなければならない。	**10. 連続打設** 受注者は、一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設しなければならない。
11. 水平打設 受注者は、コンクリートの仕上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなけれ	**11. 水平打設** 受注者は、コンクリートの仕上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなけれ

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ばならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の一層の高さを定めなければならない。	ばならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の一層の高さを定めなければならない。
12. 打設計画書 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とする。	**12. 打設計画書** 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とする。
13. 材料分離防止 受注者は、著しい材料分離が生じないように打込まなければならない。	**13. 材料分離防止** 受注者は、著しい材料分離が生じないように打込まなければならない。
14. 上層下層一体の締固め 受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。	**14. 上層下層一体の締固め** 受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。
15. ブリーディング水の除去 受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。	**15. ブリーディング水の除去** 受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。
16. 不要となったスペーサの除去 受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取り除かなければならない。	**16. 不要となったスペーサの除去** 受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取り除かなければならない。
17. 壁又は柱の連続打設時の注意 受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの１回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。	**17. 壁又は柱の連続打設時の注意** 受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの１回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。
18. アーチ形式のコンクリート端部 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。	**18. アーチ形式のコンクリート端部** 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。
19. アーチ形式のコンクリート打設 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。	**19. アーチ形式のコンクリート打設** 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。
20. アーチ形式のコンクリート打継目 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよい。	**20. アーチ形式のコンクリート打継目** 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよい。
３－６－５　締固め **１. 一般事項** 受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しな	**３－６－５　締固め** **１. 一般事項** 受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しな

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ければならない。	ければならない。
２．締固め方法	**２．締固め方法**
受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。	受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。
３．上層下層一体の締固め	**３．上層下層一体の締固め**
受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に 10 ㎝程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。	受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に 10 ㎝程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。
	４．■■■■■
	狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。
３－６－６　沈下ひびわれに対する処置	**３－６－６　沈下ひびわれに対する処置**
１．沈下ひび割れ対策	**１．沈下ひび割れ対策**
受注者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。	受注者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。
２．沈下ひび割れの防止	**２．沈下ひび割れの防止**
受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。	受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。
３－６－７　打継目	**３－６－７　打継目**
１．一般事項	**１．一般事項**
打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。	打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。
２．打継目を設ける位置	**２．打継目を設ける位置**
受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、ＰＣ鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、ＰＣ鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。
３．打継目を設ける場合の注意	**３．打継目を設ける場合の注意**
受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査したうえで実施する。	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査したうえで実施する。
４．新コンクリートの打継時の注意	**４．新コンクリートの打継時の注意**
受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み	受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み

改正前（令和４年版）

前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。

また受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。

５．床と一体になった柱又は壁の打継目

受注者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つ。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工する。

６．床組みの打継目

受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブまたは、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約２倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。

７．目地

目地の施工は、設計図書の定めによるものとする。

８．伸縮目地

伸縮目地の材質、厚、間隔については設計図書によるが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は１㎝、施工間隔 10m程度とする。

９．ひび割れ誘発目地

受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、ひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないようにその構造及び位置について、監督員と協議しなければならない。

10. ■■■■■

無筋コンクリート擁壁の目地構造については次の各号によらなければならない。

（１）受注者は、膨張目地を 10m程度の間隔に、収縮目地を 5m程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。

（２）膨張目地は、図３－１に示す構造とする。

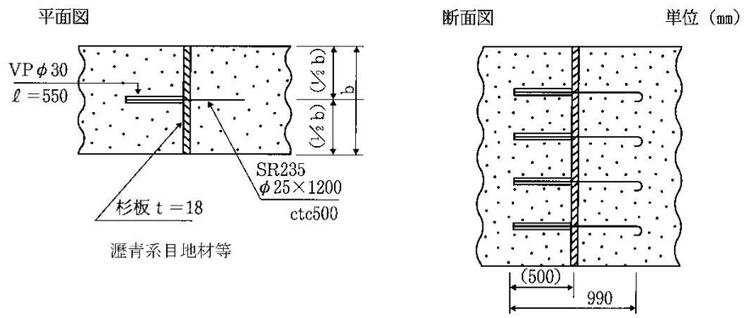

図３－１（膨張目地）

改正後（令和６年版）

前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。

また受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。

５．床と一体になった柱又は壁の打継目

受注者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つ。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工する。

６．床組みの打継目

受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブまたは、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約２倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。

７．目地

目地の施工は、設計図書の定めによるものとする。

８．伸縮目地

伸縮目地の材質、厚、間隔については設計図書によるが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は１㎝、施工間隔 10m程度とする。

９．ひび割れ誘発目地

受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、ひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないようにその構造及び位置について、監督員と協議しなければならない。

10. ■■■■■

無筋コンクリート擁壁の目地構造については次の各号によらなければならない。

（１）受注者は、膨張目地を 10m程度の間隔に、収縮目地を 5m程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。

（２）膨張目地は、図３－１に示す構造とする。

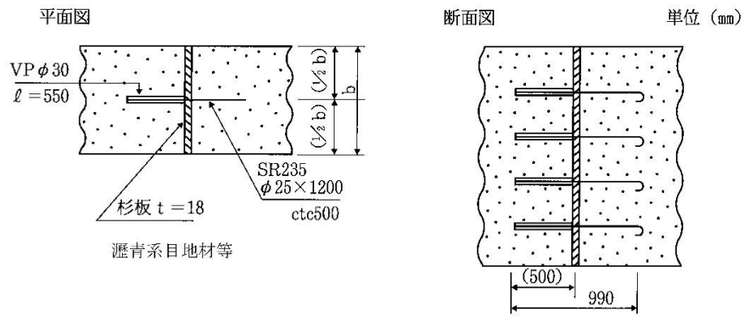

図３－１（膨張目地）

改正前（令和４年版）

（３）収縮目地の構造は、幅 12cm 程度の目地板を表・裏に入れる。なお、スリップバーとして鉄筋（φ16mm＊1.2m）を、50cm 間隔に水平に設置する。

（４）収縮目地は、図３－２に示す構造とする。

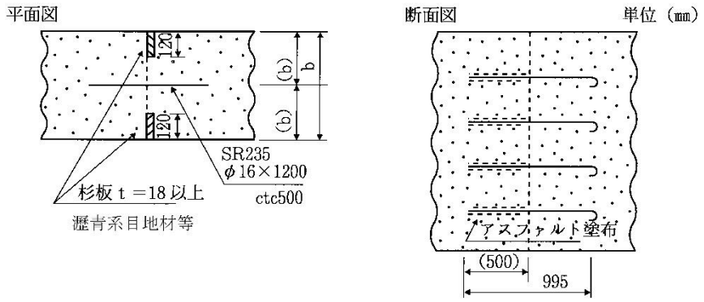

図３－２（収縮目地）

（５）水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ 10cm 程度の位置に異形鉄筋（SD295A 16mm＊1.0m）を 50cm 間隔に配筋する。

（６）水平打継目は、図３－３に示す構造とする。

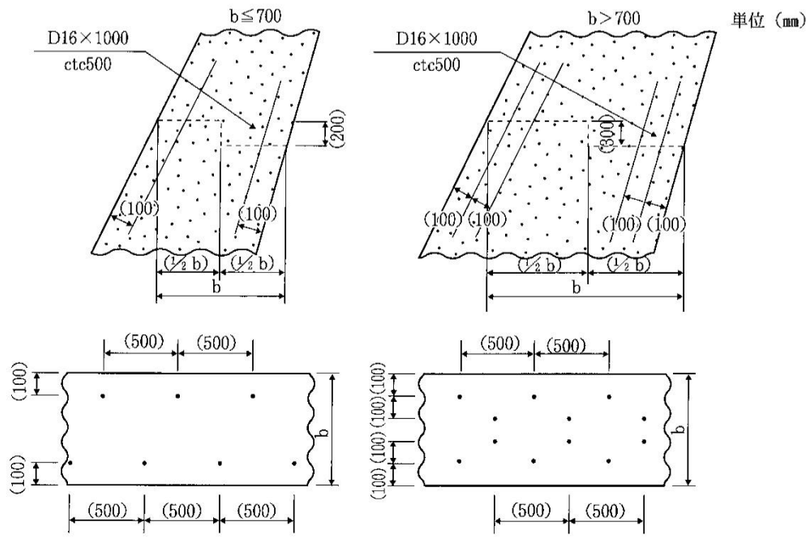

図３－３（水平打継目）

11. ■■■■■

鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。

（１）受注者は、膨張目地を 20m程度の間隔に、収縮目地を 10m程度の間隔に垂直に設置しなければならない。

（２）膨張目地の構造は、「フラット型」として、目地材は厚さ１cm 以上の瀝青系目地材または、これと同等以上の材料を用いる。

改正後（令和６年版）

（３）収縮目地の構造は、幅 12cm 程度の目地板を表・裏に入れる。なお、スリップバーとして鉄筋（φ16mm＊1.2m）を、50cm 間隔に水平に設置する。

（４）収縮目地は、図３－２に示す構造とする。

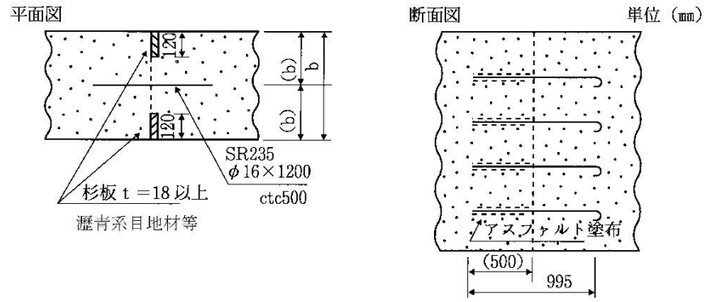

図３－２（収縮目地）

（５）水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ 10cm 程度の位置に異形鉄筋（SD295A 16mm＊1.0m）を 50cm 間隔に配筋する。

（６）水平打継目は、図３－３に示す構造とする。

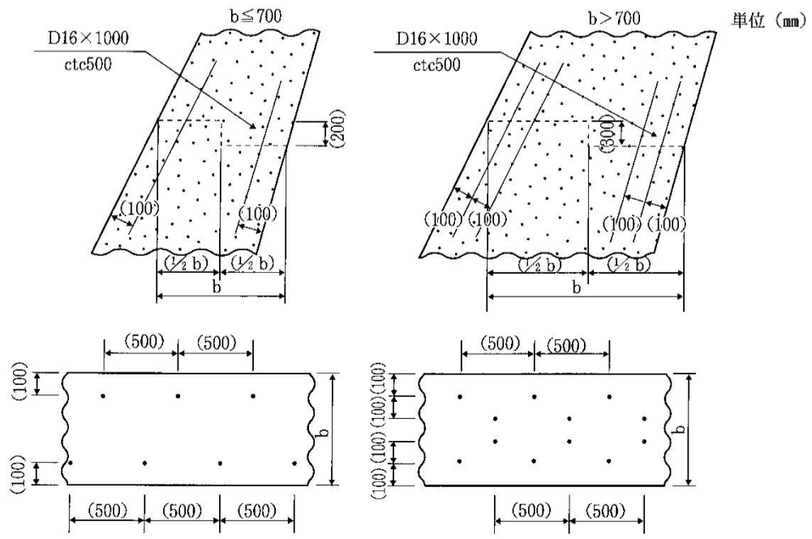

図３－３（水平打継目）

11. ■■■■■

鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。

（１）受注者は、膨張目地を 20m程度の間隔に、収縮目地を 10m程度の間隔に垂直に設置しなければならない。

（２）膨張目地の構造は、「フラット型」として、目地材は厚さ１cm 以上の瀝青系目地材または、これと同等以上の材料を用いる。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（３）収縮目地の構造は、深さ 3cm 程度のＶ型の溝を垂直に表側に入れる。	（３）収縮目地の構造は、深さ 3cm 程度のＶ型の溝を垂直に表側に入れる。
12. ■■■■■	**12. ■■■■■**
コンクリート簡易構造物の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。	コンクリート簡易構造物の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。
（１）受注者は、伸縮目地の施工に際しては、厚さ 10mm 以上の杉板またはそれと同等品以上の材料を用い、10m 程度の間隔に入れなければならない。	（１）受注者は、伸縮目地の施工に際しては、厚さ 10mm 以上の杉板またはそれと同等品以上の材料を用い、10m 程度の間隔に入れなければならない。
（２）受注者は、既設構造物を嵩上げ、継足しする場合には、既設目地・クラック等に合わせて伸縮目地を入れなければならない。	（２）受注者は、既設構造物を嵩上げ、継足しする場合には、既設目地・クラック等に合わせて伸縮目地を入れなければならない。
（３）嵩上げ・継ぎ足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は 0.6kg/㎡とする。	（３）嵩上げ・継ぎ足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は 0.6kg/㎡とする。
（４）受注者は、側溝・集水桝天端等で路面排水が必要と考えられる箇所（暫定供用も含む）に排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については監督員の承諾を得なければならない。	（４）受注者は、側溝・集水桝天端等で路面排水が必要と考えられる箇所（暫定供用も含む）に排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については監督員の承諾を得なければならない。
３－６－８　表面仕上げ	**３－６－８　表面仕上げ**
１.一般事項	**１.一般事項**
受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み、締固めをしなければならない。	受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み、締固めをしなければならない。
２.せき板に接しない面の仕上げ	**２.せき板に接しない面の仕上げ**
受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。	受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。
３.不完全な部分の仕上げ	**３.不完全な部分の仕上げ**
受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、またはモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。	受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、またはモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。
３－６－９　養生	**３－６－９　養生**
１.一般事項	**１.一般事項**
受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部材に応じた適切な方法により養生しなければならない。	受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部材に応じた適切な方法により養生しなければならない。
２.湿潤状態の保持	**２.湿潤状態の保持**
受注者は、打込み後のコンクリートをその部材に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表３－３を標準とする。	受注者は、打込み後のコンクリートをその部材に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表３－３を標準とする。
なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表３－３に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。	なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表３－３に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。

改正前（令和４年版）

表３－３　コンクリートの標準養生期間

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントＢ種	早強ポルトランドセメント
15℃以上	５日	７日	３日
10℃以上	７日	９日	４日
５℃以上	９日	12 日	５日

［注］ 寒中コンクリートの場合は、第１編第３章第 10 節寒中コンクリートの規定による。
養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

３. 温度制御養生

受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。

４. 蒸気養生等

受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第７節　鉄筋工

３－７－１　一般事項

１. 適用事項

本節は、鉄筋の加工、鉄筋の組立て、鉄筋の継手、ガス圧接その他これらに類する事項について定める。

２. 照査

受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。

３. 亜鉛メッキ鉄筋の加工

受注者は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。

４. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立

受注者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立を行う場合、塗装並びに鉄筋の材質を害さないよう、衝撃・こすれによる損傷のないことを作業完了時に確かめなければならない。

５. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接

エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を発見した場合、受注者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。

改正後（令和６年版）

表３－３　コンクリートの標準養生期間

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントＢ種	早強ポルトランドセメント
15℃以上	５日	７日	３日
10℃以上	７日	９日	４日
５℃以上	９日	12 日	５日

［注］ 寒中コンクリートの場合は、第１編第３章第 10 節寒中コンクリートの規定による。
養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

３. 温度制御養生

受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。

４. 蒸気養生等

受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第７節　鉄筋工

３－７－１　一般事項

１. 適用事項

本節は、鉄筋の加工、鉄筋の組立て、鉄筋の継手、ガス圧接その他これらに類する事項について定める。

２. 照査

受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。

３. 亜鉛メッキ鉄筋の加工

受注者は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。

４. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立

受注者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立を行う場合、塗装並びに鉄筋の材質を害さないよう、衝撃・こすれによる損傷のないことを作業完了時に確かめなければならない。

５. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接

エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を発見した場合、受注者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
３－７－２　貯蔵 受注者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。	**３－７－２　貯蔵** 受注者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。
３－７－３　加工 **１．一般事項** 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。 **２．鉄筋加工時の温度** 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 **３．鉄筋の曲げ半径** 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第 13 章鉄筋コンクリートの前提、標準７編第２章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会　平成 30 年３月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 **４．曲げ戻しの禁止** 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。 **５．かぶり** 受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の 4/3 以上としなければならない。 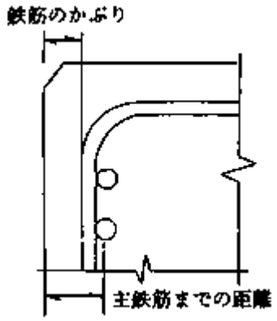 **図３－４　鉄筋のかぶり**	**３－７－３　加工** **１．一般事項** 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。 **２．鉄筋加工時の温度** 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 **３．鉄筋の曲げ半径** 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）［2017 年制定］第 13 章鉄筋コンクリートの前提、標準７編第２章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会　2018 年３月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 **４．曲げ戻しの禁止** 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。 **５．かぶり** 受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の 4/3 以上としなければならない。 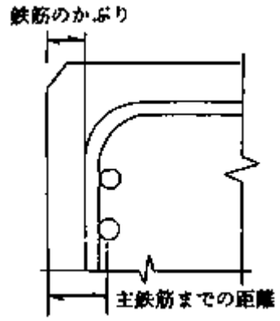 **図３－４　鉄筋のかぶり**

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
３－７－４　組立て **１.一般事項** 受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についたどろ、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。 **２.配筋・組立** 受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。 （１）受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。 （２）受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8 ㎜以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。 （３）受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。 **３.鉄筋かぶりの確保** 受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、構造物の側面については１㎡あたり 2 個以上、構造物の底面については、１㎡あたり 4 個以上設置し、個数について、鉄筋組立完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。 なお、これ以外のスペーサを使用する場合は監督員と協議しなければならない。 **４.コンクリート打設前の点検、清掃** 受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて点検し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。 **５.上層部の鉄筋の組立て時の注意** 受注者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後 24 時間以上経過した後に行わなければならない。 **３－７－５　継手** **１.一般事項** 受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	**３－７－４　組立て** **１.一般事項** 受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についたどろ、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。 **２.配筋・組立** 受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。 （１）受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。 （２）受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8 ㎜以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。 （３）受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。 **３.鉄筋かぶりの確保** 受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、構造物の側面については１㎡あたり 2 個以上、構造物の底面については、１㎡あたり 4 個以上設置し、個数について、鉄筋組立完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。 なお、これ以外のスペーサを使用する場合は監督員と協議しなければならない。 **４.コンクリート打設前の点検、清掃** 受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて点検し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。 **５.上層部の鉄筋の組立て時の注意** 受注者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後 24 時間以上経過した後に行わなければならない。 **３－７－５　継手** **１.一般事項** 受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．重ね継手 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8㎜ 以上の焼なまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（土木学会、平成 15 年 11 月）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の 85％として求めてよい。	**２．重ね継手** 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8㎜ 以上の焼なまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（土木学会、平成 15 年 11 月）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の 85％として求めてよい。
３．継手位置の相互ずらし 受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	**３．継手位置の相互ずらし** 受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。
４．継手構造の選定 受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	**４．継手構造の選定** 受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
５．継足し鉄筋の保護 受注者は、将来の継足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。	**５．継足し鉄筋の保護** 受注者は、将来の継足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。
６．引張断面での継手の禁止 受注者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けなければならない。	**６．引張断面での継手の禁止** 受注者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けなければならない。
７．鉄筋間の寸法 受注者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、または継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。	**７．鉄筋間の寸法** 受注者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、または継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。
８．鉄筋間の寸法 簡易構造物の鉄筋の継手長は、設計図書によるものとするが、設計図書に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度（σck）が 18N/㎜^{2}の場合 40φ（φ：鉄筋の公称直径）、21N/㎜^{2}の場合 35φ以上とする。	**８．鉄筋間の寸法** 簡易構造物の鉄筋の継手長は、設計図書によるものとするが、設計図書に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度（σck）が 18N/㎜^{2}の場合 40φ（φ：鉄筋の公称直径）、21N/㎜^{2}の場合 35φ以上とする。
９．機械式鉄筋継手 （１）機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 29 年３月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを提出し、監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。 ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合	**９．機械式鉄筋継手** （１）機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 29 年３月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを提出し、監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。 ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
否判定基準等を施工計画書に明示したうえで、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。 （２）設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を工事監理連絡会等を利用し、設計者に確認したうえで適用すること。	否判定基準等を施工計画書に明示したうえで、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。 （２）設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を工事監理連絡会等を利用し、設計者に確認したうえで適用すること。
３－７－６　ガス圧接 **１．圧接工の資格** 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112 （鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。 なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。 **２．施工できない場合の処置** 受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議しなければならない。 **３．圧接の禁止** 受注者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が７㎜を超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41 とD51 の場合はこの限りではない。 **４．圧接面の清掃** 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。 **５．圧接面のすきま** 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすきまは2㎜以下とする。 **６．悪天候時の作業禁止** 受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。	**３－７－６　ガス圧接** **１．圧接工の資格** 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112 （鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。 なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。 **２．施工できない場合の処置** 受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議しなければならない。 **３．圧接の禁止** 受注者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が７㎜を超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41 とD51 の場合はこの限りではない。 **４．圧接面の清掃** 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、（公社）日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。 **５．圧接面のすきま** 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすきまは2㎜以下とする。 **６．悪天候時の作業禁止** 受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
第８節　型枠・支保 **３－８－１　一般事項** 本節は、型枠・支保として構造、組立て、取外しその他これらに類する事項について定める。 **３－８－２　構造** **１.一般事項** 受注者は、型枠・支保をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。 **２.面取り** 受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。 **３.型枠の構造** 受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板またはパネルの継目はなるべく部材軸に直角または平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。 **４.支保形式** 受注者は、支保の施工にあたり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。 **５.支保基礎の注意** 受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。 **３－８－３　組立て** **１.一般事項** 受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。 **２.はく離剤** 受注者は、型枠の内面に、はく離剤を均一に塗布するとともに、はく離剤が、鉄筋に付着しないようにしなければならない。 **３.コンクリート出来形の確保** 受注者は、型枠・支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され工事目的物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。	**第８節　型枠・支保** **３－８－１　一般事項** 本節は、型枠・支保として構造、組立て、取外しその他これらに類する事項について定める。 **３－８－２　構造** **１.一般事項** 受注者は、型枠・支保をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。 **２.面取り** 受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。 **３.型枠の構造** 受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板またはパネルの継目はなるべく部材軸に直角または平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。 **４.支保形式** 受注者は、支保の施工にあたり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。 **５.支保基礎の注意** 受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。 **３－８－３　組立て** **１.一般事項** 受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。 **２.はく離剤** 受注者は、型枠の内面に、はく離剤を均一に塗布するとともに、はく離剤が、鉄筋に付着しないようにしなければならない。 **３.コンクリート出来形の確保** 受注者は、型枠・支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され工事目的物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
３－８－４　取外し **１．一般事項** 受注者は、型枠・支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。 **２．取外し時期** 受注者は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取外してはならない。 **３．型枠穴の補修** 受注者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。	**３－８－４　取外し** **１．一般事項** 受注者は、型枠・支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。 **２．取外し時期** 受注者は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取外してはならない。 **３．型枠穴の補修** 受注者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。
第９節　暑中コンクリート **３－９－１　一般事項** **１．一般事項** 本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第１編第３章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート及び第６節運搬・打設の規定による。 **２．適用気温** 受注者は、日平均気温が25℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。 **３．材料の温度** 受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。	**第９節　暑中コンクリート** **３－９－１　一般事項** **１．一般事項** 本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第１編第３章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート及び第６節運搬・打設の規定による。 **２．適用気温** 受注者は、日平均気温が25℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。 **３．材料の温度** 受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。
３－９－２　施工 **１．施工計画書** 暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。なお、受注者は遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。 **２．打設前の注意** 受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になる恐れのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。 **３．打設時のコンクリート温度** 打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限	**３－９－２　施工** **１．施工計画書** 暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。なお、受注者は遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。 **２．打設前の注意** 受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になる恐れのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。 **３．打設時のコンクリート温度** 打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。 **４．運搬時の注意** 受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬しなければならない。 **５．所用時間** コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5 時間を超えてはならない。 **６．コールドジョイント** 受注者は、コンクリートの打設をコールドジョイントが生じないよう行わなければならない。	値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。 **４．運搬時の注意** 受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬しなければならない。 **５．所用時間** コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5 時間を超えてはならない。 **６．コールドジョイント** 受注者は、コンクリートの打設をコールドジョイントが生じないよう行わなければならない。
３－９－３　養生 受注者は、コンクリートの打設を終了後、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な処置を施さなければならない。	**３－９－３　養生** 受注者は、コンクリートの打設を終了後、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な処置を施さなければならない。
第10節　寒中コンクリート **３－10－１　一般事項** **１．一般事項** 本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第１編第３章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート及び第６節運搬・打設の規定による。 **２．適用気温** 受注者は、日平均気温が４℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。 **３．寒中コンクリートの施工** 受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。	**第10節　寒中コンクリート** **３－10－１　一般事項** **１．一般事項** 本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第１編第３章第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート及び第６節運搬・打設の規定による。 **２．適用気温** 受注者は、日平均気温が４℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。 **３．寒中コンクリートの施工** 受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。
３－10－２　施工 **１．一般事項** 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。 （１）受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。 （２）受注者は、材料を加熱する場合、水または骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法による。	**３－10－２　施工** **１．一般事項** 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。 （１）受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。 （２）受注者は、材料を加熱する場合、水または骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法による。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（３）受注者は、AE コンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督員と協議しなければならない。	（３）受注者は、AE コンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督員と協議しなければならない。
２．熱量損失の低減	**２．熱量損失の低減**
受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練混ぜ、運搬及び打込みを行わなければならない。	受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練混ぜ、運搬及び打込みを行わなければならない。
３．打設時のコンクリート温度	**３．打設時のコンクリート温度**
受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、５～20℃の範囲に保たなければならない。	受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、５～20℃の範囲に保たなければならない。
４．材料投入順序の設定	**４．材料投入順序の設定**
受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する順序を設定しなければならない。	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する順序を設定しなければならない。
５．氷雪の付着防止	**５．氷雪の付着防止**
受注者は、鉄筋、型枠等に氷雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。	受注者は、鉄筋、型枠等に氷雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。
６．凍結融解害コンクリートの除去	**６．凍結融解害コンクリートの除去**
受注者は、凍結融解によって害をうけたコンクリートを除かなければならない。	受注者は、凍結融解によって害をうけたコンクリートを除かなければならない。
３－10－３　養生	**３－10－３　養生**
１．養生計画	**１．養生計画**
受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。	受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。
２．初期養生	**２．初期養生**
受注者は、コンクリートの打込み終了後ただちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。	受注者は、コンクリートの打込み終了後ただちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。
３．凍結の保護	**３．凍結の保護**
受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。	受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。
４．コンクリートに給熱	**４．コンクリートに給熱**
受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥または熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。	受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥または熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。
５．養生中のコンクリート温度	**５．養生中のコンクリート温度**
受注者は、養生温度を５℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表３－４の値以上とするのを標準とする。 なお、表３－４の養生期間の後、さらに２日間はコンクリート温度を０℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表３－３に示す期間も満足する必要がある。	受注者は、養生温度を５℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表３－４の値以上とするのを標準とする。 なお、表３－４の養生期間の後、さらに２日間はコンクリート温度を０℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表３－３に示す期間も満足する必要がある。

改正前（令和４年版）

表３－４　寒中コンクリートの温度制御養生期間

５℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混　合セメントB種
(1)　しばしば凍結融解を受ける場合	５℃	９　日	５　日	12　日
	10℃	７　日	４　日	９　日
(2)　まれに凍結融解を受ける場合	５℃	４　日	３　日	５　日
	10℃	３　日	２　日	４　日

注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。

第11節　マスコンクリート

３－11－１　一般事項

本節は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。

３－11－２　施工

１．一般事項

受注者は、マスコンクリートの施工にあたって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対して、２以下について十分な検討を行わなければならない。

２．マスコンクリート打設計画

受注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造、打込み時間間隔を設定しなければならない。

３．マスコンクリート打設温度

受注者は、あらかじめ計画した温度を超えて打ち込みを行ってはならない。

４．マスコンクリート温度制御

受注者は、養生にあたって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御しなければならない。

５．型枠による対策

受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。

第12節　水中コンクリート

３－12－１　一般事項

本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設及び第8節型枠・支保の規定による。

改正後（令和６年版）

表３－４　寒中コンクリートの温度制御養生期間

５℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混　合セメントB種
(1)　しばしば凍結融解を受ける場合	５℃	９　日	５　日	12　日
	10℃	７　日	４　日	９　日
(2)　まれに凍結融解を受ける場合	５℃	４　日	３　日	５　日
	10℃	３　日	２　日	４　日

注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。

第11節　マスコンクリート

３－11－１　一般事項

本節は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。

３－11－２　施工

１．一般事項

受注者は、マスコンクリートの施工にあたって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対して、２以下について十分な検討を行わなければならない。

２．マスコンクリート打設計画

受注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造、打込み時間間隔を設定しなければならない。

３．マスコンクリート打設温度

受注者は、あらかじめ計画した温度を超えて打ち込みを行ってはならない。

４．マスコンクリート温度制御

受注者は、養生にあたって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御しなければならない。

５．型枠による対策

受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。

第12節　水中コンクリート

３－12－１　一般事項

本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設及び第8節型枠・支保の規定による。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
３－12－２　施工 **１．一般事項** 受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は 0.05m/s 以下でなければ打設してはならない。 **２．水中落下の防止** 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないようにしなければならない。 **３．水中コンクリート打設時の注意** 受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。 **４．レイタンス発生の防止** 受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかきみださないようにしなければならない。 **５．水の流動防止** 受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。 **６．水中コンクリート型枠** 受注者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。 **７．水中コンクリートの打設方法** 受注者、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難い場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。 **８．ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）** （１）受注者は、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にプランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確かめてから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。 （２）受注者は、コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくしなければならない。 （３）打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入しなければならない。 （４）受注者は、打込み時のケーシング引き上げにあたって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように垂直に引き上げなければならない。 （５）受注者は、１本のケーシングで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。 （６）受注者は、コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート	**３－12－２　施工** **１．一般事項** 受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は 0.05m/s 以下でなければ打設してはならない。 **２．水中落下の防止** 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないようにしなければならない。 **３．水中コンクリート打設時の注意** 受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。 **４．レイタンス発生の防止** 受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかきみださないようにしなければならない。 **５．水の流動防止** 受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。 **６．水中コンクリート型枠** 受注者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。 **７．水中コンクリートの打設方法** 受注者、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難い場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。 **８．ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）** （１）受注者は、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にプランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確かめてから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。 （２）受注者は、コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくしなければならない。 （３）打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入しなければならない。 （４）受注者は、打込み時のケーシング引き上げにあたって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように垂直に引き上げなければならない。 （５）受注者は、１本のケーシングで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。 （６）受注者は、コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込まなければならない。	表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込まなければならない。
（７）受注者は、打込みが終り、ほぼ所定の高さに均したコンクリートの上面が、しみ出た水がなくなるか、または上面の水を処理した後でなければ、これを仕上げてはならない。	（７）受注者は、打込みが終り、ほぼ所定の高さに均したコンクリートの上面が、しみ出た水がなくなるか、または上面の水を処理した後でなければ、これを仕上げてはならない。
９．トレミー打設	**９．トレミー打設**
（１）受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。	（１）受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。
（２）受注者は、１本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。	（２）受注者は、１本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。
（３）受注者は、トレミーの取扱いの各段階における状態をあらかじめ詳しく検討し、打込み中のコンクリートに対して好ましくない状態が起こらないよう、予防措置を講じなければならない。	（３）受注者は、トレミーの取扱いの各段階における状態をあらかじめ詳しく検討し、打込み中のコンクリートに対して好ましくない状態が起こらないよう、予防措置を講じなければならない。
（４）受注者は、特殊なトレミーを使用する場合には、その適合性を確かめ、使用方法を十分検討しなければならない。	（４）受注者は、特殊なトレミーを使用する場合には、その適合性を確かめ、使用方法を十分検討しなければならない。
10. コンクリートポンプ打設	**10. コンクリートポンプ打設**
（１）コンクリートポンプの配管は、水密でなければならない。	（１）コンクリートポンプの配管は、水密でなければならない。
（２）打込みの方法は、トレミーの場合に準じなければならない。	（２）打込みの方法は、トレミーの場合に準じなければならない。
11. 底開き箱及び底開き袋による打設	**11. 底開き箱及び底開き袋による打設**
受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものを用いる。また、打設にあたっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げる。ただし、底開き箱または底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものを用いる。また、打設にあたっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げる。ただし、底開き箱または底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。
３－12－３　海水の作用を受けるコンクリート	**３－12－３　海水の作用を受けるコンクリート**
１．一般事項	**１．一般事項**
受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。
２．水平打継目の設置位置	**２．水平打継目の設置位置**
受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 60 ㎝及び最低潮位から下 60 ㎝の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 60 ㎝及び最低潮位から下 60 ㎝の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
３．海水からの保護期間	**３．海水からの保護期間**
受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材齢５日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、Ｂ種については、材令７日以上とし、さらに、日平均気温が 10℃以下となる場合には、９日以上になるまで海水にあらわれないよう保護	受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材齢５日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、Ｂ種については、材令７日以上とし、さらに、日平均気温が 10℃以下となる場合には、９日以上になるまで海水にあらわれないよう保護

改正前（令和４年版）

しなければならない。

第13節　水中不分離性コンクリート

３－13－１　一般事項

本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。

３－13－２　材料の貯蔵

材料の貯蔵は、第1編3－5－2材料の貯蔵の規定による。

３－13－３　コンクリートの製造

１.一般事項

受注者は、所要の品質の水中不分離性コンクリートを製造するため、コンクリートの各材料を正確に計量し、十分に練混ぜる。

２.計量装置

計量装置は、第１編３－5－4 材料の計量及び練混ぜの規定による。

３.材料の計量

（１）受注者は、各材料を１バッチ分ずつ質量計量しなければならない。
ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよい。

（２）計量値の許容差は、１バッチ計量分に対し、「表３－５計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とする。

表３－５　計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）

材料の種類	最大値（%）
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	２※
水中不分離性混和剤	3
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、１（%）以内

４.練混ぜ

（１）受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準じる。

（２）受注者は、強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練混ぜる。

改正後（令和６年版）

しなければならない。

第13節　水中不分離性コンクリート

３－13－１　一般事項

本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。

３－13－２　材料の貯蔵

材料の貯蔵は、第1編3－5－2材料の貯蔵の規定による。

３－13－３　コンクリートの製造

１.一般事項

受注者は、所要の品質の水中不分離性コンクリートを製造するため、コンクリートの各材料を正確に計量し、十分に練混ぜる。

２.計量装置

計量装置は、第１編３－5－4 材料の計量及び練混ぜの規定による。

３.材料の計量

（１）受注者は、各材料を１バッチ分ずつ質量計量しなければならない。
ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよい。

（２）計量値の許容差は、１バッチ計量分に対し、「表３－５計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とする。

表３－５　計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）

材料の種類	最大値（%）
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	２※
水中不分離性混和剤	3
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、１（%）以内

４.練混ぜ

（１）受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準じる。

（２）受注者は、強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練混ぜる。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（３）受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練混ぜなければならない。 なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し監督員と協議しなければならない。 ① 混和剤の添加方法・時期 ② アジテータトラック１車輌の運搬量 ③ コンクリート品質の試験確認 （４）受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。 （５）受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させなければならない。 **５．ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理** （１）受注者は、ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。 （２）受注者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければならない。 **３－13－４　運搬打設** **１．準備** （１）受注者は、フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運搬及び打設の方法を適切に設定しなければならない。 （２）受注者は、打設されたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び１回の打上り高さを定めなければならない。 **２．運搬** 受注者は、コンクリートの運搬中に骨材の沈降を防止し、かつ、荷下しが容易なアジテータトラック等で運搬しなければならない。 **３．打設** （１）受注者は、打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画どおりに配置されていることを確かめなければならない。 （２）受注者は、コンクリートをコンクリートポンプまたはトレミーを用いて打ち込まなければならない。 （３）受注者は、コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行わなければならない。 （４）受注者は、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用しなければならない。 （５）受注者は、コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行わなければならない。 （６）受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50cm 以下で打ち込まなければならない。やむを得ず、流水中や水中落下高さが 50 cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （７）受注者は、水中流動距離を 5m以下としなければならない。 （８）受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確かめなければならない。	（３）受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練混ぜなければならない。 なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し監督員と協議しなければならない。 ① 混和剤の添加方法・時期 ② アジテータトラック１車輌の運搬量 ③ コンクリート品質の試験確認 （４）受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。 （５）受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させなければならない。 **５．ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理** （１）受注者は、ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。 （２）受注者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければならない。 **３－13－４　運搬打設** **１．準備** （１）受注者は、フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運搬及び打設の方法を適切に設定しなければならない。 （２）受注者は、打設されたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び１回の打上り高さを定めなければならない。 **２．運搬** 受注者は、コンクリートの運搬中に骨材の沈降を防止し、かつ、荷下しが容易なアジテータトラック等で運搬しなければならない。 **３．打設** （１）受注者は、打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画どおりに配置されていることを確かめなければならない。 （２）受注者は、コンクリートをコンクリートポンプまたはトレミーを用いて打ち込まなければならない。 （３）受注者は、コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行わなければならない。 （４）受注者は、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用しなければならない。 （５）受注者は、コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行わなければならない。 （６）受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50cm 以下で打ち込まなければならない。やむを得ず、流水中や水中落下高さが 50 cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （７）受注者は、水中流動距離を 5m以下としなければならない。 （８）受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確かめなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
４．打継ぎ （１）受注者は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンリートが十分に密着するように処置しなければならない。 （２）受注者は、打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強しなければならない。 **５．コンクリート表面の保護** 受注者は、流水、波等の影響により、セメント分の流失またはコンクリートが洗掘されるおそれがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をしなければならない。 **第14節　プレパックドコンクリート** **３－14－１　一般事項** 本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。 **３－14－２　施工機器** **１．施工機械** （１）受注者は、5 分以内に規定の品質の注入モルタルを練混ぜることのできるモルタルミキサーを使用しなければならない。 （２）受注者は、注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。 （３）受注者は、十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるモルタルポンプを使用しなければならない。 **２．輸送管** 受注者は、注入モルタルを円滑に輸送できる輸送管を使用しなければならない。 **３．注入管** 受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。 **３－14－３　施工** **１．型枠** （１）受注者は、型枠をプレパックドコンクリートの側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組み立てなければならない。 （２）受注者は、事前に型枠の取外し時期について、監督員の承諾を得なければならない。 **２．モルタルの漏出防止** 受注者は、基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置しなければならない。 **３．粗骨材の投入** （１）受注者は、粗骨材の投入に先立ち、鉄筋、注入管、検査管等を規定の位置に配置し	**４．打継ぎ** （１）受注者は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンリートが十分に密着するように処置しなければならない。 （２）受注者は、打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強しなければならない。 **５．コンクリート表面の保護** 受注者は、流水、波等の影響により、セメント分の流失またはコンクリートが洗掘されるおそれがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をしなければならない。 **第14節　プレパックドコンクリート** **３－14－１　一般事項** 本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。 **３－14－２　施工機器** **１．施工機械** （１）受注者は、5 分以内に規定の品質の注入モルタルを練混ぜることのできるモルタルミキサーを使用しなければならない。 （２）受注者は、注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。 （３）受注者は、十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるモルタルポンプを使用しなければならない。 **２．輸送管** 受注者は、注入モルタルを円滑に輸送できる輸送管を使用しなければならない。 **３．注入管** 受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。 **３－14－３　施工** **１．型枠** （１）受注者は、型枠をプレパックドコンクリートの側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組み立てなければならない。 （２）受注者は、事前に型枠の取外し時期について、監督員の承諾を得なければならない。 **２．モルタルの漏出防止** 受注者は、基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置しなければならない。 **３．粗骨材の投入** （１）受注者は、粗骨材の投入に先立ち、鉄筋、注入管、検査管等を規定の位置に配置し

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
なければならない。 （２）受注者は、粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破砕しないように投入しなければならない。 （３）受注者は、粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう良好な状態に管理しなければならない。 **４．注入管の配置** （１）受注者は、鉛直注入管を水平間隔 2m以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が 2mを超える場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 （２）受注者は、水平注入管の水平間隔を 2m程度、鉛直間隔を 1.5m程度に配置しなければならない。また、水平注入管には、逆流防止装置を備えなければならない。 **５．練混ぜ** （１）受注者は、練混ぜをモルタルミキサーで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練混ぜなければならない。 （２）受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。 （３）受注者は、モルタルミキサー1 バッチの練混ぜを、ミキサーの定められた練混ぜ容量に適した量で練混ぜなければならない。 **６．注入** （１）受注者は、管の建込み終了後、異常がないことを確かめた後、モルタルを注入しなければならない。 （２）受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書または施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督員の承諾を得なければならない。 （３）受注者は、最下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は 0.3～2.0m/ｈとしなければならない。 （４）受注者は、鉛直注入管を引き抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5～2.0mモルタル中に埋込まれた状態に保たなければならない。 （５）受注者は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。 **７．注入モルタルの上昇状況の確認** 受注者は、注入モルタルの上昇状況を確かめるため、注入モルタルの上面の位置を測定できるようにしておかなければならない。 **８．寒中における施工** 受注者は、寒中における施工の場合、粗骨材及び注入モルタルの凍結を防ぐ処置をしなければならない。また、注入モルタルの膨張の遅延が起こるのを防ぐため、必要に応じて、適切な保温給熱を行わなければならない。 **９．暑中における施工** 受注者は、暑中における施工の場合、注入モルタルの温度上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起こらないよう施工しなければならない。	なければならない。 （２）受注者は、粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破砕しないように投入しなければならない。 （３）受注者は、粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう良好な状態に管理しなければならない。 **４．注入管の配置** （１）受注者は、鉛直注入管を水平間隔 2m以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が 2mを超える場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 （２）受注者は、水平注入管の水平間隔を 2m程度、鉛直間隔を 1.5m程度に配置しなければならない。また、水平注入管には、逆流防止装置を備えなければならない。 **５．練混ぜ** （１）受注者は、練混ぜをモルタルミキサーで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練混ぜなければならない。 （２）受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。 （３）受注者は、モルタルミキサー1 バッチの練混ぜを、ミキサーの定められた練混ぜ容量に適した量で練混ぜなければならない。 **６．注入** （１）受注者は、管の建込み終了後、異常がないことを確かめた後、モルタルを注入しなければならない。 （２）受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書または施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督員の承諾を得なければならない。 （３）受注者は、最下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は 0.3～2.0m/ｈとしなければならない。 （４）受注者は、鉛直注入管を引き抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5～2.0mモルタル中に埋込まれた状態に保たなければならない。 （５）受注者は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。 **７．注入モルタルの上昇状況の確認** 受注者は、注入モルタルの上昇状況を確かめるため、注入モルタルの上面の位置を測定できるようにしておかなければならない。 **８．寒中における施工** 受注者は、寒中における施工の場合、粗骨材及び注入モルタルの凍結を防ぐ処置をしなければならない。また、注入モルタルの膨張の遅延が起こるのを防ぐため、必要に応じて、適切な保温給熱を行わなければならない。 **９．暑中における施工** 受注者は、暑中における施工の場合、注入モルタルの温度上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起こらないよう施工しなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
第15節　袋詰コンクリート **３－15－１　一般事項** 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第12節水中コンクリートの規定による。 **３－15－２　施工** **１．袋詰** 受注者は、袋の容量の 2／3 程度にコンクリートを詰め、袋の口を確実に縛らなければならない。 **２．袋詰コンクリート積みの方法** 受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、１袋づつ丁寧に積まなければならない。また、水中に投げ込んではならない。	**第15節　袋詰コンクリート** **３－15－１　一般事項** 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱う。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第12節水中コンクリートの規定による。 **３－15－２　施工** **１．袋詰** 受注者は、袋の容量の 2／3 程度にコンクリートを詰め、袋の口を確実に縛らなければならない。 **２．袋詰コンクリート積みの方法** 受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、１袋づつ丁寧に積まなければならない。また、水中に投げ込んではならない。
第16節　超速硬コンクリート **３－16－１　一般事項** **１．超速硬コンクリートの施工** 受注者は、超速硬コンクリートの施工にあたっては、施工前に練混ぜ・運搬・打込みの方法、練混ぜ時間、練混ぜ開始から打込み完了までの時間、打込み区間、打込み順序及び仕上げ時期について施工計画書に記載しなければならない。 **２．調査試験及び確認資料** 受注者は、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、施工計画書に記載しなければならない。なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備・保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、完成時に納品する。 **３．品質管理試験** 超速硬コンクリートの品質管理試験の基準は、以下のとおりとする。 （１）試験回数(圧縮強度試験) コンクリート打設日毎に(交通開放前) 圧縮強度試験を行うこととする。 （２）品質規格 ３時間圧縮強度24N/mm^{2}以上 Q$_3$H　スランプ　MAX 24 ― 12 ― 25	**第16節　超速硬コンクリート** **３－16－１　一般事項** **１．超速硬コンクリートの施工** 受注者は、超速硬コンクリートの施工にあたっては、施工前に練混ぜ・運搬・打込みの方法、練混ぜ時間、練混ぜ開始から打込み完了までの時間、打込み区間、打込み順序及び仕上げ時期について施工計画書に記載しなければならない。 **２．調査試験及び確認資料** 受注者は、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、施工計画書に記載しなければならない。なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備・保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、完成時に納品する。 **３．品質管理試験** 超速硬コンクリートの品質管理試験の基準は、以下のとおりとする。 （１）試験回数(圧縮強度試験) コンクリート打設日毎に(交通開放前) 圧縮強度試験を行うこととする。 （２）品質規格 ３時間圧縮強度24N/mm^{2}以上 Q$_3$H　スランプ　MAX 24 ― 12 ― 25
第17節　既設RC構造物への削孔 **１．一般事項** 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、削孔しようとする構造物について、形状や鉄筋の配置、添加物等の状況を把握するものとする。 （１）受注者は、既設構造物の鉄筋位置の確認方法については、事前に監督員と協議する	**第17節　既設RC構造物への削孔** **１．一般事項** 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、削孔しようとする構造物について、形状や鉄筋の配置、添加物等の状況を把握するものとする。 （１）受注者は、既設構造物の鉄筋位置の確認方法については、事前に監督員と協議する

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ものとする。 （２）事前調査により削孔が鉄筋に当たる予測がされた場合、対処法を検討のうえ監督員と協議するものとする。 （３）削孔時にドリルまたはコアボーリングビットが鉄筋に当たった場合は、ただちに施工を中断し監督員に報告し、対処法を検討のうえ、監督員と協議するものとする。 （４）削孔にコアボーリングビットを使用した場合は、検査確認時までコアを保存するものとする。 （５）非破壊試験による測定を実施する場合には、測定者は測定機器の操作方法及びその評価方法について十分な知識を有する者とする。なお、資格等（講習会の受講等を含む）を有する必要のある測定機器を使用する場合は、当該資格等を有するものとする。	ものとする。 （２）事前調査により削孔が鉄筋に当たる予測がされた場合、対処法を検討のうえ監督員と協議するものとする。 （３）削孔時にドリルまたはコアボーリングビットが鉄筋に当たった場合は、ただちに施工を中断し監督員に報告し、対処法を検討のうえ、監督員と協議するものとする。 （４）削孔にコアボーリングビットを使用した場合は、検査確認時までコアを保存するものとする。 （５）非破壊試験による測定を実施する場合には、測定者は測定機器の操作方法及びその評価方法について十分な知識を有する者とする。なお、資格等（講習会の受講等を含む）を有する必要のある測定機器を使用する場合は、当該資格等を有するものとする。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
第２編　材　料　編 **第１章　一般事項** **第１節　適　用** 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。 **第２節　工事材料の品質** **１．一般事項** 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。なお、JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等（以下、「JIS マーク表示品」という）については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。 **２．中等の品質** 契約書第 13 条第１項に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。 **３．試験を行う工事材料** 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS または設計図書に定める方法により、試験を実施しその結果を監督員に提出しなければならない。 なお、JIS マーク表示品については試験を省略できる。 **４．見本・品質証明資料** 受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料（工事名、提出日、提出先等を明記）を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。 **５．材料の保管** 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度	**第２編　材　料　編** **第１章　一般事項** **第１節　適　用** 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。 **第２節　工事材料の品質** **１．一般事項** 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。なお、JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等（以下、「JIS マーク表示品」という）については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。 **２．中等の品質** 契約書第 13 条第１項に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。 **３．試験を行う工事材料** 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS または設計図書に定める方法により、試験を実施しその結果を監督員に提出しなければならない。 なお、JIS マーク表示品については試験を省略できる。 **４．見本・品質証明資料** 受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料（工事名、提出日、提出先等を明記）を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。 **５．材料の保管** 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
確認を受けなければならない。 **６．海外の建設資材の品質証明** 受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に**提出**しなければならない。 なお、表１－１に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。 **７．■■■■■** 受注者は、ポストテンションの、PC 鋼線・PC 鋼棒については、機械試験（引張試験）を各々１回（１片）行わなければならない。なお、JIS マーク表示品については試験を省略できるものとする。 **８．■■■■■** 設計図書で PC 鋼線の機械試験を行うこととされた場合、試験は JISZ2241（金属材料引張試験方法）に準じて行うものとし、その結果を整備・保管し、監督員の請求があった場合には速やかに提示するとともに、完成時に納品するものとする。 **⑨. 材料検査簿** 受注者は、静岡市工事執行規則第 25 条、静岡市建設工事請負契約約款第 13 条の『材料検査簿』について、同条第６項に記載のとおり、検印は監督員が行い、受注者（現場代理人、主任技術者等）による検印は行わない。また、監督員が臨場にて数量検査できない場合にあっても、写真または出荷証明書、納品書、品質規格証明書等による確認を行い監督員が検印する。 【材料検査簿の対象となる工事材料】 ・設計図書において監督員の検査を受けて使用するべきと指定された工事材料 例：工場製品（JIS 規格品、JIS 認定外品）、工場製作品（特注品等） ・主要な工事材料で完成検査時に外部から明視できないもの（不可視となる材料） 例：地盤改良用セメント、薬液注入材、スラリー撹拌材、埋設する製品等 【監督員による材料検査を省略できるもの】 ・JIS マーク表示品、㈳日本下水道協会認定工場製品等 ・事前申請にて静岡県または静岡市が工場による検査を実施し承認した材料 例：スラグ入りコンクリート二次製品等、道路用砕石、盛土材、合材等 【検査の方法】 ・監督員の臨場等により品質、寸法、形状（外観）、数量について関係資料との整合を確認する。 ・工場検査を実施した工事材料については現場搬入確認を行う。 【注意事項】 材料検査を実施するか否かについては、施工計画書提出時に監督員に確認する。監督員は検査時に検査員から指摘を受けることがないよう、必要な材料検査を行う。また、受注者による現場受入試験（生コン、コンクリート製品等）は取扱い基準に準じて行う。	確認を受けなければならない。 **６．海外の建設資材の品質証明** 受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に**提出**しなければならない。 なお、表１－１に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。 **７．■■■■■** 受注者は、ポストテンションの、PC 鋼線・PC 鋼棒については、機械試験（引張試験）を各々１回（１片）行わなければならない。なお、JIS マーク表示品については試験を省略できるものとする。 **８．■■■■■** 設計図書で PC 鋼線の機械試験を行うこととされた場合、試験は JISZ2241（金属材料引張試験方法）に準じて行うものとし、その結果を整備・保管し、監督員の請求があった場合には速やかに提示するとともに、完成時に納品するものとする。 **⑨. 材料確認書** 受注者は、静岡市工事執行規則第 25 条、静岡市建設工事請負契約約款第 13 条に記載の材料検査について、受注者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて検査を受けたときは、材料確認書にその状況を記入し、監督員の確認を受けるものとする。また、監督員が臨場にて数量検査できない場合にあっても、写真または出荷証明書、納品書、品質規格証明書等により監督員が確認する。 【材料確認書の対象となる工事材料】 ・設計図書において監督員の検査を受けて使用するべきと指定された工事材料 例：工場製品（JIS 規格品、JIS 認定外品）、工場製作品（特注品等） ・主要な工事材料で完成検査時に外部から明視できないもの（不可視となる材料） 例：地盤改良用セメント、薬液注入材、スラリー撹拌材、埋設する製品等 【監督員による材料検査を省略できるもの】 ・JIS マーク表示品、㈳日本下水道協会認定工場製品等 ・事前申請にて静岡県または静岡市が工場による検査を実施し承認した材料 例：スラグ入りコンクリート二次製品等、道路用砕石、盛土材、合材等 【検査の方法】 ・監督員の臨場等により品質、寸法、形状（外観）、数量について関係資料との整合を確認する。 ・工場検査を実施した工事材料については現場搬入確認を行う。 【注意事項】 材料検査を実施するか否かについては、施工計画書提出時に監督員に確認する。監督員は検査時に検査員から指摘を受けることがないよう、必要な材料検査を行う。また、受注者による現場受入試験（生コン、コンクリート製品等）は取扱い基準に準じて行う。

改正前（令和４年版）

表１－１　「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分／細別		品目	対応 JIS 規格（参考）
Ⅰ　セメント		ポルトランドセメント	JIS R 5210
		高炉セメント	JIS R 5211
		シリカセメント	JIS R 5212
		フライアッシュセメント	JIS R 5213
Ⅱ　鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストレストコンクリート用鋼材	ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線	JIS G 3536
		ＰＣ鋼棒	JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
		溶接金網	JIS G 3551
		ひし形金網	JIS G 3552
	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525
		H型鋼ぐい	JIS A 5526
		熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528
		鋼管矢板	JIS A 5530
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		六角ボルト	JIS B 1180
		六角ナット	JIS B 1181
		摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186
Ⅲ　瀝青材料		舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
		石油アスファルト乳剤	JIS K 2208
Ⅳ　割ぐり石及び骨材		割ぐり石	JIS A 5006
		道路用砕石	JIS A 5001
		アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
		フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008
		コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005
		コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
		道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

改正後（令和６年版）

表１－１　「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分／細別		品目	対応 JIS 規格（参考）
Ⅰ　セメント		ポルトランドセメント	JIS R 5210
		高炉セメント	JIS R 5211
		シリカセメント	JIS R 5212
		フライアッシュセメント	JIS R 5213
Ⅱ　鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストレストコンクリート用鋼材	ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線	JIS G 3536
		ＰＣ鋼棒	JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
		溶接金網	JIS G 3551
		ひし形金網	JIS G 3552
	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525
		H型鋼ぐい	JIS A 5526
		熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528
		鋼管矢板	JIS A 5530
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		六角ボルト	JIS B 1180
		六角ナット	JIS B 1181
		摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186
Ⅲ　瀝青材料		舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
		石油アスファルト乳剤	JIS K 2208
Ⅳ　割ぐり石及び骨材		割ぐり石	JIS A 5006
		道路用砕石	JIS A 5001
		アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
		フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008
		コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005
		コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
		道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
第２章　土木工事材料 **第１節　土** **２－１－１　一般事項** 工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。 **２－１－２　改良土** **①. 一般事項** 改良土とは、建設発生土を原材料として土質改良プラントにて固化材処理した土をいう。 **②. 使用材料** 原料土は、アスファルト塊・コンクリート塊・木片・ゴミ・金属類及び有害物質の他、生産工程に支障となる異物を含まないものとする。 **③. 改良土の品質** 静岡県土木事務所又は静岡市発行の盛土材使用承諾を得た改良土を使用すること。 **第２節　石** **２－２－１　石材** 天然産の石材については、以下の規格に適合するものとする。 JISA5003（石材） **２－２－２　割ぐり石** 割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。 JISA5006（割ぐり石） **２－２－３　雑割石** 雑割石の形状は、おおむねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面はおおむね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の２／３程度のものとする。 **２－２－４　雑石（粗石）** 雑石は、天然石または破砕石とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。 **２－２－５　玉　石** 玉石は、天然に産し、丸みをもつ石でおおむね15cm～25cmのものとし、形状はおおむね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	**第２章　土木工事材料** **第１節　土** **２－１－１　一般事項** 工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。 **２－１－２　改良土** **①. 一般事項** 改良土とは、建設発生土を原材料として土質改良プラントにて固化材処理した土をいう。 **②. 使用材料** 原料土は、アスファルト塊・コンクリート塊・木片・ゴミ・金属類及び有害物質の他、生産工程に支障となる異物を含まないものとする。 **③. 改良土の品質** 静岡県土木事務所又は静岡市発行の盛土材使用承諾を得た改良土を使用すること。 **第２節　石** **２－２－１　石材** 天然産の石材については、以下の規格に適合するものとする。 JISA5003（石材） **２－２－２　割ぐり石** 割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。 JISA5006（割ぐり石） **２－２－３　雑割石** 雑割石の形状は、おおむねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面はおおむね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の２／３程度のものとする。 **２－２－４　雑石（粗石）** 雑石は、天然石または破砕石とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。 **２－２－５　玉　石** 玉石は、天然に産し、丸みをもつ石でおおむね15cm～25cmのものとし、形状はおおむね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

改正前（令和４年版）

２－２－６　ぐり石

ぐり石は、玉石または割ぐり石で20㎝以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

２－２－７　再生砂（RC-10）・溶融スラグ

１.目的及び適用

（１）建設発生材（セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材）の適正処理、資源の有効利用を図ることを目的とする。

（２）適用範囲は、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）」による。特に透水性舗装のフィルター層用砂等仕様目的にそぐわない材料には用いないこと。

２.材料

（１）コンクリート構造物の解体（レディーミクストコンクリートの戻りコンクリートを硬化させた塊を破砕して造ったものも含む）などにより発生したセメントコンクリート、アスファルトコンクリート発生材から製造した材料でなければならない。必要に応じて補足材料（砕石、砂等）を加えることができる。

（２）再生砂は、均等質、清浄であり、木片、レンガ、瓦、細長いまたは偏平な石片、ごみ、泥、有機物などを有害量含んではならない。

（３）再生砂の粒度は表２－１のとおりとする。

表２－１　再生砂の粒度

ふるい目の開き		規格値
ふるいを通過するものの質量百分率（%）	10.0mm	100
	5.0mm	85 － 100
	2.5mm	65 － 100
	1.2mm	45 － 90
	0.6mm	25 － 65
	0.3mm	10 － 35
	0.15mm	2 － 15
	0.075mm	0 － 10

３.再生砂の製造

溶融スラグの品質等については、**「溶融スラグ有効利用ガイドライン」（静岡市）**によるものとする。

（１）製造所

再生砂製造所は、公害対策基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定を満足するもので、かつ周辺環境に対する保全対策を施したものとする。

改正後（令和６年版）

２－２－６　ぐり石

ぐり石は、玉石または割ぐり石で20㎝以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

２－２－７　再生砂（RC-10）・溶融スラグ

１.目的及び適用

（１）建設発生材（セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材）の適正処理、資源の有効利用を図ることを目的とする。

（２）適用範囲は、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）」による。特に透水性舗装のフィルター層用砂等仕様目的にそぐわない材料には用いないこと。

２.材料

（１）コンクリート構造物の解体（レディーミクストコンクリートの戻りコンクリートを硬化させた塊を破砕して造ったものも含む）などにより発生したセメントコンクリート、アスファルトコンクリート発生材から製造した材料でなければならない。必要に応じて補足材料（砕石、砂等）を加えることができる。

（２）再生砂は、均等質、清浄であり、木片、レンガ、瓦、細長いまたは偏平な石片、ごみ、泥、有機物などを有害量含んではならない。

（３）再生砂の粒度は表２－１のとおりとする。

表２－１　再生砂の粒度

ふるい目の開き		規格値
ふるいを通過するものの質量百分率（%）	10.0mm	100
	5.0mm	85 － 100
	2.5mm	65 － 100
	1.2mm	45 － 90
	0.6mm	25 － 65
	0.3mm	10 － 35
	0.15mm	2 － 15
	0.075mm	0 － 10

３.再生砂の製造

溶融スラグの品質等については、**「溶融スラグ有効利用ガイドライン」（静岡市）**によるものとする。

（１）製造所

再生砂製造所は、公害対策基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定を満足するもので、かつ周辺環境に対する保全対策を施したものとする。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）

（２）発生材の貯蔵

発生材を貯蔵する場合は、発生材が飛散、流出しないような設備を備えることが望ましい。

（３）発生材の破砕

破砕装置には大割を行う一次破砕装置と、さらにこれを所定の大きさ以下に小割する二次破砕装置の設置が望ましい。

（４）ふるい分け

破砕された材料は、振動ふるい等によって所定の大きさ以下にふるい分けなければならない。

（５）再生砂の貯蔵

１）ふるい分けられた再生砂は、ごみや泥が混入しないように貯蔵しなければならない。

２）降雨等による雨水対策を施し、再生砂の粒度分布の変動に細心の注意をはらわなければならない。

（６）プラントにおける品質管理項目と頻度

１）プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表２－２による。

表２－２

試験項目	頻度
粒 度	１回／出荷日ごと

（注）ただし、２ヶ月間の出荷量が1,000m³に満たない場合は、２ヶ月に１回の頻度で実施しなければならない。

２）出荷量データ（出荷月日と数量）及び品質管理データを整理、保管し、提示を求められた時には、すみやかに提示しなければならない。

３．その他

再生砂における六価クロムの有無について、平成３年８月 23 日付け環境庁告示第 46 号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。

（平成 19 年 11 月８日付け建技第 219 号「公共建設工事における再生コンクリート砂に係る留意事項について」）

２－２－８　その他の砂利、砕石、砂等

１．砂利、砕石

砂利、砕石の粒度、形状及び有機物含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

２．砂

砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

（２）発生材の貯蔵

発生材を貯蔵する場合は、発生材が飛散、流出しないような設備を備えることが望ましい。

（３）発生材の破砕

破砕装置には大割を行う一次破砕装置と、さらにこれを所定の大きさ以下に小割する二次破砕装置の設置が望ましい。

（４）ふるい分け

破砕された材料は、振動ふるい等によって所定の大きさ以下にふるい分けなければならない。

（５）再生砂の貯蔵

１）ふるい分けられた再生砂は、ごみや泥が混入しないように貯蔵しなければならない。

２）降雨等による雨水対策を施し、再生砂の粒度分布の変動に細心の注意をはらわなければならない。

（６）プラントにおける品質管理項目と頻度

１）プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表２－２による。

表２－２

試験項目	頻度
粒 度	１回／出荷日ごと

（注）ただし、２ヶ月間の出荷量が1,000m³に満たない場合は、２ヶ月に１回の頻度で実施しなければならない。

２）出荷量データ（出荷月日と数量）及び品質管理データを整理、保管し、提示を求められた時には、すみやかに提示しなければならない。

３．その他

再生砂における六価クロムの有無について、平成３年８月 23 日付け環境庁告示第 46 号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。

（平成 19 年 11 月８日付け建技第 219 号「公共建設工事における再生コンクリート砂に係る留意事項について」）

２－２－８　その他の砂利、砕石、砂等

１．砂利、砕石

砂利、砕石の粒度、形状及び有機物含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

２．砂

砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
３．野面石 野面石は、稜線の明らかでない玉石で控長のほかは、面の形状、友面に制限のない控長 20 ㎝以上のものをいう。 **４．篭用詰石** 篭用詰石は、天然石又は割ぐり石でその径は網目より大きなものを使用しなければならない。また、極端に扁平なもの及び細長いものであってはならない。 **５．■■■■■** クラッシャラン（Ｃ－30）及び再生クラッシャラン（RC－40）の品質規格は、本共通仕様書第２編　２－３－３　アスファルト舗装用骨材　第１項の規定によらなければならない。	**３．野面石** 野面石は、稜線の明らかでない玉石で控長のほかは、面の形状、友面に制限のない控長 20 ㎝以上のものをいう。 **４．篭用詰石** 篭用詰石は、天然石又は割ぐり石でその径は網目より大きなものを使用しなければならない。また、極端に扁平なもの及び細長いものであってはならない。 **５．■■■■■** クラッシャラン（Ｃ－30）及び再生クラッシャラン（RC－40）の品質規格は、本共通仕様書第２編　２－３－３　アスファルト舗装用骨材　第１項の規定によらなければならない。
第３節　骨　材 **２－３－１　一般事項** **１．適合規格** 道路用砕石、及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。 JISA5001（道路用砕石） JISA5308（レディーミクストコンクリート）付属書Ａ（レディーミクストコンクリート用骨材） JISA5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JISA5011－1（コンクリート用スラグ骨材-第１部：高炉スラグ骨材） JISA5011－2（コンクリート用スラグ骨材-第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JISA5011－3（コンクリート用スラグ骨材-第３部：銅スラグ骨材） JISA5011－4（コンクリート用スラグ骨材-第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JISA5015（道路用鉄鋼スラグ） JISA5021（コンクリート用再生骨材Ｈ）	**第３節　骨　材** **２－３－１　一般事項** **１．適合規格** 道路用砕石、及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。 JISA5001（道路用砕石） JISA5308（レディーミクストコンクリート）付属書Ａ（レディーミクストコンクリート用骨材） JISA5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JISA5011－1（コンクリート用スラグ骨材-第１部：高炉スラグ骨材） JISA5011－2（コンクリート用スラグ骨材-第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JISA5011－3（コンクリート用スラグ骨材-第３部：銅スラグ骨材） JISA5011－4（コンクリート用スラグ骨材-第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第５部：石炭ガス化スラグ骨材） JISA5015（道路用鉄鋼スラグ） JISA5021（コンクリート用再生骨材Ｈ）
２．骨材の貯蔵 受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。 **３．有害物の混入防止** 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。 **４．粒度調整路盤材等の貯蔵** 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。 **５．水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵** 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、雨水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。 **６．石粉、石灰等の貯蔵** 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。	**２．骨材の貯蔵** 受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。 **３．有害物の混入防止** 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。 **４．粒度調整路盤材等の貯蔵** 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。 **５．水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵** 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、雨水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。 **６．石粉、石灰等の貯蔵** 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。

改正前（令和４年版）

７．海砂使用の場合の注意

受注者は、細骨材として海砂を使用する場合、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。

８．海砂の塩分の許容限度

受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対し NaCl に換算して 0.03%以下としなければならない。

２－３－２　セメントコンクリート用骨材

１．細骨材及び粗骨材の粒度

細骨材及び粗骨材の粒度は、表２－３、表２－４の規格に適合するものとする。

表２－３　無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲

(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)
10	100
5	90～100
2.5	80～100
1.2	50～90
0.6	25～65
0.3	10～35
0.15	2 ～10［注 1］

［注 1］砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、2～15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm 通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には 15%としてよい。

［注 2］連続した２つのふるいの間の量は 45%を超えないのが望ましい。

［注 3］空気量が 3%以上で単位セメント量が 250kg/m³ 以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に 0.3mm ふるい及び 0.15mm ふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ 5 及び 0 に減らしてよい。

改正後（令和６年版）

７．海砂使用の場合の注意

受注者は、細骨材として海砂を使用する場合、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。

８．海砂の塩分の許容限度

受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対し NaCl に換算して 0.03%以下としなければならない。

２－３－２　セメントコンクリート用骨材

１．細骨材及び粗骨材の粒度

細骨材及び粗骨材の粒度は、表２－３、表２－４の規格に適合するものとする。

表２－３　無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲

(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)
10	100
5	90～100
2.5	80～100
1.2	50～90
0.6	25～65
0.3	10～35
0.15	2 ～10［注 1］

［注 1］砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、2～15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm 通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には 15%としてよい。

［注 2］連続した２つのふるいの間の量は 45%を超えないのが望ましい。

［注 3］空気量が 3%以上で単位セメント量が 250kg/m³ 以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に 0.3mm ふるい及び 0.15mm ふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ 5 及び 0 に減らしてよい。

改正前（令和４年版）

(2) プレパックドコンクリート

ふるいの呼び寸法（㎜）	ふるいを通るものの重量百分率(%)
2.5	100
1.2	90～100
0.6	60～80
0.3	20～50
0.15	5～30

表２－４　無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲

(1)　無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び寸法(㎜) ＼ 粗骨材の最大寸法(㎜)	ふるいを通るものの質量百分率（%）								
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5
40	100	95～100	－	35～70	－	－	10～30	0～5	－
25	－	100	95～100	－	30～70	－	－	0～10	0～5
20	－	－	100	90～100	－	－	20～55	0～10	0～5
10	－	－	－	－	－	100	90～100	0～15	0～5

(2) プレパックドコンクリート

最小寸法	15㎜ 以上。
最大寸法	部材最小寸法の 1/4 以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの 1/2 以下。

２．細骨材及び粗骨材の使用規定

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して満足な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。

また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。

３．使用規定の例外

気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条２項を適用しなくてもよいものとする。

４．使用不可の細骨材及び粗骨材

化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、

改正後（令和６年版）

(2) プレパックドコンクリート

ふるいの呼び寸法（㎜）	ふるいを通るものの重量百分率(%)
2.5	100
1.2	90～100
0.6	60～80
0.3	20～50
0.15	5～30

表２－４　無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲

(1)　無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び寸法(㎜) ＼ 粗骨材の最大寸法(㎜)	ふるいを通るものの質量百分率（%）								
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5
40	100	95～100	－	35～70	－	－	10～30	0～5	－
25	－	100	95～100	－	30～70	－	－	0～10	0～5
20	－	－	100	90～100	－	－	20～55	0～10	0～5
10	－	－	－	－	－	100	90～100	0～15	0～5

(2) プレパックドコンクリート

最小寸法	15㎜ 以上。
最大寸法	部材最小寸法の 1/4 以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの 1/2 以下。

２．細骨材及び粗骨材の使用規定

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して満足な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。

また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。

３．使用規定の例外

気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条２項を適用しなくてもよいものとする。

４．使用不可の細骨材及び粗骨材

化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、

改正前（令和４年版）

有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。

５．すりへり減量の限度

舗装コンクリートに用いる粗骨材は、すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は 35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が 25%以下のものを使用するものとする。

６．■■■■■

砂防工事に用いるコンクリートのうち、最大寸法 80㎜ の粗骨材の粒度は、表２－５の規格に適合するものとする。なお、粗骨材は、大・小粒が適度に混合しているもので、その粒度は次表の範囲を標準とする。また、ふるい分け試験は JISA1102 によるものとする。

表２－５　粗骨材粒度の標準

粗骨材の最大寸法(㎜) ＼ 粗骨材の大きさ(㎜)	網ふるいを通る量の質量百分率										
	150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5
5～80	－	100	95～100	－	40～75	－	20～40	－	5～15	0～5	－

２－３－３　アスファルト舗装用骨材

１．砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度

砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表２－６、表２－７、表２－７－１の規格に適合するものとする。

２．■■■■■

再生下層路盤材の粒度は、表２－７粒度範囲 40～0 の規格に適合するものとする。

３．■■■■■

再生下層路盤材は、セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材から製造したセメントコンクリート再生骨材、アスファルトコンクリート再生骨材及び路盤再生骨材を単独または相互に組合せ、これに必要に応じて補足材料（砕石、クラッシャーラン、砂等）を加えて所要の品質が得られるよう調整した材料でなければならない。なお、セメントコンクリート再生骨材、アスファルトコンクリート再生骨材及び路盤再生骨材の混入率については、使用承諾を受けた混入率を超えてはならない。

４．■■■■■

再生下層路盤材は、アスファルトコンクリートの再生骨材が 70%を超えてはならず、均等質、清浄、強硬で、耐久性があり、木片、レンガ、瓦、細長いまたは偏平な石片、ごみ、泥、有機物などを有害量含んではならない。

改正後（令和６年版）

有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。

５．すりへり減量の限度

舗装コンクリートに用いる粗骨材は、すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は 35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が 25%以下のものを使用するものとする。

６．■■■■■

砂防工事に用いるコンクリートのうち、最大寸法 80㎜ の粗骨材の粒度は、表２－５の規格に適合するものとする。なお、粗骨材は、大・小粒が適度に混合しているもので、その粒度は次表の範囲を標準とする。また、ふるい分け試験は JISA1102 によるものとする。

表２－５　粗骨材粒度の標準

粗骨材の最大寸法(㎜) ＼ 粗骨材の大きさ(㎜)	網ふるいを通る量の質量百分率										
	150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5
5～80	－	100	95～100	－	40～75	－	20～40	－	5～15	0～5	－

２－３－３　アスファルト舗装用骨材

１．砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度

砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表２－６、表２－７、表２－７－１の規格に適合するものとする。

２．■■■■■

再生下層路盤材の粒度は、表２－７粒度範囲 40～0 の規格に適合するものとする。

３．■■■■■

再生下層路盤材は、セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材から製造したセメントコンクリート再生骨材、アスファルトコンクリート再生骨材及び路盤再生骨材を単独または相互に組合せ、これに必要に応じて補足材料（砕石、クラッシャーラン、砂等）を加えて所要の品質が得られるよう調整した材料でなければならない。なお、セメントコンクリート再生骨材、アスファルトコンクリート再生骨材及び路盤再生骨材の混入率については、使用承諾を受けた混入率を超えてはならない。

４．■■■■■

再生下層路盤材は、アスファルトコンクリートの再生骨材が 70%を超えてはならず、均等質、清浄、強硬で、耐久性があり、木片、レンガ、瓦、細長いまたは偏平な石片、ごみ、泥、有機物などを有害量含んではならない。

改正前（令和４年版）

表２－６　砕石の粒度

呼び名		粒度範囲(mm) ＼ ふるい目の開き	ふるいを通るものの質量百分率（%）													
			106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425μm	75μm
単粒度砕石	S－80(1号)	80～60	100	85～100	0～15											
	S－60(2号)	60～40		100	85～100	－	0～15									
	S－40(3号)	40～30				100	85～100	0～15								
	S－30(4号)	30～20					100	85～100	－	0～15						
	S－20(5号)	20～13							100	85～100	0～15					
	S－13(6号)	13～5								100	85～100	0～15				
	S－5(7号)	5～2.5									100	85～100	0～25	0～5		
粒度調整砕石	M－40	40～0				100	95～100	－	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10
	M－30	30～0					100	95～100	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10
	M－25	25～0						100	95～100	－	55～85	30～65	20～50	－	10～30	2～10
クラッシャラン	C－40	40～0				100	95～100	－	－	50～80	－	15～40	5～25			
	C－30	30～0					100	95～100	－	55～85	－	15～45	5～30			
	C－20	20～0							100	95～100	60～90	20～50	10～35			

〔注１〕　呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

〔注２〕　花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

改正後（令和６年版）

表２－６　砕石の粒度

呼び名		粒度範囲(mm) ＼ ふるい目の開き	ふるいを通るものの質量百分率（%）													
			106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425μm	75μm
単粒度砕石	S－80(1号)	80～60	100	85～100	0～15											
	S－60(2号)	60～40		100	85～100	－	0～15									
	S－40(3号)	40～30				100	85～100	0～15								
	S－30(4号)	30～20					100	85～100	－	0～15						
	S－20(5号)	20～13							100	85～100	0～15					
	S－13(6号)	13～5								100	85～100	0～15				
	S－5(7号)	5～2.5									100	85～100	0～25	0～5		
粒度調整砕石	M－40	40～0				100	95～100	－	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10
	M－30	30～0					100	95～100	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10
	M－25	25～0						100	95～100	－	55～85	30～65	20～50	－	10～30	2～10
クラッシャラン	C－40	40～0				100	95～100	－	－	50～80	－	15～40	5～25			
	C－30	30～0					100	95～100	－	55～85	－	15～45	5～30			
	C－20	20～0							100	95～100	60～90	20～50	10～35			

〔注１〕　呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

〔注２〕　花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

改正前（令和４年版）

表２－７　再生砕石の粒度

ふるい目の開き ＼ 粒度範囲（呼び名）		40～０（ＲＣ－40）	30～０（ＲＣ－30）	20～０（ＲＣ－20）
通過質量百分率（％）	53㎜	100		
	37.5㎜	95～100	100	
	31.5㎜	－	95～100	
	26.5㎜	－	－	100
	19㎜	50～80	55～85	95～100
	13.2㎜	－	－	60～90
	4.75㎜	15～40	15～45	20～50
	2.36㎜	５～25	５～30	10～35

［注］再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

表２－７－１　再生粒度調整砕石の粒度

ふるい目の開き ＼ 粒度範囲（呼び名）		40～０（ＲＭ－40）	30～０（ＲＭ－30）	25～０（ＲＭ－25）
通過質量百分率（％）	53㎜	100		
	37.5㎜	95～100	100	
	31.5㎜	－	95～100	100
	26.5㎜	－	－	95～100
	19㎜	60～90	60～90	－
	13.2㎜	－	－	55～85
	4.75㎜	30～65	30～65	30～65
	2.36㎜	20～50	20～50	20～50
	425μm	10～30	10～30	10～30
	75μm	２～10	２～10	２～10

［注］再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

改正後（令和６年版）

表２－７　再生砕石の粒度

ふるい目の開き ＼ 粒度範囲（呼び名）		40～０（ＲＣ－40）	30～０（ＲＣ－30）	20～０（ＲＣ－20）
通過質量百分率（％）	53㎜	100		
	37.5㎜	95～100	100	
	31.5㎜	－	95～100	
	26.5㎜	－	－	100
	19㎜	50～80	55～85	95～100
	13.2㎜	－	－	60～90
	4.75㎜	15～40	15～45	20～50
	2.36㎜	５～25	５～30	10～35

［注］再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

表２－７－１　再生粒度調整砕石の粒度

ふるい目の開き ＼ 粒度範囲（呼び名）		40～０（ＲＭ－40）	30～０（ＲＭ－30）	25～０（ＲＭ－25）
通過質量百分率（％）	53㎜	100		
	37.5㎜	95～100	100	
	31.5㎜	－	95～100	100
	26.5㎜	－	－	95～100
	19㎜	60～90	60～90	－
	13.2㎜	－	－	55～85
	4.75㎜	30～65	30～65	30～65
	2.36㎜	20～50	20～50	20～50
	425μm	10～30	10～30	10～30
	75μm	２～10	２～10	２～10

［注］再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

改正前（令和４年版）

５．砕石の材質

砕石の材質は、表２－８の規格に適合するものとする。

表２－８　安定性試験の限度

用　　途	表層・基層	上層路盤
損失量　％	12 以下	20 以下

［注］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧（第２分冊）」の「A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。

６．砕石の品質

砕石の品質は、表２－９の規格に適合するものとする。

表２－９　砕石の品質

項目＼用途	表層・基層	上層路盤
表乾密度（g／cm³）	2.45 以上	－
吸水率　％	3.0 以下	－
すり減り減量　％	30　以下［注 1］	40 以下［注 2］

［注 1］表層、基層用砕石のすり減り減量試験は粒径 13.2～4.75mm のものについて実施する。

［注 2］上層路盤用砕石については主として使用する粒径について行えばよい。

７．鉄鋼スラグ

鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表２－10 によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシャラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準は JISA5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。

表２－10　鉄鋼スラグの種類と主な用途

名　　称	呼び名	用　　途
単粒度製鋼スラグ	SS	加熱アスファルト混合物用
クラッシャラン製鋼スラグ	CSS	瀝青安定処理（加熱混合）用
粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材
クラッシャラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材

改正後（令和６年版）

５．砕石の材質

砕石の材質は、表２－８の規格に適合するものとする。

表２－８　安定性試験の限度

用　　途	表層・基層	上層路盤
損失量　％	12 以下	20 以下

［注］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧（第２分冊）」の「A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。

６．砕石の品質

砕石の品質は、表２－９の規格に適合するものとする。

表２－９　砕石の品質

項目＼用途	表層・基層	上層路盤
表乾密度（g／cm³）	2.45 以上	－
吸水率　％	3.0 以下	－
すり減り減量　％	30　以下［注 1］	40 以下［注 2］

［注 1］表層、基層用砕石のすり減り減量試験は粒径 13.2～4.75mm のものについて実施する。

［注 2］上層路盤用砕石については主として使用する粒径について行えばよい。

７．鉄鋼スラグ

鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表２－10 によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシャラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準は JISA5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。

表２－10　鉄鋼スラグの種類と主な用途

名　　称	呼び名	用　　途
単粒度製鋼スラグ	SS	加熱アスファルト混合物用
クラッシャラン製鋼スラグ	CSS	瀝青安定処理（加熱混合）用
粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材
クラッシャラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材

改正前（令和４年版）

８．鉄鋼スラグの規格（路盤材用）

路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表２－11 の規格に適合するものとする。

表２－11　鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正CBR %	一軸圧縮強さ MPa	単位容積質量 kg/L	呈色判定試験	水浸膨張比 %	エージング期間
MS	80 以上	－	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	６ヵ月以上
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	６ヵ月以上
CS	30 以上	－	－	呈色なし	1.0 以下	６ヵ月以上
試験法	E001	E003	A023	E002	E004	－

〔注１〕呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

〔注２〕水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

〔注３〕エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鉄スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。

〔注４〕エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを３ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

９．鉄鋼スラグの規格（加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用）

加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）は、表２－12 の規格に適合するものとする。

表２－12　製鋼スラグの規格

呼び名	表乾密度 (g/cm³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張率 (%)	エージング期間
CSS	－	－	50以下	2.0以下	３ヵ月以上
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	３ヵ月以上

［注 1］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

［注 2］エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。

改正後（令和６年版）

８．鉄鋼スラグの規格（路盤材用）

路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表２－11 の規格に適合するものとする。

表２－11　鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正CBR %	一軸圧縮強さ MPa	単位容積質量 kg/L	呈色判定試験	水浸膨張比 %	エージング期間
MS	80 以上	－	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	６ヵ月以上
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	６ヵ月以上
CS	30 以上	－	－	呈色なし	1.0 以下	６ヵ月以上
試験法	E001	E003	A023	E002	E004	－

〔注１〕呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

〔注２〕水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

〔注３〕エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鉄スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。

〔注４〕エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを３ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

９．鉄鋼スラグの規格（加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用）

加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）は、表２－12 の規格に適合するものとする。

表２－12　製鋼スラグの規格

呼び名	表乾密度 (g/cm³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張率 (%)	エージング期間
CSS	－	－	50以下	2.0以下	３ヵ月以上
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	３ヵ月以上

［注 1］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

［注 2］エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。

改正前（令和４年版）

10. 砂

砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（砕石ダスト）などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。

11. スクリーニングス粒度の規格

スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表２－13 の規格に適合するものとする。

表２－13　スクリーニングスの粒度範囲

ふるい目の開き ＼ 呼び名 ＼ 種類		ふるいを通るものの質量百分率　％					
		4.75mm	2.36m	600μm	300μm	150μm	75μm
スクリーニングス	F.2.5	100	85～100	25～55	15～40	7～28	0～20

12. ■■■■■

再生下層路盤材の材質については、表2－13－1によるものとする。

表２－13－１　再生下層路盤材の材質

項 目	規 格 値
すりへり減量 ％	４０以下

［注］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

２－３－４　アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表２－14の規格に適合するものとする。

表２－14　アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量（%）		3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度　　1/10mm	20 以上
	圧裂係数　　MPa/mm	1.70 以下
骨材の微粒分量（%）		5 以下

［注 1］アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

［注 2］アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20～13mm、13～5mm、5～0 mmの 3 種類の粒度や 20～13 mm、13～0 mmの 2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0 mmの粒度区分のものに適用する。

［注 3］アスファルトコンクリート再生骨材の 13 mm以下が 2 種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0 mm相当分を求めてもよい。また、13～0 mmあるいは 13～5 mm、5～0 mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13～0 mmをふるい

改正後（令和６年版）

10. 砂

砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（砕石ダスト）などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。

11. スクリーニングス粒度の規格

スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表２－13 の規格に適合するものとする。

表２－13　スクリーニングスの粒度範囲

ふるい目の開き ＼ 呼び名 ＼ 種類		ふるいを通るものの質量百分率　％					
		4.75mm	2.36m	600μm	300μm	150μm	75μm
スクリーニングス	F.2.5	100	85～100	25～55	15～40	7～28	0～20

12. ■■■■■

再生下層路盤材の材質については、表2－13－1によるものとする。

表２－13－１　再生下層路盤材の材質

項 目	規 格 値
すりへり減量 ％	４０以下

［注］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

２－３－４　アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表２－14の規格に適合するものとする。

表２－14　アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量（%）		3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度　　1/10mm	20 以上
	圧裂係数　　MPa/mm	1.70 以下
骨材の微粒分量（%）		5 以下

［注 1］アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

［注 2］アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20～13mm、13～5mm、5～0 mmの 3 種類の粒度や 20～13 mm、13～0 mmの 2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0 mmの粒度区分のものに適用する。

［注 3］アスファルトコンクリート再生骨材の 13 mm以下が 2 種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0 mm相当分を求めてもよい。また、13～0 mmあるいは 13～5 mm、5～0 mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13～0 mmをふるい

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）

取ってこれを対象に試験を行う。

［注 4］アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び 75μｍを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

［注 5］骨材の微粒分量試験は JISA1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。

［注 6］アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

［注 7］旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。

２－３－５　フィラー

１．フィラー

フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は 1.0%以下のものを使用する。

２．石灰岩の石粉等の粒度範囲

石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表２－15 の規格に適合するものとする。

表２－15　石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

ふるい目（μｍ）	ふるいを通るものの質量百分率（%）
600	100
150	90～100
75	70～100

３．石灰岩以外の石粉の規定

フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表２－16 の規格に適合するものとする。

表２－16　フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の目標値

項　　目	規　　定
塑性指数（PI）	4 以 下
フロー試験　%	50 以 下
吸水膨張　%	3 以 下
剥離試験	1／4 以下

取ってこれを対象に試験を行う。

［注 4］アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び 75μｍを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

［注 5］骨材の微粒分量試験は JISA1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。

［注 6］アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

［注 7］旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。

２－３－５　フィラー

１．フィラー

フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は 1.0%以下のものを使用する。

２．石灰岩の石粉等の粒度範囲

石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表２－15 の規格に適合するものとする。

表２－15　石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

ふるい目（μｍ）	ふるいを通るものの質量百分率（%）
600	100
150	90～100
75	70～100

３．石灰岩以外の石粉の規定

フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表２－16 の規格に適合するものとする。

表２－16　フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の目標値

項　　目	規　　定
塑性指数（PI）	4 以 下
フロー試験　%	50 以 下
吸水膨張　%	3 以 下
剥離試験	1／4 以下

改正前（令和４年版）

４．消石灰の品質規格

消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JISR9001（工業用石灰）に規定されている生石灰（特号及び１号）、消石灰（特号及び１号）の規格に適合するものとする。

表２－17　工業用石灰

種類	等級	酸化カルシウム CaO（%）	不純物（%）	二酸化炭素 CO_2（%）	粉末度残分（%）	
					600μm	150μm
生石灰	特号	93.0以上	3.2以下	2.0以下	－	－
	１号	90.0以上	－	－	－	－
	２号	80.0以上	－	－	－	－
消石灰	特号	72.5以上	3.0以下	1.5以下	全通	5.0以下
	１号	70.0以上	－	－	全通	－
	２号	65.0以上	－	－	全通	－

〔注〕ここでいう不純物とは、二酸化けい素（SiO_2）、酸化アルミニウム(Al_2O_3)、酸化第二鉄(Fe_2O_3)及び酸化マグネシウム(MgO)の合計量である。

５．セメントの品質規格

セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントとし、JISR5210（ポルトランドセメント）及びJISR5211（高炉セメント）、JISR5213（フライアッシュセメント）の規格に適合するものとする。

２－３－６　安定材

１．瀝青材料の品質

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表２－18 に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表２－19 に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

改正後（令和６年版）

４．消石灰の品質規格

消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JISR9001（工業用石灰）に規定されている生石灰（特号及び１号）、消石灰（特号及び１号）の規格に適合するものとする。

表２－17　工業用石灰

種類	等級	酸化カルシウム CaO（%）	不純物（%）	二酸化炭素 CO_2（%）	粉末度残分（%）	
					600μm	150μm
生石灰	特号	93.0以上	3.2以下	2.0以下	－	－
	１号	90.0以上	－	－	－	－
	２号	80.0以上	－	－	－	－
消石灰	特号	72.5以上	3.0以下	1.5以下	全通	5.0以下
	１号	70.0以上	－	－	全通	－
	２号	65.0以上	－	－	全通	－

〔注〕ここでいう不純物とは、二酸化けい素（SiO_2）、酸化アルミニウム(Al_2O_3)、酸化第二鉄(Fe_2O_3)及び酸化マグネシウム(MgO)の合計量である。

５．セメントの品質規格

セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントとし、JISR5210（ポルトランドセメント）及びJISR5211（高炉セメント）、JISR5213（フライアッシュセメント）の規格に適合するものとする。

２－３－６　安定材

１．瀝青材料の品質

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表２－18 に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表２－19 に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

改正前（令和４年版）

表２－18　舗装用石油アスファルトの規格

種　類 ／ 項　目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300
針入度(25℃) 1/10㎜	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を越え 200 以下	200 を越え 300 以下
軟　化　点　℃	47.0～55.0	44.0～52.0	42.0～50.0	40.0～50.0	38.0～48.0	30.0～45.0	30.0～45.0
伸度(15℃)㎝	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上
トルエン可溶分　%	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上
引火点℃	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	240 以上	210 以上
薄膜加熱質量変化率　%	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	―	―	―
薄膜加熱針入度残留率　%	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	―	―	―
蒸留後の質量変化率%	―	―	―	―	0.5 以下	1.0 以下	1.0 以下
蒸発後の針入度比　%	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	―	―	―
密　　度（15℃）g/㎤	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上

［注］各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

改正後（令和６年版）

表２－18　舗装用石油アスファルトの規格

種　類 ／ 項　目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300
針入度(25℃) 1/10㎜	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を越え 200 以下	200 を越え 300 以下
軟　化　点　℃	47.0～55.0	44.0～52.0	42.0～50.0	40.0～50.0	38.0～48.0	30.0～45.0	30.0～45.0
伸度(15℃)㎝	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上
トルエン可溶分　%	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上
引火点℃	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	240 以上	210 以上
薄膜加熱質量変化率　%	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	―	―	―
薄膜加熱針入度残留率　%	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	―	―	―
蒸留後の質量変化率%	―	―	―	―	0.5 以下	1.0 以下	1.0 以下
蒸発後の針入度比　%	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	―	―	―
密　　度（15℃）g/㎤	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上

［注］各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

改正前（令和４年版）

表２－19　石油アスファルト乳剤の規格(JISK2208-2000)

項目 ＼ 種類及び記号		カチオン乳剤							ノニオン乳剤
		PK－1	PK－2	PK－3	PK－4	MK－1	MK－2	MK－3	MN－1
エングラー度（25℃）		3～15		1～6		3～40			2～30
ふるい残留分　（質量%）（1.18mm）		0.3 以下							0.3 以下
付　着　度		2／3 以上				－			－
粗粒度骨材混合性		－				均等であること	－		－
密粒度骨材混合性		－					均等であること	－	－
土混じり骨材混合性(質量%)		－						5 以下	－
セメント混合性　（質量%）		－							1.0 以下
粒子の電荷		陽（＋）							－
蒸発残留分　（質量%）		60 以上		50 以上		57 以上			57 以上
蒸発残留物	針入度（25℃）（1/10mm）	100 を超え 200 以下	150 を超え 300 以下	100 を超え 300 以下	60 を超え 150 以下	60 を超え 200 以下		60 を超え 300 以下	60 を超え 300 以下
	トルエン可溶分（質量%）	98 以上				97 以上			97 以上
貯蔵安定度（24hr）（質量%）		1 以下							1 以下
凍結安定度（－5℃）		－	粗粒子、塊がないこと	－					－
主な用途		温暖期浸透及び表面処理用	寒冷期浸透及び表面処理用	プライムコート及びセメント安定処理層養生用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・アスファルト乳剤安定処理用

［注 1］種類記号の説明Ｐ：浸透用乳剤、Ｍ：混合用乳剤、Ｋ：カチオン乳剤、Ｎ：ノニオン乳剤

［注 2］エングラー度が 15 以下の乳剤については JISK2208（石油アスファルト乳剤）6.3 エングラー度試験方法によって求め、15 を超える乳剤については JISK2208（石油アスファルト乳剤）6.4 セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラー度に変換する。

２.セメント安定処理に使用するセメント

セメント安定処理に使用するセメントは、JISR5210（ポルトランドセメント）JISR5211（高炉セメント）及び JISR5213（フライアッシュセメント）の規格に適合するものとす

改正後（令和６年版）

表２－19　石油アスファルト乳剤の規格(JISK2208-2000)

項目 ＼ 種類及び記号		カチオン乳剤							ノニオン乳剤
		PK－1	PK－2	PK－3	PK－4	MK－1	MK－2	MK－3	MN－1
エングラー度（25℃）		3～15		1～6		3～40			2～30
ふるい残留分　（質量%）（1.18mm）		0.3 以下							0.3 以下
付　着　度		2／3 以上				－			－
粗粒度骨材混合性		－				均等であること	－		－
密粒度骨材混合性		－					均等であること	－	－
土混じり骨材混合性(質量%)		－						5 以下	－
セメント混合性　（質量%）		－							1.0 以下
粒子の電荷		陽（＋）							－
蒸発残留分　（質量%）		60 以上		50 以上		57 以上			57 以上
蒸発残留物	針入度（25℃）（1/10mm）	100 を超え 200 以下	150 を超え 300 以下	100 を超え 300 以下	60 を超え 150 以下	60 を超え 200 以下		60 を超え 300 以下	60 を超え 300 以下
	トルエン可溶分（質量%）	98 以上				97 以上			97 以上
貯蔵安定度（24hr）（質量%）		1 以下							1 以下
凍結安定度（－5℃）		－	粗粒子、塊がないこと	－					－
主な用途		温暖期浸透及び表面処理用	寒冷期浸透及び表面処理用	プライムコート及びセメント安定処理層養生用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・アスファルト乳剤安定処理用

［注 1］種類記号の説明Ｐ：浸透用乳剤、Ｍ：混合用乳剤、Ｋ：カチオン乳剤、Ｎ：ノニオン乳剤

［注 2］エングラー度が 15 以下の乳剤については JISK2208（石油アスファルト乳剤）6.3 エングラー度試験方法によって求め、15 を超える乳剤については JISK2208（石油アスファルト乳剤）6.4 セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラー度に変換する。

２.セメント安定処理に使用するセメント

セメント安定処理に使用するセメントは、JISR5210（ポルトランドセメント）JISR5211（高炉セメント）及び JISR5213（フライアッシュセメント）の規格に適合するものとす

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
る。 **３．石灰安定処理に使用する石灰** 石灰安定処理に使用する石灰は、JISR9001（工業用石灰）に規定にされる生石灰（特号及び１号）、消石灰（特号及び１号）、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。 **第４節　木　材** **２－４－１　一般事項** **１．一般事項** 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。 **２．寸法表示** 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。 **２－４－２　丸太材（素材）** **１．■■■■■** 丸太材は、設計図書に示した場合を除き直材とし、寸法は樹皮を除いた部分について径及び長さにより区分する。なお､素材の曲りは30%以下とする（曲り百分率は丸太の径に対する内曲面の最大矢高の割合をいう）。 **２．■■■■■** 丸太の径は最少径とする。 **２－４－３　板材** **１．■■■■■** 板材は厚さが 7.5㎜ 未満で幅が厚さの 4 倍以上のものをいい、死節があってはならない。 **２．■■■■■** 板材は１等品とする。 **第５節　鋼　材** **２－５－１　一般事項** **１．一般事項** 工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。 **２．鋼材取扱いの注意** 受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。 **２－５－２　構造用圧延鋼材** 構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3101（一般構造用圧延鋼材）	る。 **３．石灰安定処理に使用する石灰** 石灰安定処理に使用する石灰は、JISR9001（工業用石灰）に規定にされる生石灰（特号及び１号）、消石灰（特号及び１号）、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。 **第４節　木　材** **２－４－１　一般事項** **１．一般事項** 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。 **２．寸法表示** 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。 **２－４－２　丸太材（素材）** **１．■■■■■** 丸太材は、設計図書に示した場合を除き直材とし、寸法は樹皮を除いた部分について径及び長さにより区分する。なお､素材の曲りは30%以下とする（曲り百分率は丸太の径に対する内曲面の最大矢高の割合をいう）。 **２．■■■■■** 丸太の径は最少径とする。 **２－４－３　板材** **１．■■■■■** 板材は厚さが 7.5㎜ 未満で幅が厚さの 4 倍以上のものをいい、死節があってはならない。 **２．■■■■■** 板材は１等品とする。 **第５節　鋼　材** **２－５－１　一般事項** **１．一般事項** 工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。 **２．鋼材取扱いの注意** 受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。 **２－５－２　構造用圧延鋼材** 構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3101（一般構造用圧延鋼材）

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
JISG3106（溶接構造用圧延鋼材） JISG3112（鉄筋コンクリート用棒鋼） JISG3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材） JISG3140（橋梁用高降伏点鋼板） 土留めに使用する波型鋼板は、JISG3101－1 種 SS330（黒皮品）の規格に適合したライナープレートとする。	JISG3106（溶接構造用圧延鋼材） JISG3112（鉄筋コンクリート用棒鋼） JISG3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材） JISG3140（橋梁用高降伏点鋼板） 土留めに使用する波型鋼板は、JISG3101－1 種 SS330（黒皮品）の規格に適合したライナープレートとする。
２－５－３　軽量形鋼 軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3350（一般構造用軽量形鋼）	**２－５－３　軽量形鋼** 軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3350（一般構造用軽量形鋼）
２－５－４　鋼　管 鋼管は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JISG3452（配管用炭素鋼鋼管） JISG3457（配管用アーク溶接炭素鋼鋼管） JISG3466（一般構造用角形鋼管） JISG5526（ダクタイル鋳鉄管） JISG5527（ダクタイル鋳鉄異形管）	**２－５－４　鋼　管** 鋼管は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JISG3452（配管用炭素鋼鋼管） JISG3457（配管用アーク溶接炭素鋼鋼管） JISG3466（一般構造用角形鋼管） JISG5526（ダクタイル鋳鉄管） JISG5527（ダクタイル鋳鉄異形管）
２－５－５　鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。 JISG5501（ねずみ鋳鉄品） JISG5101（炭素鋼鋳鋼品） JISG3201（炭素鋼鍛鋼品） JISG5102（溶接構造用鋳鋼品） JISG5111（構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品） JISG4051（機械構造用炭素鋼鋼材） JISG5502（球状黒鉛鋳鉄品）	**２－５－５　鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品** 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。 JISG5501（ねずみ鋳鉄品） JISG5101（炭素鋼鋳鋼品） JISG3201（炭素鋼鍛鋼品） JISG5102（溶接構造用鋳鋼品） JISG5111（構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品） JISG4051（機械構造用炭素鋼鋼材） JISG5502（球状黒鉛鋳鉄品）
２－５－６　ボルト用鋼材 ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） JISB1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット） JISB1256（平座金） JISB1198（頭付きスタッド） JISM2506（ロックボルト及びその構成部品） 摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会） 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格（日本道路協会）(1971)	**２－５－６　ボルト用鋼材** ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） JISB1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット） JISB1256（平座金） JISB1198（頭付きスタッド） JISM2506（ロックボルト及びその構成部品） 摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会） 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格（日本道路協会）(1971)

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２－５－７　溶接材料 溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。 JISZ3211（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒） JISZ3214（耐候性鋼用被覆アーク溶接棒） JISZ3312（軟鋼、高張力鋼及び低温鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ） JISZ3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ） JISZ3315（耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ） JISZ3320（耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ） JISZ3351（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ） JISZ3352（サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス）	**２－５－７　溶接材料** 溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。 JISZ3211（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒） JISZ3214（耐候性鋼用被覆アーク溶接棒） JISZ3312（軟鋼、高張力鋼及び低温鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ） JISZ3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ） JISZ3315（耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ） JISZ3320（耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ） JISZ3351（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ） JISZ3352（サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス）
２－５－８　鉄　線 鉄線は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3532（鉄線）	**２－５－８　鉄　線** 鉄線は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3532（鉄線）
２－５－９　ワイヤロープ ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。 JISG3525（ワイヤロープ）	**２－５－９　ワイヤロープ** ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。 JISG3525（ワイヤロープ）
２－５－10　プレストレストコンクリート用鋼材 プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3536（ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線） JISG3109（ＰＣ鋼棒） JISG3137（細径異形ＰＣ鋼棒） JISG3502（ピアノ線材） JISG3506（硬鋼線材）	**２－５－10　プレストレストコンクリート用鋼材** プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3536（ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線） JISG3109（ＰＣ鋼棒） JISG3137（細径異形ＰＣ鋼棒） JISG3502（ピアノ線材） JISG3506（硬鋼線材）
２－５－11　鉄　網 鉄網は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3551（溶接金網及び鉄筋格子） JISG3552（ひし形金網）	**２－５－11　鉄　網** 鉄網は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3551（溶接金網及び鉄筋格子） JISG3552（ひし形金網）
２－５－12　鋼製ぐい及び鋼矢板 鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。 JISA5523（溶接用熱間圧延鋼矢板） JISA5525（鋼管ぐい） JISA5526（Ｈ形鋼ぐい） JISA5528（熱間圧延鋼矢板） JISA5530（鋼管矢板）	**２－５－12　鋼製ぐい及び鋼矢板** 鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。 JISA5523（溶接用熱間圧延鋼矢板） JISA5525（鋼管ぐい） JISA5526（Ｈ形鋼ぐい） JISA5528（熱間圧延鋼矢板） JISA5530（鋼管矢板）

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２－５－13　鋼製支保工 鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） JISB1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット）	**２－５－13　鋼製支保工** 鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） JISB1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット）
２－５－14　鉄線じゃかご 鉄線じゃかごは、以下の規格に準ずるものとする。なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m²以上のめっき鉄線を使用するものとする。 JISA5513（じゃかご）	**２－５－14　鉄線じゃかご** 鉄線じゃかごは、以下の規格に準ずるものとする。なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m²以上のめっき鉄線を使用するものとする。 JISA5513（じゃかご）
２－５－15　コルゲートパイプ コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。 JISG3471（コルゲートパイプ）	**２－５－15　コルゲートパイプ** コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。 JISG3471（コルゲートパイプ）
２－５－16　ガードレール（路側用、分離帯用） ガードレール（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。 （１）ビーム（袖ビーム含む） JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3454（圧力配管用炭素鋼鋼管） （２）支　柱 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JISG3466（一般構造用角形鋼管） （３）ブラケット JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （４）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM20）は4.6とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は6.8とするものとする。	**２－５－16　ガードレール（路側用、分離帯用）** ガードレール（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。 （１）ビーム（袖ビーム含む） JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3454（圧力配管用炭素鋼鋼管） （２）支　柱 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JISG3466（一般構造用角形鋼管） （３）ブラケット JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （４）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM20）は4.6とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は6.8とするものとする。
２－５－17　ガードケーブル（路側用、分離帯用） ガードケーブル（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。 （１）ケーブル JISG3525（ワイヤロープ） ケーブルの径は18㎜、構造は３×７Ｇ/ｏとする。なお、ケーブル一本当りの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。	**２－５－17　ガードケーブル（路側用、分離帯用）** ガードケーブル（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。 （１）ケーブル JISG3525（ワイヤロープ） ケーブルの径は18㎜、構造は３×７Ｇ/ｏとする。なお、ケーブル一本当りの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（２）支　柱 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （３）ブラケット JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （４）索端金具 ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本当りの破断強度以上の強さを持つものとする。 （５）調整ねじ 強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。 （６）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM12）及びケーブル取付け用ボルト（ねじの呼びM10）はともに4.6とするものとする。	（２）支　柱 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （３）ブラケット JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （４）索端金具 ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本当りの破断強度以上の強さを持つものとする。 （５）調整ねじ 強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。 （６）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM12）及びケーブル取付け用ボルト（ねじの呼びM10）はともに4.6とするものとする。
２－５－18　ガードパイプ（歩道用、路側用） ガードパイプ（歩道用、路側用）は、以下の規格に適合するものとする。 （１）パイプ JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （２）支　柱 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （３）ブラケット JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （４）継　手 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （５）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は4.6とし、継手用ボルト（ねじの呼びM16〔種別Ａｐ〕M14〔種別Ｂｐ及びＣｐ〕）は6.8とする。	**２－５－18　ガードパイプ（歩道用、路側用）** ガードパイプ（歩道用、路側用）は、以下の規格に適合するものとする。 （１）パイプ JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （２）支　柱 JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （３）ブラケット JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （４）継　手 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） （５）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は4.6とし、継手用ボルト（ねじの呼びM16〔種別Ａｐ〕M14〔種別Ｂｐ及びＣｐ〕）は6.8とする。
２－５－19　ボックスビーム（分離帯用） ボックスビーム（分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。 （１）ビーム JISG3466（一般構造用角形鋼管） （２）支　柱 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （３）パドル及び継手 JISG3101（一般構造用圧延鋼材）	**２－５－19　ボックスビーム（分離帯用）** ボックスビーム（分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。 （１）ビーム JISG3466（一般構造用角形鋼管） （２）支　柱 JISG3101（一般構造用圧延鋼材） （３）パドル及び継手 JISG3101（一般構造用圧延鋼材）

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（４）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） パドル取付け用ボルト（ねじの呼びM16）及び継手用ボルト（ねじの呼びM20）はともに 6.8 とする。	（４）ボルトナット JISB1180（六角ボルト） JISB1181（六角ナット） パドル取付け用ボルト（ねじの呼びM16）及び継手用ボルト（ねじの呼びM20）はともに 6.8 とする。
第６節　セメント及び混和材料	**第６節　セメント及び混和材料**
２－６－１　一般事項	**２－６－１　一般事項**
１.工事用セメント 工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。	**１.工事用セメント** 工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。
２.セメントの貯蔵 受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	**２.セメントの貯蔵** 受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。
３.サイロの構造 受注者は、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分ができないような構造としなければならない。	**３.サイロの構造** 受注者は、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分ができないような構造としなければならない。
４.異常なセメント使用時の注意 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	**４.異常なセメント使用時の注意** 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。
５.セメント貯蔵の温度、湿度 受注者は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に高くならないようにしなければならない。	**５.セメント貯蔵の温度、湿度** 受注者は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に高くならないようにしなければならない。
６.混和剤の貯蔵 受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。	**６.混和剤の貯蔵** 受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。
７.異常な混和剤使用時の注意 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。	**７.異常な混和剤使用時の注意** 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。
８.混和材の使用順序 受注者は、混和材を防湿的なサイロまたは、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。	**８.混和材の使用順序** 受注者は、混和材を防湿的なサイロまたは、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。
９.異常な混和材使用時の注意 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用に	**９.異常な混和材使用時の注意** 受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用に

改正前（令和４年版）

あたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。

２－６－２　セメント

１．適用規格

セメントは表２－20 の規格に適合するものとする。

表２－20　セメントの種類

JIS 番号	名　称	区　　分	摘　　要
R 5210	ポルトランドセメント	(１)普通ポルトランド	低アルカリ形を含む
		(２)早強ポルトランド	〃
		(３)中庸熱ポルトランド	〃
		(４)超早強ポルトランド	〃
		(５)低熱ポルトランド	〃
		(６)耐硫酸塩ポルトランド	〃
R 5211	高炉セメント		高炉スラグの分量（質量%）
		(１)Ａ種高炉	５を超え 30 以下
		(２)Ｂ種高炉	30 を超え 60 以下
		(３)Ｃ種高炉	60 を超え 70 以下
R 5212	シリカセメント		シリカ質混合材の分量（質量%）
		(１)Ａ種シリカ	５を超え 10 以下
		(２)Ｂ種シリカ	10 を超え 20 以下
		(３)Ｃ種シリカ	20 を超え 30 以下
R 5213	フライアッシュセメント		フライアッシュ分量（質量%）
		(１)Ａ種フライアッシュ	５を超え 10 以下
		(２)Ｂ種フライアッシュ	10 を超え 20 以下
		(３)Ｃ種フライアッシュ	20 を超え 30 以下
R 5214	エコセメント		塩化物イオン量（質量%）
		(１)普通エコセメント	0.１以下
		(２)速硬エコセメント	0.５以上 1.５以下

２．普通ポルトランドセメントの規定

コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条３項、４項の規定に適合するものとする。なお、小規模工種で、１工種あたりの総使用量が 10㎥未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。

３．普通ポルトランドセメントの品質

普通ポルトランドセメントの品質は、表２－21 の規格に適合するものとする。

改正後（令和６年版）

あたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。

２－６－２　セメント

１．適用規格

セメントは表２－20 の規格に適合するものとする。

表２－20　セメントの種類

JIS 番号	名　称	区　　分	摘　　要
R 5210	ポルトランドセメント	(１)普通ポルトランド	低アルカリ形を含む
		(２)早強ポルトランド	〃
		(３)中庸熱ポルトランド	〃
		(４)超早強ポルトランド	〃
		(５)低熱ポルトランド	〃
		(６)耐硫酸塩ポルトランド	〃
R 5211	高炉セメント		高炉スラグの分量（質量%）
		(１)Ａ種高炉	５を超え 30 以下
		(２)Ｂ種高炉	30 を超え 60 以下
		(３)Ｃ種高炉	60 を超え 70 以下
R 5212	シリカセメント		シリカ質混合材の分量（質量%）
		(１)Ａ種シリカ	５を超え 10 以下
		(２)Ｂ種シリカ	10 を超え 20 以下
		(３)Ｃ種シリカ	20 を超え 30 以下
R 5213	フライアッシュセメント		フライアッシュ分量（質量%）
		(１)Ａ種フライアッシュ	５を超え 10 以下
		(２)Ｂ種フライアッシュ	10 を超え 20 以下
		(３)Ｃ種フライアッシュ	20 を超え 30 以下
R 5214	エコセメント		塩化物イオン量（質量%）
		(１)普通エコセメント	0.１以下
		(２)速硬エコセメント	0.５以上 1.５以下

２．普通ポルトランドセメントの規定

コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条３項、４項の規定に適合するものとする。なお、小規模工種で、１工種あたりの総使用量が 10㎥未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。

３．普通ポルトランドセメントの品質

普通ポルトランドセメントの品質は、表２－21 の規格に適合するものとする。

改正前（令和４年版）

表２－21　普通ポルトランドセメントの品質

品　　質		規　　格
比　表　面　積　cm^2/g		2,500　以上
凝結 h	始　発	1　以上
	終　結	10　以下
安定性	パット法	良
	ルシャチリエ法 mm	10 以下
圧縮強さ N/mm^2	３d	12.5　以上
	７d	22.5　以上
	28d	42.5　以上
水　和　熱 J/g	７d	測定値を報告する
	28d	測定値を報告する
酸　化　マ　グ　ネ　シ　ウ　ム　%		5.0　以下
三　酸　化　硫　黄　%		3.5　以下
強　熱　減　量　%		5.0　以下
全　ア　ル　カ　リ（Na_2Oeq）%		0.75　以下
塩　化　物　イ　オ　ン　%		0.035　以下

［注］普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（Na_2Oeq）の値を0.6%以下とする。

４.原材料、検査等の規定

原材料、検査、包装及び表示は、JISR5210（ポルトランドセメント）の規定によるものとする。

２－６－３　混和材料

１.適用規格

混和材として用いるフライアッシュは、JISA6201（コンクリート用フライアッシュ）の規格に適合するものとする。

２.コンクリート用膨張材

混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JISA6202（コンクリート用膨張材）の規格に適合するものとする。

３.高炉スラグ微粉末

混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JISA6206（コンクリート用高炉スラグ微粉末）の規格に適合するものとする。

改正後（令和６年版）

表２－21　普通ポルトランドセメントの品質

品　　質		規　　格
比　表　面　積　cm^2/g		2,500　以上
凝結 h	始　発	1　以上
	終　結	10　以下
安定性	パット法	良
	ルシャチリエ法 mm	10 以下
圧縮強さ N/mm^2	３d	12.5　以上
	７d	22.5　以上
	28d	42.5　以上
水　和　熱 J/g	７d	測定値を報告する
	28d	測定値を報告する
酸　化　マ　グ　ネ　シ　ウ　ム　%		5.0　以下
三　酸　化　硫　黄　%		3.5　以下
強　熱　減　量　%		5.0　以下
全　ア　ル　カ　リ（Na_2Oeq）%		0.75　以下
塩　化　物　イ　オ　ン　%		0.035　以下

［注］普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（Na_2Oeq）の値を0.6%以下とする。

４.原材料、検査等の規定

原材料、検査、包装及び表示は、JISR5210（ポルトランドセメント）の規定によるものとする。

２－６－３　混和材料

１.適用規格

混和材として用いるフライアッシュは、JISA6201（コンクリート用フライアッシュ）の規格に適合するものとする。

２.コンクリート用膨張材

混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JISA6202（コンクリート用膨張材）の規格に適合するものとする。

３.高炉スラグ微粉末

混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JISA6206（コンクリート用高炉スラグ微粉末）の規格に適合するものとする。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
４．混和剤の適合規格 混和剤として用いるＡＥ剤、減水剤、ＡＥ減水剤、高性能ＡＥ減水剤、高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、JISA6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合するものとする。 **５．急結剤** 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会 平成 30 年 10 月）の規格に適合するものとする。	**４．混和剤の適合規格** 混和剤として用いるＡＥ剤、減水剤、ＡＥ減水剤、高性能ＡＥ減水剤、高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、JISA6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合するものとする。 **５．急結剤** 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）［2018 年制定］JSCE-D102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会 2018 年 10 月）の規格に適合するものとする。
２－６－４　コンクリート用水 **１．練混ぜ水** コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道または JISA5308（レディーミクストコンクリート）附属書Ｃ（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。 **２．海水の使用禁止** 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてもよいものとする。	**２－６－４　コンクリート用水** **１．練混ぜ水** コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道または JISA5308（レディーミクストコンクリート）附属書Ｃ（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。 **２．海水の使用禁止** 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてもよいものとする。
第７節　セメントコンクリート製品 **２－７－１　一般事項** **１．一般事項** セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。 **２．塩化物含有量** セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl^-）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオン量は 0.30 kg／m^3 以下とするものとする。なお、受注者はこれを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 **３．アルカリシリカ反応抑制対策** 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 14 年７月 31 日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成 14 年７月 31 日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。	**第７節　セメントコンクリート製品** **２－７－１　一般事項** **１．一般事項** セメントコンクリート製品は、土木工事施工管理基準セメントコンクリート製品取扱基準の規定による。また、セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。 **２．塩化物含有量** セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl^-）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオン量は 0.30 kg／m^3 以下とするものとする。なお、受注者はこれを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 **３．アルカリシリカ反応抑制対策** 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 14 年７月 31 日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成 14 年７月 31 日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。

改正前（令和４年版）

２－７－２　セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は以下の規格に適合するものとする。

JISA5361（プレキャストコンクリート製品
　　－種類、製品の呼び方及び表示の通則）
JISA5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則）
JISA5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）
JISA5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）
JISA5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）
JISA5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）
JISA5406（建築用コンクリートブロック）
JISA5506（下水道用マンホールふた）

第８節　瀝青材料

２－８－１　一般瀝青材料

１.適用規格

舗装用石油アスファルトは、第２編２－３－６安定材の表２－18 の規格に適合するものとする。

２.■■■■■

付着性改善型改質アスファルトの性状は、表２－22 の規格に適合するものとする。

表２－22　付着性改善型改質アスファルトの規格

項目	規格値
針入度（25℃）　1/10mm	40 以上
軟化点　℃	68 以上
伸度（15℃）　cm	30 以上
フラース脆化点　℃	－12 以下
引火点　℃	260 以上
薄膜加熱質量変化率　%	0.6 以下
薄膜加熱後の針入度残留率　%	65 以上
タフネス　kgf･cm	160 以上
テナシティ　kgf･cm	80 以上
密度（15℃）　g/cm^3	1.0 以上
60℃ 粘度　poise	15,000 以上
粗骨材の剥離面積率　%	5 以下

３.ポリマー改質アスファルト

ポリマー改質アスファルトの性状は、表２－23 の性状に適合するものとする。なお、

改正後（令和６年版）

２－７－２　セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は以下の規格に適合するものとする。

JISA5361（プレキャストコンクリート製品
　　－種類、製品の呼び方及び表示の通則）
JISA5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則）
JISA5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）
JISA5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）
JISA5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）
JISA5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）
JISA5406（建築用コンクリートブロック）
JISA5506（下水道用マンホールふた）

第８節　瀝青材料

２－８－１　一般瀝青材料

１.適用規格

舗装用石油アスファルトは、第２編２－３－６安定材の表２－18 の規格に適合するものとする。

２.■■■■■

付着性改善型改質アスファルトの性状は、表２－22 の規格に適合するものとする。

表２－22　付着性改善型改質アスファルトの規格

項目	規格値
針入度（25℃）　1/10mm	40 以上
軟化点　℃	68 以上
伸度（15℃）　cm	30 以上
フラース脆化点　℃	－12 以下
引火点　℃	260 以上
薄膜加熱質量変化率　%	0.6 以下
薄膜加熱後の針入度残留率　%	65 以上
タフネス　kgf･cm	160 以上
テナシティ　kgf･cm	80 以上
密度（15℃）　g/cm^3	1.0 以上
60℃ 粘度　poise	15,000 以上
粗骨材の剥離面積率　%	5 以下

３.ポリマー改質アスファルト

ポリマー改質アスファルトの性状は、表２－23 の性状に適合するものとする。なお、

改正前（令和４年版）

受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表２－23 に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。

表２－23　ポリマー改質アスファルトの標準的性状

項目 ＼ 種類	付加記号		Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅲ型－W	Ⅲ型－WF	H型	H型－F
軟化点		℃	50.0 以上	56.0 以上	70.0 以上			80.0 以上	
伸度	（7℃）	cm	30 以上	－	－			－	－
	（15℃）	cm	－	30 以上	50 以上			50 以上	－
タフネス（25℃）		N・m	5.0 以上	8.0 以上	16 以上			20 以上	－
テナシティ（25℃）		N・m	2.5 以上	4.0 以上	－			－	－
粗骨材の剥離面積率		%	－	－	－	5 以下		－	－
フラース脆化点		℃	－	－	－	－	-12 以下	－	-12 以下
曲げ仕事量（-20℃）		kPa	－	－	－	－	－	－	400 以上
曲げスティフネス（-20℃）		MPa	－	－	－	－	－	－	100 以下
針入度（25℃）		1/10 mm	40 以上						
薄膜加熱質量変化率		%	0.6 以下						
薄膜加熱後の針入度残留率		%	65 以上						
引火点		℃	260 以上						
密度（15℃）		g/c m³	試験表に付記						
最適混合温度		℃	試験表に付記						
最適締固め温度		℃	試験表に付記						

［注］付加記号の略字　W：耐水性（Water resistance）F：可撓性 Flexibility

４．セミブローンアスファルト

セミブローンアスファルトは、表２－24 の規格に適合するものとする。

改正後（令和６年版）

受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表２－23 に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。

表２－23　ポリマー改質アスファルトの標準的性状

項目 ＼ 種類	付加記号		Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅲ型－W	Ⅲ型－WF	H型	H型－F
軟化点		℃	50.0 以上	56.0 以上	70.0 以上			80.0 以上	
伸度	（7℃）	cm	30 以上	－	－			－	－
	（15℃）	cm	－	30 以上	50 以上			50 以上	－
タフネス（25℃）		N・m	5.0 以上	8.0 以上	16 以上			20 以上	－
テナシティ（25℃）		N・m	2.5 以上	4.0 以上	－			－	－
粗骨材の剥離面積率		%	－	－	－	5 以下		－	－
フラース脆化点		℃	－	－	－	－	-12 以下	－	-12 以下
曲げ仕事量（-20℃）		kPa	－	－	－	－	－	－	400 以上
曲げスティフネス（-20℃）		MPa	－	－	－	－	－	－	100 以下
針入度（25℃）		1/10 mm	40 以上						
薄膜加熱質量変化率		%	0.6 以下						
薄膜加熱後の針入度残留率		%	65 以上						
引火点		℃	260 以上						
密度（15℃）		g/c m³	試験表に付記						
最適混合温度		℃	試験表に付記						
最適締固め温度		℃	試験表に付記						

［注］付加記号の略字　W：耐水性（Water resistance）F：可撓性 Flexibility

４．セミブローンアスファルト

セミブローンアスファルトは、表２－24 の規格に適合するものとする。

改正前（令和４年版）

表２－24　セミブローンアスファルト（AC-100）の規格

項　　目	規　格　値
粘　　度（６０℃）Ｐａ・ｓ	1,000±200
粘　　度（１８０℃）　ｍｍ²／ｓ	200 以下
薄膜加熱質量変化率　％	0.6 以下
針入度（２５℃）１／１０ｍｍ	40 以上
トルエン可溶分　％	99.0 以上
引火点　℃	260 以上
密　　度（１５℃）ｇ／ｃｍ³	1.000 以上
粘度比（60℃、薄膜加熱後/加熱前）	5.0 以下

［注］180℃での粘度のほか、140℃、160℃における動粘度を試験表に付記すること。

５.硬質アスファルトに用いるアスファルト

硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表２－25 の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表２－26 の規格に適合するものとする。

表２－25　硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状

項目＼種類		石油アスファルト 20～40	トリニダッドレイクアスファルト
針入度（25℃）	1/10 ㎜	20 を超え 40 以下	１～４
軟化点	℃	55.0～65.0	93～98
伸度（25℃）	cm	50 以上	－
蒸発質量変化率	％	0.3 以下	－
トルエン可溶分	％	99.0 以上	52.5～55.5
引火点	℃	260 以上	240 以上
密度（15℃）	g/cm³	1.00 以上	1.38～1.42

［注］石油アスファルト 20～40 の代わりに、石油アスファルト 40～60 などを使用する場合もある。

改正後（令和６年版）

表２－24　セミブローンアスファルト（AC-100）の規格

項　　目	規　格　値
粘　　度（６０℃）Ｐａ・ｓ	1,000±200
粘　　度（１８０℃）　ｍｍ²／ｓ	200 以下
薄膜加熱質量変化率　％	0.6 以下
針入度（２５℃）１／１０ｍｍ	40 以上
トルエン可溶分　％	99.0 以上
引火点　℃	260 以上
密　　度（１５℃）ｇ／ｃｍ³	1.000 以上
粘度比（60℃、薄膜加熱後/加熱前）	5.0 以下

［注］180℃での粘度のほか、140℃、160℃における動粘度を試験表に付記すること。

５.硬質アスファルトに用いるアスファルト

硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表２－25 の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表２－26 の規格に適合するものとする。

表２－25　硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状

項目＼種類		石油アスファルト 20～40	トリニダッドレイクアスファルト
針入度（25℃）	1/10 ㎜	20 を超え 40 以下	１～４
軟化点	℃	55.0～65.0	93～98
伸度（25℃）	cm	50 以上	－
蒸発質量変化率	％	0.3 以下	－
トルエン可溶分	％	99.0 以上	52.5～55.5
引火点	℃	260 以上	240 以上
密度（15℃）	g/cm³	1.00 以上	1.38～1.42

［注］石油アスファルト 20～40 の代わりに、石油アスファルト 40～60 などを使用する場合もある。

改正前（令和４年版）

表２－26　硬質アスファルトの標準的性状

項　　目		標準値
針入度（25℃）	1/10 ㎜	15～30
軟化点	℃	58～68
伸度（25℃）	㎝	10 以上
蒸発質量変化率	%	0.5 以下
トルエン可溶分	%	86～91
引火点	℃	240 以上
密度（15℃）	g/cm^3	1.07～1.13

６.石油アスファルト乳剤

石油アスファルト乳剤は表２－19、27、28 の規格に適合するものとする。

表２－27　ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

項　目 ＼ 記号			ＰＫＲ-Ｔ
エングラー度（25℃）			1～10
ふるい残留分（1.18㎜）		%	0.3以下
付着度			2/3 以上
粒子の電荷			陽（＋）
蒸発残留分		%	50 以上
蒸発残留物	針入度（25℃）	1/10㎜	60 を超え 150 以下
	軟化点	℃	42.0 以上
	タフネス	(25℃) N・m	3.0 以上
		(15℃) N・m	－
	テナシティ	(25℃) N・m	1.5 以上
		(15℃) N・m	－
貯蔵安定度（24ｈｒ）質量		%	1 以下

改正後（令和６年版）

表２－26　硬質アスファルトの標準的性状

項　　目		標準値
針入度（25℃）	1/10 ㎜	15～30
軟化点	℃	58～68
伸度（25℃）	㎝	10 以上
蒸発質量変化率	%	0.5 以下
トルエン可溶分	%	86～91
引火点	℃	240 以上
密度（15℃）	g/cm^3	1.07～1.13

６.石油アスファルト乳剤

石油アスファルト乳剤は表２－19、27、28 の規格に適合するものとする。

表２－27　ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

項　目 ＼ 記号			ＰＫＲ-Ｔ
エングラー度（25℃）			1～10
ふるい残留分（1.18㎜）		%	0.3以下
付着度			2/3 以上
粒子の電荷			陽（＋）
蒸発残留分		%	50 以上
蒸発残留物	針入度（25℃）	1/10㎜	60 を超え 150 以下
	軟化点	℃	42.0 以上
	タフネス	(25℃) N・m	3.0 以上
		(15℃) N・m	－
	テナシティ	(25℃) N・m	1.5 以上
		(15℃) N・m	－
貯蔵安定度（24ｈｒ）質量		%	1 以下

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）

表２－28　タックコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状

項　　目	規　格　値
エングラー度　(25℃)	3～15
ふるい残留分(1.18mm)　　質量%	0.3 以下
付着度	2/3 以上
粒子の電荷	陽(+)
蒸発残留分　　質量%	50 以上
針入度(25℃)　　1/10mm	10～30
軟化点　　℃	55.0 以上
貯蔵安定度(24hr)　　質量%	1 以下

［注 1］アスファルト乳剤メーカーの資料等により、層間接着性が改質アスファルト乳剤（ＰＫＲ－Ｔ）よりも優れていることを確認すること。

［注 2］現場における層間接着性を確実とするために、（注１）と同様、メーカーの資料等により、従来の乳剤（ＰＫ－４、ＰＫＲ－Ｔ）よりもタイヤへの付着性が改善されていることを確認すること。

7．グースアスファルトに使用するアスファルト

グースアスファルトに用いるアスファルトは表２－25 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。

8．グースアスファルト

グースアスファルトは、表２－26 に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。

２－８－２　その他の瀝青材料

その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。

JISA6005（アスファルトルーフィングフェルト）

JISK2439（クレオソート油・加工タール・タールピッチ）

２－８－３　再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和２年12月改正政令第340号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表２－29、表２－30、表２－31の規格に適合するものとする。

表２－28　タックコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状

項　　目	規　格　値
エングラー度　(25℃)	3～15
ふるい残留分(1.18mm)　　質量%	0.3 以下
付着度	2/3 以上
粒子の電荷	陽(+)
蒸発残留分　　質量%	50 以上
針入度(25℃)　　1/10mm	10～30
軟化点　　℃	55.0 以上
貯蔵安定度(24hr)　　質量%	1 以下

［注 1］アスファルト乳剤メーカーの資料等により、層間接着性が改質アスファルト乳剤（ＰＫＲ－Ｔ）よりも優れていることを確認すること。

［注 2］現場における層間接着性を確実とするために、（注１）と同様、メーカーの資料等により、従来の乳剤（ＰＫ－４、ＰＫＲ－Ｔ）よりもタイヤへの付着性が改善されていることを確認すること。

7．グースアスファルトに使用するアスファルト

グースアスファルトに用いるアスファルトは表２－25 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。

8．グースアスファルト

グースアスファルトは、表２－26 に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。

２－８－２　その他の瀝青材料

その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。

JISA6005（アスファルトルーフィングフェルト）

JISK2439（クレオソート油・加工タール・タールピッチ）

２－８－３　再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正　政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表２－29、表２－30、表２－31の規格に適合するものとする。

改正前（令和４年版）

表２－29　再生用添加剤の品質（エマルジョン系）

路上表層再生用

項目		単位	規格値	試験方法
粘度（25℃）		SFS	15～85	舗装調査試験法便覧 A072
蒸発残留分		%	60 以上	〃 A079
蒸発残留物	引火点（ＣＯＣ）	℃	200 以上	〃 A045
	粘度（６０℃）	mm^2/S	50～300	〃 A051
	薄膜加熱後の粘度比（６０℃）		２以下	〃 A046
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	〃 A046

表２－30　再生用添加剤の品質（オイル系）

路上表層再生用

項目	単位	規格値	試験方法
引火点（ＣＯＣ）	℃	200 以上	舗装調査試験法便覧 A045
粘度（６０℃）	mm^2/S	50～300	〃 A051
薄膜加熱後の粘度比（６０℃）		２以下	〃 A046
薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	〃 A046

表２－31　再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項目	試験値
動粘度（60℃）mm^2/S	80～1,000
引火点 ℃	250 以上
薄膜加熱後の粘度比（60℃）	２以下
薄膜加熱質量変化率　%	±3 以下
密度（15℃）g/cm^3	報告
組成（石油学会法 JPJ-5S-70-10）	報告

［注 1］密度は旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm^3以上とすることが望ましい。

第９節　芝及びそだ

２－９－１　芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）

１．一般事項

芝は、成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長（とちょう）、むれ、病虫害等のないものとする。

改正後（令和６年版）

表２－29　再生用添加剤の品質（エマルジョン系）

路上表層再生用

項目		単位	規格値	試験方法
粘度（25℃）		SFS	15～85	舗装調査試験法便覧 A072
蒸発残留分		%	60 以上	〃 A079
蒸発残留物	引火点（ＣＯＣ）	℃	200 以上	〃 A045
	粘度（６０℃）	mm^2/S	50～300	〃 A051
	薄膜加熱後の粘度比（６０℃）		２以下	〃 A046
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	〃 A046

表２－30　再生用添加剤の品質（オイル系）

路上表層再生用

項目	単位	規格値	試験方法
引火点（ＣＯＣ）	℃	200 以上	舗装調査試験法便覧 A045
粘度（６０℃）	mm^2/S	50～300	〃 A051
薄膜加熱後の粘度比（６０℃）		２以下	〃 A046
薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	〃 A046

表２－31　再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項目	試験値
動粘度（60℃）mm^2/S	80～1,000
引火点 ℃	250 以上
薄膜加熱後の粘度比（60℃）	２以下
薄膜加熱質量変化率　%	±3 以下
密度（15℃）g/cm^3	報告
組成（石油学会規格 JPJ-5S-70-10）	報告

［注 1］密度は旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm^3以上とすることが望ましい。

第９節　芝及びそだ

２－９－１　芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）

１．一般事項

芝は、成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長（とちょう）、むれ、病虫害等のないものとする。

改正前（令和４年版）

２．芝の取り扱い

受注者は、芝を切取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとする。

２－９－２　そ　だ

そだに用いる材料は、針葉樹を除く堅固でじん性に富むかん木とするものとする。

２－９－３　種　子

１．■■■■■

種子帯は帯状基材に種子・肥料及び土壌改良材等を接着または封入したものとし、規格は以下のとおりとする。

巾・・・7ｃｍ

種子配合・・・短冠性の牧草等

２．■■■■■

種子袋は長さ 50cm・巾 10cm・厚さ 1cm のものとし、種子及び肥料等は設計図書に示す場合を除き表 2－32 とする。なお、化成肥料の肥効期間は 3 ヶ月程度を目標とする。

表２－32　種子袋わら伏工の種子及び肥料使用量（１枚当り）

項目		使用量（g）	摘要
種子名	トールフェスク	0.6	
	ウイピングラブグラス	0.06	
	レッドトップ	0.015	
	ヨモギ	0.01	
	ヤマハギ	0.15	
	メドハギ	0.1	
	カワラナデシコ	0.04	
	セキチク	0.04	
	ヤグルマソウ	0.15	
	コスモス	0.09	
化学肥料		27	N，P，K等成分量 30%以上
土壌肥料改良材		0.5（梱）	バーミキュライト等
保水剤			

第10節　目地材料

２－10－１　注入目地材

１．一般事項

注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび割れが入らないものとする。

改正後（令和６年版）

２．芝の取り扱い

受注者は、芝を切取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとする。

２－９－２　そ　だ

そだに用いる材料は、針葉樹を除く堅固でじん性に富むかん木とするものとする。

２－９－３　種　子

１．■■■■■

種子帯は帯状基材に種子・肥料及び土壌改良材等を接着または封入したものとし、規格は以下のとおりとする。

巾・・・7ｃｍ

種子配合・・・短冠性の牧草等

２．■■■■■

種子袋は長さ 50cm・巾 10cm・厚さ 1cm のものとし、種子及び肥料等は設計図書に示す場合を除き表 2－32 とする。なお、化成肥料の肥効期間は 3 ヶ月程度を目標とする。

表２－32　種子袋わら伏工の種子及び肥料使用量（１枚当り）

項目		使用量（g）	摘要
種子名	トールフェスク	0.6	
	ウイピングラブグラス	0.06	
	レッドトップ	0.015	
	ヨモギ	0.01	
	ヤマハギ	0.15	
	メドハギ	0.1	
	カワラナデシコ	0.04	
	セキチク	0.04	
	ヤグルマソウ	0.15	
	コスモス	0.09	
化学肥料		27	N，P，K等成分量 30%以上
土壌肥料改良材		0.5（梱）	バーミキュライト等
保水剤			

第10節　目地材料

２－10－１　注入目地材

１．一般事項

注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび割れが入らないものとする。

改正前（令和４年版）

２．注入目地材

注入目地材は、水に溶けず、また水密性のものとする。

３．注入目地材の物理的性質

注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ、耐久的なものとする。

４．加熱施工式注入目地材

注入目地材で加熱施工式のものは、加熱したときに分離しないものとする。

２－10－２　目地板

目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。

１．■■■■■

護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地材は、樹脂発泡体で厚さ 10㎜、他は表２－33 によるものとする。

表２－33　目地板の規格値

復 元 率	90%以上	KDKS0607-1968 による
圧 縮 荷 重	0.15N／mm² 以上	〃　　50%圧縮時
硬 度	40 度以上	SRIS0101-1968 スプリングかたさ試験（加圧面接触時）
見かけ密度	0.06ｇ／cmｚ以上	

２．■■■■■

河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地材は、天然ゴム・ステンレスゴム（一般合成ゴム）で、再生ゴム・ファクテスその他不純物を含まない成型板でなければならない。その規格は表２－34 によるものとする。

表２－34　目地板の規格値

復 元 率	90%以上	KDKS0607-1968 による
引張強度	2.0N／mm² 以上	（20℃±10℃）JISK6301 加硫ゴム試験法に準拠する。従横とも満足すること。
みかけ密度	0.3ｇ／cm³ 以上	
硬度	50 度以上	（20℃±10℃）JISK6301 JIS 硬度計 10sec 以内

第11節　塗　料

２－11－１　一般事項

１．一般事項

受注者は、ＪＩＳの規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。

改正後（令和６年版）

２．注入目地材

注入目地材は、水に溶けず、また水密性のものとする。

３．注入目地材の物理的性質

注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ、耐久的なものとする。

４．加熱施工式注入目地材

注入目地材で加熱施工式のものは、加熱したときに分離しないものとする。

２－10－２　目地板

目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。

１．■■■■■

護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地材は、樹脂発泡体で厚さ 10㎜、他は表２－33 によるものとする。

表２－33　目地板の規格値

復 元 率	90%以上	KDKS0607-1968 による
圧 縮 荷 重	0.15N／mm² 以上	〃　　50%圧縮時
硬 度	40 度以上	SRIS0101-1968 スプリングかたさ試験（加圧面接触時）
見かけ密度	0.06ｇ／cmｚ以上	

２．■■■■■

河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地材は、天然ゴム・ステンレスゴム（一般合成ゴム）で、再生ゴム・ファクテスその他不純物を含まない成型板でなければならない。その規格は表２－34 によるものとする。

表２－34　目地板の規格値

復 元 率	90%以上	KDKS0607-1968 による
引張強度	2.0N／mm² 以上	（20℃±10℃）JISK6301 加硫ゴム試験法に準拠する。従横とも満足すること。
みかけ密度	0.3ｇ／cm³ 以上	
硬度	50 度以上	（20℃±10℃）JISK6301 JIS 硬度計 10sec 以内

第11節　塗　料

２－11－１　一般事項

１．一般事項

受注者は、ＪＩＳの規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．塗料の調合 受注者は、塗料は工場調合したものを用いなければならない。 **３．さび止めに使用する塗料** さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。 **４．道路標識支柱のさび止め塗料等の規格** 道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗り塗料は、以下の規格に適合するものとする。 JISK5621（一般用さび止めペイント） JISK5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント） **５．塗料の保管** 受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。 **６．塗料の有効期限** 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントは、製造後６ケ月以内、その他の塗料は製造後 12 ケ月以内とするものとし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 **７．■■■■■** 鋼橋塗装に使用する塗料は、JIS 規格もしくは「鋼道路橋防食便覧」（平成 26 年３月（社）日本道路協会）による鋼道路橋塗装用塗料標準に適合した塗料を使用する。	**２．塗料の調合** 受注者は、塗料は工場調合したものを用いなければならない。 **３．さび止めに使用する塗料** さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。 **４．道路標識支柱のさび止め塗料等の規格** 道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗り塗料は、以下の規格に適合するものとする。 JISK5621（一般用さび止めペイント） JISK5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント） **５．塗料の保管** 受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。 **６．塗料の有効期限** 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントは、製造後６ケ月以内、その他の塗料は製造後 12 ケ月以内とするものとし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 **７．■■■■■** 鋼橋塗装に使用する塗料は、JIS 規格もしくは「鋼道路橋防食便覧」（平成 26 年３月（社）日本道路協会）による鋼道路橋塗装用塗料標準に適合した塗料を使用する。
第12節　道路標識及び区画線 **２－12－１　道路標識** 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 （１）標示板 JISG3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯） JISG3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯） JISK6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板） JISH4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条） JISK6718-1（プラスチック－メタクリル樹脂板－タイプ．寸法及び特性－第１部：キャスト板） JISK6718-2（プラスチック－メタクリル樹脂板－タイプ．寸法及び特性－第２部：押出板） ガラス繊維強化プラスチック板（Ｆ．Ｒ．Ｐ） （２）支　柱 JISG3452（配管用炭素鋼鋼管） JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JISG3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量、及びその許容差） JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3106（溶接構造用圧延鋼材）	**第12節　道路標識及び区画線** **２－12－１　道路標識** 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 （１）標示板 JISG3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯） JISG3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯） JISK6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯） JISH4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条） JISK6718-1（プラスチック－メタクリル樹脂板－タイプ．寸法及び特性－第１部：キャスト板） JISK6718-2（プラスチック－メタクリル樹脂板－タイプ．寸法及び特性－第２部：押出板） ガラス繊維強化プラスチック板（Ｆ．Ｒ．Ｐ） （２）支　柱 JISG3452（配管用炭素鋼鋼管） JISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JISG3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量、及びその許容差） JISG3101（一般構造用圧延鋼材） JISG3106（溶接構造用圧延鋼材）

改正前（令和４年版）

JISG3136（建築構造用圧延鋼材）

（３）補強材及び取付金具

JISG3101（一般構造用圧延鋼材）

JISG3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）

JISG3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯）

JISH4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）

（４）反射シート

反射シートは広角プリズム型（フルキューブ）反射シートとし、色度範囲及び反射性能は表２－35・36 のとおりとする。

また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。

なお、受注者は、表２－35、表２－36 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、受注者は監督員の確認を受けなければならない。

表２－35　色度範囲

色	色度座標の範囲								Ｙ値の限界（%）	
	1		2		3		4			
	x	y	x	y	x	y	x	y	上限	下限
白	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.274	0.329	－	38
黄	0.498	0.412	0.557	0.442	0.479	0.520	0.438	0.472	45	20
赤	0.500	0.353	0.600	0.280	0.720	0.280	0.631	0.369	15	3
青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	10	1
緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	12	2
蛍光黄	0.521	0.424	0.557	0.442	0.479	0.520	0.454	0.491	－	40

※色度座標は標準の光 D65 による

※試験及び測定の方法は JIS Z 8722 による

改正後（令和６年版）

JISG3136（建築構造用圧延鋼材）

（３）補強材及び取付金具

JISG3101（一般構造用圧延鋼材）

JISG3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）

JISG3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯）

JISH4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）

（４）反射シート

反射シートは広角プリズム型（フルキューブ）反射シートとし、色度範囲及び反射性能は表２－35・36 のとおりとする。

また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。

なお、受注者は、表２－35、表２－36 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、受注者は監督員の確認を受けなければならない。

表２－35　色度範囲

色	色度座標の範囲								Ｙ値の限界（%）	
	1		2		3		4			
	x	y	x	y	x	y	x	y	上限	下限
白	0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	－	27
黄	0.479	0.521	0.438	0.472	0.498	0.412	0.558	0.442	－	15
赤	0.649	0.351	0.565	0.346	0.629	0.281	0.735	0.265	－	3
青	0.140	0.035	0.244	0.210	0.190	0.255	0.065	0.216	－	1
緑	0.026	0.399	0.166	0.364	0.286	0.446	0.207	0.771	12	3
蛍光黄	0.479	0.520	0.446	0.483	0.512	0.421	0.557	0.422	－	40

※色度座標は標準の光 D65 による

※試験及び測定の方法は JIS Z 9117 による

改正前（令和４年版）

表２－36　反射性能（反射シートの再帰反射係数）

観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	蛍光黄
12′	5°	570	380	75	50	70	275
	30°	235	190	45	16	25	160
20′	5°	400	280	54	30	50	190
	30°	170	140	20	12	19	95
30′	5°	300	230	45	30	45	150
	30°	170	140	20	12	19	100
1°	5°	120	70	14	5	10	50
	30°	50	40	8	2.5	5	30

［注 1］単位：cd/lx/m²

［注 2］試験及び測定の方法は JIS Z 9117 による

なお、交差道路標識（118－B、C　(国道番号)、118 の２－B、C　(都道府県番号)）の色度範囲及び反射性能は表２－37、表２－38 のとおりとする。

表２－37　色度範囲

色		色度座標の範囲								Ｙ値の限界（%）	
		1		2		3		4			
		x	y	x	y	x	y	x	y	上限	下限
白		0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	0.274	0.329	－	38
青		0.078	0.171	0.150	0.220	0.210	0.160	0.137	0.038	10	1
印刷色	淡い赤	0.585	0.290	0.560	0.370	0.380	0.360	0.350	0.320	30	5
	淡い緑	0.315	0.365	0.300	0.540	0.155	0.540	0.270	0.365	32	9
	淡い黄	0.510	0.450	0.520	0.390	0.370	0.365	0.330	0.440	45	10

※色度座標は標準の光 D65 による

※試験及び測定方法は JIS Z 8722 による

改正後（令和６年版）

表２－36　反射性能（反射シートの再帰反射係数）

観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	蛍光黄
12′	5°	570	380	75	50	70	275
	30°	235	190	45	16	25	160
20′	5°	400	280	54	30	50	190
	30°	170	140	20	12	19	95
30′	5°	300	230	45	30	45	150
	30°	170	140	20	12	19	100
1°	5°	120	70	14	5	10	50
	30°	50	40	8	2.5	5	30

［注 1］単位：cd/lx/m²

［注 2］試験及び測定の方法は JIS Z 9117 による

なお、交差道路標識（118－B、C　(国道番号)、118 の２－B、C　(都道府県番号)）の色度範囲及び反射性能は表２－37、表２－38 のとおりとする。

表２－37　色度範囲

色		色度座標の範囲								Ｙ値の限界（%）	
		1		2		3		4			
		x	y	x	y	x	y	x	y	上限	下限
白		0.274	0.329	0.303	0.300	0.368	0.366	0.340	0.393	－	27
青		0.078	0.171	0.150	0.220	0.210	0.160	0.137	0.038	10	1
印刷色	淡い赤	0.585	0.290	0.560	0.370	0.380	0.360	0.350	0.320	30	5
	淡い緑	0.315	0.365	0.300	0.540	0.155	0.540	0.270	0.365	32	9
	淡い黄	0.510	0.450	0.520	0.390	0.370	0.365	0.330	0.440	45	10

※色度座標は標準の光 D65 による

※試験及び測定方法は JIS Z 9117 による

改正前（令和４年版）

表２－38　反射性能（反射シートの再帰反射係数）

観測角	入射角	白	青	印刷色		
				淡い赤	淡い緑	淡い黄
12′	5°	570	14	125	110	140
	30°	235	7.7	70	50	75
20′	5°	400	10	80	75	95
	30°	170	4.9	40	35	45
1°	5°	120	2.8	25	20	25
	30°	50	1.8	11	10	15

［注 1］単位：cd/lx/m^2
［注 2］試験及び測定方法は JIS Z 9117 による

接着力は、８００g／２５㎜（７．８４N）の静荷重を５分間かけて、貼付した試験片から５０㎜以上剥がれないものとする。

収縮性は、剥離紙を剥離後、１０分間で０．８㎜以上、２４時間で３．２㎜以上収縮しないものとする。

耐候性は、通常の使用条件にて設置後１２年経過した時点においても、以下の条件を満たすものとする。なお、屋外暴露試験（JIS Z ２３８１ 南面４５暴露）により、１２年間を５年間に短縮できるものとする。

・反射性能は、規格値の５０％以上とする。
・色は、色度座標の範囲内とする。（淡い色は除く）
・ふくれ、ひび割れ、端の剥がれ、腐食等がないこと。
・アルミ基板から反射シートの剥がれがないこと。

２－12－２　区画線

１．■■■■■

区画線の品質は、以下の規格に適合するものとする。

JISK5665（路面標示用塗料）

表２－39　常温式ペイント及び加熱式ペイント（１㎞当り）

名称	規 格	単 位	数 量		備 考
			常温式	加熱式	
ペイント	JISK5665１種	ℓ	50	－	ロスを含んだ数量である。
〃	〃　　２種	〃	－	70	
ビーズ	JISR3301－１号	kg	39	59	

注：数量は「15㎝幅の使用量」

改正後（令和６年版）

表２－38　反射性能（反射シートの再帰反射係数）

観測角	入射角	白	青	印刷色		
				淡い赤	淡い緑	淡い黄
12′	5°	570	14	125	110	140
	30°	235	7.7	70	50	75
20′	5°	400	10	80	75	95
	30°	170	4.9	40	35	45
1°	5°	120	2.8	25	20	25
	30°	50	1.8	11	10	15

［注 1］単位：cd/lx/m^2
［注 2］試験及び測定方法は JIS Z 9117 による

接着力は、８００g／２５㎜（７．８４N）の静荷重を５分間かけて、貼付した試験片から５０㎜以上剥がれないものとする。

収縮性は、剥離紙を剥離後、１０分間で０．８㎜以上、２４時間で３．２㎜以上収縮しないものとする。

耐候性は、通常の使用条件にて設置後１２年経過した時点においても、以下の条件を満たすものとする。なお、屋外暴露試験（JIS Z ２３８１ 南面４５暴露）により、１２年間を５年間に短縮できるものとする。

・反射性能は、規格値の５０％以上とする。
・色は、色度座標の範囲内とする。（淡い色は除く）
・ふくれ、ひび割れ、端の剥がれ、腐食等がないこと。
・アルミ基板から反射シートの剥がれがないこと。

２－12－２　区画線

１．■■■■■

区画線の品質は、以下の規格に適合するものとする。

JISK5665（路面標示用塗料）

表２－39　常温式ペイント及び加熱式ペイント（１㎞当り）

名称	規 格	単 位	数 量		備 考
			常温式	加熱式	
ペイント	JISK5665１種	ℓ	50	－	ロスを含んだ数量である。
〃	〃　　２種	〃	－	70	
ビーズ	JISR3301－１号	kg	39	59	

注：数量は「15㎝幅の使用量」

改正前（令和４年版）

表２－40　溶融式ペイント（１km当り）

名称	規 格	単 位	数 量				備 考
			15cm	20cm	30cm	45cm	
ペイント	JISK5665３種－１号	kg	475	633	942	1417	t＝1.5mm ロスを含まない
ビーズ	JISR3301－１号	〃	20	26	40	60	
プライマ		〃	25	33	50	75	

２.■■■■■

区画線設置の巾及び色彩は表２－41のとおりとする。

表２－41　区画線の巾及び色彩

種 別	巾（cm）	色 彩	摘 要
車道中央線	15、20	黄・白	
車道外側線	15、20	白	
車道境界線	15	黄・白	
記号及び文字、その他	15、20、30、45	黄・白	

第13節　その他

２－13－１　エポキシ系樹脂接着剤

エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充填、ライニング注入等は設計図書によらなければならない。

２－13－２　合成樹脂製品

合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。

JISK6741（硬質ポリ塩化ビニル管）
JISK6742（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）
JISK6745（プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板）
JISK6761（一般用ポリエチレン管）
JISK6762（水道用ポリエチレン二層管）
JISK6773（ポリ塩化ビニル止水板）
JISA6008（合成高分子系ルーフィングシート）
JISC8430（硬質塩化ビニル電線管）

２－13－３　止水板

１.■■■■■

ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773ポリ塩化ビニル止水板に準じるとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で７０％以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。

改正後（令和６年版）

表２－40　溶融式ペイント（１km当り）

名称	規 格	単 位	数 量				備 考
			15cm	20cm	30cm	45cm	
ペイント	JISK5665３種－１号	kg	475	633	942	1417	t＝1.5mm ロスを含まない
ビーズ	JISR3301－１号	〃	20	26	40	60	
プライマ		〃	25	33	50	75	

２.■■■■■

区画線設置の巾及び色彩は表２－41のとおりとする。

表２－41　区画線の巾及び色彩

種 別	巾（cm）	色 彩	摘 要
車道中央線	15、20	黄・白	
車道外側線	15、20	白	
車道境界線	15	黄・白	
記号及び文字、その他	15、20、30、45	黄・白	

第13節　その他

２－13－１　エポキシ系樹脂接着剤

エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充填、ライニング注入等は設計図書によらなければならない。

２－13－２　合成樹脂製品

合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。

JISK6741（硬質ポリ塩化ビニル管）
JISK6742（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）
JISK6745（プラスチック硬質ポリ塩化ビニル板）
JISK6761（一般用ポリエチレン管）
JISK6762（水道用ポリエチレン二層管）
JISK6773（ポリ塩化ビニル止水板）
JISA6008（合成高分子系ルーフィングシート）
JISC8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）

２－13－３　止水板

１.■■■■■

ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773ポリ塩化ビニル止水板に準じるとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で７０％以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。

改正前（令和４年版）

規格は表２―42によるものとする。

表２－42　ゴム製止水板の規格

硬 度	65±５度	JISK6253
引張り強さ	25N／mm^{2}以上	JISK6251（23℃＋２℃）縦横ともに満足すること。
破断時の伸び	500%以上	引張速度 500±25mm／min
ひきさき強度	12N／mm^2	JISK6252 引張速度 500±25mm／min
比重	1.13±0.03	JISK6350

ひ管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表２－43によるものとする。

表２－43　止水板の規格

硬 度	65±５度	JISK6253
引張り強さ	25N／mm^{2}以上	JISK6251
伸 び	350%以上	JISK6251

２．■■■■■

砂防えん堤で使用する止水板は、センターバルブ・コンゲート型で塩化ビニル製品巾30cm厚さ７mm以上とする。

２－13－４　路盤紙

１．■■■■■

路盤紙は取扱いが容易で、吸水しにくく、コンクリートの打込み、締固めの際に破れるものであってはならない.

２．■■■■■

品質は表２－44を標準とする。

表２－44　路盤紙の規格

品 名	JIS	備 考
ポリエチレンフィルム	Z1702	呼び厚さ 0.1mm 以上のもの
ターポリン紙	Z1503	
クラフト紙	P3401	MS－81、84

２－13－５　アルミニウム合金陽極

１．■■■■■

電気防食は、アルミニウム合金陽極を使用した流電陽極方式によらなければならない。

改正後（令和６年版）

規格は表２―42によるものとする。

表２－42　ゴム製止水板の規格

硬 度	65±５度	JISK6253
引張り強さ	25N／mm^{2}以上	JISK6251（23℃＋２℃）縦横ともに満足すること。
破断時の伸び	500%以上	引張速度 500±25mm／min
ひきさき強度	12N／mm^2	JISK6252 引張速度 500±25mm／min
比重	1.13±0.03	JISK6350

ひ管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表２－43によるものとする。

表２－43　止水板の規格

硬 度	65±５度	JISK6253
引張り強さ	25N／mm^{2}以上	JISK6251
伸 び	350%以上	JISK6251

２．■■■■■

砂防えん堤で使用する止水板は、センターバルブ・コンゲート型で塩化ビニル製品巾30cm厚さ７mm以上とする。

２－13－４　路盤紙

１．■■■■■

路盤紙は取扱いが容易で、吸水しにくく、コンクリートの打込み、締固めの際に破れるものであってはならない.

２．■■■■■

品質は表２－44を標準とする。

表２－44　路盤紙の規格

品 名	JIS	備 考
ポリエチレンフィルム	Z1702	呼び厚さ 0.1mm 以上のもの
ターポリン紙	Z1503	
クラフト紙	P3401	MS－81、84

２－13－５　アルミニウム合金陽極

１．■■■■■

電気防食は、アルミニウム合金陽極を使用した流電陽極方式によらなければならない。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．■■■■■ 防食電流密度及び耐用年数は、設計図書の定めによるものとする。 ３．■■■■■ 陽極の陽極電位（閉路電位）は、-1,050mV以下（vs飽和甘こう電極（SCE））、発生電気量は2,600A・h/kg以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出しなければならない。 **２－13－６　防食塗装** 防食塗装の種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 **２－13－７　被覆防食材料** １．■■■■■ 被覆防食の種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 ２．■■■■■ モルタル被覆に使用する材料は、次によらなければならない。 （１）コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、設計図書の定めによるものとする。 （２）モルタル及びコンクリートの品質は、設計図書の定めによるものとする。 （３）スタッドジベル等の規格及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 （４）モルタル被覆に使用する型枠は、次によらなければならない。 ①　型枠は、図面に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。 ②　保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 （５）受注者は、施工に先立ちペトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督員の承諾を得なければならない。 **２－13－８　ゴム防舷材** １．■■■■■ 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。 （１）ゴムは、カーボンブラック配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。 （２）ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐オゾン性、耐磨耗性等を有しなければならない。 （３）ゴムは、均質で、異物の混入、気泡、きず、き裂及びその他有害な欠点がないものでなければならない。 ２．■■■■■ 取付用鉄板内蔵型防舷材は、鉄板とゴム本体部を、強固に加硫接着し、鉄板が露出しないようゴムで被覆しなければならない。 ３．■■■■■ ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。 （１）ゴムの物理的性質は、「表２－45ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければなら	２．■■■■■ 防食電流密度及び耐用年数は、設計図書の定めによるものとする。 ３．■■■■■ 陽極の陽極電位（閉路電位）は、-1,050mV以下（vs飽和甘こう電極（SCE））、発生電気量は2,600A・h/kg以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出しなければならない。 **２－13－６　防食塗装** 防食塗装の種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 **２－13－７　被覆防食材料** １．■■■■■ 被覆防食の種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 ２．■■■■■ モルタル被覆に使用する材料は、次によらなければならない。 （１）コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、設計図書の定めによるものとする。 （２）モルタル及びコンクリートの品質は、設計図書の定めによるものとする。 （３）スタッドジベル等の規格及び品質は、設計図書の定めによるものとする。 （４）モルタル被覆に使用する型枠は、次によらなければならない。 ①　型枠は、図面に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。 ②　保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督員の承諾を得なければならない。 （５）受注者は、施工に先立ちペトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督員の承諾を得なければならない。 **２－13－８　ゴム防舷材** １．■■■■■ 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。 （１）ゴムは、カーボンブラック配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。 （２）ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐オゾン性、耐磨耗性等を有しなければならない。 （３）ゴムは、均質で、異物の混入、気泡、きず、き裂及びその他有害な欠点がないものでなければならない。 ２．■■■■■ 取付用鉄板内蔵型防舷材は、鉄板とゴム本体部を、強固に加硫接着し、鉄板が露出しないようゴムで被覆しなければならない。 ３．■■■■■ ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。 （１）ゴムの物理的性質は、「表２－45ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければなら

<table>
<tr><th>改正前（令和４年版）</th><th>改正後（令和６年版）</th></tr>
<tr><td>
ない。「表２－45ゴムの物理的性質」によりがたい場合は、設計図書の定めによるものとする。
（２）物理試験は、「表２－45ゴムの物理的性質」の試験項目を「JISK6250ゴム－物理試験方法通則」「JISK6251加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引張特性の求め方」「JISK6253-3加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－硬さの求め方－（デュロメータ硬さ）」「JISK6257:1993加硫ゴムの老化試験方法」「JISK6259加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。
硬さ試験（JISK6253-3）　デュロメータ硬さ試験（タイプＡ）
老化試験（JISK6257:1993）　ノーマルオーブン法
試験温度　：70±１℃
試験時間　：96 +0 −2 時間
耐オゾン性試験（JISK6259）　オゾン濃度：50±5pphm
試験温度　：40±2℃試験時間：72時間
伸　度　：20±2％伸長

表２－45　ゴムの物理的性質
<table>
<tr><th colspan="2">試験項目</th><th>基準値</th><th>試験規格</th></tr>
<tr><td>促進</td><td>引張強さ</td><td>加熱前値の 80％以上</td><td>JISK6251</td></tr>
<tr><td></td><td>伸び</td><td>加熱前値の 80％以上</td><td>JISK6251</td></tr>
<tr><td></td><td>硬さ</td><td>加熱前値の＋8 を越えないこと</td><td>JISK6253-3</td></tr>
<tr><td>耐ｵｿﾞﾝ性</td><td>静的ｵｿﾞﾝ劣化</td><td>72 時間後に目視で、き裂発生がないこと</td><td>JISK6259</td></tr>
</table>

４．■■■■■
ゴム防舷材の耐久性は、次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、受注者は、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
耐久性：市販されている形状・性能等が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大150秒間でメーカーの定める標準歪率まで3,000回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。
５．■■■■■
防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

２－13－９　係船柱
１．■■■■■
係船柱及び付属品の材質は、「表２－46係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。
</td><td>
ない。「表２－45ゴムの物理的性質」によりがたい場合は、設計図書の定めによるものとする。
（２）物理試験は、「表２－45ゴムの物理的性質」の試験項目を「JISK6250ゴム－物理試験方法通則」「JISK6251加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－引張特性の求め方」「JISK6253-3加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－硬さの求め方－（デュロメータ硬さ）」「JISK6257:1993加硫ゴムの老化試験方法」「JISK6259加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。
硬さ試験（JISK6253-3）　デュロメータ硬さ試験（タイプＡ）
老化試験（JISK6257:1993）　ノーマルオーブン法
試験温度　：70±１℃
試験時間　：96 +0 −2 時間
耐オゾン性試験（JISK6259）　オゾン濃度：50±5pphm
試験温度　：40±2℃試験時間：72時間
伸　度　：20±2％伸長

表２－45　ゴムの物理的性質
<table>
<tr><th colspan="2">試験項目</th><th>基準値</th><th>試験規格</th></tr>
<tr><td>促進</td><td>引張強さ</td><td>加熱前値の 80％以上</td><td>JISK6251</td></tr>
<tr><td></td><td>伸び</td><td>加熱前値の 80％以上</td><td>JISK6251</td></tr>
<tr><td></td><td>硬さ</td><td>加熱前値の＋8 を越えないこと</td><td>JISK6253-3</td></tr>
<tr><td>耐ｵｿﾞﾝ性</td><td>静的ｵｿﾞﾝ劣化</td><td>72 時間後に目視で、き裂発生がないこと</td><td>JISK6259</td></tr>
</table>

４．■■■■■
ゴム防舷材の耐久性は、次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、受注者は、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
耐久性：市販されている形状・性能等が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大150秒間でメーカーの定める標準歪率まで3,000回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。
５．■■■■■
防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。

２－13－９　係船柱
１．■■■■■
係船柱及び付属品の材質は、「表２－46係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。
</td></tr>
</table>

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）

２．■■■■■

頭部穴あき型係船柱の中詰コンクリートは、上部コンクリートと同品質でなければならない。

表２－46　係船柱及び付属品の材質

名称	材質
係船柱本体	JISG5101SC450
アンカーボルト	JISG3101SS400
六角ナット	JISB1181 並３級、4T
平座金	JISB1256 並丸、鋼
アンカー板	JISG3101SS400 又は JISG5101SC450

２－13－10　車止め・縁金物

１．■■■■■

車止め・縁金物の材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。

２．鋼　製

（１）車止め及び付属品の材質は、「JISG3101一般構造用圧延鋼材(SS400)」に適合しなければならない。なお、材質は、「表２－47車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。

（２）コンクリートは、上部コンクリートと同品質のものでなければならない。

（３）塗料について、新設の場合は、第13編１－17－４車止・縁金物工、第13編１－23－２維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

表２－47　車止め及び付属品の材質規格

名称	規格
車止め	JISG3193 鋼板
アングル	JISG3192 等辺山形鋼
基礎ボルト	JISB1178 J 形
六角ナット	JISB1181 並３、７H、４T

３．その他

鋼製以外の車止めは、設計図書の定めによるものとする。

２－13－11　アスファルトマット

１．■■■■■

マットの厚さ、強度、補強材及びアスファルト合材の配合は、設計図書の定めによるものとする。

２．■■■■■

頭部穴あき型係船柱の中詰コンクリートは、上部コンクリートと同品質でなければならない。

表２－46　係船柱及び付属品の材質

名称	材質
係船柱本体	JISG5101SC450
アンカーボルト	JISG3101SS400
六角ナット	JISB1181 並３級、4T
平座金	JISB1256 並丸、鋼
アンカー板	JISG3101SS400 又は JISG5101SC450

２－13－10　車止め・縁金物

１．■■■■■

車止め・縁金物の材質、形状寸法及び配置は、設計図書の定めによるものとする。

２．鋼　製

（１）車止め及び付属品の材質は、「JISG3101一般構造用圧延鋼材(SS400)」に適合しなければならない。なお、材質は、「表２－47車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。

（２）コンクリートは、上部コンクリートと同品質のものでなければならない。

（３）塗料について、新設の場合は、第13編１－17－４車止・縁金物工、第13編１－23－２維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。

表２－47　車止め及び付属品の材質規格

名称	規格
車止め	JISG3193 鋼板
アングル	JISG3192 等辺山形鋼
基礎ボルト	JISB1178 J 形
六角ナット	JISB1181 並３、７H、４T

３．その他

鋼製以外の車止めは、設計図書の定めによるものとする。

２－13－11　アスファルトマット

１．■■■■■

マットの厚さ、強度、補強材及びアスファルト合材の配合は、設計図書の定めによるものとする。

改正前（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．■■■■■ 　吊上げ用ワイヤーロープは、脱油処理されたものとし、滑り止め金具を取り付けなければならない。 ３．■■■■■ 　受注者は、製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。 **２－13－12　繊維系マット** 　繊維系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は、設計図書の定めによるものとする。 **２－13－13　合成樹脂系マット** 　合成樹脂系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造は、設計図書の定めによるものとする。 **２－13－14　ゴムマット** 　**ゴムマットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、硬度、伸び、引裂、引張強度及び構造は、設計図書の定めによるものとする。**	２．■■■■■ 　吊上げ用ワイヤーロープは、脱油処理されたものとし、滑り止め金具を取り付けなければならない。 ３．■■■■■ 　受注者は、製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。 **２－13－12　繊維系マット** 　繊維系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は、設計図書の定めによるものとする。 **２－13－13　合成樹脂系マット** 　合成樹脂系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造は、設計図書の定めによるものとする。 **２－13－14　ゴムマット** 　ゴムマットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、硬度、伸び、引裂、引張強度及び構造は、設計図書の定めによるものとする。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
第３編　土木工事共通編 **第１章　　総　則** **第１節　総　則** **１－１－１　用語の定義** **１．一般事項** 土木工事にあっては、第１編の１－１－２用語の定義の規定によるものとする。 **１－１－２　請負代金内訳書** **１．請負代金内訳書** 受注者は、契約書第３条により請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を請求されたときは、内訳書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 **２．内訳書の内容説明** 監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。 **１－１－３　工程表及び工事工程月報の提出** 受注者は、契約書第３条に従って、「工程表」（静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第48号。以下「規則」という。）規則様式第12号）及び「工事工程月報」（規則様式第13号）を別に定める様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。 **１－１－４　現場技術員** 受注者は、監督員から建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が示された場合には、以下の各号によらなければならない。 なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、監督員から通知するものとする。 （１）受注者は、現場技術員が監督員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。 （２）現場技術員は、契約書第９条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。また、受注者が監督員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。	**第３編　土木工事共通編** **第１章　　総　則** **第１節　総　則** **１－１－１　用語の定義** **１．一般事項** 土木工事にあっては、第１編の１－１－２用語の定義の規定によるものとする。 **１－１－２　請負代金内訳書** **１．請負代金内訳書** 受注者は、契約書第３条により請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を請求されたときは、内訳書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。 **２．内訳書の内容説明** 監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。 **１－１－３　工程表及び工事工程月報の提出** 受注者は、契約書第３条に従って、「工程表」（静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第48号。以下「規則」という。）規則様式第12号）及び「工事工程月報」（規則様式第13号）を別に定める様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。 **１－１－４　現場技術員** 受注者は、監督員から建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が示された場合には、以下の各号によらなければならない。 なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、監督員から通知するものとする。 （１）受注者は、現場技術員が監督員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。 （２）現場技術員は、契約書第９条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。また、受注者が監督員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
１－１－５　支給材料及び貸与品 **１．適用規定** 土木工事にあっては、第１編の１－１－18 支給材料及び貸与品の規定によるものとする。 **１－１－６　監督員による検査（確認を含む）及び立会等** **１．立会願の提出** 受注者は設計図書に従って、監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督員に提出しなければならない。（情報共有システムの様式も可とする。） **２．監督員の立会** 監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。 **３．検査、立会の準備等** 受注者は、監督員による検査確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。 なお、監督員が製作工場において立会及び監督員による検査（確認を含む）を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。 **４．検査及び立会の時間** 監督員による検査確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。 ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。 **５．遵守義務** 受注者は、契約書第９条第３項第３号、第 13 条第２項又は第 14 条第１項もしくは同条第２項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第 17 条及び第 32 条に規定する義務を免れないものとする。 **６．段階確認** 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 （１）受注者は、表１－１段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 （２）受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督員に提出しなければならない。（情報共有システムの様式も可とする。）また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 （３）受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 （４）受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。	**１－１－５　支給材料及び貸与品** **１．適用規定** 土木工事にあっては、第１編の１－１－18 支給材料及び貸与品の規定によるものとする。 **１－１－６　監督員による検査（確認を含む）及び立会等** **１．立会依頼書の提出** 受注者は設計図書に従って、監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督員に提出しなければならない。（情報共有システムの様式も可とする。） **２．監督員の立会** 監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。 **３．検査、立会の準備等** 受注者は、監督員による検査確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。 なお、監督員が製作工場において立会及び監督員による検査（確認を含む）を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。 **４．検査及び立会の時間** 監督員による検査確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。 ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。 **５．遵守義務** 受注者は、契約書第９条第３項第３号、第 13 条第２項又は第 14 条第１項もしくは同条第２項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第 17 条及び第 32 条に規定する義務を免れないものとする。 **６．段階確認** 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 （１）受注者は、表１－１段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 （２）受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督員に提出しなければならない。（情報共有システムの様式も可とする。）また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 （３）受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。 （４）受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
７. 段階確認の臨場 　監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。 　また、段階確認を遠隔臨場にて行う場合は、「静岡市建設工事における遠隔臨場の試行要領」により実施しなければならない。	**７. 段階確認の臨場** 　監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。 　また、段階確認を遠隔臨場にて行う場合は、「静岡市建設工事における遠隔臨場の試行要領」により実施しなければならない。

改正後（令和４年版）

表１－１　段階確認一覧表

種　　別	細　　別	確　認　時　期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		プルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパドレーン等	施工時 施工完了時
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 Ｈ鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
舗装工（表層）※糸下がり管理は除く		コア抜き取り時
鉄筋コンクリート構造物		配筋完了時
グラウト工		グラウト注入完了時

改正後（令和６年版）

表１－１　段階確認一覧表

種　　別	細　　別	確　認　時　期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		プルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパドレーン等	施工時 施工完了時
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 Ｈ鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
舗装工（表層）※糸下がり管理は除く		コア抜き取り時
鉄筋コンクリート構造物		配筋完了時
グラウト工		グラウト注入完了時

改正後（令和４年版）

種　　別	細　　別	確　認　時　期
置換工(重要構造物)		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時
砂防えん堤		法線設置完了時
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) ＲＣ躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 ＲＣ擁壁 砂防えん堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
躯体工 ＲＣ躯体工		沓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）
ポストテンションＴ(Ｉ)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 ＰＣホロースラブ製作工 ＰＣ版桁製作工 ＰＣ箱桁製作工 ＰＣ片持箱桁製作工 ＰＣ押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 ＰＣ鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作除く）
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変化毎）
トンネル覆工		コンクリート打設前
		コンクリート打設後
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前
		溶接完了時
	現場塗装工	塗装前
		塗装完了時

改正後（令和６年版）

種　　別	細　　別	確　認　時　期
置換工(重要構造物)		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時
砂防えん堤		法線設置完了時
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) ＲＣ躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 ＲＣ擁壁 砂防えん堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
躯体工 ＲＣ躯体工		沓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）
ポストテンションＴ(Ｉ)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 ＰＣホロースラブ製作工 ＰＣ版桁製作工 ＰＣ箱桁製作工 ＰＣ片持箱桁製作工 ＰＣ押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 ＰＣ鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作除く）
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変化毎）
トンネル覆工		コンクリート打設前
		コンクリート打設後
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工	溶接前
		溶接完了時
	現場塗装工	塗装前
		塗装完了時

改正後（令和４年版）

種　　別	細　　別	確　認　時　期
ケーソン製作工		鉄筋組み立て完了時
コンクリートブロック製作工	L 型ブロック セルラーブロック	鉄筋組み立て完了時
開削工(下水道工事)		管布設完了時（本舗装までに路線ごと）
推進工(下水道工事)		推進完了時
シールドエ(下水道工事)	一次覆工、二次覆工	セグメント組み立て完了時
		二次覆工完了時
立坑工		立坑完了時
人孔築造工		鉄筋組み立て完了時
		築造完了時

１－１－７　数量の算出及び完成図

１.一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

２.出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

１－１－８　品質証明

受注者は、予定価格（税込）が１億円以上及び低入札価格調査対象工事の場合には、下記各号によるものとする。

（１）品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督員へ提出しなければならない。

（２）品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。

（３）品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

（４）品質証明員の資格は 10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは１級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。

（５）品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、

改正後（令和６年版）

種　　別	細　　別	確　認　時　期
ケーソン製作工		鉄筋組み立て完了時
コンクリートブロック製作工	L 型ブロック セルラーブロック	鉄筋組み立て完了時
開削工(下水道工事)		管布設完了時（本舗装までに路線ごと）
推進工(下水道工事)		推進完了時
シールドエ(下水道工事)	一次覆工、二次覆工	セグメント組み立て完了時
		二次覆工完了時
立坑工		立坑完了時
人孔築造工		鉄筋組み立て完了時
		築造完了時

１－１－７　数量の算出及び完成図

１.一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

２.出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

１－１－８　品質証明

受注者は、当初請負金額が１億円以上及び低入札価格調査対象工事の場合には、下記各号によるものとする。

（１）品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督員へ提出しなければならない。

（２）品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。

（３）品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

（４）品質証明員の資格は 10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは１級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。

（５）品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。 （６）受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を「共仕」第１編１－１－６施工計画書の第１項（15）その他に記載しなければならない。 （７）品質証明の実施手順は別途、品質証明実施基準によらなければならない。	経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。 （６）受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を「共仕」第１編１－１－６施工計画書の第１項（16）その他に記載しなければならない。 （７）品質証明の実施手順は別途、品質証明実施基準によらなければならない。
１－１－９　工事検査 **１．一般事項** 受注者は、静岡市工事検査実施要綱(以下「検査実施要綱」という)に基づく、検査を受けなければならない。 **２．完成検査、出来形部分検査の適用** 完成検査、出来形部分検査は、地方自治法第 234 条の２の検査を実施する時に行うものとする。 **３．中間技術検査の適用** 中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。 **４．中間技術検査の段階** 中間技術検査は、土木工事中間技術検査実施要領において定められた段階において行うものとする。 **５．中間技術検査の時期選定** 中間技術検査を行う日は受注者の意見を聞いて、発注者が決める。 **６．検査内容** 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 （１）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 （２）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 **７．適用規定** 受注者は、当該検査については、第３編１－１－６監督員による検査(確認を含む)及び立会等第３項の規定を準用する。	**１－１－９　工事検査** **１．一般事項** 受注者は、静岡市工事検査実施要綱(以下「検査実施要綱」という)に基づく、検査を受けなければならない。 **２．完成検査、出来形部分検査の適用** 完成検査、出来形部分検査は、地方自治法第 234 条の２の検査を実施する時に行うものとする。 **３．中間技術検査の適用** 中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。 **４．中間技術検査の段階** 中間技術検査は、土木工事中間技術検査実施要領において定められた段階において行うものとする。 **５．中間技術検査の時期選定** 中間技術検査を行う日は受注者の意見を聞いて、発注者が決める。 **６．検査内容** 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 （１）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 （２）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 **７．適用規定** 受注者は、当該検査については、第３編１－１－６監督員による検査(確認を含む)及び立会等第３項の規定を準用する。
１－１－10　施工管理 **１．適用規定** 土木工事にあっては、第１編の１－１－26施工管理の規定によるものとする。 **２．標示板の設置** 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事内容、工期（終期日）時間帯、工事種類、発注者名及び受注者名、電話番号を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。	**１－１－10　施工管理** **１．適用規定** 土木工事にあっては、第１編の１－１－26施工管理の規定によるものとする。 **２．標示板の設置** 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事内容、工期（終期日）時間帯、工事種類、発注者名及び受注者名、電話番号(必要とする場合には、夜間連絡先)を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

図１－１　標示板の例

１－１－11　工事中の安全確保

１．適用規定

土木工事にあっては、第１編の１－１－29 工事中の安全確保の規定によるものとする。

１－１－12　交通安全管理

１．適用規定

土木工事にあっては、第１編の１－１－35 交通安全管理の規定に加え以下の規定によるものとする。

図１－１　標示板の例

１－１－11　工事中の安全確保

１．適用規定

土木工事にあっては、第１編の１－１－30 工事中の安全確保の規定によるものとする。

１－１－12　交通安全管理

１．適用規定

土木工事にあっては、第１編の１－１－36 交通安全管理の規定に加え以下の規定によるものとする。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
１－１－13　工事測量 **１．適用規定** 土木工事にあっては、第１編の１－１－40 工事測量の規定によるものとする。	**１－１－13　工事測量** **１．適用規定** 土木工事にあっては、第１編の１－１－41 工事測量の規定によるものとする。
１－１－14　提出書類 **１．■■■■■** 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。（情報共有システムの書式も可とする。） **２．■■■■■** 契約書第９条第５項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。 **３．■■■■■** 契約書に定めるもののほか、「共通仕様書」第１編の提出すべき主な書類は下記のものとし「土木工事施工管理基準」等の様式により提出するものとする。 （１）施工計画書 （２）材料検査簿 （３）段階確認書 （４）確認・立会願 （５）工事打合簿（指示・協議・承諾・提出・報告・届出簿） （６）品質管理図表 （７）出来形管理図表 （８）施工体制台帳及び施工体系図 （９）各編において規定する各種台帳	**１－１－14　提出書類** **１．■■■■■** 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。（情報共有システムの書式も可とする。） **２．■■■■■** 契約書第９条第５項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。 **３．■■■■■** 契約書に定めるもののほか、「共通仕様書」第１編の提出すべき主な書類は下記のものとし「土木工事施工管理基準」等の様式により提出するものとする。 （１）施工計画書 （２）材料確認書 （３）段階確認書 （４）確認・立会依頼書 （５）工事打合簿（指示・協議・承諾・提出・報告・届出簿） （６）品質管理図表 （７）出来形管理図表 （８）施工体制台帳及び施工体系図 （９）各編において規定する各種台帳
１－１－15　創意工夫 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出する事ができる。	**１－１－15　創意工夫** 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出する事ができる。
	１－１－⑯　工事実績情報システム（コリンズ）への登録 **１．工事実績情報システム（コリンズ）への登録** 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後（契約日含まず）、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更契約後（変更契約日含まず）に、完成時は工事完成後（完成日含まず）、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
	なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。 災害協定により出動要請した応急(仮)工事は、すべての登録について、その登録期限を工事完成後(完成日を含まず)土日祝日等を除き10日以内とする。
１－１－⑯　現場代理人の兼任 契約書第10条第４項の規定に該当する工事においては、現場代理人を兼任することができる工事とする。 なお、取扱の概要は次のとおりとする。 **１. 現場代理人の兼任を認める際の条件** （１）同一の者を現場代理人として配置できる工事は２件までとし、いずれも静岡市（上下水道局含む。）発注工事であること。 （２）請負代金額（変更されている場合は、変更後の請負代金額）が、いずれも3,500万円未満の工事であること。 （３）兼任する工事現場間を概ね１時間以内で移動できること。 （４）上記（１）～（３）にかかわらず、工事の内容、工事における特殊性が著しく顕著で兼任を認め難い場合は、兼任を認めないこととする。 **２. 兼任する場合の手続について** （１）契約後、主任技術者等通知書に所定の事項を記載し、発注者に提出する。この際、兼任を予定する工事の請負代金額が変更（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）され、兼任できないことがあるので、留意すること。 （２）変更等によりいずれかの工事の請負代金が3,500万円以上（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）となった場合は、兼任が解除となる。このとき、現場代理人の変更が必要となるので、主任技術者等通知書に所定の事項を記入し提出すること。 （３）上記（１）及び（２）による手続は、兼任する一方の工事についても現場代理人の兼任の状況が変わるため、同様に主任技術者等通知書を発注者へ提出すること。 **３. 取扱の留意点** （１）本取扱いを適用し２件の工事を兼任する場合は、いずれの工事現場においても適切な運営及び取締りを行うことが必要となる。 （２）兼任を認める場合の手続に関し虚偽が発覚した場合は、当該受注者に対し工事成績評定への反映を行うとともに、指名停止や契約解除等の必要な措置を行うことがある。 （３）取扱いにあたっては、「建設工事における技術者等の適正な配置のための手引き」によるものとする。	**１－１－⑰　現場代理人の兼任** 契約書第10条第４項の規定に該当する工事においては、現場代理人を兼任することができる工事とする。 なお、取扱の概要は次のとおりとする。 **１. 現場代理人の兼任を認める際の条件** （１）同一の者を現場代理人として配置できる工事は２件までとし、いずれも静岡市（上下水道局含む。）発注工事であること。 （２）請負代金額（変更されている場合は、変更後の請負代金額）が、いずれも4,000万円未満の工事であること。 （３）兼任する工事現場間を概ね１時間以内で移動できること。 （４）上記（１）～（３）にかかわらず、工事の内容、工事における特殊性が著しく顕著で兼任を認め難い場合は、兼任を認めないこととする。 **２. 兼任する場合の手続について** （１）契約後、主任技術者等通知書及び現場代理人等の兼任通知書に所定の事項を記載し、発注者に提出する。この際、兼任を予定する工事の請負代金額が変更（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）され、兼任できないことがあるので、留意すること。もう一方の主任技術者等通知書を提出済みの案件については、現場代理人等の兼任通知書を発注者に提出する。 （２）変更等によりいずれかの工事の請負代金が4,000万円以上（変更指示書による概算の請負代金額を含む。）となった場合は、兼任が解除となる。このとき、現場代理人の変更が必要となるので、主任技術者等通知書に所定の事項を記入し提出すること。 （３）上記（１）及び（２）による手続は、兼任する一方の工事についても現場代理人の兼任の状況が変わるため、同様に主任技術者等通知書を発注者へ提出すること。 **３. 取扱の留意点** （１）本取扱いを適用し２件の工事を兼任する場合は、いずれの工事現場においても適切な運営及び取締りを行うことが必要となる。 （２）兼任を認める場合の手続に関し虚偽が発覚した場合は、当該受注者に対し工事成績評定への反映を行うとともに、指名停止や契約解除等の必要な措置を行うことがある。 （３）取扱いにあたっては、「建設工事における技術者等の適正な配置のための手引き」によるものとする。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
１－１－⑰　舗装技術者の配置 受注者は、「静岡市が発注する建設工事における舗装技術者の配置に関する事務取扱要領」（以下「本要領」という。）に従い、舗装に関する資格等を有する技術者を配置しなければならない。ただし、本要領に該当しない場合はその限りではない。	**１－１－⑱　舗装技術者の配置** 受注者は、「静岡市が発注する建設工事における舗装技術者の配置に関する事務取扱要領」（以下「本要領」という。）に従い、舗装に関する資格等を有する技術者を配置しなければならない。ただし、本要領に該当しない場合はその限りではない。
１－１－⑱　工事監理調整会議 **１. 適用規定** 受注者は、第１編 1-1-3 設計図書の照査等により契約書第 18 条第１項から第５項に該当する事実を発見した場合及びコンサルタント等に設計意図等を確認する必要がある場合、「静岡市建設工事監理調整会議設置ガイドライン」に従い、建設工事監理調整会議（以下「調整会議」という。）を設置することができる。 **２. 開催の要請** 受注者は、調整会議の設置について設計照査の資料及びクイックレスポンス請求書にその旨を記載し、開催の要請をすることができる。	**１－１－⑲　工事監理調整会議** **１. 適用規定** 受注者は、第１編 1-1-3 設計図書の照査等により契約書第 18 条第１項から第５項に該当する事実を発見した場合及びコンサルタント等に設計意図等を確認する必要がある場合、「静岡市建設工事監理調整会議設置ガイドライン」に従い、建設工事監理調整会議（以下「調整会議」という。）を設置することができる。 **２. 開催の要請** 受注者は、調整会議の設置について設計照査の資料及びクイックレスポンス請求書にその旨を記載し、開催の要請をすることができる。
１－１－19　道路施設台帳の作成・更新 **①. 道路施設台帳の作成・更新** 受注者は、道路施設（橋梁、トンネル、道路照明灯、道路標識等）を新設や更新、移設、補修した場合、台帳を作成・更新し、発注者へ提出しなければならない。 台帳の作成・更新が必要とする道路施設は下表を基本とし、作成にあたっては発注者と協議の上決定すること。 なお、舗装は道路舗装管理台帳（第 10 編第２章第４節２－４－13）を作成し、発注者へ提出すること。	**１－１－20　道路施設台帳の作成・更新** **①. 道路施設台帳の作成・更新** 受注者は、道路施設（橋梁、トンネル、道路照明灯、道路標識等）を新設や更新、移設、補修した場合、台帳を作成・更新し、発注者へ提出しなければならない。 台帳の作成・更新が必要とする道路施設は下表を基本とし、作成にあたっては発注者と協議の上決定すること。 なお、舗装は道路舗装管理台帳（第 10 編第２章第４節２－４－13）を作成し、発注者へ提出すること。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

道路施設	台帳作成・更新
橋梁	全施設対象
トンネル	全施設対象
シェッド・カルバート	全施設対象
門型標識・情報板	全施設対象
横断歩道橋	全施設対象
地下道（アンダーパス）	全施設対象
道路照明灯	全施設対象
道路標識	全施設対象
街路樹	全施設対象
電線共同溝	全施設対象
グリーンベルト	全施設対象
防護柵	全施設対象
道路反射鏡	全施設対象
道路土工構造物	特定土工のみ対象
道路情報板	全施設対象

道路施設	台帳作成・更新
橋梁	全施設対象
トンネル	全施設対象
シェッド・カルバート	全施設対象
門型標識・情報板	全施設対象
横断歩道橋	全施設対象
地下道（アンダーパス）	全施設対象
道路照明灯	全施設対象
道路標識	全施設対象
街路樹	全施設対象
電線共同溝	全施設対象
グリーンベルト	全施設対象
防護柵	全施設対象
道路反射鏡	全施設対象
道路土工構造物	特定土工のみ対象
道路情報板	全施設対象

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

第２章　一般施工

第１節　適　用

１．適用工種

本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工（共通）、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工（共通）、浚渫工（共通）、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用する。

２．適用規定

本章に特に定めのない事項については、第２編材料編及び第１編第３章無筋･鉄筋コンクリートの規定による。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）　（平成29年11月）
日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）　（平成29年11月）
日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）　（平成29年11月）
日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）　（平成29年11月）
日本道路協会　鋼道路橋施工便覧　（令和２年９月）
日本道路協会　鋼道路橋防食便覧　（平成26年３月）
日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説　（平成13年９月）
日本道路協会　舗装設計施工指針(平成18年版)　（平成23年３月）
日本道路協会　舗装性能評価法　（平成18年１月）
日本道路協会　舗装調査・試験法便覧　（平成31年３月）
日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書解説　（平成４年12月）
日本道路協会　転圧コンクリート舗装技術指針（案）　（平成２年11月）
建設省　薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針　（昭和49年７月）
建設省　薬液注入工事に係る施工管理等について　（平成２年９月）
日本薬液注入協会　薬液注入工法の設計・施工指針　（平成元年６月）
国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成26年12月一部改正）
環境省　水質汚濁に係る環境基準について　（平成31年３月）
日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説　（平成28年12月）
日本道路協会　杭基礎施工便覧　（令和２年９月）
全国特定法面保護協会　のり枠工の設計施工指針　（平成25年10月）

第２章　一般施工

第１節　適　用

１．適用工種

本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工（共通）、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工（共通）、浚渫工（共通）、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用する。

２．適用規定

本章に特に定めのない事項については、第２編材料編及び第１編第３章無筋･鉄筋コンクリートの規定による。

第２節　適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）　（平成29年11月）
日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）　（平成29年11月）
日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）　（平成29年11月）
日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）　（平成29年11月）
日本道路協会　鋼道路橋施工便覧　（令和２年９月）
日本道路協会　鋼道路橋防食便覧　（平成26年３月）
日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説　（平成13年９月）
日本道路協会　舗装設計施工指針(平成18年版)　（平成23年３月）
日本道路協会　舗装性能評価法　（平成18年１月）
日本道路協会　舗装調査・試験法便覧　（平成31年３月）
日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書解説　（平成４年12月）
日本道路協会　転圧コンクリート舗装技術指針（案）　（平成２年11月）
建設省　薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針　（昭和49年７月）
建設省　薬液注入工事に係る施工管理等について　（平成２年９月）
日本グラウト協会　薬液注入工法の設計・施工指針　（平成元年６月）
国土交通省　仮締切堤設置基準（案）　（平成26年12月一部改正）
環境省　水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）　（令和３年10月）
日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧　（令和３年３月）
日本道路協会　杭基礎施工便覧　（令和２年９月）
全国特定法面保護協会　のり枠工の設計・施工指針　（平成25年10月）

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説　（平成24年５月）	地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説　（平成24年５月）
日本道路協会　道路土工－軟弱地盤対策工指針　（平成24年８月）	日本道路協会　道路土工－軟弱地盤対策工指針　（平成24年８月）
日本道路協会　道路土工要綱　（平成21年６月）	日本道路協会　道路土工要綱　（平成21年６月）
日本道路協会　道路土工－盛土工指針　（平成22年４月）	日本道路協会　道路土工－盛土工指針　（平成22年４月）
日本道路協会　道路土工－切土工・斜面安定工指針　（平成21年６月）	日本道路協会　道路土工－切土工・斜面安定工指針　（平成21年６月）
日本道路協会　道路土工－擁壁工指針　（平成24年７月）	日本道路協会　道路土工－擁壁工指針　（平成24年７月）
日本道路協会　道路土工－カルバート工指針　（平成22年３月）	日本道路協会　道路土工－カルバート工指針　（平成22年３月）
日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針　（平成11年３月）	日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針　（平成11年３月）
日本道路協会　アスファルト混合所便覧（平成8年版）　（平成８年10月）	日本道路協会　アスファルト混合所便覧（平成8年版）　（平成８年10月）
日本道路協会　斜面上の深礎基礎設計施工便覧　（平成24年４月）	日本道路協会　斜面上の深礎基礎設計施工便覧　（令和３年10月）
日本道路協会　舗装再生便覧　（平成22年11月）	日本道路協会　舗装再生便覧　（平成22年11月）
日本道路協会　舗装施工便覧　（平成18年２月）	日本道路協会　舗装施工便覧　（平成18年２月）
日本道路協会　舗装設計便覧　（平成18年２月）	日本道路協会　舗装設計便覧　（平成18年２月）
日本道路協会　鋼管矢板基礎設計施工便覧　（平成９年12月）	日本道路協会　鋼管矢板基礎設計施工便覧　（平成９年12月）
建設省　トンネル工事における可燃性ガス対策について　（昭和53年７月）	建設省　トンネル工事における可燃性ガス対策について　（昭和53年７月）
建設業労働災害防止協会　ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）　（平成24年３月）	建設業労働災害防止協会　ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）　（令和３年４月）
建設省　道路付属物の基礎について　（昭和50年７月）	建設省　道路付属物の基礎について　（昭和50年７月）
日本道路協会　　道路標識設置基準・同解説　（令和２年６月）	日本道路協会　　道路標識設置基準・同解説　（令和２年６月）
日本道路協会　視線誘導標設置基準・同解説　（昭和59年10月）	日本道路協会　視線誘導標設置基準・同解説　（昭和59年10月）
建設省　土木構造物設計マニュアル（案）［土工構造物・橋梁編］　（平成11年11月）	建設省　土木構造物設計マニュアル（案）［土工構造物・橋梁編］　（平成11年11月）
建設省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）［ボックスカルバート・擁壁編］　（平成11年11月）	建設省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）［ボックスカルバート・擁壁編］　（平成11年11月）
国土交通省　建設副産物適正処理推進要綱　（平成14年５月）	国土交通省　建設副産物適正処理推進要綱　（平成14年５月）
厚生労働省　ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン　（令和２年７月）	厚生労働省　ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン　（令和２年７月）
国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）［樋門編］　（平成13年12月）	国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）［樋門編］　（平成13年12月）
国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）　（平成13年12月）	国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）　（平成13年12月）
労働省　騒音障害防止のためのガイドライン　（平成４年10月）	労働省　騒音障害防止のためのガイドライン　（平成４年10月）
厚生労働省　手すり先行工法に関するガイドライン　（平成21年４月）	厚生労働省　手すり先行工法に関するガイドライン　（平成21年４月）
土木学会　コンクリート標準示方書（規準編）　（平成30年10月）	土木学会　コンクリート標準示方書（規準編）［2018年制定］　（2018年10月）
	地盤工学会　地山補強土工法設計・施工マニュアル　（平成23年8月）
国土交通省　道路土工構造物技術基準　（平成27年3月）	国土交通省　道路土工構造物技術基準　（平成27年3月）

第３節　共通的工種

２－３－１　一般事項

本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工（床掘り・埋戻し）、矢板工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、コンクリート面塗装工、プレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャス

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
トセグメント主桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、根固めブロック工、沈床工、捨石工、笠コンクリート工、ハンドホール工、階段工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、多自然型護岸工、羽口工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水桝工、現場塗装工、かごマット工、袋詰玉石工その他これらに類する工種について定める。	トセグメント主桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、根固めブロック工、沈床工、捨石工、笠コンクリート工、ハンドホール工、階段工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、多自然型護岸工、羽口工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水桝工、現場塗装工、かごマット工、袋詰玉石工その他これらに類する工種について定める。
２－３－２　材　料	**２－３－２　材　料**
１．アスカーブの材料 縁石工で使用するアスカーブの材料は、第３編２－６－３アスファルト舗装の材料の規定による。	**１．アスカーブの材料** 縁石工で使用するアスカーブの材料は、第３編２－６－３アスファルト舗装の材料の規定による。
２．コンクリート二次製品 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第２編２－７－２ セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石については JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準ずる。	**２．コンクリート二次製品** 縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第２編２－７－２ セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石については JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準ずる。
３．反射シート 小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117 （再帰性反射材）または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。	**３．反射シート** 小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117 （再帰性反射材）または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。
４．路側防護柵工の材料 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （１）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。 （２）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で 275g/m^2 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。 （３）熱硬化性アクリル樹脂塗装仕上げの場合は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μｍ以上の塗装厚としなければならない。 （４）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量が JIS G 3525（ワイヤーロープ）で定めた 300g/m^2 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。 （５）受注者は、支柱については、埋込み部分に亜鉛めっき後、黒ワニスを用いて内外面とも塗装を行わなければならない。 （６）ボルト・ナット（オートガードに使用するボルト・ナットを除く）については、（１）、（２）により亜鉛めっきを施したものを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。 （７）鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食強化を図らなければならない。 ①海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ②雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場合	**４．路側防護柵工の材料** 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （１）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。 （２）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で 275g/m^2 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。 （３）熱硬化性アクリル樹脂塗装仕上げの場合は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μｍ以上の塗装厚としなければならない。 （４）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量が JIS G 3525（ワイヤーロープ）で定めた 300g/m^2 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。 （５）受注者は、支柱については、埋込み部分に亜鉛めっき後、黒ワニスを用いて内外面とも塗装を行わなければならない。 （６）ボルト・ナット（オートガードに使用するボルト・ナットを除く）については、（１）、（２）により亜鉛めっきを施したものを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。 （７）以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止材を散布する区間 ②交通量が非常に多い区間

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
③路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	③海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など） ④温泉地帯など ⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長時間滞留または接触する場所
５．亜鉛めっき地肌のままの材料	**５．亜鉛めっき地肌のままの材料**
亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。
（１）受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。	（１）受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。
（２）受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JISH 8641（溶融亜鉛めっき）２種（HDZ55）の 550g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく２種（HDZ35）の 350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。	（２）受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JISH 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の 77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく（HDZT49）の 49μm（膜厚）としなければならない。
（３）ガードレール用ビームの板厚が 3.2mm 未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条４項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、（２）のその他の部材の場合によらなければならない。	（３）ガードレール用ビームの板厚が 3.2mm 未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条４項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、（２）のその他の部材の場合によらなければならない。
（４）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して付着量が 300g/m² 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。	（４）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して膜厚が 42μm 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。
６．視線誘導標の形状及び性能	**６．視線誘導標の形状及び性能**
受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。	受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。
（１）反射体	（１）反射体
①　受注者は、形状が丸型で直径 70mm 以上 100mm 以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。	①　受注者は、形状が丸型で直径 70mm 以上 100mm 以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。
②　受注者は、色が白色または橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。 白色　0.31+0.25x≧y≧0.28+0.25x 0.50≧x≧0.41 橙色　0.44≧y≧0.39 y≧0.99－x	②　受注者は、色が白色または橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。 白色　0.31+0.25x≧y≧0.28+0.25x 0.50≧x≧0.41 橙色　0.44≧y≧0.39 y≧0.99－x
ただし、ｘ、ｙは JIS Z 8781-3（測色－第３部：CIE 三刺激値）の色度座標である。	ただし、ｘ、ｙは JIS Z 8781-3（測色－第３部：CIE 三刺激値）の色度座標である。
③　受注者は、反射性能が JIS D 5500（自動車用ランプ類）に規定する反射性試験装置による試験で、表２－１に示す値以上である反射体を用いなければならない。	③　受注者は、反射性能が JIS D 5500（自動車用ランプ類）に規定する反射性試験装置による試験で、表２－１に示す値以上である反射体を用いなければならない。

改正後（令和４年版）

表２－１　反射体

（単位：ｃｄ/10.76 lx）

反射体の色	白　色			橙　色		
観測角＼入射角	0°	10°	20°	0°	10°	20°
0.2°	35	28	21	22	18	13
0.5°	17	14	10	11	9	6
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.2

［注］上表は、反射有効径 70mm の場合の値である。

（２）支　柱

①　受注者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。

②　受注者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。

③　使用する支柱の諸元の標準は表２－２に示すものとする。

表２－２　支柱の諸元

設置場所	設置条件		長さ（mm）	材質		
				鋼	アルミニウム合金	合成樹脂
	反射体の設置高さ（cm）	基礎の種類		外径×厚さ（mm）×（mm）	外径×厚さ（mm）×（mm）	外径×厚さ（mm）×（mm）
一般道	90	コンクリート基礎	1,150	34×2.3 以上	45×3 以上	60×4.5 (89)以上
		土中埋込基礎	1,450			
自動車専用道	90	コンクリート基礎	1,175	34×1.6 以上	34×2 以上	60×3.5 以上
	120	コンクリート基礎	1,525			

［注］（）書きは、材料にポリエチレン樹脂を使用する場合。

④　塗装仕上げする鋼管の場合

１）受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。

２）受注者は、亜鉛の付着量を JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用＜Ｚ27＞の 275g／m^2（両面付着量）以上としなければならない。

ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするも

改正後（令和６年版）

表２－１　反射体

（単位：ｃｄ/10.76 lx）

反射体の色	白　色			橙　色		
観測角＼入射角	0°	10°	20°	0°	10°	20°
0.2°	35	28	21	22	18	13
0.5°	17	14	10	11	9	6
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.2

［注］上表は、反射有効径 70mm の場合の値である。

（２）支　柱

①　受注者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。

②　受注者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。

③　使用する支柱の諸元の標準は表２－２に示すものとする。

表２－２　支柱の諸元

設置場所	設置条件		長さ（mm）	材質		
				鋼	アルミニウム合金	合成樹脂
	反射体の設置高さ（cm）	基礎の種類		外径×厚さ（mm）×（mm）	外径×厚さ（mm）×（mm）	外径×厚さ（mm）×（mm）
一般道	90	コンクリート基礎	1,150	34×2.3 以上	45×3 以上	60×4.5 (89)以上
		土中埋込基礎	1,450			
自動車専用道	90	コンクリート基礎	1,175	34×1.6 以上	34×2 以上	60×3.5 以上
	120	コンクリート基礎	1,525			

［注］（）書きは、材料にポリエチレン樹脂を使用する場合。

④　塗装仕上げする鋼管の場合

１）受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。

２）受注者は、亜鉛の付着量を JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用＜Ｚ27＞の 275g／m^2（両面付着量）以上としなければならない。

ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするも

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
のとする。 ３）受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μｍ以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。 ⑤　亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）２種（HDZ35）の 350g／m²（片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	のとする。 ３）受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μｍ以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。 ⑤　亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）２種（HDZT49）の 49μｍ（膜厚）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。
２－３－３　作業土工（床掘り・埋戻し）	**２－３－３　作業土工（床掘り・埋戻し）**
１．埋設物 受注者は、埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	**１．埋設物** 受注者は、埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
２．床掘りの施工 受注者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。	**２．床掘りの施工** 受注者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。
３．異常時の処置 受注者は、床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	**３．異常時の処置** 受注者は、床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
４．床掘りの仕上げ 受注者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。	**４．床掘りの仕上げ** 受注者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
５．岩盤床掘りの仕上げ 受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復個所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。	**５．岩盤床掘りの仕上げ** 受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復個所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。
６．排水処理 受注者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。	**６．排水処理** 受注者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。
７．過掘りの処理 受注者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	**７．過掘りの処理** 受注者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
８．埋戻し材料 受注者は、監督員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用いなければならない。	**８．埋戻し材料** 受注者は、監督員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用いなければならない。
９．埋戻し箇所の締固め 受注者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕	**９．埋戻し箇所の締固め** 受注者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
上り厚を 30 ㎝（路床部、構造物の隣接箇所や狭い箇所は 20㎝）以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。	上り厚を 30 ㎝（路床部、構造物の隣接箇所や狭い箇所は 20㎝）以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。
10. 埋戻し箇所の排水	**10. 埋戻し箇所の排水**
受注者は、埋戻し箇所が湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。	受注者は、埋戻し箇所が湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。
11. 狭隘箇所等の埋戻し	**11. 狭隘箇所等の埋戻し**
受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
12. 埋設物周辺の埋戻し	**12. 埋設物周辺の埋戻し**
受注者は、埋戻しを行うにあたり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。	受注者は、埋戻しを行うにあたり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。
13. 水密性の確保	**13. 水密性の確保**
受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が一ケ所に集中しないように施工しなければならない。	受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が一ケ所に集中しないように施工しなければならない。
14. 適切な含水比の確保	**14. 適切な含水比の確保**
受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。	受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。
15. ■■■■■	**15. ■■■■■**
受注者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工が必要と判断される場合は、監督員と協議して施工しなければならない。	受注者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工が必要と判断される場合は、監督員と協議して施工しなければならない。
２－３－４　矢板工	**２－３－４　矢板工**
１. 一般事項	**１. 一般事項**
矢板とは、鋼矢板、軽量鋼矢板、アルミ矢板、コンクリート矢板、広幅鋼矢板、及び可とう鋼矢板の事をいう。	矢板とは、鋼矢板、軽量鋼矢板、アルミ矢板、コンクリート矢板、広幅鋼矢板、及び可とう鋼矢板の事をいう。
２. 鋼矢板の継手部	**２. 鋼矢板の継手部**
鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
３. 打込み工法の選定	**３. 打込み工法の選定**
受注者は、打込み方法、使用機械等については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。	受注者は、打込み方法、使用機械等については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。
４. 矢板の打込み	**４. 矢板の打込み**
受注者は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下りしないように施工しなければならない。	受注者は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下りしないように施工しなければならない。
５. 異常時の処置	**５. 異常時の処置**
受注者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
６．控索材の取付け 受注者は、控索材の取付けにあたり、各控索材が一様に働くように締付けを行わなければならない。 **７．ウォータージェット工法の打止め** 受注者は、ウォータージェットを用いて矢板を施工する場合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。 **８．矢板引抜き跡の埋戻し** 受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **９．鋼矢板の運搬 保管の注意** 受注者は、鋼矢板の運搬、保管にあたり、変形を生じないようにしなければならない。 **10. 腹起し施工の一般事項** 受注者は、腹起しの施工にあたり、矢板と十分に密着するようにし、隙間が生じた場合にはパッキング材を用いて土圧を均等に受けるようにしなければならない。 **11. 腹起材の落下防止処置** 受注者は、腹起しの施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持するものとし、振動その他により落下することのないようにしなければならない。 **12. コンクリート矢板の運搬** 受注者は、コンクリート矢板の運搬にあたり、矢板を２点以上で支えなければならない。 **13. コンクリート矢板の保管** 受注者は、コンクリート矢板の保管にあたり、矢板を水平に置くものとし、３段以上積み重ねてはならない。 **14. 落錘による打込み** 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は２ｍ程度として施工しなければならない。 **15. 鋼矢板防食処置** 受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。 **16. 部材損傷防止** 受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに、部材を傷付けないようにしなければならない。 **17. 控え版の施工** 受注者は、控え版の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。 **18. 控え版の据え付け調整** 受注者は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。	**６．控索材の取付け** 受注者は、控索材の取付けにあたり、各控索材が一様に働くように締付けを行わなければならない。 **７．ウォータージェット工法の打止め** 受注者は、ウォータージェットを用いて矢板を施工する場合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。 **８．矢板引抜き跡の埋戻し** 受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **９．鋼矢板の運搬 保管の注意** 受注者は、鋼矢板の運搬、保管にあたり、変形を生じないようにしなければならない。 **10. 腹起し施工の一般事項** 受注者は、腹起しの施工にあたり、矢板と十分に密着するようにし、隙間が生じた場合にはパッキング材を用いて土圧を均等に受けるようにしなければならない。 **11. 腹起材の落下防止処置** 受注者は、腹起しの施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持するものとし、振動その他により落下することのないようにしなければならない。 **12. コンクリート矢板の運搬** 受注者は、コンクリート矢板の運搬にあたり、矢板を２点以上で支えなければならない。 **13. コンクリート矢板の保管** 受注者は、コンクリート矢板の保管にあたり、矢板を水平に置くものとし、３段以上積み重ねてはならない。 **14. 落錘による打込み** 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は２ｍ程度として施工しなければならない。 **15. 鋼矢板防食処置** 受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。 **16. 部材損傷防止** 受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに、部材を傷付けないようにしなければならない。 **17. 控え版の施工** 受注者は、控え版の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。 **18. 控え版の据え付け調整** 受注者は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
19. ■■■■■ 受注者は矢板工の施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。 **２－３－５　縁石工** **１. 一般事項** 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、１：３（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を契約図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。 **２. アスカーブの適用規定** アスカーブの施工については、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定による。 **３. アスカーブの施工** アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が５℃以下のとき、または雨天時には施工してはならない。 **２－３－６　小型標識工** **１. 一般事項** 受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。 **２. 反射標識の取扱い** 受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。 **３. 標示板基板の表面状態** 受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的により研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。 **４. 反射シート一般事項** 受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行なわなければならない。止むを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が 10℃以下における屋外での貼付け及び 0.5m^{2}以上の貼付けは行ってはならない。 **５. 反射シートの貼付け方式** 受注者は、重ね貼り方式または、印刷方式（スクリーン印刷方式やデジタル印刷方式等）により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はイ	**19. ■■■■■** 受注者は矢板工の施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。 **２－３－５　縁石工** **１. 一般事項** 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、１：３（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を契約図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。 **２. アスカーブの適用規定** アスカーブの施工については、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定による。 **３. アスカーブの施工** アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が５℃以下のとき、または雨天時には施工してはならない。 **２－３－６　小型標識工** **１. 一般事項** 受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。 **２. 反射標識の取扱い** 受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。 **３. 標示板基板の表面状態** 受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的により研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。 **４. 反射シート一般事項** 受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行なわなければならない。止むを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が 10℃以下における屋外での貼付け及び 0.5m^{2}以上の貼付けは行ってはならない。 **５. 反射シートの貼付け方式** 受注者は、重ね貼り方式または、印刷方式（スクリーン印刷方式やデジタル印刷方式等）により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はイ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ンク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。	ンク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。
６．反射シートの仕上げ 受注者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。	**６．反射シートの仕上げ** 受注者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。
７．２枚以上の反射シート貼付け 受注者は、２枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ（カラーマッチング）を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにしなければならない。	**７．２枚以上の反射シート貼付け** 受注者は、２枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ（カラーマッチング）を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにしなければならない。
８．２枚以上の反射シートの重ね合わせ 受注者は、２枚以上の反射シートを接合して使用する場合には 10mm以上重ね合わせなければならない。	**８．２枚以上の反射シートの重ね合わせ** 受注者は、２枚以上の反射シートを接合して使用する場合には 10mm以上重ね合わせなければならない。
９．標示板の製作 受注者は、スクリーン印刷方式で標示板を製作する場合には、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。	**９．標示板の製作** 受注者は、スクリーン印刷方式で標示板を製作する場合には、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。
10. 素材加工 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダなどで表面を滑らかにしなければならない。	**10. 素材加工** 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダなどで表面を滑らかにしなければならない。
11. 工場取付け 受注者は、取付け金具及び板表面の補強金具（補強リブ）すべてを工場において溶接により取付けるものとし、現場で取付けてはならない。	**11. 工場取付け** 受注者は、取付け金具及び板表面の補強金具（補強リブ）すべてを工場において溶接により取付けるものとし、現場で取付けてはならない。
12. 錆止めの実施 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	**12. 錆止めの実施** 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。
13. 支柱素材の錆止め塗装 受注者は、支柱素材についても本条 12 項と同様の方法で錆止めを施すか、錆止めペイントによる錆止め塗装を施さなければならない。	**13. 支柱素材の錆止め塗装** 受注者は、支柱素材についても本条 12 項と同様の方法で錆止めを施すか、錆止めペイントによる錆止め塗装を施さなければならない。
14. 支柱の上塗り塗装 受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。	**14. 支柱の上塗り塗装** 受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。
15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）２種の（HDZ55）550g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ 3.2mm 以上、6mm 未満の鋼材については２種(HDZ45)450g/m²以上、厚さ 3.2mm 未満の鋼材については２種(HDZ35)350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。	**15. 溶融亜鉛めっきの基準** 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）２種の（HDZT77）77μm（膜厚）以上としなければならない。ただし、厚さ 3.2mm 以上、6mm 未満の鋼材については２種（HDZT63）63μm以上、厚さ 3.2mm 未満の鋼材については２種（HDZT49）49μm（膜厚）以上としなければならない。
16. 防錆処理 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、めっき及び後処理作業を JIS H8641（溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はめっき後ネジ	**16. 防錆処理** 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、めっき及び後処理作業を JIS H8641（溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はめっき後ネジ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
さらい、または遠心分離をしなければならない。	さらい、または遠心分離をしなければならない。
17. 現場仕上げ	**17. 現場仕上げ**
受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。	受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。
18. ジンクリッチ塗装用塗料	**18. ジンクリッチ塗装用塗料**
ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は２回塗りで 400～500g/m²、または塗装厚は２回塗りで、40～50μｍとしなければならない。	ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は２回塗りで 400～500g/m²、または塗装厚は２回塗りで、40～50μｍとしなければならない。
19. ジンクリッチ塗装の塗り重ね	**19. ジンクリッチ塗装の塗り重ね**
ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装１時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行わなければならない。	ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装１時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行わなければならない。
２－３－７　防止柵工	**２－３－７　防止柵工**
１. 一般事項	**１. 一般事項**
受注者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
２. 支柱の施工	**２. 支柱の施工**
受注者は、支柱の施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	受注者は、支柱の施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
３. 亜鉛めっき地肌の基準	**３. 亜鉛めっき地肌の基準**
塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 （溶融亜鉛めっき）２種（HDZ35）の 350g/m²（片面付着量）以上となるよう施工しなければならない。	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 （溶融亜鉛めっき）２種（HDZT49）の 49μｍ（膜厚）以上となるよう施工しなければならない。
２－３－８　路側防護柵工	**２－３－８　路側防護柵工**
１. 一般事項	**１. 一般事項**
受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
２. 掘削・埋戻し方法	**２. 掘削・埋戻し方法**
受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。	受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。
３. 支柱位置支障等の処置	**３. 支柱位置支障等の処置**
受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、監督員と設計図書に関して協議して定めなければならない。	受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、監督員と設計図書に関して協議して定めなければならない。
４. ガードレールのビーム取付け	**４. ガードレールのビーム取付け**
受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。	受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
５．ガードケーブル端末支柱の土中設置 受注者は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定めた強度以上あることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締固めながら埋戻しをしなければならない。 **６．ガードケーブルの支柱取付** 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（A 種は 20kN/本、B 種及び C 種は 9.8kN/本）を与えなければならない。	**５．ガードケーブル端末支柱の土中設置** 受注者は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定めた強度以上あることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締固めながら埋戻しをしなければならない。 **６．ガードケーブルの支柱取付** 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（A 種は 20kN/本、B 種及び C 種は 9.8kN/本）を与えなければならない。
２－３－９　区画線工 **１．一般事項** 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。 **２．区画線施工前の打合せ** 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について監督員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合わせを行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。 **３．路面への作図** 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認しなければならない。 **４．区画線施工の接着** 受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。 **５．区画線施工と気温** 受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、やむを得ず気温５℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。 **６．塗料溶解漕の温度** 受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、常に 180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解漕を常に適温に管理しなければならない。 **７．ガラスビーズの散布** 受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないよう注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。 **８．区画線の消去** 受注者は、区画線の消去については、表示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また受注者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。 **９．■■■■■** 仮区画線については、使用期間が１ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、１	**２－３－９　区画線工** **１．一般事項** 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。 **２．区画線施工前の打合せ** 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について監督員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合わせを行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。 **３．路面への作図** 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認しなければならない。 **４．区画線施工の接着** 受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。 **５．区画線施工と気温** 受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、やむを得ず気温５℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。 **６．塗料溶解漕の温度** 受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、常に 180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解漕を常に適温に管理しなければならない。 **７．ガラスビーズの散布** 受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないよう注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。 **８．区画線の消去** 受注者は、区画線の消去については、表示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また受注者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。 **９．■■■■■** 仮区画線については、使用期間が１ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、１

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ヶ月以上は溶融式（ガラスビーズ有）とし、その他必要に応じて、監督員と協議すること。	ヶ月以上は溶融式（ガラスビーズ有）とし、その他必要に応じて、監督員と協議すること。
10. ■■■■■	10. ■■■■■
修繕工事等について路面切削または基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。	修繕工事等について路面切削または基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。
11. ■■■■■	11. ■■■■■
受注者は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取る等しなければならない。ただし、ポーラスアスファルト舗装については、ウォータージェット等により消去しなければならない。	受注者は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取る等しなければならない。ただし、ポーラスアスファルト舗装については、ウォータージェット等により消去しなければならない。
２－３－10　道路付属物工	**２－３－10　道路付属物工**
１. 視線誘導標	**１. 視線誘導標**
受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。
２. 支柱打込み	**２. 支柱打込み**
受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を打込む方法によって施工する場合、支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打込まなければならない。また、受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないように施工しなければならない。	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を打込む方法によって施工する場合、支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打込まなければならない。また、受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないように施工しなければならない。
３. 支柱穴掘り埋戻し方法	**３. 支柱穴掘り埋戻し方法**
受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。
４. 支柱のコンクリート構造物中の設置方法	**４. 支柱のコンクリート構造物中の設置方法**
受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
５. 距離標の設置	**５. 距離標の設置**
受注者は、距離標を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、距離標を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
６. 道路鋲の設置	**６. 道路鋲の設置**
受注者は、道路鋲を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、道路鋲を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
２－３－11　コンクリート面塗装工	**２－３－11　コンクリート面塗装工**
１. 素地調整	**１. 素地調整**
受注者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなけ	受注者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなけ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ればならない。 （１）受注者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、じんあい（埃）、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。 （２）受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。 **２．均一な塗装厚** 受注者は、塗装にあたり、塗り残し、流れ、しわ等のないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。 **３．塗装の禁止** 受注者は、以下の場合、塗装を行ってはならない。 （１）気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟型エポキシ樹脂中塗を用いる場合で５℃以下のとき、コンクリート塗装用フッ素樹脂塗料上塗及び柔軟型フッ素樹脂塗料上塗を用いる場合でも０℃以下のとき （２）湿度が 85%以上のとき （３）風が強いとき、及びじんあいが多いとき （４）塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき （５）コンクリートの乾燥期間が３週間以内のとき （６）コンクリート表面の含水率は高周波水分計で８％以上のとき （７）コンクリート面の漏水部 （８）その他監督員が不適当と認めたとき **４．塗り重ね** 受注者は、塗り重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認して行わなければならない。 **２－３－12　プレテンション桁製作工（購入工）** **１．一般事項** 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS マーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。 **２．適用規定** 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。 （１）ＰＣ鋼材についた油、土及びごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。 （２）プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、３０N/mm^2 以上であることを確認し、製作されたもの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養成条件におかれた共試体を用いるものとする。 （３）コンクリートの施工については、以下の規定により製作されたもの。 １）振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。 ２）蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後２時間以上経過してから加熱を	ればならない。 （１）受注者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、じんあい（埃）、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。 （２）受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。 **２．均一な塗装厚** 受注者は、塗装にあたり、塗り残し、流れ、しわ等のないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。 **３．塗装の禁止** 受注者は、以下の場合、塗装を行ってはならない。 （１）気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟型エポキシ樹脂中塗を用いる場合で５℃以下のとき、コンクリート塗装用フッ素樹脂塗料上塗及び柔軟型フッ素樹脂塗料上塗を用いる場合でも０℃以下のとき （２）湿度が 85%以上のとき （３）風が強いとき、及びじんあいが多いとき （４）塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき （５）コンクリートの乾燥期間が３週間以内のとき （６）コンクリート表面の含水率は高周波水分計で８％以上のとき （７）コンクリート面の漏水部 （８）その他監督員が不適当と認めたとき **４．塗り重ね** 受注者は、塗り重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認して行わなければならない。 **２－３－12　プレテンション桁製作工（購入工）** **１．一般事項** 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS マーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。 **２．適用規定** 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。 （１）ＰＣ鋼材についた油、土及びごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。 （２）プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、３０N/mm^2 以上であることを確認し、製作されたもの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養成条件におかれた共試体を用いるものとする。 （３）コンクリートの施工については、以下の規定により製作されたもの。 １）振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。 ２）蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後２時間以上経過してから加熱を

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は１時間あたり 15 度以下とし、養生中の温度は 65 度以下として製作されたもの。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。 （４）プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各ＰＣ鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。 **３．表示する事項** 型枠を取りはずしたプレテンション方式の桁にすみやかに下記の事項を表示しなければならない。 ①　工事名または記号 ②　コンクリート打設月日 ③　通し番号	始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は１時間あたり 15 度以下とし、養生中の温度は 65 度以下として製作されたもの。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。 （４）プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各ＰＣ鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。 **３．表示する事項** 型枠を取りはずしたプレテンション方式の桁にすみやかに下記の事項を表示しなければならない。 ①　工事名または記号 ②　コンクリート打設月日 ③　通し番号
２－３－13　ポストテンション桁製作工 **１．コンクリートの施工** 受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。 （１）受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。 （２）桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。 （３）受注者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。 （４）受注者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲及び型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。 （５）受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。 **２．PC ケーブルの施工** ＰＣケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。 （１）横組シース及び縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。 （２）受注者は、ＰＣ鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみなどが付着しないよう、挿入しなければならない。 （３）シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。 （４）ＰＣ鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。 （５）ＰＣ鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。	**２－３－13　ポストテンション桁製作工** **１．コンクリートの施工** 受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。 （１）受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。 （２）桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。 （３）受注者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。 （４）受注者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲及び型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。 （５）受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。 **２．PC ケーブルの施工** ＰＣケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。 （１）横組シース及び縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。 （２）受注者は、ＰＣ鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみなどが付着しないよう、挿入しなければならない。 （３）シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。 （４）ＰＣ鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。 （５）ＰＣ鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（６）定着具の支圧面をＰＣ鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷をから保護しなければならない。	（６）定着具の支圧面をＰＣ鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷をから保護しなければならない。
３.PC 緊張の施工	**３.PC 緊張の施工**
ＰＣ緊張の施工については、以下の規定によるものとする。	ＰＣ緊張の施工については、以下の規定によるものとする。
（１）プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7 倍以上であることを確認しなければならない。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	（１）プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7 倍以上であることを確認しなければならない。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。
（２）プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認しなければならない。	（２）プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認しなければならない。
（３）プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行わなければならない。	（３）プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行わなければならない。
①　引張装置のキャリブレーション	①　引張装置のキャリブレーション
②　ＰＣ鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数及びＰＣ鋼材の見かけのヤング係数を求める試験	②　ＰＣ鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数及びＰＣ鋼材の見かけのヤング係数を求める試験
（４）プレストレスの導入に先立ち、（３）の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出しなければならない。	（４）プレストレスの導入に先立ち、（３）の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出しなければならない。
（５）緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。	（５）緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。
（６）緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、ＰＣ鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。	（６）緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、ＰＣ鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。
（７）プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。	（７）プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。
（８）プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 ）17.11 PC 鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、ＰＣ鋼材の抜出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提出しなければならない。	（８）プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 ）17.11 PC 鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、ＰＣ鋼材の抜出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提出しなければならない。
（９）プレストレッシング終了後のＰＣ鋼材の切断は、機械的手法によるもとする。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	（９）プレストレッシング終了後のＰＣ鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
(10) 緊張装置の使用については、ＰＣ鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。	(10) 緊張装置の使用については、ＰＣ鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。
(11) ＰＣ鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々のＰＣ鋼材の引張力を定めなければならない。	(11) ＰＣ鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々のＰＣ鋼材の引張力を定めなければならない。
４.グラウトの施工	**４.グラウトの施工**
グラウトの施工については、以下の規定による。	グラウトの施工については、以下の規定による。
（１）受注者は、本条で使用するグラフト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	（１）受注者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。
①　グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210（ボルトランドセメント）に適合するポルランドセメントを標準とするが、それにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。	①　グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210（ボルトランドセメント）に適合するポルランドセメントを標準とするが、それにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
②　混和剤は、ノンブリージングタイプを使用するものとする。 ③　グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。 ④　グラウトの材令 28 日における圧縮強度は、30.0N／㎟以上とするものとする。 ⑤　グラウトは体積変化率は±0.5%の範囲内とする。 ⑥　グラウトのブリーディング率は、24 時間後 0.0%とするものとする。 ⑦　グラウトに含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の 0.08%以下とするものとする。 ⑧　グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。 （２）受注者は、使用グラウトについて事前に以下の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。 ①　流動性試験 ②　ブリーディング率及び体積変化率の試験 ③　圧縮強度試験 ④　塩化物含有量の測定 （３）グラウトの施工に先立ち、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなけらばならない。 （４）グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。 （５）連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。 （６）寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも３日間、＋５℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。 （７）暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なけらばならない。なお、注入時のグラウトの温度は 35℃を越えてはならない。 **５．主桁の仮置き** 受注者は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。 **６．主桁製作設備の施工** 主桁製作設備の施工については、以下の規定によるものとする。 （１）主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。 （２）桁高が 1.5m 以上の主桁を製作する場合は、コンクリート打設、鉄筋組み立て等の作業に使用するための足場を設置するものとする。この場合、受注者は、作業員の安全を確保するための処置を講じなければならない。	②　混和剤は、ノンブリージングタイプを使用するものとする。 ③　グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。 ④　グラウトの材令 28 日における圧縮強度は、30.0N／㎟以上とするものとする。 ⑤　グラウトは体積変化率は±0.5%の範囲内とする。 ⑥　グラウトのブリーディング率は、24 時間後 0.0%とするものとする。 ⑦　グラウトに含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の 0.08%以下とするものとする。 ⑧　グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。 （２）受注者は、使用グラウトについて事前に以下の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。 ①　流動性試験 ②　ブリーディング率及び体積変化率の試験 ③　圧縮強度試験 ④　塩化物含有量の測定 （３）グラウトの施工に先立ち、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなけらばならない。 （４）グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。 （５）連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。 （６）寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも３日間、＋５℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。 （７）暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なけらばならない。なお、注入時のグラウトの温度は 35℃を越えてはならない。 **５．主桁の仮置き** 受注者は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。 **６．主桁製作設備の施工** 主桁製作設備の施工については、以下の規定によるものとする。 （１）主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。 （２）桁高が 1.5m 以上の主桁を製作する場合は、コンクリート打設、鉄筋組み立て等の作業に使用するための足場を設置するものとする。この場合、受注者は、作業員の安全を確保するための処置を講じなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
７．プレグラウトされたPC鋼材 プレグラウトされたＰＣ鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。 （１）ＰＣ鋼材は、JIS G 3536（ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線）に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有するものとする。 （２）使用する樹脂またはグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、ＰＣ鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とＰＣ鋼材とを付着により一体化しなければならない。 （３）被覆材は、所定の強度、耐久性能を有しコンクリート部材と一体化が図られるものとする。 （４）プレグラウトされたＰＣ鋼材として（１）から（３）を使用して加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。	**７．プレグラウトされたPC鋼材** プレグラウトされたＰＣ鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。 （１）ＰＣ鋼材は、JIS G 3536（ＰＣ鋼線及びＰＣ鋼より線）に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有するものとする。 （２）使用する樹脂またはグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、ＰＣ鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とＰＣ鋼材とを付着により一体化しなければならない。 （３）被覆材は、所定の強度、耐久性能を有しコンクリート部材と一体化が図られるものとする。 （４）プレグラウトされたＰＣ鋼材として（１）から（３）を使用して加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。
２－３－14　プレキャストセグメント主桁組立工 **１．ブロック取卸し** 受注者は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合面の損傷に対して十分な保護をしなければならない。 **２．ブロック組立て施工** ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。 （１）プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後６ヵ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法としては「コンクリート標準示方書（規準編）」（土木学会、平成30年10月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 （２）プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。 （３）プレキャストブロックの連結にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。 （４）プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	**２－３－14　プレキャストセグメント主桁組立工** **１．ブロック取卸し** 受注者は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合面の損傷に対して十分な保護をしなければならない。 **２．ブロック組立て施工** ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。 （１）プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後６ヵ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法としては「コンクリート標準示方書（規準編）」［2018年制定］（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 （２）プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。 （３）プレキャストブロックの連結にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。 （４）プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
３.PC ケーブル及び PC 緊張の施工 ＰＣケーブル及びＰＣ緊張の施工については、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 **４.グラウトの施工** グラウトの施工については、以下の規定によるものとする。 （１）接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行わなければならない。 （２）グラウトについては、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。	**３.PC ケーブル及び PC 緊張の施工** ＰＣケーブル及びＰＣ緊張の施工については、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 **４.グラウトの施工** グラウトの施工については、以下の規定によるものとする。 （１）接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行わなければならない。 （２）グラウトについては、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。
２－３－15　PCホロースラブ製作工 **１.円筒型枠の施工** 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。 **２.移動型枠の施工** 受注者は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。 **３.コンクリートの施工** コンクリートの施工については、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 **４.PC ケーブル・PC 緊張の施工** ＰＣケーブル・ＰＣ緊張の施工については、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 **５.PC 固定及び PC 継手の施工** 受注者は、主ケーブルに片引きによるＰＣ固定及びＰＣ継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第６章　施工」（土木学会、平成３年３月）の規定により施工しなければならない。 **６.グラウトの施工** グラウトの施工については、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。	**２－３－15　PCホロースラブ製作工** **１.円筒型枠の施工** 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。 **２.移動型枠の施工** 受注者は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。 **３.コンクリートの施工** コンクリートの施工については、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 **４.PC ケーブル・PC 緊張の施工** ＰＣケーブル・ＰＣ緊張の施工については、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 **５.PC 固定及び PC 継手の施工** 受注者は、主ケーブルに片引きによるＰＣ固定及びＰＣ継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第６章　施工」（土木学会、平成３年３月）の規定により施工しなければならない。 **６.グラウトの施工** グラウトの施工については、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。
２－３－16　PC箱桁製作工 **１.移動型枠の施工** 移動型枠の施工については、第３編２－３－15ＰＣホロースラブ製作工の規定による。 **２.コンクリート･PC ケーブル･PC 緊張の施工** コンクリート・ＰＣケーブル・ＰＣ緊張の施工については、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 **３.PC 固定・PC 継手の施工** ＰＣ固定・ＰＣ継手の施工については、第３編２－３－15ＰＣホロースラブ製作工の規定による。	**２－３－16　PC箱桁製作工** **１.移動型枠の施工** 移動型枠の施工については、第３編２－３－15ＰＣホロースラブ製作工の規定による。 **２.コンクリート･PC ケーブル･PC 緊張の施工** コンクリート・ＰＣケーブル・ＰＣ緊張の施工については、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 **３.PC 固定・PC 継手の施工** ＰＣ固定・ＰＣ継手の施工については、第３編２－３－15ＰＣホロースラブ製作工の規定による。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
４．その他の施工 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 **２－３－17　根固めブロック工** **１．型枠の材料** 受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。 **２．はく離材** 受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。 **３．型枠の組立** 受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。 **４．コンクリートの打込み** 受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。 **５．脱型** 受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。 **６．養生** コンクリート打設後の施工については、第１編３－６－９養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。 **７．脱型後の横置き、仮置き** 受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。 **８．製作数量等の確認** 受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。 **９．損傷防止** 受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。 **10．連結ナット** 受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 **11．乱積施工** 受注者は、根固めブロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。 **12．打継目** 受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。	**４．その他の施工** 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第３編２－３－13 ポストテンション桁製作工の規定による。 **２－３－17　根固めブロック工** **１．型枠の材料** 受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。 **２．はく離材** 受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。 **３．型枠の組立** 受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。 **４．コンクリートの打込み** 受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。 **５．脱型** 受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。 **６．養生** コンクリート打設後の施工については、第１編３－６－９養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。 **７．脱型後の横置き、仮置き** 受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。 **８．製作数量等の確認** 受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。 **９．損傷防止** 受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。 **10．連結ナット** 受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。 **11．乱積施工** 受注者は、根固めブロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。 **12．打継目** 受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
13. 水中打込みの禁止 受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。 **２－３－18　沈床工** **１. 一般事項** 受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径 15cm を標準とし、緊結は長さおよそ 60cm ごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろなわ等にて結束し、この間２箇所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約 15cm を残すようにしなければならない。 **２. 組立て方向** 受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組立てなければならない。 **３. 組立て順序** 受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。 **４. 粗朶沈床の設置** 受注者は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。 **５. 沈石の施工** 受注者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。 **６. 粗朶沈床の施工** 受注者は、粗朶沈床の施工については、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。 **７. 木工沈床材の施工** 受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、設計図書によるものとする。受注者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。 **８. 木工沈床の配列と緊結** 受注者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割正しく配列し、鉄線等で方格材に緊結しなければならない。 **９. 木工沈床の連結用鉄筋** 受注者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしろを 12cm 以上とし、下流方向に曲げなければならない。 **10. 木工沈床の詰石** 受注者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう充てんしなければならない。 **11. 木工沈床の水制根固め** 受注者は、木工沈床を水制の根固めに使用する場合、幹部水制の方格材組立てにあた	**13. 水中打込みの禁止** 受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。 **２－３－18　沈床工** **１. 一般事項** 受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径 15cm を標準とし、緊結は長さおよそ 60cm ごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろなわ等にて結束し、この間２箇所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約 15cm を残すようにしなければならない。 **２. 組立て方向** 受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組立てなければならない。 **３. 組立て順序** 受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。 **４. 粗朶沈床の設置** 受注者は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。 **５. 沈石の施工** 受注者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。 **６. 粗朶沈床の施工** 受注者は、粗朶沈床の施工については、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。 **７. 木工沈床材の施工** 受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、設計図書によるものとする。受注者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。 **８. 木工沈床の配列と緊結** 受注者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割正しく配列し、鉄線等で方格材に緊結しなければならない。 **９. 木工沈床の連結用鉄筋** 受注者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしろを 12cm 以上とし、下流方向に曲げなければならない。 **10. 木工沈床の詰石** 受注者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう充てんしなければならない。 **11. 木工沈床の水制根固め** 受注者は、木工沈床を水制の根固めに使用する場合、幹部水制の方格材組立てにあた

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ってては、流向に直角方向の部材を最上層としなければならない。	ってては、流向に直角方向の部材を最上層としなければならない。
12. 改良沈床の施工	**12. 改良沈床の施工**
受注者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条７項～11 項の規定により施工しなければならない。	受注者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条７項～11 項の規定により施工しなければならない。
13. 吸出し防止材の施工	**13. 吸出し防止材の施工**
受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。
２－３－19　捨石工	**２－３－19　捨石工**
１. 一般事項	**１. 一般事項**
受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。	受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。
２. 施工方法の変更	**２. 施工方法の変更**
受注者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
３. 河川汚濁防止	**３. 河川汚濁防止**
受注者は、施工箇所における水質汚濁防止につとめなければならない。	受注者は、施工箇所における水質汚濁防止につとめなければならない。
４. 捨石基礎の施工（１）	**４. 捨石基礎の施工（１）**
受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。	受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。
５. 捨石基礎の施工（２）	**５. 捨石基礎の施工（２）**
受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆるみがないよう施工しなければならない。	受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆるみがないよう施工しなければならない。
６. 均し面仕上げ	**６. 均し面仕上げ**
受注者は、遣方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。	受注者は、遣方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。
２－３－20　笠コンクリート工	**２－３－20　笠コンクリート工**
１. 適用規定	**１. 適用規定**
笠コンクリートの施工については、第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	笠コンクリートの施工については、第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
２. プレキャスト笠コンクリートの施工	**２. プレキャスト笠コンクリートの施工**
プレキャスト笠コンクリートの施工については、第３編２－５－３コンクリートブロック工の規定による。	プレキャスト笠コンクリートの施工については、第３編２－５－３コンクリートブロック工の規定による。
３. プレキャスト笠コンクリートの運搬	**３. プレキャスト笠コンクリートの運搬**
受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。
４. プレキャスト笠コンクリートの施工上の注意	**４. プレキャスト笠コンクリートの施工上の注意**
プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工し	プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工し

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

なければならない。

２－３－21　ハンドホール工

１．一般事項

受注者は、ハンドホールの施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

２．モルタル配合

受注者は、保護管等との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が１：３の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。

２－３－22　階段工

１．一般事項

受注者は、階段工を設計図書に関して施工できない場合には、監督員と協議しなければならない。

２．プレキャスト階段の据付け

受注者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。

２－３－23　現場継手工

１．一般事項

受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表２－３に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。

（１）接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。受注者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かなければならない。

（２）接触面を塗装する場合は、表２－４に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。

表２－３　すべり係数

項　　目	すべり係数
a）接触面を塗装しない場合	0.40 以上
b）接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合	0.45 以上

なければならない。

２－３－21　ハンドホール工

１．一般事項

受注者は、ハンドホールの施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

２．モルタル配合

受注者は、保護管等との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が１：３の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。

２－３－22　階段工

１．一般事項

受注者は、階段工を設計図書に関して施工できない場合には、監督員と協議しなければならない。

２．プレキャスト階段の据付け

受注者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。

２－３－23　現場継手工

１．一般事項

受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表２－３に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。

（１）接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。受注者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かなければならない。

（２）接触面を塗装する場合は、表２－４に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。

表２－３　すべり係数

項　　目	すべり係数
a）接触面を塗装しない場合	0.40 以上
b）接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合	0.45 以上

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

表２－４　無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件

項　　目	条　　件
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50μｍ以上
接触面の合計乾燥塗膜厚	100～200μｍ
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80％以上
亜鉛末の粒径（50％平均粒径）	10μｍ 程度以上

（３）接触面に（１）、（２）以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

２．密着

受注者は、部材と連結板を、締付けにより密着させるようにしなければならない。

３．ボルトの締付け

ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。

（１）ボルト軸力の導入をナットをまわして行わなければならない。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認しなければならない。

（２）ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整しなければならない。

（３）トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用しなければならない。

（４）ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、あるいは組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から以下に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法は F8T、B8T のみに用いるものとする。

①　ボルト長が径の５倍以下の場合：1/3 回転（120 度）±30 度

②　ボルト長が径の 5 倍を超える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。

（５）ボルトの締付けを耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）に規定された第 2 種の呼び M20、M22、M24 を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締付け機を使用して本締付けを行わなければならない。

（６）ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行いその精度を確認しなければならない。

・軸力計は現場搬入直前に１回、その後は３ヶ月に１回検定を行う。

・トルクレンチは現場搬入時に１回、搬入後は１ヶ月に１回検定を行う。

・ボルト締付け機は現場搬入前に１回点検し、搬入後は３ヶ月に１回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。

４．締付ボルト軸力

締付ボルト軸力については、以下の規定によるものとする。

表２－４　無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件

項　　目	条　　件
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50μｍ以上
接触面の合計乾燥塗膜厚	100～200μｍ
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80％以上
亜鉛末の粒径（50％平均粒径）	10μｍ 程度以上

（３）接触面に（１）、（２）以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

２．密着

受注者は、部材と連結板を、締付けにより密着させるようにしなければならない。

３．ボルトの締付け

ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。

（１）ボルト軸力の導入をナットをまわして行わなければならない。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認しなければならない。

（２）ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整しなければならない。

（３）トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用しなければならない。

（４）ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、あるいは組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から以下に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法は F8T、B8T のみに用いるものとする。

①　ボルト長が径の５倍以下の場合：1/3 回転（120 度）±30 度

②　ボルト長が径の 5 倍を超える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。

（５）ボルトの締付けを耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）に規定された第 2 種の呼び M20、M22、M24 を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締付け機を使用して本締付けを行わなければならない。

（６）ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行いその精度を確認しなければならない。

・軸力計は現場搬入直前に１回、その後は３ヶ月に１回検定を行う。

・トルクレンチは現場搬入時に１回、搬入後は１ヶ月に１回検定を行う。

・ボルト締付け機は現場搬入前に１回点検し、搬入後は３ヶ月に１回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。

４．締付ボルト軸力

締付ボルト軸力については、以下の規定によるものとする。

改正後（令和４年版）

（１）セットのトルク係数値は 0.11～0.16 に適合するものとする。

（２）摩擦接合ボルトを表２－５に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。

表２－５　設計ボルト軸力（kN）

セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力
F8T B8T	M20	133
	M22	165
	M24	192
F10T S10T B10T	M20	165
	M22	205
	M24	238
S14T	M22	299
	M24	349

（３）トルク法によって締付ける場合の締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の 10%増を標準とする。

（４）トルシア形高力ボルトの締付ボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから５組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表２－６及び表２－７に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。なお、ボルトの締付けを行う場合に、降雨あるいは降雨が予想される場合または結露等により部材が湿っているような場合には、原則として締付けを行ってはならない。

表２－６　常温時（10℃～30℃）の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	１製造ロットのセットの締付け ボルト軸力の平均値（kN）
S10T	M20	172～202
	M22	212～249
	M24	247～290
S14T	M22	311～373
	M24	363～435

改正後（令和６年版）

（１）セットのトルク係数値は 0.11～0.16 に適合するものとする。

（２）摩擦接合ボルトを表２－５に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。

表２－５　設計ボルト軸力（kN）

セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力
F8T B8T	M20	133
	M22	165
	M24	192
F10T S10T B10T	M20	165
	M22	205
	M24	238
S14T	M22	299
	M24	349

（３）トルク法によって締付ける場合の締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の 10%増を標準とする。

（４）トルシア形高力ボルトの締付ボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから５組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表２－６及び表２－７に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。なお、ボルトの締付けを行う場合に、降雨あるいは降雨が予想される場合または結露等により部材が湿っているような場合には、原則として締付けを行ってはならない。

表２－６　常温時（10℃～30℃）の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	１製造ロットのセットの締付け ボルト軸力の平均値（kN）
S10T	M20	172～202
	M22	212～249
	M24	247～290
S14T	M22	311～373
	M24	363～435

改正後（令和４年版）

表２－７　常温時以外の（０℃～10℃、30℃～60℃）の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	１製造ロットのセットの締付け ボルト軸力の平均値（kN）
S10T	M20	167～211
	M22	207～261
	M24	241～304
S14T	M22	299～391
	M24	349～457

（５）耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから５組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表２－８に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。

表２－８　耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値

セット	ねじの呼び	１製造ロットのセットの締付け ボルト軸力の平均値（kN）
F10T	M20	0.196σy ～ 0.221σy
	M22	0.242σy ～ 0.273σy
	M24	0.282σy ～ 0.318σy

［注］σy：ボルト試験片の耐力（N/mm^2）（JIS Z 2241 の４号試験片による）

５．ボルトの締付け順序

受注者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、２度締めを行わなければならない。順序は、図２－１のとおりとする。

なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行わなければならない。これ以外の場合は、監督員の承諾を得なければならない。

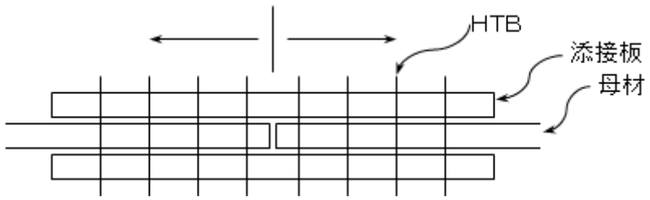

図２－１　ボルト締付け順序

６．ボルトの包装と現場保管

受注者は、ボルトのセットを、工事出荷時の品質が現場施工時まで保たれるように、

改正後（令和６年版）

表２－７　常温時以外の（０℃～10℃、30℃～60℃）の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	１製造ロットのセットの締付け ボルト軸力の平均値（kN）
S10T	M20	167～211
	M22	207～261
	M24	241～304
S14T	M22	299～391
	M24	349～457

（５）耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから５組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表２－８に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。

表２－８　耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値

セット	ねじの呼び	１製造ロットのセットの締付け ボルト軸力の平均値（kN）
F10T	M20	0.196σy ～ 0.221σy
	M22	0.242σy ～ 0.273σy
	M24	0.282σy ～ 0.318σy

［注］σy：ボルト試験片の耐力（N/mm^2）（JIS Z 2241 の４号試験片による）

５．ボルトの締付け順序

受注者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、２度締めを行わなければならない。順序は、図２－１のとおりとする。

なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行わなければならない。これ以外の場合は、監督員の承諾を得なければならない。

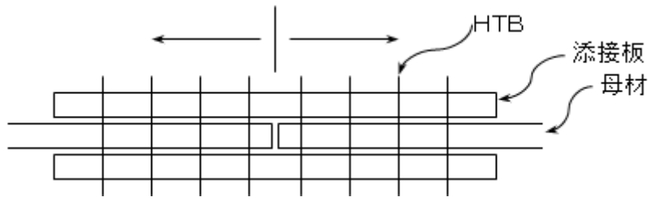

図２－１　ボルト締付け順序

６．ボルトの包装と現場保管

受注者は、ボルトのセットを、工事出荷時の品質が現場施工時まで保たれるように、

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
その包装と現場保管に注意しなければならない。また、包装は、施工直前に解くものとする。	その包装と現場保管に注意しなければならない。また、包装は、施工直前に解くものとする。
７．締付け確認	**７．締付け確認**
締付け確認については、以下の規定によるものとする。	締付け確認については、以下の規定によるものとする。
（１）締付け確認をボルト締付け後すみやかに行い、その記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。	（１）締付け確認をボルト締付け後すみやかに行い、その記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、すみやかに提示しなければならない。
（２）ボルトの締付け確認については、以下の規定によるものとする。	（２）ボルトの締付け確認については、以下の規定によるものとする。
①　トルク法による場合は、次のいずれかの方法により締付け、確認を行わなければならない。	①　トルク法による場合は、次のいずれかの方法により締付け、確認を行わなければならない。
１）自動記録計の記録紙により、ボルト全般について行うものとする。	１）自動記録計の記録紙により、ボルト全般について行うものとする。
２）トルクレンチにより、各ボルト群の10％のボルト本数を標準として締付け確認を行うものとする。	２）トルクレンチにより、各ボルト群の10％のボルト本数を標準として締付け確認を行うものとする。
②　トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行わなければならない。	②　トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行わなければならない。
（３）回転法及び耐力点法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。	（３）回転法及び耐力点法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。
８．併用する場合の施工順序	**８．併用する場合の施工順序**
受注者は、溶接と高力ボルト摩擦接合とを併用する場合は、溶接の完了後に高力ボルトを締付けなければならない。	受注者は、溶接と高力ボルト摩擦接合とを併用する場合は、溶接の完了後に高力ボルトを締付けなければならない。
９．現場溶接	**９．現場溶接**
（１）受注者は、溶接・溶接材料の清掃・乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備えなければならない。	（１）受注者は、溶接・溶接材料の清掃・乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備えなければならない。
（２）受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態等について注意をはらわなければならない。	（２）受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態等について注意をはらわなければならない。
（３）受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点については、工場溶接に準じて考慮しなければならない。	（３）受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点については、工場溶接に準じて考慮しなければならない。
（４）受注者は、溶接のアークが風による影響を受けないように防風設備を設置しなければならない。	（４）受注者は、溶接のアークが風による影響を受けないように防風設備を設置しなければならない。
（５）受注者は、溶接現場の気象条件が以下に該当する時は、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。	（５）受注者は、溶接現場の気象条件が以下に該当する時は、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。
①　雨天または作業中に雨天となるおそれのある場合	①　雨天または作業中に雨天となるおそれのある場合
②　雨上がり直後	②　雨上がり直後
③　風が強いとき	③　風が強いとき
④　気温が５℃以下の場合	④　気温が５℃以下の場合
⑤　その他監督員が不適当と認めた場合	⑤　その他監督員が不適当と認めた場合
（６）受注者は、現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工できるように、作業場には安全な足場を設けなければならない。	（６）受注者は、現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工できるように、作業場には安全な足場を設けなければならない。

改正後（令和４年版）

２－３－24　伸縮装置工

１．一般事項

受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

２．漏水防止

受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によらなければならない。

２－３－25　銘板工

１．橋歴板

（１）橋梁には橋歴板を取付けるものとする。取り付け位置は原則として地覆上面とするが、これによりがたい場合は監督員の**指示**による。

（２）寸法及び記載事項は図２－２のとおりとする。ただし記載事項が図２－２より多い場合の寸法、記載事項は監督員の**指示**による。

主要資材:上部工のみ

W:橋軸方向

L:橋軸直角方向

(注)寸法は標準的なものであるので、記載内容によって、寸法を適宜調整のこと。

図２－２　橋歴板

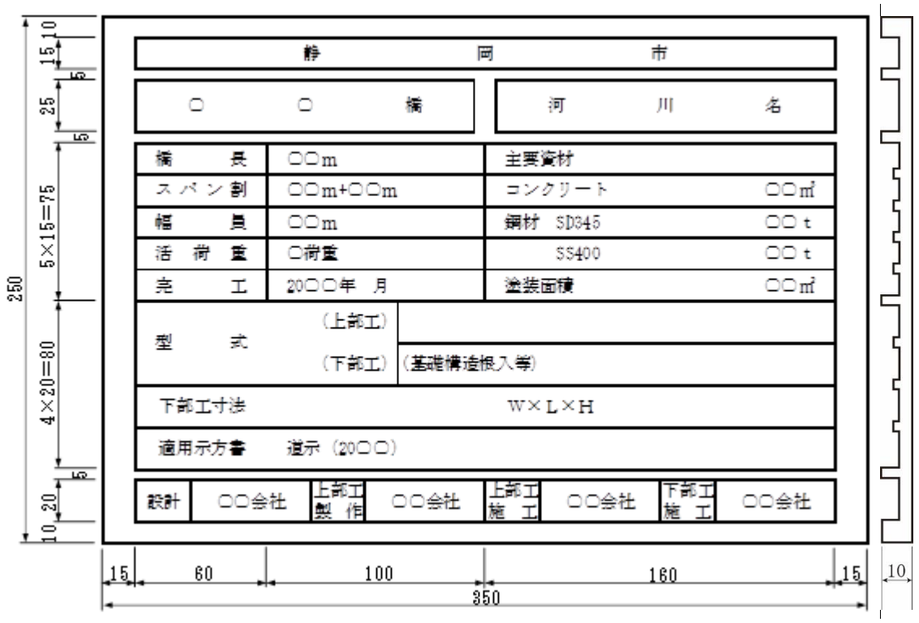

改正後（令和６年版）

２－３－24　伸縮装置工

１．一般事項

受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

２．漏水防止

受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によらなければならない。

２－３－25　銘板工

１．橋歴板

（１）橋梁には橋歴板を取付けるものとする。取り付け位置は原則として地覆上面とするが、これによりがたい場合は監督員の**指示**による。

（２）寸法及び記載事項は図２－２のとおりとする。ただし記載事項が図２－２より多い場合の寸法、記載事項は監督員の**指示**による。

主要資材:上部工のみ

W:橋軸方向

L:橋軸直角方向

(注)寸法は標準的なものであるので、記載内容によって、寸法を適宜調整のこと。

図２－２　橋歴板

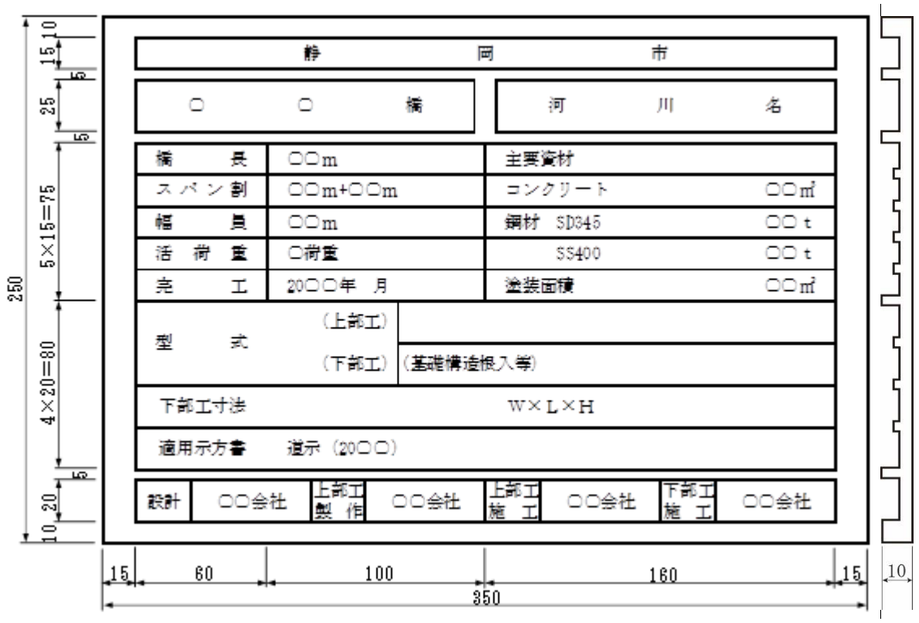

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．橋名板 受注者は、橋名板を図２－３のとおり取付けることを標準とし、盗難防止対策（溶接によるボルト固定や盗難防止金具の設置等）を施した上で設置する。 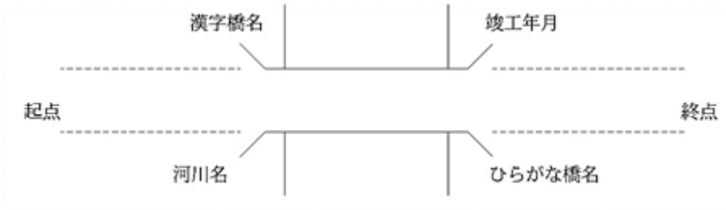 **図２－３　橋名板**	**２．■■■■■** 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。 **３．橋名板** 受注者は、橋名板を図２－３のとおり取付けることを標準とし、盗難防止対策（溶接によるボルト固定や盗難防止金具の設置等）を施した上で設置する。 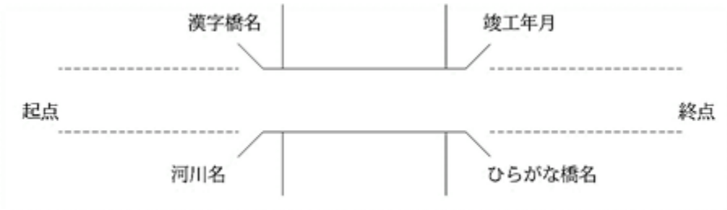 **図２－３　橋名板**
２－３－26　多自然型護岸工 **１．一般事項** 受注者は、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然景観に考慮して計画、設計された多自然河川工法による施工については、工法の趣旨をふまえ施工しなければならない。 **２．木杭の施工** 受注者は、木杭の施工にあたり、木杭の材質が設計図書に示めされていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。 **３．木杭の先端** 受注者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。 **４．巨石張り（積み）等の施工** 巨石張り（積み）、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第３編２－５－５石積（張）工の規定によるものとする。 **５．柳枝の施工** 受注者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。 **６．柳粗朶の施工** 受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。 **７．ぐり石粗朶工の施工** 受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵工を造り、中詰めぐり石の表面をごぼう張りに仕上げなければならない。 **８．かごマットの詰石の施工** 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなけれ	**２－３－26　多自然型護岸工** **１．一般事項** 受注者は、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然景観に考慮して計画、設計された多自然河川工法による施工については、工法の趣旨をふまえ施工しなければならない。 **２．木杭の施工** 受注者は、木杭の施工にあたり、木杭の材質が設計図書に示めされていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。 **３．木杭の先端** 受注者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。 **４．巨石張り（積み）等の施工** 巨石張り（積み）、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第３編２－５－５石積（張）工の規定によるものとする。 **５．柳枝の施工** 受注者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。 **６．柳粗朶の施工** 受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。 **７．ぐり石粗朶工の施工** 受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵工を造り、中詰めぐり石の表面をごぼう張りに仕上げなければならない。 **８．かごマットの詰石の施工** 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなけれ

改正後（令和４年版）

ばならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように留意しなければならない。

９.かごマットの中詰用ぐり石

受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は、15cm～20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

10.かごマットの厚さ

かごマットの厚さが、30cmを使用する場合には、かごマットの網目から中詰め用ぐり石が抜け出ないようにしなければならない。

11.網線と枠線の結び合わせ

かごマットは、網線と枠線の結び合わせについては、直接に1.5回以上巻きつけた形状で、先端末は内部に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部についても1.5回以上巻きとするが、リング状に加工して良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。

12.かごマットの連結の方法

かごマットの連結の方法はコイル式とし、表２－９のとおりとする。また、側網と仕切り網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の１／２以上(1本/m)を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末は内側に向けるものとする。

表２－９　連結コイル線

かご厚	線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	
50cm	５㎜以上	50 ㎜以下	80 ㎜以下	50cm 以上	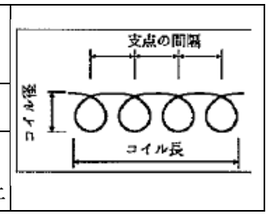
30cm	５㎜以上	50 ㎜以下	80 ㎜以下	高さ方向 30cm その他 50cm 以上	

13.　鉄線の品質証明

鉄線の品質の証明は、生産過程の管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を提出するものとする。

２－３－27　羽口工

１.一般事項

受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15～25cm のもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

２.じゃかごの詰石

受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。

改正後（令和６年版）

ばならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように留意しなければならない。

９.かごマットの中詰用ぐり石

受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は、15cm～20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

10.かごマットの厚さ

かごマットの厚さが、30cmを使用する場合には、かごマットの網目から中詰め用ぐり石が抜け出ないようにしなければならない。

11.網線と枠線の結び合わせ

かごマットは、網線と枠線の結び合わせについては、直接に1.5回以上巻きつけた形状で、先端末は内部に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部についても1.5回以上巻きとするが、リング状に加工して良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。

12.かごマットの連結の方法

かごマットの連結の方法はコイル式とし、表２－９のとおりとする。また、側網と仕切り網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の１／２以上(1本/m)を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末は内側に向けるものとする。

表２－９　連結コイル線

かご厚	線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	
50cm	５㎜以上	50 ㎜以下	80 ㎜以下	50cm 以上	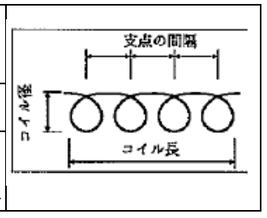
30cm	５㎜以上	50 ㎜以下	80 ㎜以下	高さ方向 30cm その他 50cm 以上	

13.　鉄線の品質証明

鉄線の品質の証明は、生産過程の管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を提出するものとする。

２－３－27　羽口工

１.一般事項

受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15～25cm のもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

２.じゃかごの詰石

受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
３．じゃかごの布設 受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。 **４．じゃかごの連結** 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。 **５．じゃかごの開口部の緊結** 受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。 **６．ふとんかご中詰用ぐり石** 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが 30cm の場合は 5～15cm、ふとんかごの厚さが 50cm の場合は 15～20cm の大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 **７．連節ブロック張りの施工** 受注者は、連節ブロック張りの施工については、平滑に設置しなければならない。 **８．ふとんかご かご枠の施工** 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、1．～7．の各項により施工しなければならない。 **２－３－28　プレキャストカルバート工** **１．一般事項** 受注者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２．施工順序** 受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。 **３．縦締め施工** 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工－カルバート工指針　７－２（２）２)敷設工」（日本道路協会、平成 22 年３月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 **４．プレキャストパイプの施工** 受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。 **５．プレキャストパイプの切断** 受注者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷さ	**３．じゃかごの布設** 受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。 **４．じゃかごの連結** 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。 **５．じゃかごの開口部の緊結** 受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。 **６．ふとんかご中詰用ぐり石** 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが 30cm の場合は 5～15cm、ふとんかごの厚さが 50cm の場合は 15～20cm の大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 **７．連節ブロック張りの施工** 受注者は、連節ブロック張りの施工については、平滑に設置しなければならない。 **８．ふとんかご かご枠の施工** 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、1．～7．の各項により施工しなければならない。 **２－３－28　プレキャストカルバート工** **１．一般事項** 受注者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２．施工順序** 受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。 **３．縦締め施工** 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工－カルバート工指針　７－２（２）２)敷設工」（日本道路協会、平成 22 年３月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 **４．プレキャストパイプの施工** 受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。 **５．プレキャストパイプの切断** 受注者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷さ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
せた場合は、取換えなければならない。	せた場合は、取換えなければならない。
２－３－29　側溝工	**２－３－29　側溝工**
１．一般事項	**１．一般事項**
受注者は、プレキャストＵ型側溝、Ｌ型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように施工しなければならない。	受注者は、プレキャストＵ型側溝、Ｌ型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように施工しなければならない。
２．側溝蓋の施工	**２．側溝蓋の施工**
受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。	受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。
３．管渠の施工	**３．管渠の施工**
受注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	受注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
４．管渠施工上の注意	**４．管渠施工上の注意**
受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。	受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。
５．埋戻し及び盛土の施工	**５．埋戻し及び盛土の施工**
受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。	受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。
６．フィルター材料	**６．フィルター材料**
受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂または、クラッシャラン等を使用しなければならない。	受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂または、クラッシャラン等を使用しなければならない。
７．ソケット付管の布設	**７．ソケット付管の布設**
受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。	受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。
８．管の据付	**８．管の据付**
受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工しなければならない。	受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工しなければならない。
９．管の切断	**９．管の切断**
受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。	受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。
10. 異常時の処置	**10. 異常時の処置**
受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
11. コルゲートパイプの組立て	**11. コルゲートパイプの組立て**
受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わ	受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
なければならない。 **12. コルゲートパイプの布設条件** 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがあって、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２－３－30　集水桝工** **１. 一般事項** 受注者は、集水桝の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 **２. 蓋の設置** 受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。 **２－３－31　現場塗装工** **１. 一般事項** 受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に、鋼製堰堤の現場塗装は、鋼製堰堤の据付け終了後に行うものとし、これにより難い場合は、設計図書によらなければならない。 **２. 塗膜損傷時の処置** 受注者は、鋼橋の架設後及び鋼製堰堤の据付け後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。 **３. 有害な付着物の処置** 受注者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督員に報告し、必要な処置を講じなければならない。 **４. 塗装塗布方法** 受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。また、塗装作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。 **５. 付着油脂類等の除去** 受注者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。 **６. 必要塗膜厚の確保** 受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部その他構造の複雑な部分について、必要塗膜厚を確保するように施工しなければならない。 **７. 有害薬品の使用禁止** 受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。	なければならない。 **12. コルゲートパイプの布設条件** 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがあって、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２－３－30　集水桝工** **１. 一般事項** 受注者は、集水桝の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。 **２. 蓋の設置** 受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。 **２－３－31　現場塗装工** **１. 一般事項** 受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に、鋼製堰堤の現場塗装は、鋼製堰堤の据付け終了後に行うものとし、これにより難い場合は、設計図書によらなければならない。 **２. 塗膜損傷時の処置** 受注者は、鋼橋の架設後及び鋼製堰堤の据付け後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。 **３. 有害な付着物の処置** 受注者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督員に報告し、必要な処置を講じなければならない。 **４. 塗装塗布方法** 受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。また、塗装作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。 **５. 付着油脂類等の除去** 受注者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。 **６. 必要塗膜厚の確保** 受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部その他構造の複雑な部分について、必要塗膜厚を確保するように施工しなければならない。 **７. 有害薬品の使用禁止** 受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。

改正後（令和４年版）

８．付着塩分の水洗い

受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行い、NaCl が 50mg/㎡以上の時は、水洗いしなければならない。

９．塗装の禁止条件

受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

塗装禁止条件は表２－10 に示すとおりである。

表２－10　塗装禁止条件

塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）
長ばく形エッチングプライマー	５以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	０以下	50 以下
有機ジンクリッチペイント	５以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗　※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用　※	10 以下	85 以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	５以下	85 以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	５以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	５以下 20 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料※	10 以下 30 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	５以下 20 以上	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	５以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	５以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料上塗	０以下	85 以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	５以下	85 以上

注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。

（１）降雨等で表面が濡れているとき。
（２）風が強いとき、及びじんあいが多いとき。
（３）塗料の乾燥前に降雨、降雪、降霜のおそれがあるとき。
（４）炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。

改正後（令和６年版）

８．付着塩分の水洗い

受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行い、NaCl が 50mg/㎡以上の時は、水洗いしなければならない。

９．塗装の禁止条件

受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

塗装禁止条件は表２－10 に示すとおりである。

表２－10　塗装禁止条件

塗装の種類	気温（℃）	湿度（RH%）
長ばく形エッチングプライマー	５以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	０以下	50 以下
有機ジンクリッチペイント	５以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗　※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用　※	10 以下	85 以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	５以下	85 以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	５以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	５以下 20 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料※	10 以下 30 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	５以下 20 以上	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	５以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	５以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料上塗	０以下	85 以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	５以下	85 以上

注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。

（１）降雨等で表面が濡れているとき。
（２）風が強いとき、及びじんあいが多いとき。
（３）塗料の乾燥前に降雨、降雪、降霜のおそれがあるとき。
（４）炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（５）その他監督員が不適当と認めたとき。	（５）その他監督員が不適当と認めたとき。
10. 乾燥状態での施工	**10. 乾燥状態での施工**
受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。	受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。
11. 欠陥防止	**11. 欠陥防止**
受注者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	受注者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。
12. 均一塗料の使用	**12. 均一塗料の使用**
受注者は、塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態してから使用しなければならない。	受注者は、塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態してから使用しなければならない。
13. 下塗り	**13. 下塗り**
（１）受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装しなければならない。	（１）受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装しなければならない。
（２）受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。	（２）受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。
（３）受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難となる部分で設計図書に示されている場合または、監督員の指示がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。	（３）受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難となる部分で設計図書に示されている場合または、監督員の指示がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。
（４）受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。	（４）受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。
（５）受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	（５）受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
14. 中塗り、上塗り	**14. 中塗り、上塗り**
（１）受注者は、中塗り及び上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。	（１）受注者は、中塗り及び上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。
（２）受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかにに行わなければならない。	（２）受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかにに行わなければならない。
15. 塗装禁止箇所	**15. 塗装禁止箇所**
受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを 30μｍ塗布するものとする。	受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを 30μｍ塗布するものとする。
16. 検査	**16. 検査**
（１）受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。	（１）受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（２）受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。 （３）受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500 ㎡単位毎に 25 点（１点あたり５回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、１ロットの面積が 200 ㎡に満たない場合は 10 ㎡ごとに１点とする。 （４）受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。 （５）受注者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。 （６）受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ①　塗膜厚測定値（５回平均）の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上とするものとする。 ②　塗膜厚測定値（５回平均）の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上とするものとする。 ③　塗膜厚測定値（５回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%を越えないものとする。標準偏差が 20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。 ④　平均値、最小値、標準偏差のうち１つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。 （７）受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び 数量を監督職員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 **17. 記録** （１）受注者が記録として作成、保管する施工管理写真は、カラー写真とする。また、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 （２）受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図２－４のとおり記録しなければならない。	（２）受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。 （３）受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500 ㎡単位毎に 25 点（１点あたり５回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、１ロットの面積が 200 ㎡に満たない場合は 10 ㎡ごとに１点とする。 （４）受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。 （５）受注者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。 （６）受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ①　塗膜厚測定値（５回平均）の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上とするものとする。 ②　塗膜厚測定値（５回平均）の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上とするものとする。 ③　塗膜厚測定値（５回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%を越えないものとする。標準偏差が 20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。 ④　平均値、最小値、標準偏差のうち１つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。 （７）受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び 数量を監督職員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 **17. 記録** （１）受注者が記録として作成、保管する施工管理写真は、カラー写真とする。また、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 （２）受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図２－４のとおり記録しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

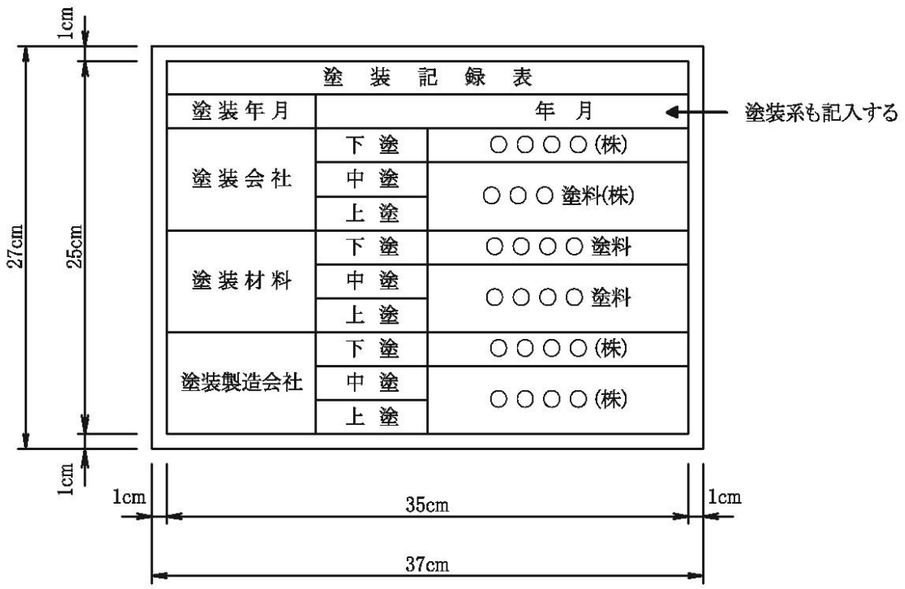

図２－４

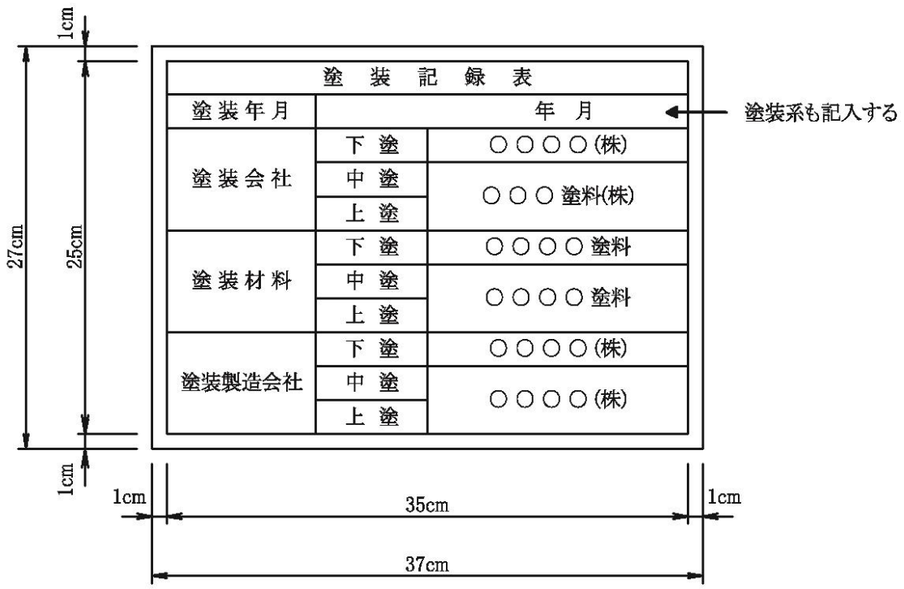

図２－４

２－３－32　かごマットエ

１．一般事項

かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（国土交通省 平成 21 年４月）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、契約図面及び以下による。

２．要求性能

線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。

３．表示標の提出

受注者は、納入された製品について監督員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの）を監督員に提出しなければならない。また、監督員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。

２－３－32　かごマットエ

１．一般事項

かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（国土交通省 平成 21 年４月）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、契約図面及び以下による。

２．要求性能

線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。

３．表示標の提出

受注者は、納入された製品について監督員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの）を監督員に提出しなければならない。また、監督員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。

改正後（令和４年版）

表２－11　要求性能の確認方法

項目		要求性能	確認方法		
			試験方法	試験条件	基準値
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JISH0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 （JIS G 3547 に準拠）	－	引張強さ 290N/mm^{2}以上
	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 （JIS G 0594 に準拠）	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30g/m^{2}以上
			線材摩耗試験	回転数 20,000 回転	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「８．線材の品質管理」に基づくこと		
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「１．適用河川」に基づくこと		
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗（短期性能型）	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	－	摩擦係数 0.90 以上
	摩擦抵抗（長期性能型）	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の面的摩擦試験	［線材摩耗試験の場合］ 回転数 2,500 回転 ［面材摩耗試験の場合］ 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 （初期摩耗後）

［注 1］表 2-11 の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、１回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「８．線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表 2-13）を行うものとする。
［注 2］メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「７．線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

４．網の結束

側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難い場合は監督員の承諾を得なければならない。

５．結束方法

網線材の端末は 1.5 回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部ついては 1.5 回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。

６．連結方法

連結の方法はコイル式とし表２－12 のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長 1／2 以上（1 本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。

改正後（令和６年版）

表２－11　要求性能の確認方法

項目		要求性能	確認方法		
			試験方法	試験条件	基準値
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JISG3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 （JIS G 3547 に準拠）	－	引張強さ 290N/mm^{2}以上
	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 （JIS G 0594 に準拠）	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30g/m^{2}以上
			線材摩耗試験	回転数 20,000 回転	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「８．線材の品質管理」に基づくこと		
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「１．適用河川」に基づくこと		
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗（短期性能型）	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	－	摩擦係数 0.90 以上
	摩擦抵抗（長期性能型）	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の面的摩擦試験	［線材摩耗試験の場合］ 回転数 2,500 回転 ［面材摩耗試験の場合］ 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 （初期摩耗後）

［注 1］表 2-11 の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、１回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「８．線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表 2-13）を行うものとする。
［注 2］メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「７．線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

４．網の結束

側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難い場合は監督員の承諾を得なければならない。

５．結束方法

網線材の端末は 1.5 回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部ついては 1.5 回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。

６．連結方法

連結の方法はコイル式とし表２－12 のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長 1／2 以上（1 本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。

改正後（令和４年版）

表２－12　連結コイル線

線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	
５mm	50mm 以下	80mm 以下	（高さ方向 30cm） （その他 50cm 以上） 50cm 以上	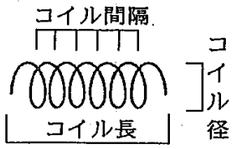

［注］コイル長の上段：（　　）書きは、かごの厚さ30cm規格の場合

表２－13　線材の品質管理試験の内容

項目／目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
工場	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JISG3547 準拠	５巻線※1に１回
	引張強さ	290N/mm²以上	JISG3547 準拠	５巻線に１回
	ねじり特性	JISG3547 の 4.3	JISG3547 準拠	５巻線に１回
	巻付性	線径の 1.5 倍の円筒に６回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547 準拠	５巻線に１回
	メッキ成分	※２	原子吸光分析法、または ICP 発光分析法	５巻線に１回
	メッキ付着量	※２	JISH0401 準拠	５巻線に１回
公的試験機関	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JISG3547 準拠	200 巻線に１回
	引張強さ	290N/mm²以上	JISG3547 準拠	200 巻線に１回
	母材の健全性	母材に傷がついていないこと	JISH0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200 巻線に１回
	メッキ成分	※２	原子吸光分析法、または ICP 発光分析法	200 巻線に１回
	メッキ付着量	※２	JISH0401 準拠	200 巻線に１回
	摩擦抵抗（蓋材のみ）	短期性能型 摩擦係数 0.90 以上	面的摩擦試験、または 線的摩擦試験	200 巻線に１回
		長期性能型 摩擦係数 0.90 以上（初期摩耗後）	線材摩耗試験後の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の 面的摩擦試験	200 巻線に１回

［注１］※１　巻線とは、工場における製造単位を言い、約１ｔとする。
※２　メッキ成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のメッキ成分及び付着量を基に決定する。
なお、メッキ鉄線以外の線材については、メッキ成分及びメッキ付着量の試験項目を省略できるものとする。
［注２］線径の基準値の（ ）書きは、30cm 規格、[ ]書きは、50cm 規格
［注３］メッキ鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠型基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。

改正後（令和６年版）

表２－12　連結コイル線

線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	
５mm	50mm 以下	80mm 以下	（高さ方向 30cm） （その他 50cm 以上） 50cm 以上	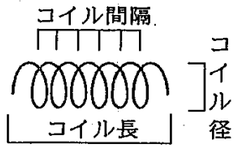

［注］コイル長の上段：（　　）書きは、かごの厚さ30cm規格の場合

表２－13　線材の品質管理試験の内容

項目／目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
工場	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JISG3547 準拠	５巻線※1に１回
	引張強さ	290N/mm²以上	JISG3547 準拠	５巻線に１回
	ねじり特性	JISG3547 の 4.3	JISG3547 準拠	５巻線に１回
	巻付性	線径の 1.5 倍の円筒に６回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547 準拠	５巻線に１回
	メッキ成分	※２	原子吸光分析法、または ICP 発光分析法	５巻線に１回
	メッキ付着量	※２	JISG3547 準拠	５巻線に１回
公的試験機関	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JISG3547 準拠	200 巻線に１回
	引張強さ	290N/mm²以上	JISG3547 準拠	200 巻線に１回
	母材の健全性	母材に傷がついていないこと	JISG3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200 巻線に１回
	メッキ成分	※２	原子吸光分析法、または ICP 発光分析法	200 巻線に１回
	メッキ付着量	※２	JISG3547 準拠	200 巻線に１回
	摩擦抵抗（蓋材のみ）	短期性能型 摩擦係数 0.90 以上	面的摩擦試験、または 線的摩擦試験	200 巻線に１回
		長期性能型 摩擦係数 0.90 以上（初期摩耗後）	線材摩耗試験後の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の 面的摩擦試験	200 巻線に１回

［注１］※１　巻線とは、工場における製造単位を言い、約１ｔとする。
※２　メッキ成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のメッキ成分及び付着量を基に決定する。
なお、メッキ鉄線以外の線材については、メッキ成分及びメッキ付着量の試験項目を省略できるものとする。
［注２］線径の基準値の（ ）書きは、30cm 規格、[ ]書きは、50cm 規格
［注３］メッキ鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠型基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
７．かごマットの詰石の施工 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。 **８．かごマットの中詰用ぐり石** 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが 30cm の場合は 5～15cm、かごマットの厚さが 50cm の場合は 15～20cm の大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	**７．かごマットの詰石の施工** 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。 **８．かごマットの中詰用ぐり石** 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが 30cm の場合は 5～15cm、かごマットの厚さが 50cm の場合は 15～20cm の大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
２－３－33　袋詰玉石工 **１．根固め用袋材** 本条項は、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。 **２．根固め用袋材の性能** 袋型根固め用袋材は、表２－14 に示す性能を満足することを確認しなければならない。 **３．根固め用袋材の要求性能の確認** 要求性能の確認は、表２－14 に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。	**２－３－33　袋詰玉石工** **１．根固め用袋材** 本条項は、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。 **２．根固め用袋材の性能** 袋型根固め用袋材は、表２－14 に示す性能を満足することを確認しなければならない。 **３．根固め用袋材の要求性能の確認** 要求性能の確認は、表２－14 に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。

改正後（令和４年版）

表２－14（１）　袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法

場所	項目	要求性能	確認方法		
			試験方法	基準値	
公的試験機関	強　度（※１）	必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げても破断しない強度を有すること。	引張試験（JIS A 8960 に準拠）	(2 ﾄﾝ型)	(2 重)400N以上 (1 重)700N以上
				(4 ﾄﾝ型)	(2 重)500N以上 (1 重)900N以上
	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型： 験耐候性は求めない。 長期性能型： 耐用年数 30 年程度	耐候性試験 （長期性能型のみ） （JIS L 0842 ｵｰﾌﾟﾝﾌﾚｰﾑｶｰﾎﾞﾝｱｰｸ灯式耐候性試験機により紫外線を 7,500 時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施）	(2 ﾄﾝ型)	(2 重)200N以上 (1 重)200N以上
				(4 ﾄﾝ型)	(2 重)250N以上 (1 重)250N以上
	耐燃焼性	中詰め材料を充填した状態で網地の燃焼が広がらないこと。	たき火試験 （参考資料参照）	燃焼部以上に延焼しないこと。	
	環境適合性	生態系を阻害するような有害物質の溶出がないこと。	煮沸試験 飼育試験 （参考資料参照）	有害物質が溶出しないこと。	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保しいること。	材料 20,000 袋当たり 1 回の引張試験を実施（JIS A 8960 に準拠）	「強度」の基準値を満足すること。	
発注期間	網目・網地の信頼性	中詰め材料の抜け出しや、網地の破断が促進することがないこと。	**監督員**による事前確認	中詰め材料が抜け出さない網目の寸法で、かつ、網目を構成する網糸が破断しても解れが連続的に広がらない加工がなされていること。	

［注］※１　表 2-14（1）の確認方法のうち、公的機関による性能確認については、均質性の項目を除き、１回の実施でよいものとする。

表２－14（２）参考資料

［たき火試験］

袋型根固め用袋材に中詰め材を充填した後、静置させ上部にたき火用材料を積み上げてライターにて点火する。

中詰め材割	栗石 150mm
点火方法	ライター
たき火用材料	野原の草木（枯れ草、枯れ木）

改正後（令和６年版）

表２－14（１）　袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法

場所	項目	要求性能	確認方法		
			試験方法	基準値	
公的試験機関	強　度（※１）	必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げても破断しない強度を有すること。	引張試験（JIS A 8960 に準拠）	(2 ﾄﾝ型)	(2 重)400N以上 (1 重)700N以上
				(4 ﾄﾝ型)	(2 重)500N以上 (1 重)900N以上
	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型： 験耐候性は求めない。 長期性能型： 耐用年数 30 年程度	耐候性試験 （長期性能型のみ） （JIS L 0842 ｵｰﾌﾟﾝﾌﾚｰﾑｶｰﾎﾞﾝｱｰｸ灯式耐候性試験機により紫外線を 7,500 時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施）	(2 ﾄﾝ型)	(2 重)200N以上 (1 重)200N以上
				(4 ﾄﾝ型)	(2 重)250N以上 (1 重)250N以上
	耐燃焼性	中詰め材料を充填した状態で網地の燃焼が広がらないこと。	たき火試験 （参考資料参照）	燃焼部以上に延焼しないこと。	
	環境適合性	生態系を阻害するような有害物質の溶出がないこと。	煮沸試験 飼育試験 （参考資料参照）	有害物質が溶出しないこと。	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保しいること。	材料 20,000 袋当たり 1 回の引張試験を実施（JIS A 8960 に準拠）	「強度」の基準値を満足すること。	
発注期間	網目・網地の信頼性	中詰め材料の抜け出しや、網地の破断が促進することがないこと。	**監督員**による事前確認	中詰め材料が抜け出さない網目の寸法で、かつ、網目を構成する網糸が破断しても解れが連続的に広がらない加工がなされていること。	

［注］※１　表 2-14（1）の確認方法のうち、公的機関による性能確認については、均質性の項目を除き、１回の実施でよいものとする。

表２－14（２）参考資料

［たき火試験］

袋型根固め用袋材に中詰め材を充填した後、静置させ上部にたき火用材料を積み上げてライターにて点火する。

中詰め材割	栗石 150mm
点火方法	ライター
たき火用材料	野原の草木（枯れ草、枯れ木）

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

［煮沸試験］

網地を沸水中に浸漬し、下記時間の経過後取り出し網地の質量変化を測定する。

浸漬温度	98±２℃
浸漬時間	120±10ｍｉｎ
浸漬水	蒸留水
試験体の数	５個
乾燥温度	105℃
抽出条件（質量比）	網地：水＝１：500

［飼育試験］

金魚を入れた水槽に網地を浸漬し、下記期間飼育しその生存状態を確認する。

金魚の飼育時間	３ヶ月
飼育条件（質量比）	網地：水＝１：100
金魚の匹数	３匹

第４節　基礎工

２－４－１　一般事項

１. 適用工種

本節は、基礎工として土台基礎工、基礎工(護岸)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工その他これらに類する工種について定める。

２. 基礎工の施工

受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充てん材を加え）締固めながら仕上げなければならない。

２－４－２　土台基礎工

１. 一般事項

土台基礎工とは、一本土台、片梯子土台、梯子土台及び止杭一本土台をいうものとする。

２. 木製の土台基礎工

受注者は、土台基礎工に木材を使用する場合には、樹皮をはいだ生木を用いなければならない。

３. 土台基礎工の施工

受注者は、土台基礎工の施工にあたり、床を整正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充てんしなければならない。

４. 片梯子土台及び梯子土台の施工

受注者は、片梯子土台及び梯子土台の施工にあたっては、部材接合部に隙間が生じないように土台を組み立てなければならない。

［煮沸試験］

網地を沸水中に浸漬し、下記時間の経過後取り出し網地の質量変化を測定する。

浸漬温度	98±２℃
浸漬時間	120±10ｍｉｎ
浸漬水	蒸留水
試験体の数	５個
乾燥温度	105℃
抽出条件（質量比）	網地：水＝１：500

［飼育試験］

金魚を入れた水槽に網地を浸漬し、下記期間飼育しその生存状態を確認する。

金魚の飼育時間	３ヶ月
飼育条件（質量比）	網地：水＝１：100
金魚の匹数	３匹

第４節　基礎工

２－４－１　一般事項

１. 適用工種

本節は、基礎工として土台基礎工、基礎工(護岸)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工その他これらに類する工種について定める。

２. 基礎工の施工

受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充てん材を加え）締固めながら仕上げなければならない。

２－４－２　土台基礎工

１. 一般事項

土台基礎工とは、一本土台、片梯子土台、梯子土台及び止杭一本土台をいうものとする。

２. 木製の土台基礎工

受注者は、土台基礎工に木材を使用する場合には、樹皮をはいだ生木を用いなければならない。

３. 土台基礎工の施工

受注者は、土台基礎工の施工にあたり、床を整正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充てんしなければならない。

４. 片梯子土台及び梯子土台の施工

受注者は、片梯子土台及び梯子土台の施工にあたっては、部材接合部に隙間が生じないように土台を組み立てなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
５．止杭一本土台の施工 受注者は、止杭一本土台の施工にあたっては、上部からの荷重の偏心が生じないように設置しなければならない。 **６．土台基礎工に用いる木材** 受注者は、土台基礎工に用いる木材について設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。 **７．止杭の先端** 止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の 1.5 倍程度としなければならない。	**５．止杭一本土台の施工** 受注者は、止杭一本土台の施工にあたっては、上部からの荷重の偏心が生じないように設置しなければならない。 **６．土台基礎工に用いる木材** 受注者は、土台基礎工に用いる木材について設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。 **７．止杭の先端** 止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の 1.5 倍程度としなければならない。
２－４－３　基礎工（護岸） **１．一般事項** 受注者は、基礎工(護岸)設置のための掘削に際しては、掘り過ぎのないように施工しなければならない。 **２．水中打込みの禁止** 受注者は、基礎工(護岸)のコンクリート施工において、水中打込みを行ってはならない。 **３．目地の施工位置** 受注者は、基礎工(護岸)の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。 **４．裏込め材の施工** 受注者は、基礎工(護岸)の施工において、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。 **５．プレキャスト法留基礎の施工** 受注者は、プレキャスト法留基礎の施工に際しては、本条１項及び３項による他、沈下等による法覆工の安定に影響が生じないようにしなければならない。	**２－４－３　基礎工（護岸）** **１．一般事項** 受注者は、基礎工(護岸)設置のための掘削に際しては、掘り過ぎのないように施工しなければならない。 **２．水中打込みの禁止** 受注者は、基礎工(護岸)のコンクリート施工において、水中打込みを行ってはならない。 **３．目地の施工位置** 受注者は、基礎工(護岸)の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。 **４．裏込め材の施工** 受注者は、基礎工(護岸)の施工において、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。 **５．プレキャスト法留基礎の施工** 受注者は、プレキャスト法留基礎の施工に際しては、本条１項及び３項による他、沈下等による法覆工の安定に影響が生じないようにしなければならない。
２－４－４　既製杭工 **１．既製杭工の種類** 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。 **２．既製杭工の工法** 既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法または回転杭工法とし、取扱いは、本条及び設計図書によらなければならない。 **３．試験杭の施工** 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工	**２－４－４　既製杭工** **１．既製杭工の種類** 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。 **２．既製杭工の工法** 既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法または回転杭工法とし、取扱いは、本条及び設計図書によらなければならない。 **３．試験杭の施工** 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
してもよい。また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合 は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報 を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。	してもよい。また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合 は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。
４．施工計画書、施工記録	**４．施工計画書、施工記録**
受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、速やか提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。	受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、速やか提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
５．杭施工跡の埋戻し	**５．杭施工跡の埋戻し**
受注者は、既製杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。	受注者は、既製杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。
６．既製杭工の杭頭処理	**６．既製杭工の杭頭処理**
受注者は、既製杭工の杭頭処理に際して、杭本体を損傷させないように行わなければならない。	受注者は、既製杭工の杭頭処理に際して、杭本体を損傷させないように行わなければならない。
７．既製杭工の打込み工法の選定	**７．既製杭工の打込み工法の選定**
受注者は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。	受注者は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。
８．打込みキャップ等	**８．打込みキャップ等**
受注者は、コンクリート既製杭工の打込みに際し、キャップは杭径に適したものを用いるものとし、クッションは変形のないものを用いなければならない。	受注者は、コンクリート既製杭工の打込みに際し、キャップは杭径に適したものを用いるものとし、クッションは変形のないものを用いなければならない。
９．杭頭損傷の修補	**９．杭頭損傷の修補**
受注者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。	受注者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。
10. 打込み不能の場合の処置	**10. 打込み不能の場合の処置**
受注者は、既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	**11. 中掘り杭工法による既製杭工施工**
受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出撹拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出撹拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。
12. 残杭の再使用時の注意	**12. 残杭の再使用時の注意**
受注者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
13. 既製コンクリート杭の施工 既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 （１）受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。 （２）受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。 （３）受注者は、杭の継手は JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。	**13. 既製コンクリート杭の施工** 既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 （１）受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。 （２）受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。 （３）受注者は、杭の継手は JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。
14. 杭支持層の確認・記録 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）7 施工 7.4 くい施工で、7.4.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出撹拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出撹拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の撹拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。	**14. 杭支持層の確認・記録** 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）7 施工 7.4 くい施工で、7.4.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出撹拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出撹拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の撹拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。
15. 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理 受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出撹拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。	**15. 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理** 受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出撹拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。
16. セメントミルクの水セメント比 受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ 70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。 また、撹拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。	**16. セメントミルクの水セメント比** 受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ 70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。 また、撹拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。
17. 既製コンクリート杭のカットオフ 受注者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工にあたっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。	**17. 既製コンクリート杭のカットオフ** 受注者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工にあたっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。
18. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処理	**18. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処理

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
を行わなければならない。 **19. 鋼管杭及びＨ鋼杭の運搬・保管** 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の運搬、保管にあたっては、杭の表面、H鋼杭のフランジ縁端部、鋼管杭の継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また、杭の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。 **20. 鋼管杭及びＨ鋼杭の頭部の切りそろえ** 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取付ける時は、確実に施工しなければならない。 **21. 鋼管杭・Ｈ鋼杭の現場継手** 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。 （１）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。 （２）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。 （３）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。また、溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。 （４）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。 （５）受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には 10m/sec 以内、ガスシールドアーク溶接の場合には 2m/sec 以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が５℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋５℃の場合で、溶接部から 100mm 以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できる。 （６）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。 （７）受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表２－15 の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	を行わなければならない。 **19. 鋼管杭及びＨ鋼杭の運搬・保管** 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の運搬、保管にあたっては、杭の表面、H鋼杭のフランジ縁端部、鋼管杭の継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また、杭の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。 **20. 鋼管杭及びＨ鋼杭の頭部の切りそろえ** 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取付ける時は、確実に施工しなければならない。 **21. 鋼管杭・Ｈ鋼杭の現場継手** 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。 （１）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。 （２）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。 （３）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。また、溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。 （４）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。 （５）受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には 10m/sec 以内、ガスシールドアーク溶接の場合には 2m/sec 以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が５℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋５℃の場合で、溶接部から 100mm 以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できる。 （６）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。 （７）受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表２－15 の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

表２－15　現場円周溶接部の目違いの許容値

外　　径	許容量	摘　　要
700㎜ 未満	２㎜ 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 2㎜×π 以下とする。
700㎜ 以上 1016㎜ 以下	３㎜ 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 3㎜×π 以下とする。
1016㎜ を超え 2000㎜ 以下	４㎜ 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 4㎜×π 以下とする。

（８）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダまたはガウジングなどで完全にはつりとり、再溶接して補修しなければならない。

（９）受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。

(10) 受注者は、本項（７）及び（８）のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

(11) 受注者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面Ｖ形溶接、ウェブに対しては両面Ｋ形溶接を行わなければならない。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面Ｖ形溶接を行わなければならない。

22. 鋼管杭中掘り杭工法の先端処理

鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、本条 14 項 15 項及び 16 項の規定によるものとする。

23. 鋼管杭防食処置

受注者は、鋼管杭防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。

24. 部材の損傷防止

受注者は、鋼管杭防食の施工を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷付けないようにしなければならない。

25. ■■■■■

受注者は、前各号に定めるほか次の各項により施工しなければならない。

（１）受注者は、設計図書に中掘り工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会 令和２年９月」の表－参３．１に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。なお施工にあたっては、オーガ

表２－15　現場円周溶接部の目違いの許容値

外　　径	許容量	摘　　要
700㎜ 未満	２㎜ 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 2㎜×π 以下とする。
700㎜ 以上 1016㎜ 以下	３㎜ 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 3㎜×π 以下とする。
1016㎜ を超え 2000㎜ 以下	４㎜ 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 4㎜×π 以下とする。

（８）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダまたはガウジングなどで完全にはつりとり、再溶接して補修しなければならない。

（９）受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを受ける側から開始しなければならない。

(10) 受注者は、本項（７）及び（８）のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

(11) 受注者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面Ｖ形溶接、ウェブに対しては両面Ｋ形溶接を行わなければならない。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面Ｖ形溶接を行わなければならない。

22. 鋼管杭中掘り杭工法の先端処理

鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、本条 14 項 15 項及び 16 項の規定によるものとする。

23. 鋼管杭防食処置

受注者は、鋼管杭防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。

24. 部材の損傷防止

受注者は、鋼管杭防食の施工を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷付けないようにしなければならない。

25. ■■■■■

受注者は、前各号に定めるほか次の各項により施工しなければならない。

（１）受注者は、設計図書に中掘り工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会 令和２年９月」の表－参３．１に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。なお施工にあたっては、オーガ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
先端が設計図書に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク（W/C＝600～70%）を噴出（低圧の場合：１/㎟以上の圧、高圧の場合：15～20N/㎟以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理しなければならない。 （２）セメントミルクの注入量及び注入方法については施工計画書に記載し、施工に当たっては施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 （３）既成コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接とする。 （４）受注者は、中掘工法による杭支持層の確認は、掘削速度を一定に保ってスパイラルオーガの駆動電流値の変化を電流計により記録して、事前の地盤調査結果と掘削速度の関係を把握しなければならない。また、合わせてスパイラルオーガ引き上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。 （５）鋼管杭の現場溶接継手は、杭基礎設計便覧７．１．４に示された方法によらなければならない。 （６）既製杭工の 21 項の（８）については現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ビット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部において確認しなければならない。なお、受注者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。 補修方法は、表２－16 に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は監督員の承諾を得るものとする。なお、補修溶接のビートの長さは 40㎜ 以上とし、補修に当っては、必要によっては、予熱等を行うものとする。	先端が設計図書に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク（W/C＝600～70%）を噴出（低圧の場合：１/㎟以上の圧、高圧の場合：15～20N/㎟以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理しなければならない。 （２）セメントミルクの注入量及び注入方法については施工計画書に記載し、施工に当たっては施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 （３）既成コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接とする。 （４）受注者は、中掘工法による杭支持層の確認は、掘削速度を一定に保ってスパイラルオーガの駆動電流値の変化を電流計により記録して、事前の地盤調査結果と掘削速度の関係を把握しなければならない。また、合わせてスパイラルオーガ引き上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。 （５）鋼管杭の現場溶接継手は、杭基礎設計便覧７．１．４に示された方法によらなければならない。 （６）既製杭工の 21 項の（８）については現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ビット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部において確認しなければならない。なお、受注者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。 補修方法は、表２－16 に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は監督員の承諾を得るものとする。なお、補修溶接のビートの長さは 40㎜ 以上とし、補修に当っては、必要によっては、予熱等を行うものとする。

改正後（令和４年版）

表２－16　欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補修方法
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダ仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。
3	鋼材端部の層状われ	板厚の 1／4 程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。
4	アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接で肉盛りののちグラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ仕上げのみでよい。
5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
6	溶接われ	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。
8	オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダ仕上げする。
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。

２－４－５　場所打杭工

１．試験杭

受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。

２．施工計画書、施工記録

受注者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録

改正後（令和６年版）

表２－16　欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補修方法
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダ仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。
3	鋼材端部の層状われ	板厚の 1／4 程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。
4	アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接で肉盛りののちグラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ仕上げのみでよい。
5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
6	溶接われ	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。
8	オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダ仕上げする。
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。

２－４－５　場所打杭工

１．試験杭

受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。

２．施工計画書、施工記録

受注者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。	を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
３．場所打杭工の施工後の埋戻し	**３．場所打杭工の施工後の埋戻し**
受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。
４．■■■■■	**４．■■■■■**
受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。
５．機械据付け地盤の整備	**５．機械据付け地盤の整備**
受注者は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。	受注者は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。
６．周辺への影響防止	**６．周辺への影響防止**
受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督員と協議しなければならない。	受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督員と協議しなければならない。
７．鉛直の保持	**７．鉛直の保持**
受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。	受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。
８．掘削速度	**８．掘削速度**
受注者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。
９．支持地盤の確認	**９．支持地盤の確認**
受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。
10. 鉄筋かごの建込み	**10. 鉄筋かごの建込み**
受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に４箇所以上、深さ方向３ｍ間隔程度以下で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して 500～700㎜ の間隔で設置するものとする。	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に４箇所以上、深さ方向３ｍ間隔程度以下で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して 500～700㎜ の間隔で設置するものとする。
11. 鉄筋かごの継手	**11. 鉄筋かごの継手**
受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
12. 鉄筋かごの組立て	**12. 鉄筋かごの組立て**
受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのため	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのため

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
の溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	の溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。
13. コンクリート打設 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、２m以上入れておかなければならない。	**13. コンクリート打設** 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、２m以上入れておかなければならない。
14. 杭頭の処理 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で 50 ㎝以上、孔内水位を使用する場合で 80㎝以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計書図書に示す高さまで取り壊すものとする。	**14. 杭頭の処理** 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で 50 ㎝以上、孔内水位を使用する場合で 80㎝以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。
15. オールケーシング工法の施工 受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から２m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。	**15. オールケーシング工法の施工** 受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から２m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。
16. 杭径確認 受注者は、全ての杭について、床掘り完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。なお、この検討及び補修に要する費用については、受注者が負担するものとする。	**16. 杭径確認** 受注者は、全ての杭について、床掘り完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。なお、この検討及び補修に要する費用については、受注者が負担するものとする。
17. 水頭差の確保 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。	**17. 水頭差の確保** 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。
18. 鉄筋かご建込み時の溝壁崩壊防止 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせてはならない。	**18. 鉄筋かご建込み時の溝壁崩壊防止** 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせてはならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
19. 殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。 **20. 泥水処理** 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。 **21. 杭土処理** 受注者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。 **22. 地下水への影響防止** 受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **23. 泥水・油脂等の飛散防止** 受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。 **24. ■■■■■** 受注者は、２本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序、施工方法等を検討し施工計画書に記載しなければならない。 **25. ■■■■■** 受注者は、場所打ち杭施工後の床掘りについては、場所打ちコンクリートの養生（第１編３－６－９第２項）が終了した後に行わなければならない。 **26. ■■■■■** 受注者は、場所打杭工に使用する掘削機の、施工順序、機械進入路、隣接構造物等の作業条件を考慮して、機械の方向を定め、水平度や、安全を確保し、据え付けなければならない。 **２－４－６　深礎工** **１. 仮巻コンクリート** 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間無く打設しなければならない。 **２. 深礎掘削** 受注者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行わなければならない。 **３. 土留工** 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで	**19. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。 **20. 泥水処理** 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。 **21. 杭土処理** 受注者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。 **22. 地下水への影響防止** 受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **23. 泥水・油脂等の飛散防止** 受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。 **24. ■■■■■** 受注者は、２本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序、施工方法等を検討し施工計画書に記載しなければならない。 **25. ■■■■■** 受注者は、場所打ち杭施工後の床掘りについては、場所打ちコンクリートの養生（第１編３－６－９第２項）が終了した後に行わなければならない。 **26. ■■■■■** 受注者は、場所打杭工に使用する掘削機の、施工順序、機械進入路、隣接構造物等の作業条件を考慮して、機械の方向を定め、水平度や、安全を確保し、据え付けなければならない。 **２－４－６　深礎工** **１. 仮巻コンクリート** 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間無く打設しなければならない。 **２. 深礎掘削** 受注者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行わなければならない。 **３. 土留工** 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
覆わなければならない。 **４．支持地盤の確認** 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 **５．コンクリート打設** 受注者は、コンクリート打設にあたっては、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。 **６．鉄筋組立て** 受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。 **７．鉄筋の継手** 軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 **８．裏込注入** 受注者は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督員の承諾を得なければならない。 **９．裏込材注入圧力** 裏込材注入圧力は、低圧（0.1N／mm^{2}程度）とするが、これにより難い場合は、施工に先立って監督員の承諾を得なければならない。 **10. 湧水処理** 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **11. ライナープレートの組立て** 受注者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするようにしなければならない。 **12. 施工計画書、施工記録** 受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 **13. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 **14. ■■■■■** 受注者は、ライナープレートなしで掘削可能となった場合または、補強リングが必要となった場合は、監督員と協議しなければならない。	覆わなければならない。 **４．支持地盤の確認** 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 **５．コンクリート打設** 受注者は、コンクリート打設にあたっては、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。 **６．鉄筋組立て** 受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。 **７．鉄筋の継手** 軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 **８．裏込注入** 受注者は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督員の承諾を得なければならない。 **９．裏込材注入圧力** 裏込材注入圧力は、低圧（0.1N／mm^{2}程度）とするが、これにより難い場合は、施工に先立って監督員の承諾を得なければならない。 **10. 湧水処理** 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **11. ライナープレートの組立て** 受注者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするようにしなければならない。 **12. 施工計画書、施工記録** 受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 **13. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 **14. ■■■■■** 受注者は、ライナープレートなしで掘削可能となった場合または、補強リングが必要となった場合は、監督員と協議しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

15. ■■■■■

受注者は、ライナープレートを存置として施工した場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを施工しなければならない。

16. ■■■■■

グラウトモルタル１m^3当りの示方配合は表２－17を標準とする

表２－17　グラウトモルタルの配合比

セメント　kg	C：S	起泡剤　kg	フロー値　sec（目標参考）
200以上 高炉B	１：４～６	0.8	(25±5)

17. ■■■■■

受注者は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、契約変更の対象とする。

２－４－７　オープンケーソン基礎工

１.施工計画書

受注者は、オープンケーソンのコンクリート打込み、１ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。

２.刃口金物据付け

受注者は、不等沈下を起こさないよう刃口金物据付けを行わなければならない。

３.１ロットのコンクリートの連続打設

受注者は、オープンケーソンの１ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。

４.施工記録の整備、保管

受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

５.火薬類の使用

受注者は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要が生じた場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。

６.オープンケーソンの沈下促進

受注者は、オープンケーソンの沈下促進を行うにあたり、全面を均等に、中央部からできるだけ対称に掘り下げ、トランシット等で観測し移動や傾斜及び回転が生じないように、矯正しながら施工しなければならない。オープンケーソン施工長及び沈下量は、オープンケーソン外壁に刃口からの長さを記入し、これを観測し、急激な沈下を生じないように施工しなければならない。

15. ■■■■■

受注者は、ライナープレートを存置として施工した場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを施工しなければならない。

16. ■■■■■

グラウトモルタル１m^3当りの示方配合は表２－17を標準とする

表２－17　グラウトモルタルの配合比

セメント　kg	C：S	起泡剤　kg	フロー値　sec（目標参考）
200以上 高炉B	１：４～６	0.8	(25±5)

17. ■■■■■

受注者は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、契約変更の対象とする。

２－４－７　オープンケーソン基礎工

１.施工計画書

受注者は、オープンケーソンのコンクリート打込み、１ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。

２.刃口金物据付け

受注者は、不等沈下を起こさないよう刃口金物据付けを行わなければならない。

３.１ロットのコンクリートの連続打設

受注者は、オープンケーソンの１ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。

４.施工記録の整備、保管

受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

５.火薬類の使用

受注者は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要が生じた場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。

６.オープンケーソンの沈下促進

受注者は、オープンケーソンの沈下促進を行うにあたり、全面を均等に、中央部からできるだけ対称に掘り下げ、トランシット等で観測し移動や傾斜及び回転が生じないように、矯正しながら施工しなければならない。オープンケーソン施工長及び沈下量は、オープンケーソン外壁に刃口からの長さを記入し、これを観測し、急激な沈下を生じないように施工しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
７. 過掘りの禁止 受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **８. 最終沈下直前の掘削** 受注者は、オープンケーソンの最終沈下直前の掘削にあたっては、刃口周辺部から中央部に向って行い、中央部の深掘りは避けなければならない。 **９. 支持地盤の確認** 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 **10. 底版コンクリート打設準備** 受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえ、トレミー管またはコンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかなければならない。 **11. 掘削時の注意** 受注者は、機械により掘削する場合には、作業中、オープンケーソンに衝撃を与えないようにしなければならない。 **12. オープンケーソン内の湛水処理** 受注者は、底版コンクリート打込みの後、オープンケーソン内の湛水を排除してはならない。 **13. 中詰充てんの施工** 受注者は、中詰充てんを施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。 **14. 止水壁取壊し** 受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びオープンケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。 **15. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 **２－４－８　ニューマチックケーソン基礎工** **１. 施工計画書** 受注者は、ニューマチックケーソンのコンクリート打込み、１ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。	**７. 過掘りの禁止** 受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **８. 最終沈下直前の掘削** 受注者は、オープンケーソンの最終沈下直前の掘削にあたっては、刃口周辺部から中央部に向って行い、中央部の深掘りは避けなければならない。 **９. 支持地盤の確認** 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 **10. 底版コンクリート打設準備** 受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえ、トレミー管またはコンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかなければならない。 **11. 掘削時の注意** 受注者は、機械により掘削する場合には、作業中、オープンケーソンに衝撃を与えないようにしなければならない。 **12. オープンケーソン内の湛水処理** 受注者は、底版コンクリート打込みの後、オープンケーソン内の湛水を排除してはならない。 **13. 中詰充てんの施工** 受注者は、中詰充てんを施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。 **14. 止水壁取壊し** 受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びオープンケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。 **15. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 **２－４－８　ニューマチックケーソン基礎工** **１. 施工計画書** 受注者は、ニューマチックケーソンのコンクリート打込み、１ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．１ロットコンクリートの連続打設 受注者は、ニューマチックケーソンの１ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。 **３．施工記録の整備、保管** 受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 **４．マンロック及びマテリアルロック** 通常安全施工上の面から、ニューマチックケーソン１基につき、作業員の出入りのためのマンロックと、材料の搬入搬出、掘削土砂の搬出のためのマテリアルロックの２本以上のシャフトが計画されるが、受注者は、１本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、２本のシャフトを設置することが可能と判断されるときには、その設置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **５．ニューマチックケーソン沈下促進** 受注者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、工事着手前に設計図書に関して監督員の承諾を得るとともに、施工にあたってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。 **６．掘削沈設管理** 受注者は、掘削沈設を行うにあたり、施工状況、地質の状態などにより沈下関係図を適宜修正しながら行い、ニューマチックケーソンの移動傾斜及び回転を生じないように施工するとともに、急激な沈下を避けなければならない。 **７．底面地盤の支持力と地盤反力係数** 受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 **８．中埋めコンクリート施工前の作業** 受注者は、中埋めコンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。 **９．中埋めコンクリートの打設** 受注者は、中埋めコンクリートを施工するにあたり、作業室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティーの中埋めコンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後 24 時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。 **10. 砂セントルの構造** 受注者は、刃口及び作業室天井スラブを構築するにあたり、砂セントルは全荷重に対	**２．１ロットコンクリートの連続打設** 受注者は、ニューマチックケーソンの１ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。 **３．施工記録の整備、保管** 受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 **４．マンロック及びマテリアルロック** 通常安全施工上の面から、ニューマチックケーソン１基につき、作業員の出入りのためのマンロックと、材料の搬入搬出、掘削土砂の搬出のためのマテリアルロックの２本以上のシャフトが計画されるが、受注者は、１本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、２本のシャフトを設置することが可能と判断されるときには、その設置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **５．ニューマチックケーソン沈下促進** 受注者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、工事着手前に設計図書に関して監督員の承諾を得るとともに、施工にあたってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。 **６．掘削沈設管理** 受注者は、掘削沈設を行うにあたり、施工状況、地質の状態などにより沈下関係図を適宜修正しながら行い、ニューマチックケーソンの移動傾斜及び回転を生じないように施工するとともに、急激な沈下を避けなければならない。 **７．底面地盤の支持力と地盤反力係数** 受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 **８．中埋めコンクリート施工前の作業** 受注者は、中埋めコンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。 **９．中埋めコンクリートの打設** 受注者は、中埋めコンクリートを施工するにあたり、作業室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティーの中埋めコンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後 24 時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。 **10. 砂セントルの構造** 受注者は、刃口及び作業室天井スラブを構築するにあたり、砂セントルは全荷重に対

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
して十分に堅固な構造としなければならない。 **11. 砂セントルの解体** 受注者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が 14 N／mm^{2}以上かつコンクリート打設後３日以上経過した後に行わなければならない。 **12. 止水壁取壊し** 受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びニューマチックケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。 **13. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 **14. ■■■■■** 受注者は、砂セントルを施工する地盤は、セントル及び作業室などの全質量を安全に支持出来ることを確認しなければならない。 **２－４－９　鋼管矢板基礎工** **１. 試験杭の施工** 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 **２. 施工計画書、施工記録** 受注者は、施工前に杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 **３. プレボーリングの取扱い** プレボーリングの取扱いは、設計図書によらなければならない。 **４. 杭頭損傷の修補** 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。 **５. 杭施工跡の埋戻し** 受注者は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。 **６. 鋼管矢板施工法の選定** 受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。 **７. 打込み不能時の処置** 受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、設計図書に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなけれ	して十分に堅固な構造としなければならない。 **11. 砂セントルの解体** 受注者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が 14 N／mm^{2}以上かつコンクリート打設後３日以上経過した後に行わなければならない。 **12. 止水壁取壊し** 受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びニューマチックケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。 **13. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 **14. ■■■■■** 受注者は、砂セントルを施工する地盤は、セントル及び作業室などの全質量を安全に支持出来ることを確認しなければならない。 **２－４－９　鋼管矢板基礎工** **１. 試験杭の施工** 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 **２. 施工計画書、施工記録** 受注者は、施工前に杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 **３. プレボーリングの取扱い** プレボーリングの取扱いは、設計図書によらなければならない。 **４. 杭頭損傷の修補** 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。 **５. 杭施工跡の埋戻し** 受注者は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。 **６. 鋼管矢板施工法の選定** 受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。 **７. 打込み不能時の処置** 受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、設計図書に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなけれ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ばならない。また、設計図書に示された深度における支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	ばならない。また、設計図書に示された深度における支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
８．鋼管矢板の運搬 保管	**８．鋼管矢板の運搬 保管**
受注者は、鋼管矢板の運搬、保管にあたっては、杭の表面、継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また矢板の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。	受注者は、鋼管矢板の運搬、保管にあたっては、杭の表面、継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また矢板の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。
９．杭頭部の切りそろえ	**９．杭頭部の切りそろえ**
受注者は、杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取り付ける時は、確実に施工しなければならない。	受注者は、杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取り付ける時は、確実に施工しなければならない。
10. 残杭の再使用の場合の処置	**10. 残杭の再使用の場合の処置**
受注者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
11. 鋼管矢板の溶接	**11. 鋼管矢板の溶接**
鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。
（１）受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。	（１）受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。
（２）受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。	（２）受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が６ヶ月以上の者に行わさせなければならない。
（３）受注者は、鋼管矢板の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。また溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。 なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。	（３）受注者は、鋼管矢板の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督員に提出しなければならない。また溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。 なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。
（４）受注者は、鋼管矢板の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。	（４）受注者は、鋼管矢板の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。
（５）受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が５℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋５℃の場合で、溶接部から 100㎜ 以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できる。	（５）受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が５℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋５℃の場合で、溶接部から 100㎜ 以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できる。
（６）受注者は、鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。	（６）受注者は、鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

（７）受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表２－18 の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。

表２－18　現場円周溶接部の目違いの許容値

外　　径	許容量	摘　　要
700㎜ 未満	２㎜ 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を２㎜×π以下とする。
700㎜ 以上 1016㎜ 以下	３㎜ 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を３㎜×π以下とする。
1016㎜ を超え 2000㎜ 以下	４㎜ 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を４㎜×π以下とする。

（８）受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダまたはガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。

（９）受注者は、本項（７）及び（８）のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の当該記録を整備及び保管し、監督員の要請があった場合は、速やか提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

12. 導材の設置

受注者は、鋼管矢板の打込みにあたり、導枠と導杭から成る導材を設置しなければならない。導材は、打込み方法に適した形状で、かつ堅固なものとする。

13. 建込み精度管理

受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置して２方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。

14. 頂部の処置

受注者は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計図書によらなければならない。

15. 継手部の処置

受注者は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、設計図書の定めによる中詰材を直ちに充てんしなければならない。

16. 鋼管矢板掘削時の注意

受注者は、鋼管矢板の掘削を行うにあたっては、鋼管矢板及び支保等に衝撃を与えないようにしなければならない。

（７）受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表２－18 の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。

表２－18　現場円周溶接部の目違いの許容値

外　　径	許容量	摘　　要
700㎜ 未満	２㎜ 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を２㎜×π以下とする。
700㎜ 以上 1016㎜ 以下	３㎜ 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を３㎜×π以下とする。
1016㎜ を超え 2000㎜ 以下	４㎜ 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を４㎜×π以下とする。

（８）受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダまたはガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。

（９）受注者は、本項（７）及び（８）のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の当該記録を整備及び保管し、監督員の要請があった場合は、速やか提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。

12. 導材の設置

受注者は、鋼管矢板の打込みにあたり、導枠と導杭から成る導材を設置しなければならない。導材は、打込み方法に適した形状で、かつ堅固なものとする。

13. 建込み精度管理

受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置して２方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。

14. 頂部の処置

受注者は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計図書によらなければならない。

15. 継手部の処置

受注者は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、設計図書の定めによる中詰材を直ちに充てんしなければならない。

16. 鋼管矢板掘削時の注意

受注者は、鋼管矢板の掘削を行うにあたっては、鋼管矢板及び支保等に衝撃を与えないようにしなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
17. 中詰コンクリート打設前準備 受注者は、鋼管矢板本体部の中詰コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板本体内の土砂等を取り除かなければならない。 **18. 中詰コンクリートの打設** 受注者は、鋼管矢板基礎工の中詰コンクリートの打込みにおいては、材料分離を生じさせないように施工しなければならない。 **19. 底盤コンクリートの打設前準備** 受注者は、底盤コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板表面に付着している土砂等の掃除を行い、これを取り除かなければならない。 **20. 頂版接合部材の溶接** 受注者は、鋼管矢板本体に頂版接合部材を溶接する方式の場合は、鋼管矢板表面の泥土、水分、油、さび等の溶接に有害なものを除去するとともに、排水及び換気に配慮して行わなければならない。 **21. 頂版コンクリートの打設前準備** 受注者は、鋼管矢板基礎工の頂版コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板表面及び頂版接合部材に付着している土砂等の掃除を行い、これを取り除かなければならない。 **22. 仮締切部鋼管矢板切断時の注意** 受注者は、鋼管矢板基礎工の仮締切り兼用方式の場合、頂版・躯体完成後の仮締切部鋼管矢板の切断にあたっては、設計図書及び施工計画書に示す施工方法・施工順序に従い、躯体に悪影響を及ぼさないように行わなければならない。 **23. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 **24. 間詰コンクリートの施工** 受注者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工にあたり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に充てんしなければならない。 **25. 間詰コンクリートの撤去** 受注者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの撤去にあたっては、鋼管矢板への影響を避け、この上でコンクリート片等が残留しないように行わなければならない。	**17. 中詰コンクリート打設前準備** 受注者は、鋼管矢板本体部の中詰コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板本体内の土砂等を取り除かなければならない。 **18. 中詰コンクリートの打設** 受注者は、鋼管矢板基礎工の中詰コンクリートの打込みにおいては、材料分離を生じさせないように施工しなければならない。 **19. 底盤コンクリートの打設前準備** 受注者は、底盤コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板表面に付着している土砂等の掃除を行い、これを取り除かなければならない。 **20. 頂版接合部材の溶接** 受注者は、鋼管矢板本体に頂版接合部材を溶接する方式の場合は、鋼管矢板表面の泥土、水分、油、さび等の溶接に有害なものを除去するとともに、排水及び換気に配慮して行わなければならない。 **21. 頂版コンクリートの打設前準備** 受注者は、鋼管矢板基礎工の頂版コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板表面及び頂版接合部材に付着している土砂等の掃除を行い、これを取り除かなければならない。 **22. 仮締切部鋼管矢板切断時の注意** 受注者は、鋼管矢板基礎工の仮締切り兼用方式の場合、頂版・躯体完成後の仮締切部鋼管矢板の切断にあたっては、設計図書及び施工計画書に示す施工方法・施工順序に従い、躯体に悪影響を及ぼさないように行わなければならない。 **23. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 **24. 間詰コンクリートの施工** 受注者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工にあたり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に充てんしなければならない。 **25. 間詰コンクリートの撤去** 受注者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの撤去にあたっては、鋼管矢板への影響を避け、この上でコンクリート片等が残留しないように行わなければならない。
第５節　石・ブロック積（張）工 **２－５－１　一般事項** **１. 適用工種** 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（床掘り、埋戻し）、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定める。 **２. 付着物の除去** 受注者は、石・ブロック積（張）工の施工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。 **３. 積み上げ時の注意** 受注者は、石・ブロック積（張）工の施工にあたっては、等高を保ちながら積み上げ	**第５節　石・ブロック積（張）工** **２－５－１　一般事項** **１. 適用工種** 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（床掘り、埋戻し）、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定める。 **２. 付着物の除去** 受注者は、石・ブロック積（張）工の施工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。 **３. 積み上げ時の注意** 受注者は、石・ブロック積（張）工の施工にあたっては、等高を保ちながら積み上げ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
なければならない。 **４．水抜き孔** 受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、２％程度の勾配で設置しなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **５．谷積** 受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の施工にあたり、設計図書に示されていない場合は谷積としなければならない。 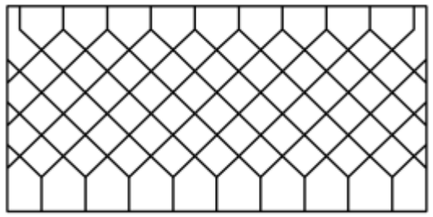 **図２－５　谷　　積** **６．裏込め** 受注者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシャラン等で間隙を充てんしなければならない。 **７．端末部及び曲線部等の処置** 受注者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。 **８．端部保護ブロック及び天端コンクリート施工時の注意** 受注者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。 **９．石・ブロック積（張）工の基礎** 受注者は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。 **10．施工時の注意** 受注者は、前各項に定めるほか次の各号により施工しなければならない。 （１）受注者は、裏込材に設計図書に明示された材料を使用しなければならない。 （２）受注者は、水抜孔の施工に当たっては、硬質塩化ビニール管（VPΦ50㎜）を用い、３㎡に１箇所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。 （３）受注者は、伸縮目地の施工にあたっては、設計図書に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。	なければならない。 **４．水抜き孔** 受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、２％程度の勾配で設置しなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **５．谷積** 受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の施工にあたり、設計図書に示されていない場合は谷積としなければならない。 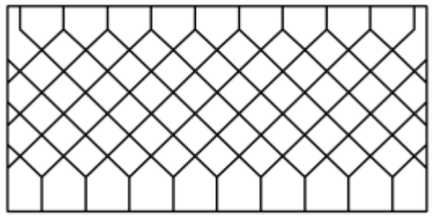 **図２－５　谷　　積** **６．裏込め** 受注者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシャラン等で間隙を充てんしなければならない。 **７．端末部及び曲線部等の処置** 受注者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。 **８．端部保護ブロック及び天端コンクリート施工時の注意** 受注者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。 **９．石・ブロック積（張）工の基礎** 受注者は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。 **10．施工時の注意** 受注者は、前各項に定めるほか次の各号により施工しなければならない。 （１）受注者は、裏込材に設計図書に明示された材料を使用しなければならない。 （２）受注者は、水抜孔の施工に当たっては、硬質塩化ビニール管（VPΦ50㎜）を用い、３㎡に１箇所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。 （３）受注者は、伸縮目地の施工にあたっては、設計図書に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
11. ■■■■■ なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２－５－２　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 **２－５－３　コンクリートブロック工** **１.一般事項** コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積、コンクリートブロック張り、連節ブロック張り及び天端保護ブロックをいうものとする。 **２.コンクリートブロック積** コンクリートブロック積とは､プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が１：１より急なものをいうものとする。 コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを法面に張りつけた、法勾配が１：１若しくは１：１よりゆるやかなものをいうものとする。 **３.コンクリートブロック張りの基礎** 受注者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャラン（再生クラッシャラン）を敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。 **４.コンクリートブロック工の空張の積上げ** 受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。 **５.コンクリートブロック工の練積又は練張の施工** 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充てんした後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。 **６.裏込めコンクリート** 受注者は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **７.伸縮目地、水抜き孔の施工** 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **８.合端の施工** 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督員の承諾を得なければ	11. ■■■■■ なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２－５－２　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 **２－５－３　コンクリートブロック工** **１.一般事項** コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積、コンクリートブロック張り、連節ブロック張り及び天端保護ブロックをいうものとする。 **２.コンクリートブロック積（張）** コンクリートブロック積とは､プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が１：１より急なものをいうものとする。 コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを法面に張りつけた、法勾配が１：１若しくは１：１よりゆるやかなものをいうものとする。 **３.コンクリートブロック張りの基礎** 受注者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャラン（再生クラッシャラン）を敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。 **４.コンクリートブロック工の空張の積上げ** 受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい空隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。 **５.コンクリートブロック工の練積又は練張の施工** 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充てんした後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。 **６.裏込めコンクリート** 受注者は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **７.伸縮目地、水抜き孔の施工** 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **８.合端の施工** 受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督員の承諾を得なければ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

ならない。

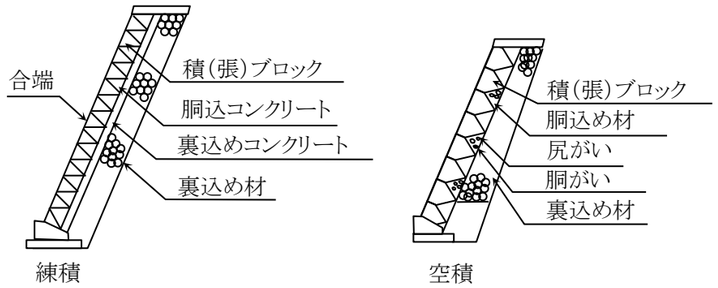

図２－６　コンクリートブロック工

９. 末端部及び曲線部等の処置

受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工しなければならない。

10. 施工時の注意

受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充てんし、表面を平滑に仕上げなければならない。

11. 施工計画書

受注者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。設計図書に示された場合を除き、図２－７によるものとする。

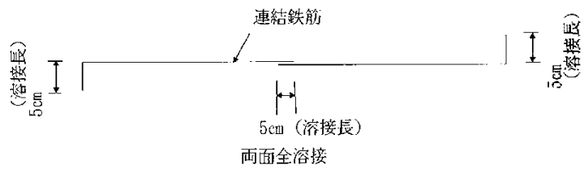

図２－７　コンクリートブロックの鉄筋継手

12. 伸縮目地の施工

受注者は、前第７項の伸縮目地の施工に当たっては、設計図書に示された場合を除き10m 毎に設けるものとし、基礎工の目地については、ブロック積の伸縮目地に合わせるものとする。

13. 水抜き孔の施工

受注者は、前第７項の水抜き孔の施工に当たっては、設計図書に示された場合を除き硬質塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い、水抜管の裏側に吸出し防止材を設置して３㎡に１ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋め戻し高を考慮して裏込め材

ならない。

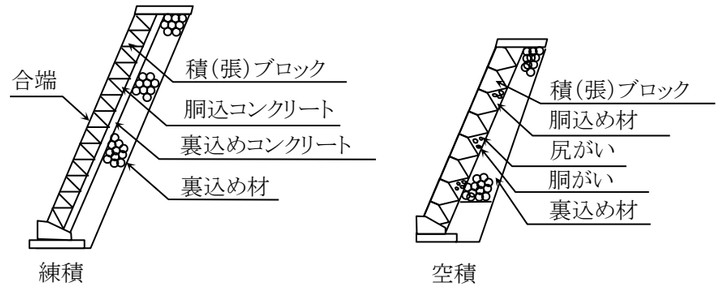

図２－６　コンクリートブロック工

９. 末端部及び曲線部等の処置

受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工しなければならない。

10. 施工時の注意

受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充てんし、表面を平滑に仕上げなければならない。

11. 施工計画書

受注者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。設計図書に示された場合を除き、図２－７によるものとする。

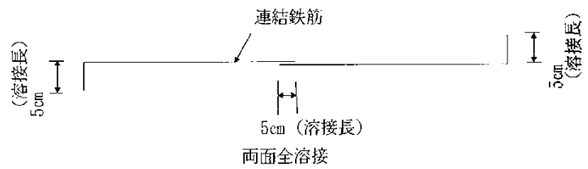

図２－７　コンクリートブロックの鉄筋継手

12. 伸縮目地の施工

受注者は、前第７項の伸縮目地の施工に当たっては、設計図書に示された場合を除き10m 毎に設けるものとし、基礎工の目地については、ブロック積の伸縮目地に合わせるものとする。

13. 水抜き孔の施工

受注者は、前第７項の水抜き孔の施工に当たっては、設計図書に示された場合を除き硬質塩化ビニル管（VPφ50mm）を用い、水抜管の裏側に吸出し防止材を設置して３㎡に１ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋め戻し高を考慮して裏込め材

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
よりの排水を有効に処理できるように配慮するものとする。なお、掘り込み河道における水抜き孔の施工に当たっては、常時の水位から、ブロック天端までの間に設置するものとする。 また、吸出し防止材に胴込・裏込めコンクリートが付着しないよう施工するものとする。	よりの排水を有効に処理できるように配慮するものとする。なお、掘り込み河道における水抜き孔の施工に当たっては、常時の水位から、ブロック天端までの間に設置するものとする。 また、吸出し防止材に胴込・裏込めコンクリートが付着しないよう施工するものとする。
２－５－４　緑化ブロック工 **１．一般事項** 受注者は、緑化ブロック基礎のコンクリートは設計図書に記載されている打継目地以外には打継目地なしに一体となるように、打設しなければならない。 **２．緑化ブロック積のかみ合わせ施工** 受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、各ブロックのかみ合わせを確実に行わなければならない。 **３．緑化ブロック積の裏込め施工** 受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、緑化ブロックと地山の間に空隙が生じないように裏込めを行い、１段ごとに締固めなければならない。 **４．植栽養生** 受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完成引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者はその原因を調査し監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。	**２－５－４　緑化ブロック工** **１．一般事項** 受注者は、緑化ブロック基礎のコンクリートは設計図書に記載されている打継目地以外には打継目地なしに一体となるように、打設しなければならない。 **２．緑化ブロック積のかみ合わせ施工** 受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、各ブロックのかみ合わせを確実に行わなければならない。 **３．緑化ブロック積の裏込め施工** 受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、緑化ブロックと地山の間に空隙が生じないように裏込めを行い、１段ごとに締固めなければならない。 **４．植栽養生** 受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完成引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者はその原因を調査し監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。
２－５－５　石積（張）工 **１．一般事項** 受注者は、石積（張）工の基礎の施工にあたり、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。 **２．石積（張）工の基礎** 受注者は、石積（張）工の施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければならない。 **３．裏込めコンクリート** 受注者は、石積工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **４．■■■■■** 受注者は、石積（張）工における水抜き孔などの施工に当たり、設計図書によらなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。	**２－５－５　石積（張）工** **１．一般事項** 受注者は、石積（張）工の基礎の施工にあたり、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。 **２．石積（張）工の基礎** 受注者は、石積（張）工の施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければならない。 **３．裏込めコンクリート** 受注者は、石積工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **４．■■■■■** 受注者は、石積（張）工における水抜き孔などの施工に当たり、設計図書によらなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
第６節　一般舗装工 **２－６－１　一般事項** **１.適用工種** 本節は、一般舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、アスファルト舗装補修工、コンクリート舗装補修工その他これらに類する工種について定める。なお、溶融スラグ入り再生加熱アスファルト混合物への利用については、「溶融スラグ有効利用ガイドライン（静岡市）」による。 **２.下層路盤の築造工法** 下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法、セメント安定処理工法、及び石灰安定処理工法を標準とするものとする。 **３.上層路盤の築造工法** 上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。 **４.有害物の除去** 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面または下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。 **５.異常時の処置** 受注者は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **⑥.仮復旧** （１）受注者は、仮舗装により復旧した箇所の路面状態について特に注意を払い、常に良好な路面を保たなければならない。 （２）仮復旧方法は、設計図書によるほか、「静岡市道路工事に伴う路面復旧基準」による。なお、設計図書に路盤先行による仮復旧が指定されている場合は、事前に復旧方法について監督員に確認をとらなければならない。 **⑦.舗装継ぎ目部の処理** 舗装工の施工にあたり耐久性を向上させるため、既設舗装との継ぎ目部（横断部及び交差点部等）及び施工目地についてはシールコート等により処理しなければならない。 **２－６－２　材料** **１.適用規定** 舗装工で使用する材料については、第３編２－６－３アスファルト舗装の材料、第３編２－６－４コンクリート舗装の材料及び以下の各規定による。 **２.材料の品質** 舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、設計図書によらなければならない。 （１）半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合物 （２）グースアスファルト混合物	**第６節　一般舗装工** **２－６－１　一般事項** **１.適用工種** 本節は、一般舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、アスファルト舗装補修工、コンクリート舗装補修工その他これらに類する工種について定める。なお、溶融スラグ入り再生加熱アスファルト混合物への利用については、「溶融スラグ有効利用ガイドライン（静岡市）」による。 **２.下層路盤の築造工法** 下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法、セメント安定処理工法、及び石灰安定処理工法を標準とするものとする。 **３.上層路盤の築造工法** 上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。 **４.有害物の除去** 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面または下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。 **５.異常時の処置** 受注者は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **⑥.仮復旧** （１）受注者は、仮舗装により復旧した箇所の路面状態について特に注意を払い、常に良好な路面を保たなければならない。 （２）仮復旧方法は、設計図書によるほか、「静岡市道路工事に伴う路面復旧基準」による。なお、設計図書に路盤先行による仮復旧が指定されている場合は、事前に復旧方法について監督員に確認をとらなければならない。 **⑦.舗装継ぎ目部の処理** 舗装工の施工にあたり耐久性を向上させるため、既設舗装との継ぎ目部（横断部及び交差点部等）及び施工目地についてはシールコート等により処理しなければならない。 **２－６－２　材料** **１.適用規定** 舗装工で使用する材料については、第３編２－６－３アスファルト舗装の材料、第３編２－６－４コンクリート舗装の材料及び以下の各規定による。 **２.材料の品質** 舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、設計図書によらなければならない。 （１）半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合物 （２）グースアスファルト混合物

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
３．配合設計 受注者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督員の承諾を得なければならない。 **４．試験練り** 受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。 **５．現場配合** 受注者は、本条 4 項で修正した配合によって製造した混合物の最初の 1 日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て現場配合を決定しなければならない。 **６．橋面防水層の品質規格試験方法** 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第 4 章 4. 2 照査」（日本道路協会、平成 19 年 3 月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	**３．配合設計** 受注者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督員の承諾を得なければならない。 **４．試験練り** 受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。 **５．現場配合** 受注者は、本条 4 項で修正した配合によって製造した混合物の最初の 1 日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て現場配合を決定しなければならない。 **６．橋面防水層の品質規格試験方法** 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第 4 章 4. 2 照査」（日本道路協会、平成 19 年 3 月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
２－６－３　アスファルト舗装の材料 **１．使用材料の種類及び品質** アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によらなければならない。 （1）粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類 （2）セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質 （3）粒度調整路盤材の最大粒径 （4）石粉以外のフィラーの品質 **２．試験結果の提出** 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、事前に道路用砕石として使用承諾を得たもので、監督員が承諾した場合には、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略する事ができるものとする。 （1）粒状路盤材及び粒度調整路盤材 （2）セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材 （3）加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材	**２－６－３　アスファルト舗装の材料** **１．使用材料の種類及び品質** アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によらなければならない。 （1）粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類 （2）セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質 （3）粒度調整路盤材の最大粒径 （4）石粉以外のフィラーの品質 **２．試験結果の提出** 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、事前に道路用砕石として使用承諾を得たもので、監督員が承諾した場合には、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略する事ができるものとする。 （1）粒状路盤材及び粒度調整路盤材 （2）セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材 （3）加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材

改正後（令和４年版）

３．試験成績書の提出

受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

（１）セメント安定処理に使用するセメント

（２）石灰安定処理に使用する石灰

４．品質証明資料の提出

受注者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

（１）加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト

（２）再生用添加剤

（３）プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料

なお、製造後 60 日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを確認するものとする。

５．下層路盤の材料規格

下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。

（１）下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表２－19 の規格に適合するものとする。

表２－19　下層路盤材の品質規格

工　法	種　別	試験項目	試験方法	規格値
粒状路盤	クラッシャラン 砂利、砂	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	６以下
		修正 CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	※30 以上
	再生下層路盤材	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	６以下
		修正 CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	40 以上
	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	製鋼スラグ	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
		エージング期間	－	６ヵ月以上

※［注 1］特に指示されない限り最大乾燥密度の 95%に相当する CBR を修正 CBR とする。

［注 2］鉄鋼スラグには PI は適用しない。

［注 3］鉄鋼スラグのうち、高炉徐冷スラグにおいては、呈色判定試験を行い合格したもの、また製鋼スラグにおいては、６ヶ月以上養生した後の水浸膨張比が規定値以下のものでなければならない。ただし、電気炉スラグを３ヶ月以上通常エージン

改正後（令和６年版）

３．試験成績書の提出

受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

（１）セメント安定処理に使用するセメント

（２）石灰安定処理に使用する石灰

４．品質証明資料の提出

受注者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。

（１）加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト

（２）再生用添加剤

（３）プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料

なお、製造後 60 日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを確認するものとする。

５．下層路盤の材料規格

下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。

（１）下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表２－19 の規格に適合するものとする。

表２－19　下層路盤材の品質規格

工　法	種　別	試験項目	試験方法	規格値
粒状路盤	クラッシャラン 砂利、砂	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	６以下
		修正 CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	※30 以上
	再生下層路盤材	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	６以下
		修正 CBR(%)	舗装調査・試験法便覧 E001	40 以上
	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	製鋼スラグ	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
		エージング期間	－	６ヵ月以上

※［注 1］特に指示されない限り最大乾燥密度の 95%に相当する CBR を修正 CBR とする。

［注 2］鉄鋼スラグには PI は適用しない。

［注 3］鉄鋼スラグのうち、高炉徐冷スラグにおいては、呈色判定試験を行い合格したもの、また製鋼スラグにおいては、６ヶ月以上養生した後の水浸膨張比が規定値以下のものでなければならない。ただし、電気炉スラグを３ヶ月以上通常エージン

改正後（令和４年版）

グしたあとの水浸膨張比が 0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを確認してエージング期間を短縮することができる。

（２）下層路盤材の粒度範囲は、表２－20 の規格に適合するものとする。

表２－20　下層路盤材料の品質規格

呼び名		ふるい目の開き(mm) 粒度範囲(mm)	ふるいを通るものの質量百分率（%）									
			53	37.5	31.5	26.5	19	13.2	4.75	2.36	425μm	75μm
クラッシャラン	C－40	40～0	100	95～100	－	－	50～80	－	15～40	5～25		
	C－30	30～0		100	95～100	－	55～85	－	15～45	5～30		
	C－20	20～0				100	95～100	60～90	20～50	10～35		

６.上層路盤の材料規格

上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。

（１）粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシャラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項（２）に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表２－21、表２－22、表２－23 の規格に適合するものとする。

表２－21　上層路盤材料の品質規格

種　別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下
	修正 CBR（%）	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下
	修正 CBR（%）	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 ［90 以上］

［注 1］粒度調整路盤に用いる破砕分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50%以下とするものとする。

［注 2］アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石の修正 CBR は、［ ］内の数値を適用する。ただし、40℃で CBR 試験を行った場合は 80 以上とする。

改正後（令和６年版）

グしたあとの水浸膨張比が 0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを確認してエージング期間を短縮することができる。

（２）下層路盤材の粒度範囲は、表２－20 の規格に適合するものとする。

表２－20　下層路盤材料の品質規格

呼び名		ふるい目の開き(mm) 粒度範囲(mm)	ふるいを通るものの質量百分率（%）									
			53	37.5	31.5	26.5	19	13.2	4.75	2.36	425μm	75μm
クラッシャラン	C－40	40～0	100	95～100	－	－	50～80	－	15～40	5～25		
	C－30	30～0		100	95～100	－	55～85	－	15～45	5～30		
	C－20	20～0				100	95～100	60～90	20～50	10～35		

６.上層路盤の材料規格

上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。

（１）粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシャラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項（２）に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表２－21、表２－22、表２－23 の規格に適合するものとする。

表２－21　上層路盤材料の品質規格

種　別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下
	修正 CBR（%）	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下
	修正 CBR（%）	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 ［90 以上］

［注 1］粒度調整路盤に用いる破砕分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50%以下とするものとする。

［注 2］アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石の修正 CBR は、［ ］内の数値を適用する。ただし、40℃で CBR 試験を行った場合は 80 以上とする。

改正後（令和４年版）

表２－22　上層路盤の品質規格

種　別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 A018	1.5 以下
	エージング期間	－	6 ヵ月以上
	一軸圧縮強さ (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E003	－
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上

表２－23　上層路盤の品質規格

種　別	試験項目	試験方法	規格値
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
	エージング期間	－	6 ヵ月以上
	一軸圧縮強さ ［14 日］ (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	1.2 以上
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上

［注］表２－22、表２－23 に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正 CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを３ケ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

改正後（令和６年版）

表２－22　上層路盤の品質規格

種　別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 A018	1.5 以下
	エージング期間	－	6 ヵ月以上
	一軸圧縮強さ (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E003	－
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上

表２－23　上層路盤の品質規格

種　別	試験項目	試験方法	規格値
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
	エージング期間	－	6 ヵ月以上
	一軸圧縮強さ ［14 日］ (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	1.2 以上
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上

［注］表２－22、表２－23 に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正 CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを３ケ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

改正後（令和４年版）

（２）粒度調整路盤材の粒度範囲は、表２－24 の規格に適合するものとする。

表２－24　粒度調整路盤材の粒度範囲

呼び名 ＼ 粒度範囲 ＼ ふるい目			通過質量百分率(%)										
			53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425μm	75μm
粒度調整砕石	M－40	40～0	100	95～100	－	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10
	M－30	30～0		100	95～100	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10
	M－25	25～0			100	95～100	－	55～85	30～65	20～50	－	10～30	2～10

７．上層路盤の石油アスファルトの規格

上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第２編２－３－６安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、40～60、60～80 及び 80～100 の規格に適合するものとする。

８．アスファルト安定処理の材料規格

加熱アスファルト安定処理に使用する鉄鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表２－25、表２－26 の規格に適合するものとする。

表２－25　鉄鋼スラグの品質規格

材　料　名	呼び名	表乾密度 (g/cm³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水　浸 膨張比 (%)
クラッシャラン製鋼スラグ	ＣＳＳ	－	－	50 以下	2.0 以下
単粒度製鋼スラグ	ＳＳ	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下

［注］水浸膨張比の規格は、３ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014（2007）を参照する。

表２－26　アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量	%	3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度　1/10mm	20 以上
	圧裂係数　MPa/mm	1.70 以下
骨材の微粒分量	%	5 以下

［注 1］アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

［注 2］アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20～13 ㎜、13～5 ㎜、5～0 ㎜の 3 種類の粒度や 20～13 ㎜、13～0 ㎜の 2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0 ㎜の粒度区分のものに適用する。

改正後（令和６年版）

（２）粒度調整路盤材の粒度範囲は、表２－24 の規格に適合するものとする。

表２－24　粒度調整路盤材の粒度範囲

呼び名 ＼ 粒度範囲 ＼ ふるい目			通過質量百分率(%)										
			53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425μm	75μm
粒度調整砕石	M－40	40～0	100	95～100	－	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10
	M－30	30～0		100	95～100	－	60～90	－	30～65	20～50	－	10～30	2～10
	M－25	25～0			100	95～100	－	55～85	30～65	20～50	－	10～30	2～10

７．上層路盤の石油アスファルトの規格

上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第２編２－３－６安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、40～60、60～80 及び 80～100 の規格に適合するものとする。

８．アスファルト安定処理の材料規格

加熱アスファルト安定処理に使用する鉄鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表２－25、表２－26 の規格に適合するものとする。

表２－25　鉄鋼スラグの品質規格

材　料　名	呼び名	表乾密度 (g/cm³)	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水　浸 膨張比 (%)
クラッシャラン製鋼スラグ	ＣＳＳ	－	－	50 以下	2.0 以下
単粒度製鋼スラグ	ＳＳ	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下

［注］水浸膨張比の規格は、３ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014（2007）を参照する。

表２－26　アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量	%	3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度　1/10mm	20 以上
	圧裂係数　MPa/mm	1.70 以下
骨材の微粒分量	%	5 以下

［注 1］アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

［注 2］アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20～13 ㎜、13～5 ㎜、5～0 ㎜の 3 種類の粒度や 20～13 ㎜、13～0 ㎜の 2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0 ㎜の粒度区分のものに適用する。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
［注 3］アスファルトコンクリート再生骨材の 13 ㎜以下が 2 種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0 ㎜相当分を求めてもよい。また、13～0 ㎜あるいは 13～5 ㎜、5～0 ㎜以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13～0 ㎜をふるい取ってこれを対象に試験を行う。	［注 3］アスファルトコンクリート再生骨材の 13 ㎜以下が 2 種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0 ㎜相当分を求めてもよい。また、13～0 ㎜あるいは 13～5 ㎜、5～0 ㎜以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13～0 ㎜をふるい取ってこれを対象に試験を行う。
［注 4］アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び 75μｍを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。	［注 4］アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び 75μｍを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。
［注 5］骨材の微粒分量試験は JIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。	［注 5］骨材の微粒分量試験は JIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。
［注 6］アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。	［注 6］アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。
［注 7］旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。	［注 7］旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。
９. 使用する水	**９. 使用する水**
受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。	受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。
10. 再生アスファルトの規格	**10. 再生アスファルトの規格**
アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第２編２－３－６安定材に示す 40～60、60～80、80～100 の規格に適合するものとする。	アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第２編２－３－６安定材に示す 40～60、60～80、80～100 の規格に適合するものとする。
11. 適用規定（再生アスファルト（１））	**11. 適用規定（再生アスファルト（１））**
受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。	受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。
（１）受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督員の承諾を得なければならない。	（１）受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督員の承諾を得なければならない。
（２）再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系または、石油潤滑油系とする。	（２）再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系または、石油潤滑油系とする。
12. 適用規格（再生アスファルト（２））	**12. 適用規格（再生アスファルト（２））**
再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会 平成 22 年 11 月）による。	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会 平成 22 年 11 月）による。
13. 剥離防止対策	**13. 剥離防止対策**
剥離防止対策	剥離防止対策
（１）フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して１～３％を標準とする。	（１）フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して１～３％を標準とする。
（２）剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して 0.3%以上とする。	（２）剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して 0.3%以上とする。

改正後（令和４年版）

14. 基層及び表層に使用する骨材

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、砕石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び溶融スラグ再生骨材とするものとする。

15. 基層及び表層に使用する細骨材

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したものとする。

16. 基層及び表層に使用するフィラー

アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。

17. 適用規定（加熱アスファルト）

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。

（１）アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表２－27、表２－28 の規格に適合するものとする。

（２）アスカーブの材料については設計図書によらなければならない。

18. マーシャル安定度試験

表２－27、表２－28 に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。

表２－27　マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類		①粗粒度アスファルト混合物 (20)	②密粒度アスファルト混合物 (20)|(13)	③細粒度アスファルト混合物 (13)	④密粒度ギャップアスファルト混合物 (13)	⑤密粒度アスファルト混合物 (20F)|(13F)	⑥細粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	⑦細粒度アスファルト混合物 (13F)	⑧密粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	⑨開粒度アスファルト混合物 (13)
突固め回数	1,000≦T	75				50				75
	T＜1,000	50								50
空隙率（%）		3～7	3～6		3～7	3～5		2～5	3～5	－
飽和度（%）		65～85	70～85		65～85	75～85		75～90	75～85	－
安定度　kN		4.90以上	4.90 (7.35)以上	4.90以上				3.43以上	4.90以上	3.43以上
フロー値 (1/100cm)		20～40					20～80	20～80	20～40	

［注 1］T：舗装計画交通量（台／日・方向）

［注 2］積雪寒冷地域の場合や、1,000≦T＜3,000 であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突き固め回数を 50 回とする。

［注 3］（　）内は、1,000≦T で突固め回数を 75 回とする場合の基準値を示す。

［注 4］水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度 75%以上が望ましい。

改正後（令和６年版）

14. 基層及び表層に使用する骨材

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、砕石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び溶融スラグ再生骨材とするものとする。

15. 基層及び表層に使用する細骨材

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したものとする。

16. 基層及び表層に使用するフィラー

アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。

17. 適用規定（加熱アスファルト）

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。

（１）アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表２－27、表２－28 の規格に適合するものとする。

（２）アスカーブの材料については設計図書によらなければならない。

18. マーシャル安定度試験

表２－27、表２－28 に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。

表２－27　マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類		①粗粒度アスファルト混合物 (20)	②密粒度アスファルト混合物 (20)|(13)	③細粒度アスファルト混合物 (13)	④密粒度ギャップアスファルト混合物 (13)	⑤密粒度アスファルト混合物 (20F)|(13F)	⑥細粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	⑦細粒度アスファルト混合物 (13F)	⑧密粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	⑨開粒度アスファルト混合物 (13)
突固め回数	1,000≦T	75				50				75
	T＜1,000	50								50
空隙率（%）		3～7	3～6		3～7	3～5		2～5	3～5	－
飽和度（%）		65～85	70～85		65～85	75～85		75～90	75～85	－
安定度　kN		4.90以上	4.90 (7.35)以上	4.90以上				3.43以上	4.90以上	3.43以上
フロー値 (1/100cm)		20～40					20～80	20～80	20～40	

［注 1］T：舗装計画交通量（台／日・方向）

［注 2］積雪寒冷地域の場合や、1,000≦T＜3,000 であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突き固め回数を 50 回とする。

［注 3］（　）内は、1,000≦T で突固め回数を 75 回とする場合の基準値を示す。

［注 4］水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度 75%以上が望ましい。

改正後（令和４年版）

残留安定度（%）＝（60℃、48 時間水浸後の安定度（kN）／安定度（kN））×100

［注 5］開粒度アスファルト混合物を歩道部の透水性舗装の表層として用いる場合、一般に突固め回数を 50 回とする。

表２－28　アスファルト混合物の種類と粒度範囲

混合物の種類		① 粗粒度アスファルト混合物	② 密粒度アスファルト混合物		③ 細粒度アスファルト混合物	④ 密粒度ギャップアスファルト混合物（静岡型）	⑤ 密粒度アスファルト混合物		⑥ 細粒度ギャップアスファルト混合物	⑦ 細粒度アスファルト混合物	⑧ 密粒度ギャップアスファルト混合物	⑨ 開粒度アスファルト混合物	⑩ ポーラスアスファルト混合物	
		(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)	(20)	(13)
仕上がり厚 cm		4～6	4～6	3～5	3～5	3～5	4～6	3～5	4～6	3～4	3～5	3～4	4～5	4～5
最大粒径		20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	20	20	13
通過質量百分率（%）	26.5mm	100	100				100						100	
	19mm	95～100	95～100	100	100	100	95～100	100	100	100	100	100	95～100	100
	13.2mm	70～ 90	75～90	95～100	95～100	95～100	75～95	95～100	95～100	95～100	95～100	95～100	64～84	90～100
	4.75mm	35～ 55	45～65	55～70	65～ 80	30～ 45	52～72		60～ 80	75～90	45～ 65	23～45	10～31	11～35
	2.36mm	20～ 35	35～50		50～ 65	30～ 40	40～60		45～ 65	65～ 80	30～45	15～ 30	10～20	
	600μm	11～ 23	18～30		25～ 40	20～ 30	25～45		40～ 60	40～ 65	25～40	8～20		
	300μm	5～ 16	10～21		12～ 27	12～ 22	16～33		20～ 45	20～ 45	20～40	4～15		
	150μm	4～ 12	6～16		8～ 20	5～ 12	8～21		10～ 25	15～30	10～ 25	4～10		
	75μm	2～ 7	4～ 8		4～ 10	4～ 8	6～11		8～ 13	8～ 15	8～ 12	2～ 7	3～7	
ｱｽﾌｧﾙﾄ量%		4.5～6	5～7		6～8	4.5～6.5	6～8		6～8	7.5～9.5	5.5～7.5	3.5～5.5	4～6	

19. ■■■■■

再生下層路盤材混合所は、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規定を満足するもので、かつ周辺に対する環境保全対策を施したものとする。

20. ■■■■■

発生材を貯蔵する場合は、路盤発生材及びセメントコンクリート発生材と、アスファルトコンクリート発生材は別々に貯蔵するとともに、発生材が飛散、流出しないような設備を備えたものとする。

21. ■■■■■

ふるい分けられた再生骨材はごみや泥が混入しないように貯蔵しなければならない。

22. ■■■■■

プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表２－29 による。

改正後（令和６年版）

残留安定度（%）＝（60℃、48 時間水浸後の安定度（kN）／安定度（kN））×100

［注 5］開粒度アスファルト混合物を歩道部の透水性舗装の表層として用いる場合、一般に突固め回数を 50 回とする。

表２－28　アスファルト混合物の種類と粒度範囲

混合物の種類		① 粗粒度アスファルト混合物	② 密粒度アスファルト混合物		③ 細粒度アスファルト混合物	④ 密粒度ギャップアスファルト混合物（静岡型）	⑤ 密粒度アスファルト混合物		⑥ 細粒度ギャップアスファルト混合物	⑦ 細粒度アスファルト混合物	⑧ 密粒度ギャップアスファルト混合物	⑨ 開粒度アスファルト混合物	⑩ ポーラスアスファルト混合物	
		(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)	(20)	(13)
仕上がり厚 cm		4～6	4～6	3～5	3～5	3～5	4～6	3～5	4～6	3～4	3～5	3～4	4～5	4～5
最大粒径		20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	20	20	13
通過質量百分率（%）	26.5mm	100	100				100						100	
	19mm	95～100	95～100	100	100	100	95～100	100	100	100	100	100	95～100	100
	13.2mm	70～ 90	75～90	95～100	95～100	95～100	75～95	95～100	95～100	95～100	95～100	95～100	64～84	90～100
	4.75mm	35～ 55	45～65	55～70	65～ 80	30～ 45	52～72		60～ 80	75～90	45～ 65	23～45	10～31	11～35
	2.36mm	20～ 35	35～50		50～ 65	30～ 40	40～60		45～ 65	65～ 80	30～45	15～ 30	10～20	
	600μm	11～ 23	18～30		25～ 40	20～ 30	25～45		40～ 60	40～ 65	25～40	8～20		
	300μm	5～ 16	10～21		12～ 27	12～ 22	16～33		20～ 45	20～ 45	20～40	4～15		
	150μm	4～ 12	6～16		8～ 20	5～ 12	8～21		10～ 25	15～30	10～ 25	4～10		
	75μm	2～ 7	4～ 8		4～ 10	4～ 8	6～11		8～ 13	8～ 15	8～ 12	2～ 7	3～7	
ｱｽﾌｧﾙﾄ量%		4.5～6	5～7		6～8	4.5～6.5	6～8		6～8	7.5～9.5	5.5～7.5	3.5～5.5	4～6	

19. ■■■■■

再生下層路盤材混合所は、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規定を満足するもので、かつ周辺に対する環境保全対策を施したものとする。

20. ■■■■■

発生材を貯蔵する場合は、路盤発生材及びセメントコンクリート発生材と、アスファルトコンクリート発生材は別々に貯蔵するとともに、発生材が飛散、流出しないような設備を備えたものとする。

21. ■■■■■

ふるい分けられた再生骨材はごみや泥が混入しないように貯蔵しなければならない。

22. ■■■■■

プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表２－29 による。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

表２－29

試 験 項 目	頻 度
粒度・含水比	１回／出荷日ごと
すり減り試験	１回／出荷量 1,000m^3 ごと
修正ＣＢＲ（突固め試験を含む）	１回／出荷量 1,000m^3 ごと
液性・塑性限界試験（ＰＩ）	１回／出荷量 1,000m^3 ごと

（注）ただし、2ヶ月間の出荷量が1,000m^{3}に満たない場合は、すりへり減量試験、修正ＣＢＲ（突き固め試験を含む）、液性・塑性限界試験については、２ヶ月に1回の頻度で実施しなければならない。

23. ■■■■■

出荷量データ（出荷月日と数量）及び品質管理データを整理、保管し、提示を求められた時には、すみやかに提示しなければならない。

24. プライムコート用石油アスファルト乳剤

プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）のＰＫ－３の規格に適合するものとする。

25. タックコート用石油アスファルト乳剤

タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）の PK-4 の規格に適合するものとする。

２－６－４　コンクリート舗装の材料

１. 一般事項

コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。

（１）アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物の種類

（２）転圧コンクリート舗装の使用材料

２. 適用規定

コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、第３編２－６－３アスファルト舗装の材料の規格に適合するものとする。

（１）上層・下層路盤の骨材

（２）セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアスファルト混合物

３. コンクリートの強度

コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材令 28 日において求めた曲げ強度で 4.5MPa とするものとする。

４. 転圧コンクリート舗装

転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、交通量区分 N3、N4 及び N5 においては 4.5MPa、またN6 においては 5MPa とするものとする。

表２－29

試 験 項 目	頻 度
粒度・含水比	１回／出荷日ごと
すり減り試験	１回／出荷量 1,000m^3 ごと
修正ＣＢＲ（突固め試験を含む）	１回／出荷量 1,000m^3 ごと
液性・塑性限界試験（ＰＩ）	１回／出荷量 1,000m^3 ごと

（注）ただし、2ヶ月間の出荷量が1,000m^{3}に満たない場合は、すりへり減量試験、修正ＣＢＲ（突き固め試験を含む）、液性・塑性限界試験については、２ヶ月に1回の頻度で実施しなければならない。

23. ■■■■■

出荷量データ（出荷月日と数量）及び品質管理データを整理、保管し、提示を求められた時には、すみやかに提示しなければならない。

24. プライムコート用石油アスファルト乳剤

プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）のＰＫ－３の規格に適合するものとする。

25. タックコート用石油アスファルト乳剤

タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）の PK-4 の規格に適合するものとする。

２－６－４　コンクリート舗装の材料

１. 一般事項

コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。

（１）アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物の種類

（２）転圧コンクリート舗装の使用材料

２. 適用規定

コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、第３編２－６－３アスファルト舗装の材料の規格に適合するものとする。

（１）上層・下層路盤の骨材

（２）セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアスファルト混合物

３. コンクリートの強度

コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材令 28 日において求めた曲げ強度で 4.5MPa とするものとする。

４. 転圧コンクリート舗装

転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、交通量区分 N3、N4 及び N5 においては 4.5MPa、またN6 においては 5MPa とするものとする。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２－６－５　舗装準備工 **１．一般事項** 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。 **２．異常時の処置** 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **３．防水層施工の禁止期間** 受注者は降雨直後及びコンクリート打設２週間以内は防水層の施工を行ってはならない。また、防水層は気温５℃以下で施工してはならない。	**２－６－５　舗装準備工** **１．一般事項** 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。 **２．異常時の処置** 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **３．防水層施工の禁止期間** 受注者は降雨直後及びコンクリート打設２週間以内は防水層の施工を行ってはならない。また、防水層は気温５℃以下で施工してはならない。
２－６－６　橋面防水工 **１．適用規定（１）** 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定によるものとする。 **２．適用規定（２）** 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、第３編２－６－11グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。 **３．特殊な施工方法** 受注者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、設計図書によらなければならない。 **４．橋面防水工の施工** 橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版便覧　第６章材料・施工」（日本道路協会、平成 19 年３月）の規定及び第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 **５．滞水箇所の処置** 受注者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、速やかに監督員に連絡し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	**２－６－６　橋面防水工** **１．適用規定（１）** 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定によるものとする。 **２．適用規定（２）** 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、第３編２－６－11グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。 **３．特殊な施工方法** 受注者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、設計図書によらなければならない。 **４．橋面防水工の施工** 橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧　第６章材料・施工」（日本道路協会、平成 19 年３月）の規定及び第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないよう適切に管理しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 **５．滞水箇所の処置** 受注者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、速やかに監督員に連絡し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
２－６－７　アスファルト舗装工 **１．下層路盤の規定** 受注者は、下層路盤(再生)の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、「静岡県又は静岡県内の公共団体」が実施する立会検査による使用承諾書の提出により監督員の承諾を得なければならない。 （２）受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、一層の仕上が	**２－６－７　アスファルト舗装工** **１．下層路盤の規定** 受注者は、下層路盤(再生)の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、「静岡県又は静岡県内の公共団体」が実施する立会検査による使用承諾書の提出により監督員の承諾を得なければならない。 （２）受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、一層の仕上が

改正後（令和４年版）

り厚さで 20cm を超えないように均一に敷均さなければならない。

（３）受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正ＣＢＲ試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。

ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

２．上層路盤の規定

受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。

（２）受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が 15cm 以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 20cm とすることができる。

（３）受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正ＣＢＲ試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。

３．セメント及び石灰安定処理の規定

受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

（１）安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。

（２）受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 31 年３月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。

（３）セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表２－30 の規格による。

ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。

表２－30　安定処理路盤の品質規格

下層路盤

工　　法	機　　種	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	－	一軸圧縮強さ［７日］	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa
石　　灰安定処理	－	一軸圧縮強さ［10 日］	舗装調査・試験法便覧 E013	0.7MPa

改正後（令和６年版）

り厚さで 20cm を超えないように均一に敷均さなければならない。

（３）受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正ＣＢＲ試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。

ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

２．上層路盤の規定

受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。

（２）受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が 15cm 以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 20cm とすることができる。

（３）受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正ＣＢＲ試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。

３．セメント及び石灰安定処理の規定

受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

（１）安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。

（２）受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 31 年３月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。

（３）セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表２－30 の規格による。

ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。

表２－30　安定処理路盤の品質規格

下層路盤

工　　法	機　　種	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	－	一軸圧縮強さ［７日］	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa
石　　灰安定処理	－	一軸圧縮強さ［10 日］	舗装調査・試験法便覧 E013	0.7MPa

改正後（令和４年版）

上層路盤

工　　法	機　　種	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	－	一軸圧縮強さ［７日］	舗装調査・試験法便覧 E013	2.9MPa
石　　灰安定処理	－	一軸圧縮強さ［10 日］	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa

（４）監督員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。

（５）受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 31 年３月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。

（６）受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。

（７）受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（２）～（５）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で１～２回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。

（８）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

（９）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の一層の仕上がり厚さが 30cm を超えないように均一に敷均さなければならない。

(10) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後２時間以内で完了するようにしなければならない。

(11) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。

(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。

(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、一層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の３倍以上かつ 10cm 以上、最大厚さの上限は 20cm 以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 30cm とすることができる。

(14) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後２時間以内に完了するようにしなければならない。

(15) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。

改正後（令和６年版）

上層路盤

工　　法	機　　種	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	－	一軸圧縮強さ［７日］	舗装調査・試験法便覧 E013	2.9MPa
石　　灰安定処理	－	一軸圧縮強さ［10 日］	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa

（４）監督員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。

（５）受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 31 年３月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。

（６）受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。

（７）受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（２）～（５）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で１～２回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。

（８）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

（９）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の一層の仕上がり厚さが 30cm を超えないように均一に敷均さなければならない。

(10) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後２時間以内で完了するようにしなければならない。

(11) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。

(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。

(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、一層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の３倍以上かつ 10cm 以上、最大厚さの上限は 20cm 以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 30cm とすることができる。

(14) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後２時間以内に完了するようにしなければならない。

(15) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。

改正後（令和４年版）

(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を二層以上に施工する場合の縦継目の位置を一層仕上がり厚さの２倍以上、横継目の位置は、１m以上ずらさなければならない。

(17) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を 15cm 以上、横継目の位置を１m以上ずらさなければならない。

(18) 養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。

(19) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。

４. 加熱アスファルト安定処理の規定

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。

（１）加熱アスファルト安定処理路盤材は、表２－31 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50 回とする。

表２－31　マーシャル安定度試験基準値

項　　目	基　　準　　値
安定度 kN	3.43 以上
フロー値 (1/100cm)	10～40
空げき率 (%)	３～12

［注］25mm を超える骨材部分は、同質量だけ 25mm～13mm で置き換えてマーシャル安定度試験を行う。

（２）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

（３）受注者は、舗設に先立って、（２）号で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表２－27 に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－３）又は、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。

（４）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から３個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければなら

改正後（令和６年版）

(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を二層以上に施工する場合の縦継目の位置を一層仕上がり厚さの２倍以上、横継目の位置は、１m以上ずらさなければならない。

(17) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を 15cm 以上、横継目の位置を１m以上ずらさなければならない。

(18) 養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。

(19) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。

４. 加熱アスファルト安定処理の規定

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。

（１）加熱アスファルト安定処理路盤材は、表２－31 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50 回とする。

表２－31　マーシャル安定度試験基準値

項　　目	基　　準　　値
安定度 kN	3.43 以上
フロー値 (1/100cm)	10～40
空隙率 (%)	３～12

［注］25mm を超える骨材部分は、同質量だけ 25mm～13mm で置き換えてマーシャル安定度試験を行う。

（２）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

（３）受注者は、舗設に先立って、（２）号で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表２－27 に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－３）又は、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。

（４）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から３個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければなら

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ない。 　なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25㎜を超える骨材だけ25～13㎜の骨材と置き換えるものとする。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表(様式-3)又は、公共団体等による現場配合設計結果(過去１年以内のものに限る。)がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。 $$密度（g／cm^3）=\frac{乾燥供試体の空中質量（g）}{表乾供試体の空中質量（g）－供試体の水中質量（g）}\times 常温の水の密度（g／cm^3）$$ （５）受注者は、施工面積300㎡以下で過去３年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。 （６）材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するもので、プラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものとするものとする。 （７）プラントは、骨材、アスファルト等の材料を本項（２）号及び設計図書で定められた配合、温度で混合できるものとする。 （８）受注者は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。 （９）受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。 (10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。 (11) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。 (12) 受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト混合物を貯蔵してはならない。 (13) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。なお、付着防止剤については、鉱物油（軽油及び重油）の原液の使用を禁止することとし、安全性が高くアスファルト成分を溶かさない水溶液を使用する。 (14) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。 (15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が５℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	ない。 　なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25㎜を超える骨材だけ25～13㎜の骨材と置き換えるものとする。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表(様式-3)又は、公共団体等による現場配合設計結果(過去１年以内のものに限る。)がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。 $$密度（g／cm^3）=\frac{乾燥供試体の空中質量（g）}{表乾供試体の空中質量（g）－供試体の水中質量（g）}\times 常温の水の密度（g／cm^3）$$ （５）受注者は、施工面積300㎡以下で過去３年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。 （６）材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するもので、プラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものとするものとする。 （７）プラントは、骨材、アスファルト等の材料を本項（２）号及び設計図書で定められた配合、温度で混合できるものとする。 （８）受注者は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。 （９）受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。 (10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。 (11) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。 (12) 受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト混合物を貯蔵してはならない。 (13) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。なお、付着防止剤については、鉱物油（軽油及び重油）の原液の使用を禁止することとし、安全性が高くアスファルト成分を溶かさない水溶液を使用する。 (14) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。 (15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が５℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
(16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条５項（10）、(12) ～（14）号による。	(16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条５項（10）、(12) ～（14）号による。
(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。
(18) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。	(18) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。
(19) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	(19) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。
(20) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。	(20) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。
(21) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	(21) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。
(22) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	(22) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。
(23) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。	(23) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。
(24) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を１m以上ずらさなければならない。	(24) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を１m以上ずらさなければならない。
(25) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。	(25) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。
５．基層及び表層の規定	**５．基層及び表層の規定**
受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
（１）受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い、監督員の確認を得なければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）又は、公共団体等による現場配合設計結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	（１）受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い、監督員の確認を得なければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）又は、公共団体等による現場配合設計結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
（２）受注者は、舗設に先立って、(1) 号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表２－26 に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略するこ	（２）受注者は、舗設に先立って、(1) 号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表２－27 に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略するこ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
とができる。 （３）受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。 （４）受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、次式に示す方法によって算出し、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）又は、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。 開粒度アスファルト混合物以外の場合 $$密度（g／cm^3）=\frac{乾燥供試体の空中質量（g）}{表乾供試体の空中質量（g）－供試体の水中質量（g）}\times 常温の水の密度（g／cm^3）$$ 開粒度アスファルト混合物の場合 $$密度（g／cm^3）=\frac{乾燥供試体の空中質量（g）}{供試体の断面積（cm^2）\times ノギスを用いて計測した供試体の厚さ（cm）}$$ （５）受注者は、施工面積 300 ㎡以下で過去３年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。 （６）混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第４項（５）～（14）号による。 （７）受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。 （８）受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （９）プライムコートの使用量は 1.26 ℓ/㎡以上とし、タックコートの使用量は 0.43 ℓ/㎡以上とする。 (10) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。 (11) 受注者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。 (12) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。 (13) 混合物の敷均しは、本条４項（15）～（17）号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は７㎝以下とするものとする。 (14) 混合物の締固めは、本条４項（18）～（20）号によるものとする。	とができる。 （３）受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。 （４）受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、次式に示す方法によって算出し、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）又は、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。 開粒度アスファルト混合物以外の場合 $$密度（g／cm^3）=\frac{乾燥供試体の空中質量（g）}{表乾供試体の空中質量（g）－供試体の水中質量（g）}\times 常温の水の密度（g／cm^3）$$ 開粒度アスファルト混合物の場合 $$密度（g／cm^3）=\frac{乾燥供試体の空中質量（g）}{供試体の断面積（cm^2）\times ノギスを用いて計測した供試体の厚さ（cm）}$$ （５）受注者は、施工面積 300 ㎡以下で過去３年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。 （６）混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第４項（５）～（14）号による。 （７）受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。 （８）受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （９）プライムコートの使用量は 1.26 ℓ/㎡以上とし、タックコートの使用量は 0.43 ℓ/㎡以上とする。 (10) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。 (11) 受注者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。 (12) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。 (13) 混合物の敷均しは、本条４項（15）～（17）号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は７㎝以下とするものとする。 (14) 混合物の締固めは、本条４項（18）～（20）号によるものとする。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（15）継目の施工は、本条４項（21）～（24）号によるものとする。 （16）アスカーブの施工は、本条５項によるものとする。 **６．交通開放時の舗装表面温度** 受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が 50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。 **７．施工上の注意** 受注者は前各項に定めるほか、次の各号により施工しなければならない。 （１）受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。 （２）受注者は、路盤の仕上り厚が二層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。 （３）受注者は、タンパー・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10ｃｍ以下になるようにまき出さなければならない。 （４）上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。 （５）受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。 （６）受注者は、混合物の敷均しにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。 受注者は、やむを得ず５℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組み合わせるなどして、所定の締固め度が得られることを確認したうえで施工しなければならない。 ①　舗設現場の状況に応じて、混合物製造時の温度を普通の場合より若干高めとする。ただし、アスファルトの劣化をさけるため、混合物の温度は必要以上に上げないように留意する。 ②　混合物運搬車の荷台に、帆布を２～３枚重ねて用いたり、特殊保温シートを用いたり、木枠を取り付けるなど、運搬中の保温措置を施す。 ③　敷き均し時の連続作業に心掛け、アスファルトフィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。 ④　作業を中断した後、再び混合物の敷均しを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を過加熱に注意しながらガスバーナ等で加熱する。 ⑤　転圧作業のできる最小範囲まで混合物の敷均しが進んだら、直ちに締固め作業を開始する。 （７）受注者は、アスファルト混合物の運搬及び舗設時に使用する付着防止剤については、鉱物油（軽油及び重油）の原液の使用を禁止することとし、安全性が高くアスファルト成分を溶かさない水溶液を使用する。 **２－６－８　半たわみ性舗装工** **１．改質アスファルト** 受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第２編２－８－１	（15）継目の施工は、本条４項（21）～（24）号によるものとする。 （16）アスカーブの施工は、本条５項によるものとする。 **６．交通開放時の舗装表面温度** 受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が 50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。 **７．施工上の注意** 受注者は前各項に定めるほか、次の各号により施工しなければならない。 （１）受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。 （２）受注者は、路盤の仕上り厚が二層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。 （３）受注者は、タンパー・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10ｃｍ以下になるようにまき出さなければならない。 （４）上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。 （５）受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。 （６）受注者は、混合物の敷均しにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。 受注者は、やむを得ず５℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組み合わせるなどして、所定の締固め度が得られることを確認したうえで施工しなければならない。 ①　舗設現場の状況に応じて、混合物製造時の温度を普通の場合より若干高めとする。ただし、アスファルトの劣化をさけるため、混合物の温度は必要以上に上げないように留意する。 ②　混合物運搬車の荷台に、帆布を２～３枚重ねて用いたり、特殊保温シートを用いたり、木枠を取り付けるなど、運搬中の保温措置を施す。 ③　敷き均し時の連続作業に心掛け、アスファルトフィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。 ④　作業を中断した後、再び混合物の敷均しを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を過加熱に注意しながらガスバーナ等で加熱する。 ⑤　転圧作業のできる最小範囲まで混合物の敷均しが進んだら、直ちに締固め作業を開始する。 （７）受注者は、アスファルト混合物の運搬及び舗設時に使用する付着防止剤については、鉱物油（軽油及び重油）の原液の使用を禁止することとし、安全性が高くアスファルト成分を溶かさない水溶液を使用する。 **２－６－８　半たわみ性舗装工** **１．改質アスファルト** 受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第２編２－８－１

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
一般瀝青材料の３項に規定するセミブローンアスファルト（AC-100）と同等品以上を使用しなければならない。 **２．半たわみ性舗装工の施工** 半たわみ性舗装工の施工については、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定によるものとする。 **３．浸透性ミルクの使用量** 受注者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、設計図書によらなければならない。 **４．適用規定** 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第９章９－４－１半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成 18 年２月）の規定、「舗装施工便覧 第５章及び第６章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工の規定」（日本道路協会、平成 18 年２月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第 10 章 10－３－７施工」（日本道路協会、平成４年 12 月）の規定、「舗装再生便覧第２章２－７施工」（日本道路協会、平成 25 年 12 月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	一般瀝青材料の３項に規定するセミブローンアスファルト（AC-100）と同等品以上を使用しなければならない。 **２．半たわみ性舗装工の施工** 半たわみ性舗装工の施工については、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定によるものとする。 **３．浸透性ミルクの使用量** 受注者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、設計図書によらなければならない。 **４．適用規定** 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第９章９－４－１半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成 18 年２月）の規定、「舗装施工便覧 第５章及び第６章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工の規定」（日本道路協会、平成 18 年２月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第 10 章 10－３－７施工」（日本道路協会、平成４年 12 月）の規定、「舗装再生便覧第２章２－７施工」（日本道路協会、平成 25 年 12 月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
２－６－９　排水性舗装工 **１．適用規定（１）** 排水性舗装工の施工については、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定による。 **２．適用規定（２）** 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第７章ポーラスアスファルト混合物の施工、第９章９－３－１排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成 18 年２月）の規定、「舗装再生便覧２－７施工」（日本道路協会、平成 25 年 12 月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 **３．バインダ（アスファルト）の標準的性状** ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表２－32 の標準的性状を満足するものでなければならない。	**２－６－９　排水性舗装工** **１．適用規定（１）** 排水性舗装工の施工については、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定による。 **２．適用規定（２）** 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第７章ポーラスアスファルト混合物の施工、第９章９－３－１排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成 18 年２月）の規定、「舗装再生便覧２－７施工」（日本道路協会、平成 25 年 12 月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 **３．バインダ（アスファルト）の標準的性状** ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表２－32 の標準的性状を満足するものでなければならない。

改正後（令和４年版）

表２－32　ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状

項目 ＼ 種類	付加記号		H型	H型－F
軟化点		℃	80.0 以上	
伸度	（７℃）	cm	－	－
	（15℃）	cm	50 以上	－
タフネス（25℃）		N・m	20 以上	－
テナシティ（25℃）		N・m	－	－
粗骨材の剥離面積率		%	－	－
フラース脆化点		℃	－	-12 以下
曲げ仕事量（-20℃）		kPa	－	400 以上
曲げスティフネス（-20℃）		MPa	－	100 以下
針入度（25℃）		1/10㎜	40 以上	
薄膜加熱質量変化率		%	0.6 以下	
薄膜加熱後の針入度残留率		%	65 以上	
引火点		℃	260 以上	
密度（15℃）		g/cm^3	試験表に付記	
最適混合温度		℃	試験表に付記	
最適締固め温度		℃	試験表に付記	

付加記号の略字　F:可とう性 Flexibility

４.タックコートに用いる瀝青材

タックコートに用いる瀝青材は、タックコート用高性能改質アスファルト乳剤を使用することを原則とし、表２－33 の標準的性状を満足するものでなければならない。ただし、簡易的な補修（パッチングや表面処理等）においては、表２－34 の標準的性状を満足するゴム入りアスファルト乳剤（ＰＫＲ－Ｔ）を標準とする。

改正後（令和６年版）

表２－32　ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状

項目 ＼ 種類	付加記号		H型	H型－F
軟化点		℃	80.0 以上	
伸度	（７℃）	cm	－	－
	（15℃）	cm	50 以上	－
タフネス（25℃）		N・m	20 以上	－
テナシティ（25℃）		N・m	－	－
粗骨材の剥離面積率		%	－	－
フラース脆化点		℃	－	-12 以下
曲げ仕事量（-20℃）		kPa	－	400 以上
曲げスティフネス（-20℃）		MPa	－	100 以下
針入度（25℃）		1/10㎜	40 以上	
薄膜加熱質量変化率		%	0.6 以下	
薄膜加熱後の針入度残留率		%	65 以上	
引火点		℃	260 以上	
密度（15℃）		g/cm^3	試験表に付記	
最適混合温度		℃	試験表に付記	
最適締固め温度		℃	試験表に付記	

付加記号の略字　F:可とう性 Flexibility

４.タックコートに用いる瀝青材

タックコートに用いる瀝青材は、タックコート用高性能改質アスファルト乳剤を使用することを原則とし、表２－33 の標準的性状を満足するものでなければならない。ただし、簡易的な補修（パッチングや表面処理等）においては、表２－34 の標準的性状を満足するゴム入りアスファルト乳剤（ＰＫＲ－Ｔ）を標準とする。

改正後（令和４年版）

表２－33　タックコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状

項　　目	規　格　値
エングラー度（25℃）	3～15
ふるい残留分(1.18㎜)　質量%	0.3 以下
付着度	2/3 以上
粒子の電荷	陽(+)
蒸発残留分　質量%	50 以上
針入度(25℃)　1/10㎜	10～30
軟化点　℃	55.0 以上
貯蔵安定度(24hr)　質量%	1 以下

（注１）アスファルト乳剤メーカーの資料等により、層間接着性がゴム入りアスファルト乳剤（ＰＫＲ－Ｔ）よりも優れていることを確認すること。

（注２）現場における層間接着性を確実とするために、（注１）と同様、メーカーの資料等により、従来の乳剤（ＰＫ－４、ＰＫＲ－Ｔ）よりもタイヤへの付着性が改善されていることを確認すること。

表２－34　ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

記号 ／ 項目			PKR-T
エングラー度(25℃)			1～10
セイボルトフロール秒(50℃)		s	－
ふるい残留分(1.18 ㎜)		%	0.3 以下
付着度			2/3 以上
粒子の電荷			陽(＋)
留出油分(360℃までの)			－
蒸発残留分		%	50 以上
蒸発残留物	針入度(25℃)	1/10 ㎜	60 を超え 150 以下
	軟化点	℃	42.0 以上
	タフネス	(25℃)N･m	3.0 以上
		(15℃)N･m	－
	テナシティ	(25℃)N･m	1.5 以上
		(15℃)N･m	－
貯蔵安定度(24hr)		質量 %	1 以下
浸透性		s	－
凍結安定度(-5℃)			－

改正後（令和６年版）

表２－33　タックコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状

項　　目	規　格　値
エングラー度（25℃）	3～15
ふるい残留分(1.18㎜)　質量%	0.3 以下
付着度	2/3 以上
粒子の電荷	陽(+)
蒸発残留分　質量%	50 以上
針入度(25℃)　1/10㎜	10～30
軟化点　℃	55.0 以上
貯蔵安定度(24hr)　質量%	1 以下

（注１）アスファルト乳剤メーカーの資料等により、層間接着性がゴム入りアスファルト乳剤（ＰＫＲ－Ｔ）よりも優れていることを確認すること。

（注２）現場における層間接着性を確実とするために、（注１）と同様、メーカーの資料等により、従来の乳剤（ＰＫ－４、ＰＫＲ－Ｔ）よりもタイヤへの付着性が改善されていることを確認すること。

表２－34　ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

記号 ／ 項目			PKR-T
エングラー度(25℃)			1～10
セイボルトフロール秒(50℃)		s	－
ふるい残留分(1.18 ㎜)		%	0.3 以下
付着度			2/3 以上
粒子の電荷			陽(＋)
留出油分(360℃までの)			－
蒸発残留分		%	50 以上
蒸発残留物	針入度(25℃)	1/10 ㎜	60 を超え 150 以下
	軟化点	℃	42.0 以上
	タフネス	(25℃)N･m	3.0 以上
		(15℃)N･m	－
	テナシティ	(25℃)N･m	1.5 以上
		(15℃)N･m	－
貯蔵安定度(24hr)		質量 %	1 以下
浸透性		s	－
凍結安定度(-5℃)			－

改正後（令和４年版）

５．ポーラスアスファルト混合物の配合

ポーラスアスファルト混合物の配合は表２－35 を標準とし、表２－36 に示す目標値を満足するように決定する。

なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成 18 年２月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成 18 年２月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）または、公共団体等による現場配合設計結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

表２－35　ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒　度　範　囲	
		最大粒径(13)	最大粒径(20)
百分率（%）通過質量	26.2mm	－	100
	19.0mm	100	95～100
	13.2mm	90～100	64～84
	4.75mm	11～35	10～31
	2.36mm	10～20	10～20
	75μm	3～7	3～7
アスファルト量		4～6	

［注］上表により難い場合は監督員と協議しなければならない。

表２－36　ポーラスアスファルト混合物の目標値

項　目		目　標　値
空隙率	%	20 程度
透水係数	cm/sec	10^{-2}以上
安定度	kN	3.43 以上
動的安定度（ＤＳ）	回/mm	一般部　4,000 程度 交差点部 5,000 程度

［注 1］突き固め回数は両面各５０回とする。（動的安定度は、交通量区分N7の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。）

［注 2］上表により難い場合は監督員と協議しなければならない。

６．混合時間

混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物

改正後（令和６年版）

５．ポーラスアスファルト混合物の配合

ポーラスアスファルト混合物の配合は表２－35 を標準とし、表２－36 に示す目標値を満足するように決定する。

なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成 18 年２月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成 18 年２月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）または、公共団体等による現場配合設計結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

表２－35　ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒　度　範　囲	
		最大粒径(13)	最大粒径(20)
百分率（%）通過質量	26.2mm	－	100
	19.0mm	100	95～100
	13.2mm	90～100	64～84
	4.75mm	11～35	10～31
	2.36mm	10～20	10～20
	75μm	3～7	3～7
アスファルト量		4～6	

［注］上表により難い場合は監督員と協議しなければならない。

表２－36　ポーラスアスファルト混合物の目標値

項　目		目　標　値
空隙率	%	20 程度
透水係数	cm/sec	10^{-2}以上
安定度	kN	3.43 以上
動的安定度（ＤＳ）	回/mm	一般部　4,000 程度 交差点部 5,000 程度

［注 1］突き固め回数は両面各５０回とする。（動的安定度は、交通量区分N7の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。）

［注 2］上表により難い場合は監督員と協議しなければならない。

６．混合時間

混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なることから、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。	と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なることから、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。
７．施工方法	**７．施工方法**
施工方法については、以下の各規定による。	施工方法については、以下の各規定による。
（１）既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合の雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、設計図書に関して監督員の承諾を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）	（１）既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合の雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、設計図書に関して監督員の承諾を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）
（２）混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いこと及び製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。	（２）混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いこと及び製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。
（３）排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。	（３）排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。
８．施工工程	**８．施工工程**
受注者は、第１編１－１－４第１項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な１日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。	受注者は、第１編１－１－４第１項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な１日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。
２－６－10　透水性舗装工	**２－６－10　透水性舗装工**
１．透水性舗装工の施工	**１．透水性舗装工の施工**
透水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第７章ポーラスアスファルト舗装工、第９章９－３－２透水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成 18 年２月）、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	透水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第７章ポーラスアスファルト舗装工、第９章９－３－２透水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成 18 年２月）、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。
２．ポーラスアスファルト混合物の配合	**２．ポーラスアスファルト混合物の配合**
ポーラスアスファルト混合物配合及び、目標値については、第３編２－６－９排水性舗装工の規定による。	ポーラスアスファルト混合物配合及び、目標値については、第３編２－６－９排水性舗装工の規定による。
なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成 18 年２月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成 18 年２月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）又は、公共団体等による現場配合設計結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成 18 年２月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成 18 年２月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、加熱アスファルト混合物の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）又は、公共団体等による現場配合設計結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

改正後（令和４年版）

表２－37　ポーラスアスファルト混合物(車道)の標準的な粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒　度　範　囲	
		最大粒径(13)	最大粒径(20)
百分率（%）通過質量	26.2mm	－	100
	19.0mm	100	95～100
	13.2mm	90～100	64～84
	4.75mm	11～35	10～31
	2.36mm	10～20	10～20
	75μm	3～7	3～7
アスファルト量		4～6	

［注］上表により難い場合は監督員と協議しなければならない。

表２－38　ポーラスアスファルト混合物(車道)の目標値

項　目	目　標　値
空隙率　%	20 程度
透水係数　cm/sec	10^{-2}以上
安定度　kN	3.43 以上
動的安定度（ＤＳ）　回/mm	一般部　4,000 程度 交差点部 5,000 程度

注１：突き固め回数は両面各５０回とする。(動的安定度は、交通量区分 N7 の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。)

注２：上表により難い場合は監督員と協議しなければならない。

３．■■■■■

歩道等における透水性舗装の施工については、以下の各規定による

（１）フィルター層用の砂は表２－39 を満足するものでなければならない。

表２－39　フィルター層用砂の仕様

項　目	規　格　値
0.075 ㎜ふるい通過量　%	６以下

（２）アスファルトの規格は、改質Ⅰ型アスファルトを標準とする。

（３）剥離防止対策として石粉の一部を消石灰と置換えることが望ましい。

（４）アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量は表２－40 を満足するものでなければならない。

改正後（令和６年版）

表２－37　ポーラスアスファルト混合物(車道)の標準的な粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒　度　範　囲	
		最大粒径(13)	最大粒径(20)
百分率（%）通過質量	26.2mm	－	100
	19.0mm	100	95～100
	13.2mm	90～100	64～84
	4.75mm	11～35	10～31
	2.36mm	10～20	10～20
	75μm	3～7	3～7
アスファルト量		4～6	

［注］上表により難い場合は監督員と協議しなければならない。

表２－38　ポーラスアスファルト混合物(車道)の目標値

項　目	目　標　値
空隙率　%	20 程度
透水係数　cm/sec	10^{-2}以上
安定度　kN	3.43 以上
動的安定度（ＤＳ）　回/mm	一般部　4,000 程度 交差点部 5,000 程度

注１：突き固め回数は両面各５０回とする。(動的安定度は、交通量区分 N7 の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。)

注２：上表により難い場合は監督員と協議しなければならない。

３．■■■■■

歩道等における透水性舗装の施工については、以下の各規定による

（１）フィルター層用の砂は表２－39 を満足するものでなければならない。

表２－39　フィルター層用砂の仕様

項　目	規　格　値
0.075 ㎜ふるい通過量　%	６以下

（２）アスファルトの規格は、改質Ⅰ型アスファルトを標準とする。

（３）剥離防止対策として石粉の一部を消石灰と置換えることが望ましい。

（４）アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量は表２－40 を満足するものでなければならない。

改正後（令和４年版）

表２－40　ポーラスアスファルト混合物（歩道等）の粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒　度　範　囲 最大粒径(13)
百分率（%）通過質量	19.0mm	100
	13.2mm	95～100
	4.75mm	20～36
	2.36mm	12～25
	300μm	5～13
	75μm	3～6
アスファルト量		3.5～5.5

（５）改質アスファルトⅠ型を使用する場合、材料製造者が提示する条件を参考に管理温度を設定する。ただし、アスファルトの加熱温度は、185℃を越えてはならない。

（６）アスファルト混合物の配合設計は、表２－41 を満足するものでなければならない。

表２－41　ポーラスアスファルト混合物（歩道等）の規格値

項　　目		規　格　値
安定度	kN[kgf]	2.94 以上
フロー値	1/100 cm	20～40
空隙率	%	12 以上
透水係数	cm／sec	10^{-2}以上
密度	g／cm^3	1.900 以上

注１：突き固め回数は両面各５０回とする。

注２：透水係数は室内透水試験によるものとする。

注３：密度試験はノギス法によるものとする。

注４：空隙率は 15%以上を目標値とする。

（７）路床は粒度等の土質調査をおこない、十分な透水性をもつことを確認し、路床面を所定の形状に仕上げなければならない。

（８）従来路床土が設計上の想定路床土と相違するとき、または路床土の状態が点在して異なるときは、監督員と協議のうえ施工する。

（９）フィルター層は、路床土を損なわないように、また厚さが均等になるように材料を人力で敷き均し、小型ローラー、ソイルコンパクター等で転圧する。

(10) 路盤材料は、材料の分離を起こさないように十分注意し、所定の厚さに人力で均一に敷き均し、小型ローラーで転圧する。

(11) 透水性アスファルト混合物は、一般のアスファルト混合物と比べて温度低下が速いので、敷き均し及び転圧は温度管理に十分注意しながら施工する。

(12) プライムコートは行わないものとする。従って、舗設前の路面清掃は丁寧に行う。

改正後（令和６年版）

表２－40　ポーラスアスファルト混合物（歩道等）の粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒　度　範　囲 最大粒径(13)
百分率（%）通過質量	19.0mm	100
	13.2mm	95～100
	4.75mm	20～36
	2.36mm	12～25
	300μm	5～13
	75μm	3～6
アスファルト量		3.5～5.5

（５）改質アスファルトⅠ型を使用する場合、材料製造者が提示する条件を参考に管理温度を設定する。ただし、アスファルトの加熱温度は、185℃を越えてはならない。

（６）アスファルト混合物の配合設計は、表２－41 を満足するものでなければならない。

表２－41　ポーラスアスファルト混合物（歩道等）の規格値

項　　目		規　格　値
安定度	kN[kgf]	2.94 以上
フロー値	1/100 cm	20～40
空隙率	%	12 以上
透水係数	cm／sec	10^{-2}以上
密度	g／cm^3	1.900 以上

注１：突き固め回数は両面各５０回とする。

注２：透水係数は室内透水試験によるものとする。

注３：密度試験はノギス法によるものとする。

注４：空隙率は 15%以上を目標値とする。

（７）路床は粒度等の土質調査をおこない、十分な透水性をもつことを確認し、路床面を所定の形状に仕上げなければならない。

（８）従来路床土が設計上の想定路床土と相違するとき、または路床土の状態が点在して異なるときは、監督員と協議のうえ施工する。

（９）フィルター層は、路床土を損なわないように、また厚さが均等になるように材料を人力で敷き均し、小型ローラー、ソイルコンパクター等で転圧する。

(10) 路盤材料は、材料の分離を起こさないように十分注意し、所定の厚さに人力で均一に敷き均し、小型ローラーで転圧する。

(11) 透水性アスファルト混合物は、一般のアスファルト混合物と比べて温度低下が速いので、敷き均し及び転圧は温度管理に十分注意しながら施工する。

(12) プライムコートは行わないものとする。従って、舗設前の路面清掃は丁寧に行う。

改正後（令和４年版）

２－６－11　グースアスファルト舗装工

１．施工前準備

受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、原則として、素地調整程度１種（ブラスト処理）を施すものとする。

２．異常時の処置

受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

３．舗設面の汚れの除去・乾燥

受注者は、グースアスファルト混合物の舗設にあたっては、ブリスタリング等の障害が出ないように、舗設面の汚れを除去し、乾燥させなければならない。また、鋼床版面は錆や異物がないように素地調整を行うものとする。

４．グースアスファルト混合物の混合

受注者は、グースアスファルト混合物の混合は、バッチ式のアスファルトプラントで行い、グースアスファルト混合物の混練・運搬にはクッカを用いなければならない。

５．グースアスファルト舗装工の施工

受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「舗装施工便覧第９章９－４－２グースアスファルト舗装」（日本道路協会、平成 18 年２月）の規定による。

６．接着剤の塗布

接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。

（１）受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。

（２）接着剤の規格は表２－42、表２－43 を満足するものでなければならない。

表２－42　接着剤の規格（鋼床版用）

項　　目	規　格　値	試　験　法
	ゴムアスファルト系	
不　揮　発　分　（　％　）	50 以上	JIS　K6833-1,2
粘度（25℃）［Poise（Pa・s）］	5(0.5)以下	JIS　K6833-1,2
指　触　乾　燥　時　間　（　分　）	90 以下	JIS　K5600
低温風曲試験（－10℃、3mm）	合　格	JIS　K5600
基　盤　目　試　験　（　点　）	10	JIS　K5600
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS　K5664
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS　K5600

［注］基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

改正後（令和６年版）

２－６－11　グースアスファルト舗装工

１．施工前準備

受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、原則として、素地調整程度１種（ブラスト処理）を施すものとする。

２．異常時の処置

受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

３．舗設面の汚れの除去・乾燥

受注者は、グースアスファルト混合物の舗設にあたっては、ブリスタリング等の障害が出ないように、舗設面の汚れを除去し、乾燥させなければならない。また、鋼床版面は錆や異物がないように素地調整を行うものとする。

４．グースアスファルト混合物の混合

受注者は、グースアスファルト混合物の混合は、バッチ式のアスファルトプラントで行い、グースアスファルト混合物の混練・運搬にはクッカを用いなければならない。

５．グースアスファルト舗装工の施工

受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「舗装施工便覧第９章９－４－２グースアスファルト舗装」（日本道路協会、平成 18 年２月）の規定による。

６．接着剤の塗布

接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。

（１）受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。

（２）接着剤の規格は表２－42、表２－43 を満足するものでなければならない。

表２－42　接着剤の規格（鋼床版用）

項　　目	規　格　値	試　験　法
	ゴムアスファルト系	
不　揮　発　分　（　％　）	50 以上	JIS　K6833-1,2
粘度（25℃）［Poise（Pa・s）］	5(0.5)以下	JIS　K6833-1,2
指　触　乾　燥　時　間　（　分　）	90 以下	JIS　K5600
低温風曲試験（－10℃、3mm）	合　格	JIS　K5600
基　盤　目　試　験　（　点　）	10	JIS　K5600
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS　K5600
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS　K5600

［注］基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

改正後（令和４年版）

表２－43（１）　接着剤の規格（コンクリート床版用）

項　　目	アスファルト系（ゴム入り）溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法
		1次ﾌﾟﾗｲﾏｰ	2次ﾌﾟﾗｲﾏｰ	
指触乾燥時間（20℃）	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1*1
不揮発分（％）	20分以上	10分以上	25分以上	JISK6833-1,2 *2
作　業　性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1*1
耐　久　性	５日間で異常のないこと			JISK5600-1*1

［注］＊1　適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する)

＊2　試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。

表２－43（２）　シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質

種類 項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法
指触乾燥時間(23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 *1
不揮発分％	20以上	50以上	35以上	JIS K6833 -1,2 *2
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 *1
耐水性	５日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1

［注1］＊1　適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する

＊2　試験方法はJIS K6833-1,2,JISK6387-1,2などを参考に実施する

［注2］塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のﾌﾟﾗｲﾏｰは上表の品質による

（３）受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.4ℓ/㎡の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2ℓ/㎡の割合で一層を塗布し、その層を約３時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。

（４）受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。

（５）受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しな

改正後（令和６年版）

表２－43（１）　接着剤の規格（コンクリート床版用）

項　　目	アスファルト系（ゴム入り）溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法
		1次ﾌﾟﾗｲﾏｰ	2次ﾌﾟﾗｲﾏｰ	
指触乾燥時間（20℃）	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1*1
不揮発分（％）	20分以上	10分以上	25分以上	JISK6833-1,2 *2
作　業　性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1*1
耐　久　性	５日間で異常のないこと			JISK5600-1*1

［注］＊1　適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する)

＊2　試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。

表２－43（２）　シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質

種類 項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法
指触乾燥時間(23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 *1
不揮発分％	20以上	50以上	35以上	JIS K6833 -1,2 *2
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 *1
耐水性	５日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1

［注1］＊1　適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する

＊2　試験方法はJIS K6833-1,2,JISK6387-1,2などを参考に実施する

［注2］塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のﾌﾟﾗｲﾏｰは上表の品質による

（３）受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.4ℓ/㎡の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2ℓ/㎡の割合で一層を塗布し、その層を約３時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。

（４）受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。

（５）受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しな

ければならない。

７. 夏期高温時の施工

受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定による。

（１）受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。

（２）骨材は第３編２－６－３アスファルト舗装の材料の規定による。

また、フィラーは石灰岩粉末とし、第２編２－３－５フィラーの品質規格による。

８. グースアスファルトの示方配合

グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。

（１）骨材の標準粒度範囲は表２－44 に適合するものとする。

表２－44　骨材の標準粒度範囲

ふるい目の開き	通過質量百分率（%）
19.0 mm	100
13.2 mm	95～100
4.75 mm	65～ 85
2.36 mm	45～ 62
600 μm	35～ 50
300 μm	28～ 42
150 μm	25～ 34
75 μm	20～ 27

（２）標準アスファルト量の規格は表２－45 に適合するものとする。

表２－45　標準アスファルト量

	混合物全量に対する百分率（%）
アスファルト量	7 ～10

（３）受注者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

９. 設計アスファルト量の決定

設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。

（１）示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表２－46の基準値を満足するものでなければならない。

ければならない。

７. 夏期高温時の施工

受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定による。

（１）受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。

（２）骨材は第３編２－６－３アスファルト舗装の材料の規定による。

また、フィラーは石灰岩粉末とし、第２編２－３－５フィラーの品質規格による。

８. グースアスファルトの示方配合

グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。

（１）骨材の標準粒度範囲は表２－44 に適合するものとする。

表２－44　骨材の標準粒度範囲

ふるい目の開き	通過質量百分率（%）
19.0 mm	100
13.2 mm	95～100
4.75 mm	65～ 85
2.36 mm	45～ 62
600 μm	35～ 50
300 μm	28～ 42
150 μm	25～ 34
75 μm	20～ 27

（２）標準アスファルト量の規格は表２－45 に適合するものとする。

表２－45　標準アスファルト量

	混合物全量に対する百分率（%）
アスファルト量	7 ～10

（３）受注者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

９. 設計アスファルト量の決定

設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。

（１）示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表２－46の基準値を満足するものでなければならない。

改正後（令和４年版）

表２－46　アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値

項　　目	基　準　値
流動性試験、リュエル流動性（240℃）　sec	３～20
貫入量試験、貫入量（40℃、52.5kg/5cm^2、30 分）　mm	表層１～４ 基層１～６
ホイルトラッキング試験、動的安定度(60℃、6.4kg/cm^2)回/mm	300 以上
曲げ試験、破断ひずみ(－10℃、50mm/min)	8.0×10^{-3}以上

［注］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

（２）グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。

（３）受注者は、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量がまとまらない場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。

（４）受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに検査時に提出しなければならない。

（５）大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量は２㎜以下を目標とする。

10. 現場配合

現場配合については、受注者は舗設に先立って第３編２－６－11グースアスファルト舗装工の９項の（４）で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度または、アスファルト量の修正を行わなければならない。

11. 混合物の製造

混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。

（１）アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表２－47を満足するものとする。

表２－47　アスファルトプラントにおける標準加熱温度

材　　料	加　熱　温　度
アスファルト	220℃以下
石　　粉	常温～150℃

（２）ミキサー排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。

改正後（令和６年版）

表２－46　アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値

項　　目	基　準　値
流動性試験、リュエル流動性（240℃）　sec	３～20
貫入量試験、貫入量（40℃、52.5kg/5cm^2、30 分）　mm	表層１～４ 基層１～６
ホイルトラッキング試験、動的安定度(60℃、6.4kg/cm^2)回/mm	300 以上
曲げ試験、破断ひずみ(－10℃、50mm/min)	8.0×10^{-3}以上

［注］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

（２）グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。

（３）受注者は、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量がまとまらない場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。

（４）受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに検査時に提出しなければならない。

（５）大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量は２㎜以下を目標とする。

10. 現場配合

現場配合については、受注者は舗設に先立って第３編２－６－11グースアスファルト舗装工の９項の（４）で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度または、アスファルト量の修正を行わなければならない。

11. 混合物の製造

混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。

（１）アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表２－47を満足するものとする。

表２－47　アスファルトプラントにおける標準加熱温度

材　　料	加　熱　温　度
アスファルト	220℃以下
石　　粉	常温～150℃

（２）ミキサー排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。

改正後（令和４年版）

12. 敷均しの施工

敷均しの施工にあたっては、以下の各規定による。

（１）受注者は、グースアスファルトフィニッシャまたは人力により敷均ししなければならない。

（２）一層の仕上り厚は３～４㎝とする。

（３）受注者は、表面が湿っていないときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。

（４）受注者は、グースアスファルトの舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が５℃以下のときに施工してはならない。

13. 目地工の施工

目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。

（１）受注者は、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。

（２）受注者は、鋼床版上での舗装にあたって、リブ及び縦桁上に縦継目を設けてはならない。

（３）受注者は、雨水等の侵入するのを防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。

（４）成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表２－48の規格を満足するものでなければならない。

表２－48　目地材の規格

項　　目	規　格　値	試　験　法
針入度（円錐針）(㎜)	９以下	舗装調査・試験法便覧
流　　動　(㎜)	３以下	
引　張　量　(㎜)	10 以上	

［注］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

（５）成型目地材は、厚さが10㎜、幅がグースアスファルトの層の厚さに等しいものでなければならない。

（６）注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。

（７）注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、受注者は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。

（８）受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。

（９）プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3ℓ/m^2、構造物側面に対しては0.2ℓ/m^2、成型目地材面に対しては0.3ℓ/m^2とする。

改正後（令和６年版）

12. 敷均しの施工

敷均しの施工にあたっては、以下の各規定による。

（１）受注者は、グースアスファルトフィニッシャまたは人力により敷均ししなければならない。

（２）一層の仕上り厚は３～４㎝とする。

（３）受注者は、表面が湿っていないときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。

（４）受注者は、グースアスファルトの舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が５℃以下のときに施工してはならない。

13. 目地工の施工

目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。

（１）受注者は、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。

（２）受注者は、鋼床版上での舗装にあたって、リブ及び縦桁上に縦継目を設けてはならない。

（３）受注者は、雨水等の侵入するのを防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。

（４）成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表２－48の規格を満足するものでなければならない。

表２－48　目地材の規格

項　　目	規　格　値	試　験　法
針入度（円錐針）(㎜)	９以下	舗装調査・試験法便覧
流　　動　(㎜)	３以下	
引　張　量　(㎜)	10 以上	

［注］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

（５）成型目地材は、厚さが10㎜、幅がグースアスファルトの層の厚さに等しいものでなければならない。

（６）注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。

（７）注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、受注者は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。

（８）受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。

（９）プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3ℓ/m^2、構造物側面に対しては0.2ℓ/m^2、成型目地材面に対しては0.3ℓ/m^2とする。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２－６－12　コンクリート舗装工 **１．下層路盤の規定** 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、一層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。 （２）受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正ＣＢＲ試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２．上層路盤の規定** 受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。 （２）受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができる。 （３）受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正ＣＢＲ試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。 **３．セメント及び石灰安定処理の規定** 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 （１）安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。 （２）受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年３月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。 （３）下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2－49、表2－50の規格に適合するものとする。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	**２－６－12　コンクリート舗装工** **１．下層路盤の規定** 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、一層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。 （２）受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正ＣＢＲ試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２．上層路盤の規定** 受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。 （２）受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができる。 （３）受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正ＣＢＲ試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。 **３．セメント及び石灰安定処理の規定** 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 （１）安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。 （２）受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年３月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。 （３）下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2－49、表2－50の規格に適合するものとする。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。

改正後（令和４年版）

表２－49　安定処理路盤（下層路盤）の品質規格

工　　法	種　　別	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	－	一軸圧縮強さ［７日］	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa
石　　灰安定処理	－	一軸圧縮強さ［10 日］	舗装調査・試験法便覧 E013	0.5MPa

表２－50　安定処理路盤（上層路盤）の品質規格

工　　法	種　　別	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	－	一軸圧縮強さ［７日］	舗装調査・試験法便覧 E013	2.0MPa
石　　灰安定処理	－	一軸圧縮強さ［10 日］	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa

（４）監督員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。

（５）受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 31 年３月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。

（６）受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温５℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。

（７）受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（２）～（５）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で１～２回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。

（８）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。

（９）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の一層の仕上がり厚さが 30cm を超えないように均一に敷均さなければならない。

(10) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後２時間以内で完了するようにしなければならない。

(11) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。

(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。

(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、一層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の３倍以上かつ 10cm 以上、最大厚さの上限は 20cm 以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 30cm とす

改正後（令和６年版）

表２－49　安定処理路盤（下層路盤）の品質規格

工　　法	種　　別	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	－	一軸圧縮強さ［７日］	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa
石　　灰安定処理	－	一軸圧縮強さ［10 日］	舗装調査・試験法便覧 E013	0.5MPa

表２－50　安定処理路盤（上層路盤）の品質規格

工　　法	種　　別	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	－	一軸圧縮強さ［７日］	舗装調査・試験法便覧 E013	2.0MPa
石　　灰安定処理	－	一軸圧縮強さ［10 日］	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa

（４）監督員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。

（５）受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 31 年３月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。

（６）受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温５℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。

（７）受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（２）～（５）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で１～２回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。

（８）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。

（９）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の一層の仕上がり厚さが 30cm を超えないように均一に敷均さなければならない。

(10) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後２時間以内で完了するようにしなければならない。

(11) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。

(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。

(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、一層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の３倍以上かつ 10cm 以上、最大厚さの上限は 20cm 以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を 30cm とす

<table>
<tr><th>改正後（令和４年版）</th><th>改正後（令和６年版）</th></tr>
<tr><td>

ることができる。

(14) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後２時間以内に完了するようにしなければならない。

(15) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。

(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を二層以上に施工する場合の縦継目の位置を一層仕上がり厚さの２倍以上、横継目の位置は、１m以上ずらさなければならない。

(17) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を 15cm 以上、横継目の位置を１m以上ずらさなければならない。

(18) 養生期間及び養生方法は、設計図書によらなければならない。

(19) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。

４. 加熱アスファルト安定処理の規定

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

（１）加熱アスファルト安定処理路盤材は、表２－51 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50 回とする。

表２－51　マーシャル安定度試験基準値

項　　目	基　　準　　値
安定度 kN	3.43 以上
フロー値 (1/100cm)	10～40
空げき率 (%)	3～12

［注］25mmを超える骨材部分は、同質量だけ25mm～13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。

（２）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

（３）受注者は、舗設に先立って、（２）号で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表２－30に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を

</td><td>

ることができる。

(14) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後２時間以内に完了するようにしなければならない。

(15) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。

(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を二層以上に施工する場合の縦継目の位置を一層仕上がり厚さの２倍以上、横継目の位置は、１m以上ずらさなければならない。

(17) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を 15cm 以上、横継目の位置を１m以上ずらさなければならない。

(18) 養生期間及び養生方法は、設計図書によらなければならない。

(19) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。

４. 加熱アスファルト安定処理の規定

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

（１）加熱アスファルト安定処理路盤材は、表２－51 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50 回とする。

表２－51　マーシャル安定度試験基準値

項　　目	基　　準　　値
安定度 kN	3.43 以上
フロー値 (1/100cm)	10～40
空隙率 (%)	3～12

［注］25mmを超える骨材部分は、同質量だけ25mm～13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。

（２）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

（３）受注者は、舗設に先立って、（２）号で決定した加熱アスファルト安定処理路盤材について、混合所にて試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表２－30に示す基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を

</td></tr>
</table>

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	行わなければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－５）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）の提出により監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。
（４）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、次式に示す方法によって算出し、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－３）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。	（４）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、次式に示す方法によって算出し、監督員の承諾を得なければならない。ただし、加熱アスファルト安定処理路盤材の試験練り立会検査による現場配合設計決定表（様式－３）または、公共団体等による現場配合設計決定結果（過去１年以内のものに限る。）がある場合は、その現場配合密度を基準密度とすることができる。
$\text{密度（g／cm}^3\text{）} = \dfrac{\text{乾燥供試体の空中質量（g）}}{\text{表乾供試体の空中質量（g）} - \text{供試体の水中質量（g）}} \times \text{常温の水の密度（g／cm}^3\text{）}$	$\text{密度（g／cm}^3\text{）} = \dfrac{\text{乾燥供試体の空中質量（g）}}{\text{表乾供試体の空中質量（g）} - \text{供試体の水中質量（g）}} \times \text{常温の水の密度（g／cm}^3\text{）}$
（５）受注者は、施工面積 300 ㎡以下で過去３年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。	（５）受注者は、施工面積 300 ㎡以下で過去３年以内に公共団体等において実施した使用混合物の「現場配合設計結果」等がある場合には、配合設計、試験練り、基準密度の試験を省略することができる。
（６）材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するもので、プラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものとするものとする。	（６）材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するもので、プラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものとするものとする。
（７）プラントは、骨材、アスファルト等の材料を本項（２）号及び設計図書で定められた配合、温度で混合できる。	（７）プラントは、骨材、アスファルト等の材料を本項（２）号及び設計図書で定められた配合、温度で混合できる。
（８）受注者は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。	（８）受注者は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。
（９）受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	（９）受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。
(10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	(10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。
(11) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	(11) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。
(12) 受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12 時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。	(12) 受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12 時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。
(13) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。	(13) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。
(14) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。	(14) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。
(15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が５℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷	(15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が５℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。
(16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザ゛ー、モーターグレーダ等を選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条５項（６）号によるものとする。	(16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザ゛ー、モーターグレーダ等を選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条５項（６）号によるものとする。
(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は 110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは 10cm 以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議のうえ、混合物の温度を決定するものとする。	(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は 110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは 10cm 以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議のうえ、混合物の温度を決定するものとする。
(18) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。	(18) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。
(19) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	(19) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。
(20) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。	(20) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。
(21) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	(21) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。
(22) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	(22) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。
(23) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。	(23) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。
(24) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を 15cm 以上、横継目の位置を１m以上ずらさなければならない。	(24) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を 15cm 以上、横継目の位置を１m以上ずらさなければならない。
(25) 受注者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。	(25) 受注者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。
５．アスファルト中間層の規定	**５．アスファルト中間層の規定**
受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
（１）アスファルト混合物の種類は、設計図書によらなければならない。	（１）アスファルト混合物の種類は、設計図書によらなければならない。
（２）配合設計におけるマーシャル試験に対する基準値の突固め回数は、50 回とする。	（２）配合設計におけるマーシャル試験に対する基準値の突固め回数は、50 回とする。
（３）受注者は、施工面が乾燥していることを確認するとともに浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。	（３）受注者は、施工面が乾燥していることを確認するとともに浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。
（４）受注者は、路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	（４）受注者は、路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
（５）受注者は、アスファルト中間層の施工にあたってプライムコートの使用量は、設計図書によらなければならない。	（５）受注者は、アスファルト中間層の施工にあたってプライムコートの使用量は、設計図書によらなければならない。
（６）受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。	（６）受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。

改正後（令和４年版）

（７）受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。

（８）混合物の敷均しは、本条４項（16）～（18）による。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は７㎝以下とするものとする。

（９）混合物の締固めは、本条４項（19）～（21）による。

（10）継目は、本条４項（22）～（25）による。

（11）受注者は、アスファルト中間層の表面には、コンクリート舗設に先立って、石粉等を設計図書に示す量を均等に塗布しなければならない。

なお、石粉は水との混合比を１：１にして3ℓ／㎡を標準とする。

６.コンクリートの配合基準

コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表２－52 の規格に適合するものとする。

表２－52　コンクリートの配合基準

粗骨材の最大寸法	ス　ラ　ン　プ	摘　要
40㎜	2.5cm または沈下度 30 秒を標準とする。	舗設位置において
	6.5cm を標準とする。（特殊箇所のコンクリート版）	

［注］特殊箇所とは、設計図書で示された施工箇所

７.材料の質量計量誤差

コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は１回計量分量に対し、表２－53の許容誤差の範囲内とする。

表２－53　計量誤差の許容値

材料の種類	水	セメント	骨　材	混　和　材	混　和　剤
許容誤差(%)	±１	±１	±３	±２	±３

８.コンクリート舗装の規定

受注者は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強度練りミキサーまたは可般式ミキサーを使用しなければならない。

（２）受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって型枠は、十分清掃し、まがり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、版の正確な仕上り厚さ、正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際、移動しないように所定の位置に据付けなければ

改正後（令和６年版）

（７）受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。

（８）混合物の敷均しは、本条４項（16）～（18）による。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は７㎝以下とするものとする。

（９）混合物の締固めは、本条４項（19）～（21）による。

（10）継目は、本条４項（22）～（25）による。

（11）受注者は、アスファルト中間層の表面には、コンクリート舗設に先立って、石粉等を設計図書に示す量を均等に塗布しなければならない。

なお、石粉は水との混合比を１：１にして3ℓ／㎡を標準とする。

６.コンクリートの配合基準

コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表２－52 の規格に適合するものとする。

表２－52　コンクリートの配合基準

粗骨材の最大寸法	ス　ラ　ン　プ	摘　要
40㎜	2.5cm または沈下度 30 秒を標準とする。	舗設位置において
	6.5cm を標準とする。（特殊箇所のコンクリート版）	

［注］特殊箇所とは、設計図書で示された施工箇所

７.材料の質量計量誤差

コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は１回計量分量に対し、表２－53の許容誤差の範囲内とする。

表２－53　計量誤差の許容値

材料の種類	水	セメント	骨　材	混　和　材	混　和　剤
許容誤差(%)	±１	±１	±３	±２	±３

８.コンクリート舗装の規定

受注者は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強度練りミキサーまたは可般式ミキサーを使用しなければならない。

（２）受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって型枠は、十分清掃し、まがり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、版の正確な仕上り厚さ、正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際、移動しないように所定の位置に据付けなければ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ならない。また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に取り外さなければならない。 （３）受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練りまぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、１時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。 （４）アジテータトラックにより運搬されたコンクリートは、ミキサー内のコンクリートを均等質にし、等厚になるように取卸し、またシュートを振り分けて連続して、荷卸しを行うものとする。 （５）コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないように路盤上に散布した石粉等をコンクリートの中に巻き込まないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。 （６）受注者は、ダンプトラックの荷台には、コンクリートの滑りをよくするため油類を塗布してはならない。 **９．コンクリート舗装の敷均し、締固め規定** 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、アスファルト中間層の上に打設する場合は、石粉等が均一に散布しているかどうか、確認しなければならない。 （２）日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が ４℃以下または、舗設後６日以内に０℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第８章 ８－４－10暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第１編１－１－４第１項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。 （３）受注者は、コンクリートをスプレッダーを使用して材料が分離しないよう敷均さなければならない。ただし、拡幅摺付部、取付道路交差部で人力施工とする場合は、型枠に沿ったところから順序よく「スコップ返し」をしながら所要の高さで敷均すものとする。 （４）受注者は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷均さなければならない。 （５）受注者は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに施工しなければならない。 （６）受注者は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、ただちに作業を中止しなければならない。 （７）受注者が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにしなければならない。	ならない。また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に取り外さなければならない。 （３）受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練りまぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、１時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。 （４）アジテータトラックにより運搬されたコンクリートは、ミキサー内のコンクリートを均等質にし、等厚になるように取卸し、またシュートを振り分けて連続して、荷卸しを行うものとする。 （５）コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないように路盤上に散布した石粉等をコンクリートの中に巻き込まないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。 （６）受注者は、ダンプトラックの荷台には、コンクリートの滑りをよくするため油類を塗布してはならない。 **９．コンクリート舗装の敷均し、締固め規定** 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、アスファルト中間層の上に打設する場合は、石粉等が均一に散布しているかどうか、確認しなければならない。 （２）日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が ４℃以下または、舗設後６日以内に０℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第８章 ８－４－10暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第１編１－１－４第１項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。 （３）受注者は、コンクリートをスプレッダーを使用して材料が分離しないよう敷均さなければならない。ただし、拡幅摺付部、取付道路交差部で人力施工とする場合は、型枠に沿ったところから順序よく「スコップ返し」をしながら所要の高さで敷均すものとする。 （４）受注者は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷均さなければならない。 （５）受注者は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに施工しなければならない。 （６）受注者は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、ただちに作業を中止しなければならない。 （７）受注者が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにしなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
それができない場合は、目地の設計位置から３m以上離すようにするものとする。この場合の目地構造は、タイバーを使った突き合わせ目地とするものとする。 （８）受注者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締固めなければならない。 （９）受注者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところなどの締固めのため、平面バイブレータ、棒状バイブレータを準備して、締固めなければならない。 (10) 受注者は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意するものとする。 **10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定** 受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。 （２）鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。 （３）受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。 （４）受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷均した後、上層のコンクリートを打つまでの時間を30分以内としなければならない。 **11. コンクリート舗装の表面仕上げ規定** 受注者は、コンクリート舗装の表面仕上げにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、コンクリート舗装の表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦で、緻密、堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げなければならない。 （２）受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ、または簡易フィニッシャやテンプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。 （３）受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げまたはフロートによる手仕上げを行わなければならない。 （４）受注者は、人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行わなければならない。また、コンクリート面が低くてフロートが当たらないところがあれば、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げなければならない。 （５）受注者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えてはならない。著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよいものとする。 （６）受注者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸整正を行わなければならない。 （７）受注者は、粗面仕上げを、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械または、人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。	それができない場合は、目地の設計位置から３m以上離すようにするものとする。この場合の目地構造は、タイバーを使った突き合わせ目地とするものとする。 （８）受注者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締固めなければならない。 （９）受注者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところなどの締固めのため、平面バイブレータ、棒状バイブレータを準備して、締固めなければならない。 (10) 受注者は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意するものとする。 **10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定** 受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。 （２）鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。 （３）受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。 （４）受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷均した後、上層のコンクリートを打つまでの時間を30分以内としなければならない。 **11. コンクリート舗装の表面仕上げ規定** 受注者は、コンクリート舗装の表面仕上げにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、コンクリート舗装の表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦で、緻密、堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げなければならない。 （２）受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ、または簡易フィニッシャやテンプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。 （３）受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げまたはフロートによる手仕上げを行わなければならない。 （４）受注者は、人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行わなければならない。また、コンクリート面が低くてフロートが当たらないところがあれば、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げなければならない。 （５）受注者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えてはならない。著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよいものとする。 （６）受注者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸整正を行わなければならない。 （７）受注者は、粗面仕上げを、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械または、人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に従って行わなければならない。 （１）受注者は、表面仕上げの終わったコンクリート版は所定の強度になるまで日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重ならびに衝撃等有害な影響を受けないよう養生をしなければならない。 （２）受注者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行わなければならない。 （３）受注者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70％以上となるまでとする。 交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うことする。 後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は２週間、早強ポルトランドセメントの場合は１週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は３週間とする。 ただし、これらにより難い場合は、第１編１－１－４第１項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。 （４）受注者は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が５MPa、曲げ強度が１MPaになるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。 （５）受注者は、コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督員の承諾を得なければならない。 **13. 転圧コンクリート舗装の規定** 受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。 （１）受注者は、施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 （２）転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表２－49、表２－50に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。 （３）受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）４－２配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）に基づいて配合条件を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 （４）受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）４－２配合条件」（日本道路協	**12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定** 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に従って行わなければならない。 （１）受注者は、表面仕上げの終わったコンクリート版は所定の強度になるまで日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重ならびに衝撃等有害な影響を受けないよう養生をしなければならない。 （２）受注者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行わなければならない。 （３）受注者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70％以上となるまでとする。 交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うことする。 後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は２週間、早強ポルトランドセメントの場合は１週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は３週間とする。 ただし、これらにより難い場合は、第１編１－１－４第１項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。 （４）受注者は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が５MPa、曲げ強度が１MPaになるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。 （５）受注者は、コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督員の承諾を得なければならない。 **13. 転圧コンクリート舗装の規定** 受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。 （１）受注者は、施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 （２）転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表２－49、表２－50に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。 （３）受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）４－２配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）に基づいて配合条件を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 （４）受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）４－２配合条件」（日本道路協

改正後（令和４年版）

会、平成2年11月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。

示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表２－54によるものとする。

表２－54　示方配合表

種別	粗骨材の最大寸法(mm)	コンシステンシーの目標値(%、秒)	細骨材率 s／a (%)	水セメント比 W／C (%)	単位粗骨材容積	単位量(kg／m³)					単位容積質量(kg/m³)	含水比 W (%)
						水 W	セメント C	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤		
理論配合		－	－	－	－							－
示方配合												
備考	（1）設計基準曲げ強度＝　MPa （2）配合強度＝　MPa （3）設計空隙率＝　% （4）セメントの種類： （5）混和剤の種類：					（6）粗骨材の種類： （7）細骨材のＦＭ： （8）ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰ評価法： （9）施工時間： (10)転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ運搬時間：　分						

（５）設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は 20mm とするものする。ただし、これにより難いときは監督員の承諾を得て 25mm とすることができる。

（６）受注者は、転圧コンクリートの所要の品質を確保できる施工機械を選定しなければならない。

（７）受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練り混ぜ用ミキサーとして、２軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサーを使用しなければならない。

（８）転圧コンクリートにおけるコンクリートの練り混ぜ量は公称能力の２/３程度とするが、試験練りによって決定し、監督員の承諾を得なければならない。

（９）運搬は本条８項（３）～（６）の規定によるものとする。

ただし、転圧コンクリートを練り混ぜてから転圧を開始するまでの時間は 60 分以内とするものとする。これにより難い場合は監督員の承諾を得て、混和剤または遅延剤を使用して時間を延長できるが、90 分を限度とするものとする。

(10) 受注者は、運搬中シートによりコンクリートを乾燥から保護しなければならない。

(11) 型枠は本条８項（２）の規定による。

(12) 受注者は、コンクリートの敷均しを行う場合に、所要の品質を確保できるアスファルトフィニッシャによって行わなければならない。

改正後（令和６年版）

会、平成2年11月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。

示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表２－54によるものとする。

表２－54　示方配合表

種別	粗骨材の最大寸法(mm)	コンシステンシーの目標値(%、秒)	細骨材率 s／a (%)	水セメント比 W／C (%)	単位粗骨材容積	単位量(kg／m³)					単位容積質量(kg/m³)	含水比 W (%)
						水 W	セメント C	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤		
理論配合		－	－	－	－							－
示方配合												
備考	（1）設計基準曲げ強度＝　MPa （2）配合強度＝　MPa （3）設計空隙率＝　% （4）セメントの種類： （5）混和剤の種類：					（6）粗骨材の種類： （7）細骨材のＦＭ： （8）ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰ評価法： （9）施工時間： (10)転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ運搬時間：　分						

（５）設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は 20mm とするものする。ただし、これにより難いときは監督員の承諾を得て 25mm とすることができる。

（６）受注者は、転圧コンクリートの所要の品質を確保できる施工機械を選定しなければならない。

（７）受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練り混ぜ用ミキサーとして、２軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサーを使用しなければならない。

（８）転圧コンクリートにおけるコンクリートの練り混ぜ量は公称能力の２/３程度とするが、試験練りによって決定し、監督員の承諾を得なければならない。

（９）運搬は本条８項（３）～（６）の規定によるものとする。

ただし、転圧コンクリートを練り混ぜてから転圧を開始するまでの時間は 60 分以内とするものとする。これにより難い場合は監督員の承諾を得て、混和剤または遅延剤を使用して時間を延長できるが、90 分を限度とするものとする。

(10) 受注者は、運搬中シートによりコンクリートを乾燥から保護しなければならない。

(11) 型枠は本条８項（２）の規定による。

(12) 受注者は、コンクリートの敷均しを行う場合に、所要の品質を確保できるアスファルトフィニッシャによって行わなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
(13) 受注者は、敷均したコンクリートを、表面の平坦性の規格を満足させ、かつ、所定の密度になるまで振動ローラ、タイヤローラなどによって締固めなければならない。 (14) 受注者は、締固めの終了した転圧コンクリートを養生マットで覆い、コンクリートの表面を荒らさないよう散水による湿潤養生を行わなければならない。 (15) 受注者は、散水養生を、車両の走行によって表面の剥脱、飛散が生じなくなるまで続けなければならない。 (16) 受注者は、養生期間終了後、監督員の承諾を得て、転圧コンクリートを交通に開放しなければならない。 **14. コンクリート舗装目地の規定** 受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性をもつように仕上げなければならない。目地付近にモルタルばかりよせて施工してはならない。 （２）目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は２㎜ を超えてはならない。また、目地はコンクリート版面に垂直になるよう施工しなければならない。 （３）目地の肩は、半径５㎜程度の面取りをするものとする。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッター等で目地を切る場合は、面取りを行わなくともよいものとする。 （４）目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径５㎜ 程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げをするものとする。 （５）受注者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないよう、道路中心線に平行に挿入しなければならない。 （６）受注者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約 10cm 程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を２回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。 （７）受注者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を、定められた深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッターで切り込み、目地材を注入しなければならない。 （８）受注者は、収縮目地を施工する場合に、突き合わせ目地に、硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、またはアスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。 （９）注入目地材（加熱施工式）の品質は、表２－55 を標準とする。	(13) 受注者は、敷均したコンクリートを、表面の平坦性の規格を満足させ、かつ、所定の密度になるまで振動ローラ、タイヤローラなどによって締固めなければならない。 (14) 受注者は、締固めの終了した転圧コンクリートを養生マットで覆い、コンクリートの表面を荒らさないよう散水による湿潤養生を行わなければならない。 (15) 受注者は、散水養生を、車両の走行によって表面の剥脱、飛散が生じなくなるまで続けなければならない。 (16) 受注者は、養生期間終了後、監督員の承諾を得て、転圧コンクリートを交通に開放しなければならない。 **14. コンクリート舗装目地の規定** 受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性をもつように仕上げなければならない。目地付近にモルタルばかりよせて施工してはならない。 （２）目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は２㎜ を超えてはならない。また、目地はコンクリート版面に垂直になるよう施工しなければならない。 （３）目地の肩は、半径５㎜程度の面取りをするものとする。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッター等で目地を切る場合は、面取りを行わなくともよいものとする。 （４）目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径５㎜ 程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げをするものとする。 （５）受注者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないよう、道路中心線に平行に挿入しなければならない。 （６）受注者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約 10cm 程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を２回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。 （７）受注者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を、定められた深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッターで切り込み、目地材を注入しなければならない。 （８）受注者は、収縮目地を施工する場合に、突き合わせ目地に、硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、またはアスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。 （９）注入目地材（加熱施工式）の品質は、表２－55 を標準とする。

改正後（令和４年版）

表２－55　注入目地材（加熱施工式）の品質

試験項目	低弾性タイプ	高弾性タイプ
針入度（円錐針）	６mm 以下	９mm 以下
弾　性（球針）		初期貫入量　0.5～1.5mm 復　元　率　　60％以上
引　張　量	３mm 以上	10mm 以上
流　　動	5mm 以下	３mm 以下

15. 転圧コンクリート舗装の目地

転圧コンクリート舗装において目地は、設計図書に従わなければならない。

２－６－13　薄層カラー舗装工

１. 施工前準備

受注者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。

２. 異常時の処置

受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

３. 薄層カラー舗装の規定

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定による。

４. 使用機械汚れの除去

受注者は、使用済み合材等により、色合いが悪くなるおそれのある場合には、事前にプラント、ダンプトラック、フィニッシャーの汚れを除去するよう洗浄しなければならない。

２－６－14　ブロック舗装工

１. 適用規定

ブロック舗装工の施工については、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定による。

２. ブロック舗装の施工

受注者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう基礎を入念に締固めなければならない。

３. 端末部及び曲線部の処置

受注者は、ブロック舗装の端末部及び曲線部で隙間が生じる場合、半ブロックまたは、コンクリートなどを用いて施工しなければならない。

４. ブロック舗装工の規定

ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第９章９－４－８インターロッキ

改正後（令和６年版）

表２－55　注入目地材（加熱施工式）の品質

試験項目	低弾性タイプ	高弾性タイプ
針入度（円錐針）	６mm 以下	９mm 以下
弾　性（球針）		初期貫入量　0.5～1.5mm 復　元　率　　60％以上
引　張　量	３mm 以上	10mm 以上
流　　動	5mm 以下	３mm 以下

15. 転圧コンクリート舗装の目地

転圧コンクリート舗装において目地は、設計図書に従わなければならない。

２－６－13　薄層カラー舗装工

１. 施工前準備

受注者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。

２. 異常時の処置

受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

３. 薄層カラー舗装の規定

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定による。

４. 使用機械汚れの除去

受注者は、使用済み合材等により、色合いが悪くなるおそれのある場合には、事前にプラント、ダンプトラック、フィニッシャーの汚れを除去するよう洗浄しなければならない。

２－６－14　ブロック舗装工

１. 適用規定

ブロック舗装工の施工については、第３編２－６－７アスファルト舗装工の規定による。

２. ブロック舗装の施工

受注者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう基礎を入念に締固めなければならない。

３. 端末部及び曲線部の処置

受注者は、ブロック舗装の端末部及び曲線部で隙間が生じる場合、半ブロックまたは、コンクリートなどを用いて施工しなければならない。

４. ブロック舗装工の規定

ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第９章９－４－８インターロッキ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ングブロック舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第４章施工（日本道路協会、昭和60年9月）の規定による。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 **５．目地材　サンドクッション材** 目地材、サンドクッション材は、砂（細砂）を使用するものとする。 **６．路盤の転圧** 受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。	ングブロック舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第４章施工（日本道路協会、昭和60年9月）の規定による。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 **５．目地材　サンドクッション材** 目地材、サンドクッション材は、砂（細砂）を使用するものとする。 **６．路盤の転圧** 受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。
２－６－15　路面切削工 受注者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	**２－６－15　路面切削工** 受注者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。
２－６－16　舗装打換え工 **１．既設舗装の撤去** （１）受注者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。 （２）受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２．舗設** 受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。 （１）シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。 （２）舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。 （３）受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面の温度が、50℃以下になってから交通解放を行わなければならない。	**２－６－16　舗装打換え工** **１．既設舗装の撤去** （１）受注者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。 （２）受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２．舗設** 受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。 （１）シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。 （２）舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。 （３）受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面の温度が、50℃以下になってから交通解放を行わなければならない。
２－６－17　オーバーレイ工 **１．施工面の整備** （１）受注者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。 （２）受注者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 （３）既設舗装の不良部分の撤去や不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。	**２－６－17　オーバーレイ工** **１．施工面の整備** （１）受注者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。 （２）受注者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 （３）既設舗装の不良部分の撤去や不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（４）受注者は、施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して協議しなければならない。 **２．舗設** （１）セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。 （２）舗装途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。 **２－６－18　アスファルト舗装補修工** **１．わだち掘れ補修の施工** 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。 **２．施工前準備** 受注者は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 **３．不良部分除去等の処置** わだち掘れ補修施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。 **４．異常時の処置** 受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して施工前に監督員と協議しなければならない。 **５．わだち掘れ補修の規定** 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、本条第２項、第３項、第４項により施工面を整備した後、第３編第２章第６節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って舗設を行わなければならない。 **６．わだち掘れ補修の施工** 受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすり付けの場合はテープ、施工端部がすり付け以外の場合は、ぬき、こまいなどの木製型枠を使用しなければならない。 **７．わだち掘れ補修の瀝青材の散布** 受注者は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。 なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。 **８．路面切削の施工** 受注者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、	（４）受注者は、施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して協議しなければならない。 **２．舗設** （１）セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。 （２）舗装途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。 **２－６－18　アスファルト舗装補修工** **１．わだち掘れ補修の施工** 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。 **２．施工前準備** 受注者は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 **３．不良部分除去等の処置** わだち掘れ補修施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。 **４．異常時の処置** 受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して施工前に監督員と協議しなければならない。 **５．わだち掘れ補修の規定** 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、本条第２項、第３項、第４項により施工面を整備した後、第３編第２章第６節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って舗設を行わなければならない。 **６．わだち掘れ補修の施工** 受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすり付けの場合はテープ、施工端部がすり付け以外の場合は、ぬき、こまいなどの木製型枠を使用しなければならない。 **７．わだち掘れ補修の瀝青材の散布** 受注者は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。 なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。 **８．路面切削の施工** 受注者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
20m間隔とする。 **９．パッチングの施工の時期、箇所等** 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督員に報告しなければならない。 **10. パッチングの施工** 受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分を取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **11. タックコート材の塗布** 受注者は、パッチングの施工については、垂直に切削し整形した面に均一にタックコート材を塗布しなければならない。 **12. クラック処理の施工** 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のごみ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。 また、湿っている部分については、バーナなどで加熱し乾燥させなければならない。 **13. 安全溝の設置位置** 受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **14. 欠損部の補修** 受注者は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局部的なひび割れ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け・段差・穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。 **15. 欠損部の補修の施工** 受注者は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを施工し、加熱アスファルト混合物を敷き均した後、振動ローラ等により締め固めなければならない。 **16. アスファルト舗装の亀裂箇所の処置** 受注者は、アスファルト舗装の亀裂箇所で、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・泥等を吹き飛ばす等の方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。 **２－６－19　コンクリート舗装補修工** **１．注入孔径** アスファルト注入における注入孔の孔径は、50㎜程度とする。 **２．注入孔の配列** 受注者は、アスファルト注入における注入孔の配列を、等間隔・千鳥状としなけれ	20m間隔とする。 **９．パッチングの施工の時期、箇所等** 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督員に報告しなければならない。 **10. パッチングの施工** 受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分を取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **11. タックコート材の塗布** 受注者は、パッチングの施工については、垂直に切削し整形した面に均一にタックコート材を塗布しなければならない。 **12. クラック処理の施工** 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のごみ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。 また、湿っている部分については、バーナなどで加熱し乾燥させなければならない。 **13. 安全溝の設置位置** 受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **14. 欠損部の補修** 受注者は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局部的なひび割れ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け・段差・穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。 **15. 欠損部の補修の施工** 受注者は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを施工し、加熱アスファルト混合物を敷き均した後、振動ローラ等により締め固めなければならない。 **16. アスファルト舗装の亀裂箇所の処置** 受注者は、アスファルト舗装の亀裂箇所で、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・泥等を吹き飛ばす等の方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。 **２－６－19　コンクリート舗装補修工** **１．注入孔径** アスファルト注入における注入孔の孔径は、50㎜程度とする。 **２．注入孔の配列** 受注者は、アスファルト注入における注入孔の配列を、等間隔・千鳥状としなけれ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ばならない。 なお、配置については設計図書によるものとする。 **３．ジェッチング** 受注者は、アスファルト注入における削孔終了後、孔の中のコンクリート屑、浮遊土砂、水分等を取り除き、注入がスムーズに行われるようジェッチングしなければならない。また、アスファルト注入までの期間、孔の中への土砂、水分等の浸入を防止しなければならない。 **４．加熱温度** 受注者は、アスファルト注入に使用するブローンアスファルトの加熱温度については、ケットル内で210℃以上、注入時温度は190℃～210℃としなければならない。 **５．アスファルト注入の施工** 受注者は、アスファルト注入の施工にあたっては、注入作業近辺の注入孔で注入材料が噴出しないよう木栓等にて注入孔を止めるものとし、注入材が固まった後、木栓等を取り外し、セメントモルタルまたはアスファルトモルタル等を充填しければならない。 **６．アスファルト注入時の注入圧力** 受注者は、アスファルト注入時の注入圧力については、0.2～0.4MPaとしなければならない。 **７．アスファルト注入後の一般交通の解放時期** 受注者は、アスファルト注入後の一般交通の解放時期については、注入孔のモルタル充填完了から30分～１時間程度経過後としなければならない。 **８．アスファルト注入材料の使用量の確認** アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に、監督員の承諾を得なければならない。 **９．タワミ測定** 受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。 なお、タワミ量が0.4㎜以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **10. 目地補修の施工前準備** 受注者は、目地補修において、注入目地材により舗装版目地部の補修を行う場合には、施工前に古い目地材、石、ごみ等を取り除かなければならない。 なお、目地板の上に注入目地材を使用している目地は、注入目地部分の材料を取り除くものとし、また、一枚の目地板のみで施工している目地は目地板の上部３㎝程度削り取り、目地材を注入しなければならない。 **11. 目地の補修** 受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひび割れ部の補修を行う場合には、注入できるひび割れはすべて注入し、注入不能のひび割れは、施工前に設	ばならない。 なお、配置については設計図書によるものとする。 **３．ジェッチング** 受注者は、アスファルト注入における削孔終了後、孔の中のコンクリート屑、浮遊土砂、水分等を取り除き、注入がスムーズに行われるようジェッチングしなければならない。また、アスファルト注入までの期間、孔の中への土砂、水分等の浸入を防止しなければならない。 **４．加熱温度** 受注者は、アスファルト注入に使用するブローンアスファルトの加熱温度については、ケットル内で210℃以上、注入時温度は190℃～210℃としなければならない。 **５．アスファルト注入の施工** 受注者は、アスファルト注入の施工にあたっては、注入作業近辺の注入孔で注入材料が噴出しないよう木栓等にて注入孔を止めるものとし、注入材が固まった後、木栓等を取り外し、セメントモルタルまたはアスファルトモルタル等を充填しければならない。 **６．アスファルト注入時の注入圧力** 受注者は、アスファルト注入時の注入圧力については、0.2～0.4MPaとしなければならない。 **７．アスファルト注入後の一般交通の解放時期** 受注者は、アスファルト注入後の一般交通の解放時期については、注入孔のモルタル充填完了から30分～１時間程度経過後としなければならない。 **８．アスファルト注入材料の使用量の確認** アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に、監督員の承諾を得なければならない。 **９．タワミ測定** 受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。 なお、タワミ量が0.4㎜以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **10. 目地補修の施工前準備** 受注者は、目地補修において、注入目地材により舗装版目地部の補修を行う場合には、施工前に古い目地材、石、ごみ等を取り除かなければならない。 なお、目地板の上に注入目地材を使用している目地は、注入目地部分の材料を取り除くものとし、また、一枚の目地板のみで施工している目地は目地板の上部３㎝程度削り取り、目地材を注入しなければならない。 **11. 目地の補修** 受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひび割れ部の補修を行う場合には、注入できるひび割れはすべて注入し、注入不能のひび割れは、施工前に設

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **12. クラック防止シート張りを行う場合の注意** 受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび割れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。 なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/m²程度を塗布のうえ張付けなければならない。 **13. クラック防止シート張りの継目** 受注者は、目地補修におけるクラック防止シート張りの継目については、シートの重ね合わせを５～８㎝程度としなければならない。 **14. 目地補修禁止の状態** 受注者は、目地補修において目地及びひび割れ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。 **２－６－20舗装切断工** **１．建設副産物の規定** 受注者は，舗装版切断時に発生する濁水については、第１編１－１－２０建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 **２．取扱いの留意点** アスファルトコンクリート舗装版、セメントコンクリート舗装版及びこれらの複合舗装版の切断作業に適用する。なお、濁水を生じさせない工法による施工の場合や現場条件等によりやむを得ず濁水の回収ができない場合においてはこの限りではないが、受注者は現場周辺の状況を考慮し、濁水の適正処理を実施しなけらばならない。 **第７節　地盤改良工** **２－７－１　一般事項** 本節は、地盤改良工として路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、パイルネット工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。 セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土等は、六価クロム溶出試験要領により、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果を監督員に提出するものとする。 **２－７－２　路床安定処理工** **１. 一般事項** 受注者は、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上げなければならない。 **２. 作業前の準備** 受注者は、安定材の散布を行う前に現地盤の不陸整正や必要に応じて仮排水路などを設置しなければならない。	計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **12. クラック防止シート張りを行う場合の注意** 受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび割れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。 なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/m²程度を塗布のうえ張付けなければならない。 **13. クラック防止シート張りの継目** 受注者は、目地補修におけるクラック防止シート張りの継目については、シートの重ね合わせを５～８㎝程度としなければならない。 **14. 目地補修禁止の状態** 受注者は、目地補修において目地及びひび割れ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。 **２－６－20舗装切断工** **１．建設副産物の規定** 受注者は，舗装版切断時に発生する濁水については、第１編１－１－２０建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 **２．取扱いの留意点** アスファルトコンクリート舗装版、セメントコンクリート舗装版及びこれらの複合舗装版の切断作業に適用する。なお、濁水を生じさせない工法による施工の場合や現場条件等によりやむを得ず濁水の回収ができない場合においてはこの限りではないが、受注者は現場周辺の状況を考慮し、濁水の適正処理を実施しなけらばならない。 **第７節　地盤改良工** **２－７－１　一般事項** 本節は、地盤改良工として路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、パイルネット工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。 セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土等は、六価クロム溶出試験要領により、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果を監督員に提出するものとする。 **２－７－２　路床安定処理工** **１. 一般事項** 受注者は、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上げなければならない。 **２. 作業前の準備** 受注者は、安定材の散布を行う前に現地盤の不陸整正や必要に応じて仮排水路などを設置しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
３．安定材の散布 受注者は、所定の安定材を散布機械または人力によって均等に散布しなければならない。 **４．混合** 受注者は、路床安定処理工にあたり、散布終了後に適切な混合機械を用いて混合しなければならない。また、受注者は混合中は混合深さの確認を行うとともに混合むらが生じた場合は、再混合を行わなければならない。 **５．施工** 受注者は、路床安定処理工にあたり、粒状の石灰を用いる場合には、一回目の混合が終了した後仮転圧して放置し、生石灰の消化を待ってから再び混合を行わなければならない。ただし、粉状の生石灰（０～５㎜）を使用する場合は、一回の混合とすることができる。 **６．粉塵対策** 受注者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **７．路床安定処理工の手順** 受注者は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。また、当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めなければならない。	**３．安定材の散布** 受注者は、所定の安定材を散布機械または人力によって均等に散布しなければならない。 **４．混合** 受注者は、路床安定処理工にあたり、散布終了後に適切な混合機械を用いて混合しなければならない。また、受注者は混合中は混合深さの確認を行うとともに混合むらが生じた場合は、再混合を行わなければならない。 **５．施工** 受注者は、路床安定処理工にあたり、粒状の石灰を用いる場合には、一回目の混合が終了した後仮転圧して放置し、生石灰の消化を待ってから再び混合を行わなければならない。ただし、粉状の生石灰（０～５㎜）を使用する場合は、一回の混合とすることができる。 **６．粉塵対策** 受注者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **７．路床安定処理工の手順** 受注者は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。また、当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めなければならない。
２－７－３　置換工 **１．一般事項** 受注者は、置換のために掘削を行うにあたり、掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。 **２．一層の仕上がり厚さ** 受注者は、路床部の置換工にあたり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚で20cm以下としなければならない。 **３．締固め管理** 受注者は、構造物基礎の置換工にあたり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めなければならない。 **４．終了表面の処置** 受注者は、置換工において、終了表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。 **５．■■■■■** 受注者は、構造物の基礎面等で、置き換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、監督員と協議しなければならない。	**２－７－３　置換工** **１．一般事項** 受注者は、置換のために掘削を行うにあたり、掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。 **２．一層の仕上がり厚さ** 受注者は、路床部の置換工にあたり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚で20cm以下としなければならない。 **３．締固め管理** 受注者は、構造物基礎の置換工にあたり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めなければならない。 **４．終了表面の処置** 受注者は、置換工において、終了表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。 **５．■■■■■** 受注者は、構造物の基礎面等で、置き換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、監督員と協議しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２－７－４　表層安定処理工 **１．一般事項** 受注者は、表層安定処理工にあたり、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。 **２．適用規定** サンドマット及び安定シートの施工については、第３編２－７－６サンドマット工の規定による。 **３．表層安定処理** 受注者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が500kg越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。 **４．掘削法面勾配の決定** 受注者は、置換のための掘削を行う場合には、その掘削法面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。 **５．サンドマット（海上）** 受注者は、サンドマット（海上）にあたっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。 **６．配合試験** 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。	**２－７－４　表層安定処理工** **１．一般事項** 受注者は、表層安定処理工にあたり、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。 **２．適用規定** サンドマット及び安定シートの施工については、第３編２－７－６サンドマット工の規定による。 **３．表層安定処理** 受注者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が500kg越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。 **４．掘削法面勾配の決定** 受注者は、置換のための掘削を行う場合には、その掘削法面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。 **５．サンドマット（海上）** 受注者は、サンドマット（海上）にあたっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。 **６．配合試験** 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。
２－７－５　パイルネット工 **１．一般事項** 受注者は、連結鉄筋の施工にあたり、設計図書に記載された位置に敷設しなければならない。 **２．サンドマット及び安定シートの規定** サンドマット及び安定シートの施工については、第３編２－７－６サンドマット工の規定による。 **３．木杭の規定** パイルネット工における木杭の施工については、以下の各号の規定による。 （１）受注者は、材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。 （２）受注者は、先端は角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度としなければならない。 **４．既製コンクリート杭の規定** パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定	**２－７－５　パイルネット工** **１．一般事項** 受注者は、連結鉄筋の施工にあたり、設計図書に記載された位置に敷設しなければならない。 **２．サンドマット及び安定シートの規定** サンドマット及び安定シートの施工については、第３編２－７－６サンドマット工の規定による。 **３．木杭の規定** パイルネット工における木杭の施工については、以下の各号の規定による。 （１）受注者は、材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。 （２）受注者は、先端は角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度としなければならない。 **４．既製コンクリート杭の規定** パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
による。 （１）受注者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。 （２）受注者は、杭頭処理にあたり、杭本体を損傷させないように行わなければならない。 （３）受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督員または、検査員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなけばならない。 （４）受注者は、打込みにあたり、キャップは杭径に適したものを用いるものとし、クッションは変形のないものを用いなければならない。 （５）受注者は、杭の施工にあたり、杭頭を打込みの打撃等により損傷した場合は、これを整形しなければならない。 （６）受注者は、杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （７）受注者は、杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 （８）杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ①　受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。 ②　受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。 ③　受注者は、杭の継手は JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。 （９）受注者は、杭のカットオフにあたり、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。 (10) 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。	による。 （１）受注者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。 （２）受注者は、杭頭処理にあたり、杭本体を損傷させないように行わなければならない。 （３）受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督員または、検査員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなけばならない。 （４）受注者は、打込みにあたり、キャップは杭径に適したものを用いるものとし、クッションは変形のないものを用いなければならない。 （５）受注者は、杭の施工にあたり、杭頭を打込みの打撃等により損傷した場合は、これを整形しなければならない。 （６）受注者は、杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （７）受注者は、杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 （８）杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ①　受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。 ②　受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。 ③　受注者は、杭の継手は JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。 （９）受注者は、杭のカットオフにあたり、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。 (10) 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。
２－７－６　サンドマットエ **１．一般事項** 受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。 **２．安定シートの施工** 受注者は、安定シートの施工にあたり、隙間無く敷設しなければならない。	**２－７－６　サンドマットエ** **１．一般事項** 受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。 **２．安定シートの施工** 受注者は、安定シートの施工にあたり、隙間無く敷設しなければならない。
２－７－７　バーチカルドレーンエ **１．施工計画書** 受注者は、バーチカルドレーンの打設及び排水材の投入に使用する機械については、施工前に施工計画書に記載しなければならない。 **２．投入量の計測** 受注者は、バーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充てんした	**２－７－７　バーチカルドレーンエ** **１．施工計画書** 受注者は、バーチカルドレーンの打設及び排水材の投入に使用する機械については、施工前に施工計画書に記載しなければならない。 **２．投入量の計測** 受注者は、バーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充てんした

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ことを確認しなければならない。 **３．打設数量の計測** 受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンについてはその打設による使用量を計測し、確実に打設されたことを確認しなければならない。 **４．異常時の処置** 受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンの打設にあたり、切断及び持ち上がりが生じた場合は、改めて打設を行わなければならない。 **５．排水効果の維持** 受注者は、打設を完了したペーパードレーンの頭部を保護し、排水効果を維持しなければならない。	ことを確認しなければならない。 **３．打設数量の計測** 受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンについてはその打設による使用量を計測し、確実に打設されたことを確認しなければならない。 **４．異常時の処置** 受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンの打設にあたり、切断及び持ち上がりが生じた場合は、改めて打設を行わなければならない。 **５．排水効果の維持** 受注者は、打設を完了したペーパードレーンの頭部を保護し、排水効果を維持しなければならない。
２－７－８　締固め改良工 **１．一般事項** 受注者は、締固め改良工にあたり、地盤の状況を把握し、坑内へ設計図書に記載された粒度分布の砂を用いて適切に充填しなければならない。 **２．周辺への影響防止** 受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。受注者は、影響が生じた場合には、直ちに監督員に報告し、その対応方法等に関して協議しなければならない。 **３．施工位置** 受注者は、海上におけるサンドコンパクションの施工にあたっては、設計図書に示された位置に打設しなければならない。	**２－７－８　締固め改良工** **１．一般事項** 受注者は、締固め改良工にあたり、地盤の状況を把握し、坑内へ設計図書に記載された粒度分布の砂を用いて適切に充填しなければならない。 **２．周辺への影響防止** 受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。受注者は、影響が生じた場合には、直ちに監督員に報告し、その対応方法等に関して協議しなければならない。 **３．施工位置** 受注者は、海上におけるサンドコンパクションの施工にあたっては、設計図書に示された位置に打設しなければならない。
２－７－９　固結工 **１．撹拌** 撹拌とは、粉体噴射撹拌、高圧噴射撹拌、スラリー撹拌及び中層混合処理を示すものとする。 **２．配合試験と一軸圧縮試験** 受注者は、固結工による工事着手前に、撹拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督員に報告しなければならない。また、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 **３．周辺の振動障害の防止** 受注者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに対して振動による障害を与えないようにしなければならない。受注者は、これらへ影響が発生した場合は、直ちに監督員に報告し、その対応方法等について監督員と協議しなければならない。 **４．地中埋設物の処置** 受注者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督員に報告後、占有者全体の現地確認調査を求め管理者を明確にし、その管理者と	**２－７－９　固結工** **１．撹拌** 撹拌とは、粉体噴射撹拌、高圧噴射撹拌、スラリー撹拌及び中層混合処理を示すものとする。 **２．配合試験と一軸圧縮試験** 受注者は、固結工による工事着手前に、撹拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督員に報告しなければならない。また、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 **３．周辺の振動障害の防止** 受注者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに対して振動による障害を与えないようにしなければならない。受注者は、これらへ影響が発生した場合は、直ちに監督員に報告し、その対応方法等について監督員と協議しなければならない。 **４．地中埋設物の処置** 受注者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督員に報告後、占有者全体の現地確認調査を求め管理者を明確にし、その管理者と

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
埋設物の処理にあたらなければならない。	埋設物の処理にあたらなければならない。
５．生石灰パイルの施工	**５．生石灰パイルの施工**
受注者は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は１ｍ程度空打ちし、砂または粘土で埋戻さなければならない。	受注者は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は１ｍ程度空打ちし、砂または粘土で埋戻さなければならない。
６．■■■■■	**６．■■■■■**
中層混合処理の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	中層混合処理の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
（１）改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。なお、土質等によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。	（１）改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。なお、土質等によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。
（２）施工機械は、鉛直方向に撹拌混合が可能な撹拌混合機を用いることとする。撹拌混合機とは、アーム部に撹拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と撹拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。	（２）施工機械は、鉛直方向に撹拌混合が可能な撹拌混合機を用いることとする。撹拌混合機とは、アーム部に撹拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と撹拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。
（３）受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を撹拌混合しなければならない。なお、現地状況によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。施工後の改良天端高については、撹拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理（利用）方法について、監督員と協議しなければならない。	（３）受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を撹拌混合しなければならない。なお、現地状況によりこれにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。施工後の改良天端高については、撹拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理（利用）方法について、監督員と協議しなければならない。
７．薬液注入工法	**７．薬液注入工法**
受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。
８．薬液注入工事前の確認事項	**８．薬液注入工事前の確認事項**
受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。
１）工法関係　１．注入圧 ２．注入速度 ３．注入順序 ４．ステップ長	１）工法関係　１．注入圧 ２．注入速度 ３．注入順序 ４．ステップ長
２）材料関係　１．材料（購入・ｄ流通経路等を含む） ２．ゲルタイム ３．配合	２）材料関係　１．材料（購入・ｄ流通経路等を含む） ２．ゲルタイム ３．配合
９．適用規定	**９．適用規定**
受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年７月10日建設省官技発第160号）の規定による。	受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年７月10日建設省官技発第160号）の規定による。
10. 施工管理等	**10. 施工管理等**
受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成２年９月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成２年９月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
11. 施工上の注意	**11. 施工上の注意**
受注者は前各号に定めるほか次の各号により施工しなければならない。	受注者は前各号に定めるほか次の各号により施工しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（１）受注者は、薬液注入工の着手前に薬液注入工の施工計画を監督員に提出しなければならない。 （２）受注者は、薬注の採用にあたって必要に応じて暫定指針による調査を行わなければならない。 （３）受注者は、地下埋設物に近接して薬注を行う場合は、薬注の流出を防止するためゲルタイムの調整等必要な措置を講じなければならない。 （４）受注者は、地下水及び公共用水の水質の汚濁の恐れがある場合は、水質の状況を監視しなければならない。 （５）受注者は、薬液注入が安全に施工されていることを常に確認しなければならない。	（１）受注者は、薬液注入工の着手前に薬液注入工の施工計画を監督員に提出しなければならない。 （２）受注者は、薬注の採用にあたって必要に応じて暫定指針による調査を行わなければならない。 （３）受注者は、地下埋設物に近接して薬注を行う場合は、薬注の流出を防止するためゲルタイムの調整等必要な措置を講じなければならない。 （４）受注者は、地下水及び公共用水の水質の汚濁の恐れがある場合は、水質の状況を監視しなければならない。 （５）受注者は、薬液注入が安全に施工されていることを常に確認しなければならない。
第８節　工場製品輸送工 **２－８－１　一般事項** **１.適用工種** 本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定める。 **２.施工計画書** 受注者は、輸送に着手する前に第１編１－１－４施工計画書第１項の施工計画への記載内容に加えて、輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出しなければならない。 **３.特殊車両申請等の手続き** 受注者は、輸送に関する関係官公署への特殊車両申請等の手続きについて、輸送を行う前に許可を受けておかなければならない。	**第８節　工場製品輸送工** **２－８－１　一般事項** **１.適用工種** 本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定める。 **２.施工計画書** 受注者は、輸送に着手する前に第１編１－１－４施工計画書第１項の施工計画への記載内容に加えて、輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出しなければならない。 **３.特殊車両申請等の手続き** 受注者は、輸送に関する関係官公署への特殊車両申請等の手続きについて、輸送を行う前に許可を受けておかなければならない。
２－８－２　輸送工 **１.部材発送前の準備** 受注者は、部材の発送に先立ち、塗装等で組立て記号を記入しておかなければならない。 **２.■■■■■** 受注者は、１個の質量が５ｔ以上の部材については、その質量及び重心位置を塗料等で見やすい箇所に記入しなければならない。 **３.輸送中の部材の損傷防止** 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。	**２－８－２　輸送工** **１.部材発送前の準備** 受注者は、部材の発送に先立ち、塗装等で組立て記号を記入しておかなければならない。 **２.■■■■■** 受注者は、１個の質量が５ｔ以上の部材については、その質量及び重心位置を塗料等で見やすい箇所に記入しなければならない。 **３.輸送中の部材の損傷防止** 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。
第９節　構造物撤去工 **２－９－１　一般事項** 本節は、構造物撤去工として作業土工（床掘り、埋戻し）、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。	**第９節　構造物撤去工** **２－９－１　一般事項** 本節は、構造物撤去工として作業土工（床掘り、埋戻し）、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２－９－２　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	**２－９－２　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。
２－９－３　構造物取壊し工 **１．一般事項** 受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。 **２．舗装版取壊し** 受注者は、舗装版取壊しを行うにあたり、他に影響を与えないように施工しなければならない。 **３．石積み取壊し等** 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。 **４．鋼材切断** 受注者は、鋼材切断を行うにあたっては、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。 **５．鋼矢板及びＨ鋼杭の引抜き跡の充填** 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。 **６．根固めブロック撤去** 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ごみを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。これによりがたい場合は監督員と協議しなければならない。 **７．コンクリート表面処理** 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、周辺環境や対象構造物に悪影響を与えないように施工しなければならない。 **８．表面処理の施工上の注意** 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **９．道路交通の支障防止対策** 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **10．施工基準** 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、設計図書に従って施工しなければならない。	**２－９－３　構造物取壊し工** **１．一般事項** 受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。 **２．舗装版取壊し** 受注者は、舗装版取壊しを行うにあたり、他に影響を与えないように施工しなければならない。 **３．石積み取壊し等** 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。 **４．鋼材切断** 受注者は、鋼材切断を行うにあたっては、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。 **５．鋼矢板及びＨ鋼杭の引抜き跡の充填** 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。 **６．根固めブロック撤去** 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ごみを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。これによりがたい場合は監督員と協議しなければならない。 **７．コンクリート表面処理** 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、周辺環境や対象構造物に悪影響を与えないように施工しなければならない。 **８．表面処理の施工上の注意** 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **９．道路交通の支障防止対策** 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **10．施工基準** 受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、設計図書に従って施工しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
11. 発生する濁水の処分 受注者は、コンクリート表面処理において発生する濁水及び廃材については、設計図書による処分方法によらなければならない。 **２－９－４　防護柵撤去工** **１. 供用中の施設への影響防止** 受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断･転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２. 道路交通に対する支障防止** 受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断･転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **３. 処分方法** 受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断･転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 **２－９－５　標識撤去工** **１. 供用中の施設への影響防止** 受注者は、標識撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２. 道路交通への支障防止** 受注者は、標識撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **３. 処分方法** 受注者は、標識撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 **２－９－６　道路付属物撤去工** **１. 供用中の施設への影響防止** 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２. 道路交通への支障防止** 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去 に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **３. 撤去工法** 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去 においては、適切な工法を検討し施工しなければならない。 **４. 処分方法** 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去にお	**11. 発生する濁水の処分** 受注者は、コンクリート表面処理において発生する濁水及び廃材については、設計図書による処分方法によらなければならない。 **２－９－４　防護柵撤去工** **１. 供用中の施設への影響防止** 受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断･転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２. 道路交通に対する支障防止** 受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断･転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **３. 処分方法** 受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断･転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 **２－９－５　標識撤去工** **１. 供用中の施設への影響防止** 受注者は、標識撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２. 道路交通への支障防止** 受注者は、標識撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **３. 処分方法** 受注者は、標識撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 **２－９－６　道路付属物撤去工** **１. 供用中の施設への影響防止** 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２. 道路交通への支障防止** 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去 に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **３. 撤去工法** 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去 においては、適切な工法を検討し施工しなければならない。 **４. 処分方法** 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋲、車線分離標、境界鋲等の撤去にお

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
いて、設計図書による処分方法によらなければならない。 **２－９－７　プレキャスト擁壁撤去工** **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、プレキャスト擁壁の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２．他の構造物の損傷防止** 受注者は、プレキャスト擁壁の一部を撤去する場合には、他の構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。 **３．処分方法** 受注者は、プレキャスト擁壁の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 **２－９－８　排水構造物撤去工** **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、排水構造物の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２．他の構造物への損傷防止** 受注者は、排水構造物の撤去に際して、他の排水構造物施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **３．道路交通への支障の防止** 受注者は、排水構造物の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **４．切廻し水路の機能維持** 受注者は、側溝・街渠、集水桝・マンホールの撤去に際して、切廻し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。 **５．処分方法** 受注者は、排水構造物の撤去において設計図書による処分方法によらなければならない。 **２－９－９　かご撤去工** **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、ごみを現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。 **２．処分方法** 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	いて、設計図書による処分方法によらなければならない。 **２－９－７　プレキャスト擁壁撤去工** **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、プレキャスト擁壁の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２．他の構造物の損傷防止** 受注者は、プレキャスト擁壁の一部を撤去する場合には、他の構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。 **３．処分方法** 受注者は、プレキャスト擁壁の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。 **２－９－８　排水構造物撤去工** **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、排水構造物の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２．他の構造物への損傷防止** 受注者は、排水構造物の撤去に際して、他の排水構造物施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **３．道路交通への支障の防止** 受注者は、排水構造物の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **４．切廻し水路の機能維持** 受注者は、側溝・街渠、集水桝・マンホールの撤去に際して、切廻し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。 **５．処分方法** 受注者は、排水構造物の撤去において設計図書による処分方法によらなければならない。 **２－９－９　かご撤去工** **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、ごみを現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。 **２．処分方法** 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２－９－10　落石雪害防止撤去工 **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、落石防護柵撤去、落石防止網（繊維網）の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２．処分方法** 受注者は、落石防護柵撤去、落石防止網（繊維網）の撤去にあたっては、設計図書による処分方法によらなければならない。	**２－９－10　落石雪害防止撤去工** **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、落石防護柵撤去、落石防止網（繊維網）の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２．処分方法** 受注者は、落石防護柵撤去、落石防止網（繊維網）の撤去にあたっては、設計図書による処分方法によらなければならない。
２－９－11　ブロック舗装撤去工 **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２．道路交通への支障の防止** 受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **３．処分方法** 受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	**２－９－11　ブロック舗装撤去工** **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２．道路交通への支障の防止** 受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **３．処分方法** 受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。
２－９－12　縁石撤去工 **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２．道路交通への支障防止** 受注者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **３．処分方法** 受注者は、歩車道境界ブロック及び地先境界ブロックの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	**２－９－12　縁石撤去工** **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２．道路交通への支障防止** 受注者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **３．処分方法** 受注者は、歩車道境界ブロック及び地先境界ブロックの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。
２－９－13　冬季安全施設撤去工 **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２．適用規定** 吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、第３編２－９－３構造物取壊し工の規定による。	**２－９－13　冬季安全施設撤去工** **１．供用中の施設への影響防止** 受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。 **２．適用規定** 吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、第３編２－９－３構造物取壊し工の規定による。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
３．道路交通への支障防止 受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **４．処分方法** 受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	**３．道路交通への支障防止** 受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。 **４．処分方法** 受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。
２－９－14　骨材再生工 **１．骨材再生工の施工** 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第１編１－１－20建設副産物の規定による。 **２．構造物の破砕撤去** 受注者は、構造物の破砕、撤去については、第３編２－９－３構造物取壊し工及び第３編２－９－６道路付属物撤去工の規定により施工しなければならない。ただし、これらの規定により難い場合には、設計図書に関して監督員と協議し承諾を得なければならない。 **３．適切な使用機械の選定** 受注者は、骨材再生工の施工にあたり、現場状況、破砕物の内容、破砕量や運搬方法などから、適切な使用機械を選定しなければならない。 **４．他の部分の損傷防止** 受注者は、骨材再生工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷や悪影響を与えないように行なわなければならない。 **５．第三者の立ち入り防止処置** 受注者は、作業ヤードの出入り口の設置及び破砕作業に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。 **６．施工計画書** 受注者は、破砕ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行なわなければならない。 **７．飛散、粉塵及び振動対策の協議** 受注者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破砕や積込みにあたり、飛散、粉塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **８．施工ヤードの大きさ等の変更の協議** 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **９．設計図書により難い場合の処置** 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法については、設計	**２－９－14　骨材再生工** **１．骨材再生工の施工** 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第１編１－１－20建設副産物の規定による。 **２．構造物の破砕撤去** 受注者は、構造物の破砕、撤去については、第３編２－９－３構造物取壊し工及び第３編２－９－６道路付属物撤去工の規定により施工しなければならない。ただし、これらの規定により難い場合には、設計図書に関して監督員と協議し承諾を得なければならない。 **３．適切な使用機械の選定** 受注者は、骨材再生工の施工にあたり、現場状況、破砕物の内容、破砕量や運搬方法などから、適切な使用機械を選定しなければならない。 **４．他の部分の損傷防止** 受注者は、骨材再生工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷や悪影響を与えないように行なわなければならない。 **５．第三者の立ち入り防止処置** 受注者は、作業ヤードの出入り口の設置及び破砕作業に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。 **６．施工計画書** 受注者は、破砕ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行なわなければならない。 **７．飛散、粉塵及び振動対策の協議** 受注者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破砕や積込みにあたり、飛散、粉塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **８．施工ヤードの大きさ等の変更の協議** 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **９．設計図書により難い場合の処置** 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法については、設計

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
図書によるものとし、これにより難い場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **10. 指定場所以外の仮置きまたは処分** 受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置きまたは処分する場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２－９－15　運搬処理工** **１. 工事現場発生品の規定** 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第１編１－１－19工事現場発生品の規定による。 **２. 建設副産物の規定** 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第１編１－１－20建設副産物の規定による。 **３. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。 **第10節　仮設工** **２－10－１　一般事項** **１. 適用工種** 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮桟橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。 **２. 一般事項** 受注者は、仮設工については、設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。 **３. 仮設物の撤去　原形復旧** 受注者は、仮設物については、設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。 **４. 建設副産物の規定** 受注者は、仮設工の施工に伴い生じた建設副産物については、第１編１―１―20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 **２－10－２　工事用道路工** **１. 一般事項** 工事用道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために仮に施工された道路をいうものとする。	図書によるものとし、これにより難い場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **10. 指定場所以外の仮置きまたは処分** 受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置きまたは処分する場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２－９－15　運搬処理工** **１. 工事現場発生品の規定** 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第１編１－１－19工事現場発生品の規定による。 **２. 建設副産物の規定** 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第１編１－１－20建設副産物の規定による。 **３. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。 **第10節　仮設工** **２－10－１　一般事項** **１. 適用工種** 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮桟橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工、その他これらに類する工種について定める。 **２. 一般事項** 受注者は、仮設工については、設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。 **３. 仮設物の撤去　原形復旧** 受注者は、仮設物については、設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。 **４. 建設副産物の規定** 受注者は、仮設工の施工に伴い生じた建設副産物については、第１編１―１―20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 **２－10－２　工事用道路工** **１. 一般事項** 工事用道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために仮に施工された道路をいうものとする。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．工事用道路の計画・施工 受注者は、工事用道路の施工にあたり、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。 **３．一般交通の支障防止** 受注者は、工事用道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。 **４．工事用道路盛土の施工** 受注者は、工事用道路盛土の施工にあたり、不等沈下を起さないように締固めなければならない。 **５．盛土部法面の整形** 受注者は、工事用道路の盛土部法面の整形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。 **６．工事用道路の敷砂利** 受注者は、工事用道路の敷砂利を行うにあたり、石材を均一に敷均さなければならない。 **７．安定シート** 受注者は、安定シートを用いて、工事用道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。 **８．殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。 **９．既設構造物への影響防止** 受注者は、工事用道路を堤防等の既設構造物に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。 **10．建設副産物の規定** 受注者は、工事用道路工の施工に伴い生じた建設副産物については、第１編１－１－20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 **２－10－３　仮橋・仮桟橋工** **１．一般事項** 受注者は、仮橋・仮桟橋工を河川内に設置する際に、設計図書に定めがない場合には、工事完了後及び工事期間中であっても出水期間中は撤去しなければならない。 **２．覆工板と仮橋上部との接合** 受注者は、覆工板と仮橋上部との接合を行うにあたり、隅角部の設置に支障があるときはその処理方法等の対策を講じなければならない。 **３．仮設高欄及び防舷材の設置** 受注者は、仮設高欄及び防舷材を設置するにあたり、その位置に支障があるときは、設置方法等の対策を講じなければならない。 **４．殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行	**２．工事用道路の計画・施工** 受注者は、工事用道路の施工にあたり、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。 **３．一般交通の支障防止** 受注者は、工事用道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。 **４．工事用道路盛土の施工** 受注者は、工事用道路盛土の施工にあたり、不等沈下を起さないように締固めなければならない。 **５．盛土部法面の整形** 受注者は、工事用道路の盛土部法面の整形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。 **６．工事用道路の敷砂利** 受注者は、工事用道路の敷砂利を行うにあたり、石材を均一に敷均さなければならない。 **７．安定シート** 受注者は、安定シートを用いて、工事用道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。 **８．殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。 **９．既設構造物への影響防止** 受注者は、工事用道路を堤防等の既設構造物に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。 **10．建設副産物の規定** 受注者は、工事用道路工の施工に伴い生じた建設副産物については、第１編１－１－20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 **２－10－３　仮橋・仮桟橋工** **１．一般事項** 受注者は、仮橋・仮桟橋工を河川内に設置する際に、設計図書に定めがない場合には、工事完了後及び工事期間中であっても出水期間中は撤去しなければならない。 **２．覆工板と仮橋上部との接合** 受注者は、覆工板と仮橋上部との接合を行うにあたり、隅角部の設置に支障があるときはその処理方法等の対策を講じなければならない。 **３．仮設高欄及び防舷材の設置** 受注者は、仮設高欄及び防舷材を設置するにあたり、その位置に支障があるときは、設置方法等の対策を講じなければならない。 **４．殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
わなければならない。 **５．杭の施工** 受注者は、杭橋脚の施工にあたり、ウォータージェットを用いる場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。 **２－10－４　路面覆工** **１．一般事項** 受注者は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けなければならない。 **２．第三者の立ち入り防止** 受注者は、覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬入出に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。 **３．路面覆工桁の転倒防止** 受注者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにすると共に、受桁が転倒しない構造としなければならない。 **２－10－５　土留・仮締切工** **１．一般事項** 受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。 **２．河積阻害等の防止** 受注者は、仮締切工の施工にあたり、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 **３．適用規定** 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成26年12月一部改正）の規定による。 **４．埋設物の確認** 受注者は、土留・仮締切工の仮設Ｈ鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認しなければならない。 **５．■■■■■** 受注者は、掘削中、腹起し・切梁等に衝撃を与えないように注意し、施工しなければならない。 **６．■■■■■** 受注者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う腹起し・切梁の取り外し時期については、掘削・コンクリートの打設設計において検討し、施工しなければならない。 **７．溝掘の仮復旧** 受注者は、溝掘りを行うにあたり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮	わなければならない。 **５．杭の施工** 受注者は、杭橋脚の施工にあたり、ウォータージェットを用いる場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。 **２－10－４　路面覆工** **１．一般事項** 受注者は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けなければならない。 **２．第三者の立ち入り防止** 受注者は、覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬入出に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。 **３．路面覆工桁の転倒防止** 受注者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにすると共に、受桁が転倒しない構造としなければならない。 **２－10－５　土留・仮締切工** **１．一般事項** 受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。 **２．河積阻害等の防止** 受注者は、仮締切工の施工にあたり、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。 **３．適用規定** 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成26年12月一部改正）の規定による。 **４．埋設物の確認** 受注者は、土留・仮締切工の仮設Ｈ鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認しなければならない。 **５．■■■■■** 受注者は、掘削中、腹起し・切梁等に衝撃を与えないように注意し、施工しなければならない。 **６．■■■■■** 受注者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う腹起し・切梁の取り外し時期については、掘削・コンクリートの打設設計において検討し、施工しなければならない。 **７．溝掘の仮復旧** 受注者は、溝掘りを行うにあたり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。 **８．埋戻し** 受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。 **９．埋戻し箇所の排水** 受注者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。 **10. 埋戻土の締固め** 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。 **11. 埋設構造物周辺の埋戻し** 受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。 **12. 水密性の確保** 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が一ケ所に集中しないように施工しなければならない。 **13. 適切な含水比の確保** 受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。 **14. 埋設物等への損傷防止** 受注者は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。 **15. ウォータージェット工の最終打止め** 受注者は、ウォータージェットを用いて仮設Ｈ鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。 **16. 杭・矢板引抜き跡の埋戻し** 受注者は、仮設Ｈ鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。 **17. ■■■■■** 受注者は.仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないように施工しなければならない。導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の仮設鋼矢板が共下がりしないように施工しなければならない。 **18. ■■■■■** 受注者は、仮設矢板の引き抜きにおいて、隣接の仮設鋼矢板が共上がりしないように施工しなければならない。 **19. 仮設アンカー影響防止** 受注者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。 **20. 土留め材の締付け** 受注者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。また、盛替梁の施工にあたり、矢	復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。 **８．埋戻し** 受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。 **９．埋戻し箇所の排水** 受注者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。 **10. 埋戻土の締固め** 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。 **11. 埋設構造物周辺の埋戻し** 受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。 **12. 水密性の確保** 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が一ケ所に集中しないように施工しなければならない。 **13. 適切な含水比の確保** 受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。 **14. 埋設物等への損傷防止** 受注者は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。 **15. ウォータージェット工の最終打止め** 受注者は、ウォータージェットを用いて仮設Ｈ鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。 **16. 杭・矢板引抜き跡の埋戻し** 受注者は、仮設Ｈ鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。 **17. ■■■■■** 受注者は.仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないように施工しなければならない。導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の仮設鋼矢板が共下がりしないように施工しなければならない。 **18. ■■■■■** 受注者は、仮設矢板の引き抜きにおいて、隣接の仮設鋼矢板が共上がりしないように施工しなければならない。 **19. 仮設アンカー影響防止** 受注者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。 **20. 土留め材の締付け** 受注者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。また、盛替梁の施工にあたり、矢

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
板の変状に注意し切梁･腹起しなどの撤去を行わなければならない。	板の変状に注意し切梁･腹起しなどの撤去を行わなければならない。
21. 横矢板の施工	**21. 横矢板の施工**
受注者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間の無いようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。	受注者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間の無いようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。
22. ■■■■■	**22. ■■■■■**
受注者は、躯体細部の処理のための簡易土留を施工するにあたり、躯体損傷等の悪影響を与えないようにしなければならない。	受注者は、躯体細部の処理のための簡易土留を施工するにあたり、躯体損傷等の悪影響を与えないようにしなければならない。
23. じゃかご（仮設）施工	**23. じゃかご（仮設）施工**
受注者は、じゃかご（仮設）施工にあたり、中詰用石材の網目からの脱落が生じないよう、石材の選定を行わなければならない。	受注者は、じゃかご（仮設）施工にあたり、中詰用石材の網目からの脱落が生じないよう、石材の選定を行わなければならない。
24. じゃかご（仮設）の詰石	**24. じゃかご（仮設）の詰石**
受注者は、じゃかご（仮設）の詰石にあたり、外廻りに大きな石を配置し、かごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。	受注者は、じゃかご（仮設）の詰石にあたり、外廻りに大きな石を配置し、かごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。
25. じゃかご（仮設）の布設	**25. じゃかご（仮設）の布設**
受注者は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、受注者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充てんし、適切な断面形状に仕上げなければならない。	受注者は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、受注者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充てんし、適切な断面形状に仕上げなければならない。
26. ふとんかご（仮設）の施工	**26. ふとんかご（仮設）の施工**
ふとんかご（仮設）の施工については、本条23～25項の規定による。	ふとんかご（仮設）の施工については、本条23～25項の規定による。
27. 締切盛土着手前の現状地盤確認	**27. 締切盛土着手前の現状地盤確認**
受注者は、締切盛土着手前に現状地盤を確認し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。	受注者は、締切盛土着手前に現状地盤を確認し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。
28. 盛土部法面の整形	**28. 盛土部法面の整形**
受注者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法面の崩壊がないように施工しなければならない。	受注者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法面の崩壊がないように施工しなければならない。
29. 止水シートの設置	**29. 止水シートの設置**
受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを施すものとする。	受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを施すものとする。
30. 殻運搬処理	**30. 殻運搬処理**
受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。
２－10－６　砂防仮締切工	**２－10－６　砂防仮締切工**
１．一般事項	**１．一般事項**
受注者は、土砂締切、土のう締切、コンクリート締切の施工にあたり、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければなら	受注者は、土砂締切、土のう締切、コンクリート締切の施工にあたり、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければなら

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ない。 **２．作業土工の規定** 作業土工の施工については、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 **３．土砂締切の規定** 土砂締切の施工については、第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 **４．コンクリート締切工の規定** コンクリート締切工の施工については、第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	ない。 **２．作業土工の規定** 作業土工の施工については、第３編２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。 **３．土砂締切の規定** 土砂締切の施工については、第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 **４．コンクリート締切工の規定** コンクリート締切工の施工については、第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
２－10－７　水替工 **１．一般事項** 受注者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討すると共に、湧水や雨水の流入水量を充分に排水しなければならない。 **２．排水管理** 受注者は、本条１項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。 **３．排水時の処置** 受注者は、河川あるいは下水道等に排水するに場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。 **４．濁水処理** 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。	**２－10－７　水替工** **１．一般事項** 受注者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討すると共に、湧水や雨水の流入水量を充分に排水しなければならない。 **２．排水管理** 受注者は、本条１項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。 **３．排水時の処置** 受注者は、河川あるいは下水道等に排水するに場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。 **４．濁水処理** 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。
２－10－８　地下水位低下工 **１．一般事項** 受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、施工前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。 **２．周辺被害の防止** 受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に努め被害を与えないようにしなければならない。	**２－10－８　地下水位低下工** **１．一般事項** 受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、施工前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。 **２．周辺被害の防止** 受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に努め被害を与えないようにしなければならない。
２－10－９　地中連続壁工（壁式） **１．■■■■■** 受注者は、施工条件に適した工法，資機材を用いて、充分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。	**２－10－９　地中連続壁工（壁式）** **１．■■■■■** 受注者は、施工条件に適した工法，資機材を用いて、充分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．■■■■■ 受注者は、作業床の施工に当たっては、路盤状況によっては砕石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。 **３．ガイドウォールの設置** 受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。 **４．■■■■■** 受注者は、連壁掘削を施工するに際して、土質に適した掘削速度で施工しなければならない。 **５．連壁鉄筋の組立** 受注者は、連壁鉄筋の組立に際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら、所定の位置に正確に設置しなければならない。 **６．鉄筋かごの製作精度の確保** 連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、受注者は、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。 **７．エレメント間の止水性向上** 受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建て込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填砕石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。 **８．連壁コンクリート打設時の注意** 受注者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの浮き上がりのないように施工しなければならない。 **９．余盛りコンクリートの施工** 打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、受注者は50cm以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。 **10. ■■■■■** 安定液のプラント組立・解体に際して,プラントの移動が困難であることを考慮して、受注者は、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。 **11. 仮設アンカーの削孔時の注意** 受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。 **12. 切梁・腹起し取付け時の注意** 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。 **13. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。	**２．■■■■■** 受注者は、作業床の施工に当たっては、路盤状況によっては砕石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。 **３．ガイドウォールの設置** 受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。 **４．■■■■■** 受注者は、連壁掘削を施工するに際して、土質に適した掘削速度で施工しなければならない。 **５．連壁鉄筋の組立** 受注者は、連壁鉄筋の組立に際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら、所定の位置に正確に設置しなければならない。 **６．鉄筋かごの製作精度の確保** 連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、受注者は、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。 **７．エレメント間の止水性向上** 受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建て込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填砕石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。 **８．連壁コンクリート打設時の注意** 受注者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの浮き上がりのないように施工しなければならない。 **９．余盛りコンクリートの施工** 打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、受注者は50cm以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。 **10. ■■■■■** 安定液のプラント組立・解体に際して,プラントの移動が困難であることを考慮して、受注者は、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。 **11. 仮設アンカーの削孔時の注意** 受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。 **12. 切梁・腹起し取付け時の注意** 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。 **13. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２－10－10　地中連続壁工（柱列式） **１．■■■■■** 受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、充分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。 **２．■■■■■** 受注者は、作業床の施工に当たっては、路盤状況によっては砕石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。 **３．ガイドトレンチの設置** 受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。 **４．柱列杭の施工** 受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び掘孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。 **５．オーバーラップ配置** オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材齢が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。 **６．芯材の建込み** 受注者は、芯材の建て込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。 **７．芯材の挿入** 受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。 **８．■■■■■** 安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、受注者は、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。 **９．仮設アンカーの削孔時の注意** 受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。 **10. 切梁・腹起し取付け時の注意** 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。 **11. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。	**２－10－10　地中連続壁工（柱列式）** **１．■■■■■** 受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、充分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。 **２．■■■■■** 受注者は、作業床の施工に当たっては、路盤状況によっては砕石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものとしなければならない。 **３．ガイドトレンチの設置** 受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。 **４．柱列杭の施工** 受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び掘孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。 **５．オーバーラップ配置** オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材齢が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。 **６．芯材の建込み** 受注者は、芯材の建て込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。 **７．芯材の挿入** 受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。 **８．■■■■■** 安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、受注者は、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。 **９．仮設アンカーの削孔時の注意** 受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。 **10. 切梁・腹起し取付け時の注意** 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。 **11. 殻運搬処理** 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２－10－11　仮水路工 **１．排水施設の損傷防止** 受注者は、工事車両等によりヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の破損を受けないよう、設置しなければならない。 **２．排水管撤去跡の埋戻し** 受注者は、ヒューム管・コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締固めをしながら埋戻しをしなければならない。 **３．素掘側溝の施工** 受注者は、素掘側溝の施工にあたり、周囲の地下水位への影響が小さくなるように施工しなければならない。また、水位の変動が予測される場合には、必要に応じて周囲の水位観測を行わなくてはならない。 **４．■■■■■** 受注者は、仮設鋼矢板水路及び仮設軽量鋼矢板水路の施工にあたり、打込み方法、使用機械について、打込み地点の土質条件、施工条件、矢板の種類等に応じて周囲の水位観測を行わなければならない。 **５．■■■■■** 受注者は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下がりしないように施工しなければならない。 **６．切梁・腹起し取付け時の注意** 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、切梁・腹起しが一様に働くように締付けを行わなければならない。 **７．仮設鋼矢板水路** 受注者は、仮設の鋼矢板水路を行うにあたり、控索材等の取付けにおいて、各控索材等が一様に働くように締付けを行わなければならない。 **８．杭・矢板等の引抜跡の埋戻し** 受注者は、仮設Ｈ鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。 **２－10－12　残土受入れ施設工** **１．搬入土砂の周囲への流出防止** 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を、講じなければならない。 **２．コンクリートブロック等の仮置き時の防護** 受注者は、コンクリートブロック、プレキャストＬ型擁壁、プレキャスト逆Ｔ型擁壁を仮置きする場合には、転倒、他部材との接触による損傷がないようにこれらを防護しなければならない。	**２－10－11　仮水路工** **１．排水施設の損傷防止** 受注者は、工事車両等によりヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の破損を受けないよう、設置しなければならない。 **２．排水管撤去跡の埋戻し** 受注者は、ヒューム管・コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締固めをしながら埋戻しをしなければならない。 **３．素掘側溝の施工** 受注者は、素掘側溝の施工にあたり、周囲の地下水位への影響が小さくなるように施工しなければならない。また、水位の変動が予測される場合には、必要に応じて周囲の水位観測を行わなくてはならない。 **４．■■■■■** 受注者は、仮設鋼矢板水路及び仮設軽量鋼矢板水路の施工にあたり、打込み方法、使用機械について、打込み地点の土質条件、施工条件、矢板の種類等に応じて周囲の水位観測を行わなければならない。 **５．■■■■■** 受注者は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下がりしないように施工しなければならない。 **６．切梁・腹起し取付け時の注意** 受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、切梁・腹起しが一様に働くように締付けを行わなければならない。 **７．仮設鋼矢板水路** 受注者は、仮設の鋼矢板水路を行うにあたり、控索材等の取付けにおいて、各控索材等が一様に働くように締付けを行わなければならない。 **８．杭・矢板等の引抜跡の埋戻し** 受注者は、仮設Ｈ鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。 **２－10－12　残土受入れ施設工** **１．搬入土砂の周囲への流出防止** 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を、講じなければならない。 **２．コンクリートブロック等の仮置き時の防護** 受注者は、コンクリートブロック、プレキャストＬ型擁壁、プレキャスト逆Ｔ型擁壁を仮置きする場合には、転倒、他部材との接触による損傷がないようにこれらを防護しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２－10－13　作業ヤード整備工 **１．一般事項** 受注者は、ヤード造成を施工するにあたり、工事の進行に支障のないように位置や規模を検討し造成・整備しなければならない。 **２．敷砂利施工の注意** 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、ヤード敷地内に砕石を平坦に敷均さなければならない。	**２－10－13　作業ヤード整備工** **１．一般事項** 受注者は、ヤード造成を施工するにあたり、工事の進行に支障のないように位置や規模を検討し造成・整備しなければならない。 **２．敷砂利施工の注意** 受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、ヤード敷地内に砕石を平坦に敷均さなければならない。
２－10－14　電力設備工 **１．一般事項** 受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備を設置するにあたり、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。 **２．工事の安全確保に係る設備** 工事の安全確保に係る設備については、受注者は停電時等の非常時への対応に配慮した設備としなければならない。 **３．電気主任技術者** 受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、監督員に提示するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。 **４．防音対策** 受注者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。	**２－10－14　電力設備工** **１．一般事項** 受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備を設置するにあたり、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。 **２．工事の安全確保に係る設備** 工事の安全確保に係る設備については、受注者は停電時等の非常時への対応に配慮した設備としなければならない。 **３．電気主任技術者** 受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気事業主任技術者を選び、監督員に提示するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。 **４．防音対策** 受注者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。
２－10－15　コンクリート製造設備工 **１．一般事項** コンクリートプラント設備は、練り上がりコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさないものとする。 **２．コンクリートの練りまぜ** 受注者は、コンクリートの練りまぜにおいてはバッチミキサーを用いなければならない。 **３．ケーブルクレーン設備のバケットの構造** ケーブルクレーン設備のバケットの構造は、コンクリートの投入及び搬出の際に材料の分離を起こさないものとし、また、バケットからコンクリートの排出が容易でかつすみやかなものとする。	**２－10－15　コンクリート製造設備工** **１．一般事項** コンクリートプラント設備は、練り上がりコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさないものとする。 **２．コンクリートの練りまぜ** 受注者は、コンクリートの練りまぜにおいてはバッチミキサーを用いなければならない。 **３．ケーブルクレーン設備のバケットの構造** ケーブルクレーン設備のバケットの構造は、コンクリートの投入及び搬出の際に材料の分離を起こさないものとし、また、バケットからコンクリートの排出が容易でかつすみやかなものとする。
２－10－16　トンネル仮設備工 **１．一般事項** 受注者は、トンネル仮設備について、本体工事の品質・性能等の確保のため、その	**２－10－16　トンネル仮設備工** **１．一般事項** 受注者は、トンネル仮設備について、本体工事の品質・性能等の確保のため、その

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
保守に努めなければならない。	保守に努めなければならない。
２．トンネル照明設備の設置	**２．トンネル照明設備の設置**
受注者は、トンネル照明設備を設置するにあたり、切羽等直接作業を行なう場所、保線作業、通路等に対して適切な照度を確保するとともに、明暗の対比を少なくするようにしなければならない。また、停電時等の非常時への対応についても配慮した設備としなければならない。	受注者は、トンネル照明設備を設置するにあたり、切羽等直接作業を行なう場所、保線作業、通路等に対して適切な照度を確保するとともに、明暗の対比を少なくするようにしなければならない。また、停電時等の非常時への対応についても配慮した設備としなければならない。
３．用水設備の設置	**３．用水設備の設置**
受注者は、用水設備を設置するにあたり、さっ孔水、コンクリート混練水、洗浄水、機械冷却水等の各使用量及び水質を十分把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。	受注者は、用水設備を設置するにあたり、さっ孔水、コンクリート混練水、洗浄水、機械冷却水等の各使用量及び水質を十分把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。
４．トンネル排水設備の設置	**４．トンネル排水設備の設置**
受注者は、トンネル排水設備を設置するにあたり、湧水量を十分調査し、作業その他に支障が生じないようにしなければならない。また、強制排水が必要な場合には、停電等の非常時に対応した設備としなければならない。	受注者は、トンネル排水設備を設置するにあたり、湧水量を十分調査し、作業その他に支障が生じないようにしなければならない。また、強制排水が必要な場合には、停電等の非常時に対応した設備としなければならない。
５．トンネル換気設備の設置	**５．トンネル換気設備の設置**
受注者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時に対応についても考慮した設備としなければならない。	受注者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時に対応についても考慮した設備としなければならない。
６．トンネル送気設備の設置	**６．トンネル送気設備の設置**
受注者は、トンネル送気設備の設置にあたり、排気ガス等の流入を防止するように吸気口の位置の選定に留意しなければならない。また、停電等の非常時への対応についても考慮した設備としなければならない。 受注者は、機械による掘削作業、せん孔作業及びコンクリート等の吹付け作業にあたり、湿式の機械装置を用いて粉じんの発散を防止するための措置を講じなければならない。	受注者は、トンネル送気設備の設置にあたり、排気ガス等の流入を防止するように吸気口の位置の選定に留意しなければならない。また、停電等の非常時への対応についても考慮した設備としなければならない。 受注者は、機械による掘削作業、せん孔作業及びコンクリート等の吹付け作業にあたり、湿式の機械装置を用いて粉じんの発散を防止するための措置を講じなければならない。
７．トンネル工事連絡設備の設置	**７．トンネル工事連絡設備の設置**
受注者は、トンネル工事連絡設備の設置にあたり、通常時のみならず非常時における連絡に関しても考慮しなければならない。	受注者は、トンネル工事連絡設備の設置にあたり、通常時のみならず非常時における連絡に関しても考慮しなければならない。
８．換気装置の設置	**８．換気装置の設置**
受注者は、換気装置の設置にあたり、トンネルの規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに効果的な換気装置のものを選定しなければならない。	受注者は、換気装置の設置にあたり、トンネルの規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに効果的な換気装置のものを選定しなければならない。
９．集じん装置の設置	**９．集じん装置の設置**
受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル（吸入性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。
10. 換気等の効果確認	**10. 換気等の効果確認**
受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに１回、定期	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに１回、定期

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは２mg/m³以下とし、掘削断面積が小さいため、２mg/m³を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、２mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。 粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。	に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは２mg/m³以下とし、掘削断面が小さいため、２mg/m³を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、２mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。 粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。
11. ■■■■■ 受注者は、トンネル工事用軌条設備の設置にあたり、トンネル内の軌道では側壁と車輌との間の間隔を関係法令で定められた間隔以上とする等、安全確保に努めなければならない。	**11. ■■■■■** 受注者は、トンネル工事用軌条設備の設置にあたり、トンネル内の軌道では側壁と車輌との間の間隔を関係法令で定められた間隔以上とする等、安全確保に努めなければならない。
12. トンネル充電設備の設置 受注者は、トンネル充電設備を設置するにあたり、機関車台数等を考慮し工事に支障が生じないよう充電所の大きさ及び充電器台数等を決定しなければならない。また、充電中の換気に対する配慮を行わなければならない。	**12. トンネル充電設備の設置** 受注者は、トンネル充電設備を設置するにあたり、機関車台数等を考慮し工事に支障が生じないよう充電所の大きさ及び充電器台数等を決定しなければならない。また、充電中の換気に対する配慮を行わなければならない。
13. ■■■■■ 受注者は、吹付プラント設備組立解体手順書等に基づき安全に留意して実施しなければならない。	**13. ■■■■■** 受注者は、吹付プラント設備組立解体手順書等に基づき安全に留意して実施しなければならない。
14. スライドセントルの組立解体 受注者は、スライドセントル組立解体にあたり、換気管及び送気管等の損傷に留意し、また移動時にねじれなどによる変形を起こさないようにしなければならない。組立時には、可動部が長期間の使用に耐えるようにしなければならない。	**14. スライドセントルの組立解体** 受注者は、スライドセントル組立解体にあたり、換気管及び送気管等の損傷に留意し、また移動時にねじれなどによる変形を起こさないようにしなければならない。組立時には、可動部が長期間の使用に耐えるようにしなければならない。
15. 防水作業台車 受注者は、防水作業台車の構造を防水シートが作業台端部で損傷しない構造とするとともに、作業台組立解体にあたり、施工済みの防水シートを損傷することのないように作業しなければならない。	**15. 防水作業台車** 受注者は、防水作業台車の構造を防水シートが作業台端部で損傷しない構造とするとともに、作業台組立解体にあたり、施工済みの防水シートを損傷することのないように作業しなければならない。
16. ターンテーブル設備の設置 受注者は、ターンテーブル設備の設置にあたり、その動きを円滑にするため、据付面をよく整地し不陸をなくさなければならない。	**16. ターンテーブル設備の設置** 受注者は、ターンテーブル設備の設置にあたり、その動きを円滑にするため、据付面をよく整地し不陸をなくさなければならない。
17. トンネル用濁水処理設備の設置 受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置にあたり、水質汚濁防止法、関連地方自治体の公害防止条例等の規定による水質を達成できるものとしなければならない。また、設備については、湧水量、作業内容及び作業の進捗状況の変化に伴う処理水の水質変化に対応できるものとしなければなならない。	**17. トンネル用濁水処理設備の設置** 受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置にあたり、水質汚濁防止法、関連地方自治体の公害防止条例等の規定による水質を達成できるものとしなければならない。また、設備については、湧水量、作業内容及び作業の進捗状況の変化に伴う処理水の水質変化に対応できるものとしなければなならない。
18. ■■■■■ 受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置については、停電等の非常時にも対応した設備としなければならない。	**18. ■■■■■** 受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置については、停電等の非常時にも対応した設備としなければならない。
19. ■■■■■ 受注者は、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るため、「ずい道等建設工事	**19. ■■■■■** 受注者は、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るため、「ずい道等建設工事

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
における粉じん対策に関するガイドライン」（厚生労働省）及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル」（国土交通省）に基づき粉じん対策を実施しなければならない。	における粉じん対策に関するガイドライン」（厚生労働省）及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル」（国土交通省）に基づき粉じん対策を実施しなければならない。
20. ■■■■■	**20.** ■■■■■
受注者は、トンネル坑内作業環境を改善するため、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械を使用しなければならない。また、内燃機関付の機械を使用する場合は、有害ガス・ばい煙による汚染対策用装置を装備したものを使用しなければならない。	受注者は、トンネル坑内作業環境を改善するため、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械を使用しなければならない。また、内燃機関付の機械を使用する場合は、有害ガス・ばい煙による汚染対策用装置を装備したものを使用しなければならない。
21. ■■■■■	**21.** ■■■■■
受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）及び支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。	受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）及び支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。
22. ■■■■■	**22.** ■■■■■
受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）及び支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。	受注者は、掘削工（削岩、ずり出し）及び支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。
２－10－17　防塵対策工	**２－10－17　防塵対策工**
１．一般事項	**１．一般事項**
受注者は、工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出る恐れがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、その対策について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出る恐れがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、その対策について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
２．砂塵被害防止	**２．砂塵被害防止**
受注者は、工事用機械及び車輛の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水あるいは路面清掃について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、工事用機械及び車輛の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水あるいは路面清掃について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
２－10－18　汚濁防止工	**２－10－18　汚濁防止工**
１．汚濁防止フェンスの施工	**１．汚濁防止フェンスの施工**
受注者は、汚濁防止フェンスを施工する場合は、設置及び撤去時期、施工方法及び順序について、工事着手前に検討し施工しなければならない。	受注者は、汚濁防止フェンスを施工する場合は、設置及び撤去時期、施工方法及び順序について、工事着手前に検討し施工しなければならない。
２．河川等への排水時の処置	**２．河川等への排水時の処置**
受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。
３．濁水放流時の処置	**３．濁水放流時の処置**
受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。	受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２－10－19　防護施設工 **１．一般事項** 受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたり、発破に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。 **２．仮囲い等による支障対策** 受注者は、仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。	**２－10－19　防護施設工** **１．一般事項** 受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたり、発破に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。 **２．仮囲い等による支障対策** 受注者は、仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。
２－10－20　除雪工 受注者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には受注者の責任において元に戻さなければならない。	**２－10－20　除雪工** 受注者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には受注者の責任において元に戻さなければならない。
２－10－21　雪寒施設工 **１．一般事項** 受注者は、ウエザーシェルター及び雪寒仮囲いの施工にあたり、周囲の状況を把握し、設置位置、向きについて機材の搬入出に支障のないようにしなければならない。 **２．ウエザーシェルターの施工** 受注者は、ウエザーシェルターの施工にあたり、支柱の不等沈下が生じないよう留意しなければならない。特に、足場上に設置する場合には足場の支持力の確保に留意しなければならない。 **３．樹木の冬囲い** 受注者は、樹木の冬囲いとして小しぼり、中しぼり等を施工するにあたり、樹木に対する損傷が生じないようにしなければならない。	**２－10－21　雪寒施設工** **１．一般事項** 受注者は、ウエザーシェルター及び雪寒仮囲いの施工にあたり、周囲の状況を把握し、設置位置、向きについて機材の搬入出に支障のないようにしなければならない。 **２．ウエザーシェルターの施工** 受注者は、ウエザーシェルターの施工にあたり、支柱の不等沈下が生じないよう留意しなければならない。特に、足場上に設置する場合には足場の支持力の確保に留意しなければならない。 **３．樹木の冬囲い** 受注者は、樹木の冬囲いとして小しぼり、中しぼり等を施工するにあたり、樹木に対する損傷が生じないようにしなければならない。
２－10－22　法面吹付工 法面吹付工の施工については、第３編２－14－３吹付工の規定による。	**２－10－22　法面吹付工** 法面吹付工の施工については、第３編２－14－３吹付工の規定による。
２－10－23　足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省、平成21年4月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 但し、これにより難い場合は監督員と協議のうえ設計変更の対象とする。 上記において、「これにより難い場合」とは、供給側に問題があり、手すり先行足場を調達できない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。	**２－10－23　足場工** 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省、平成21年4月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 但し、これにより難い場合は監督員と協議のうえ設計変更の対象とする。 上記において、「これにより難い場合」とは、供給側に問題があり、手すり先行足場を調達できない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
第11節　軽量盛土工 **２－11－１　一般事項** 本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 **２－11－２　軽量盛土工** **１．一般事項** 受注者は、軽量盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。 **２．軽量材の損傷防止** 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行なうにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。 **３．湧水がある場合の処置** 受注者は、基盤に湧水がある場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **４．最下層ブロックの設置** 受注者は、軽量材の最下層ブロックの設置にあたっては、特に段差が生じないように施工しなければならない。 **５．ブロック間の固定** 受注者は、軽量材のブロック間の固定にあたっては、設計図書に示された場合を除き、緊結金具を使用し固定しなければならない。 **６．中間床版** 受注者は、中間床版については、設計図書に示された場合を除き、必要に応じて監督員と協議しなければならない。 **第12節　工場製作工（共通）** **２－12－１　一般事項** 本節は、工場製作工として桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、橋梁用防護柵製作工、アンカーフレーム製作工、プレビーム用桁製作工、鋼製排水管製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。 **２－12－２　材料** **１．材料確認** 受注者は、鋼材にJISマーク表示のないもの（JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）について以下のとおり確認しなければならない。 （１）鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状	**第11節　軽量盛土工** **２－11－１　一般事項** 本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 **２－11－２　軽量盛土工** **１．一般事項** 受注者は、軽量盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。 **２．軽量材の損傷防止** 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行なうにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。 **３．湧水がある場合の処置** 受注者は、基盤に湧水がある場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **４．最下層ブロックの設置** 受注者は、軽量材の最下層ブロックの設置にあたっては、特に段差が生じないように施工しなければならない。 **５．ブロック間の固定** 受注者は、軽量材のブロック間の固定にあたっては、設計図書に示された場合を除き、緊結金具を使用し固定しなければならない。 **６．中間床版** 受注者は、中間床版については、設計図書に示された場合を除き、必要に応じて監督員と協議しなければならない。 **第12節　工場製作工（共通）** **２－12－１　一般事項** 本節は、工場製作工として桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、橋梁用防護柵製作工、アンカーフレーム製作工、プレビーム用桁製作工、鋼製排水管製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。 **２－12－２　材料** **１．材料確認** 受注者は、鋼材にJISマーク表示のないもの（JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）について以下のとおり確認しなければならない。 （１）鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状

改正後（令和４年版）

寸法確認によるものとする。

なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。

（２）鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。

なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督員と協議するものとする。

（３）上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。

（４）受注者は、支承、排水桝、高力ボルトについて、使用材料の機械試験成績表及び施工管理写真を監督員に**提出**しなければならない。

（５）塗料については第２編２－11－１一般事項の規定によらなければならない。

２．ミルシートの提出

受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。

３．溶接材料

受注者は、溶接材料の使用区分を表２－56に従って設定しなければならない。

表２－56　溶接材料区分

使用区分	使用する溶接材料
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料

受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。

なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。

（１）耐候性鋼材を溶接する場合

改正後（令和６年版）

寸法確認によるものとする。

なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。

（２）鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。

なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督員と協議するものとする。

（３）上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。

（４）受注者は、支承、排水桝、高力ボルトについて、使用材料の機械試験成績表及び施工管理写真を監督員に**提出**しなければならない。

（５）塗料については第２編２－11－１一般事項の規定によらなければならない。

２．ミルシートの提出

受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。

３．溶接材料

受注者は、溶接材料の使用区分を表２－56に従って設定しなければならない。

表２－56　溶接材料区分

使用区分	使用する溶接材料
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料

受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。

なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。

（１）耐候性鋼材を溶接する場合

改正後（令和４年版）

（２）SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 の鋼材を溶接する場合

４．被覆アーク溶接棒

受注者は、被覆アーク溶接棒を表２－57 に従って乾燥させなければならない。

表２－57　溶接棒の乾燥の温度と時間

溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間
軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	１時間以上
低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後４時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	１時間以上

５．サブマージアーク溶接に用いるフラックス

受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表２－58に従って乾燥させなければならない。

表２－58　フラックスの乾燥の温度と時間

フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間
溶触フラックス	150～200℃	１時間以上
ボンドフラックス	200～250℃	１時間以上

６．CO_2ガスシールドアーク溶接に用いるCO_2ガス

CO_2ガスシールドアーク溶接に用いるCO_2ガスは、JIS K 1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））に規定された第3種を使用するもとのする。

７．工場塗装工の材料

工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。

（１）受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により、監督員の確認を得なければならない。

（２）受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。

（３）受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。

（４）受注者は、多液形塗料の可使時間は、表２－59の基準を遵守しなければならない。

改正後（令和６年版）

（２）SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 の鋼材を溶接する場合

４．被覆アーク溶接棒

受注者は、被覆アーク溶接棒を表２－57 に従って乾燥させなければならない。

表２－57　溶接棒の乾燥の温度と時間

溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間
軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	１時間以上
低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後４時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	１時間以上

５．サブマージアーク溶接に用いるフラックス

受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表２－58に従って乾燥させなければならない。

表２－58　フラックスの乾燥の温度と時間

フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間
溶触フラックス	150～200℃	１時間以上
ボンドフラックス	200～250℃	１時間以上

６．CO_2ガスシールドアーク溶接に用いるCO_2ガス

CO_2ガスシールドアーク溶接に用いるCO_2ガスは、JIS K 1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））に規定された第3種を使用するもとのする。

７．工場塗装工の材料

工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。

（１）受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により、監督員の確認を得なければならない。

（２）受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。

（３）受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。

（４）受注者は、多液形塗料の可使時間は、表２－59の基準を遵守しなければならない。

改正後（令和４年版）

表２－59　多液形塗料の可使時間

塗料名	可使時間（時間）
長ばく形エッチングプライマー	20℃、8 以内
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント 有機ジンクリッチペイント	20℃、5 以内
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、8 以内
	20℃、5 以内
	30℃、3 以内
変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃、5 以内
	30℃、3 以内
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃、3 以内
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5℃、5 以内
	10℃、3 以内
無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料	20℃、1 以内
無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料（低温用）	10℃、1 以内
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃、5 以内
ふっ素樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	20℃、5 以内
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	30℃、3 以内

（５）受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後６ケ月以内、その他の塗料は製造後 12 ケ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延長等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは６ヶ月を超えた場合、その他の塗料は 12 ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。

２－12－３　桁製作工

１．製作加工

製作加工については、下記の規定によるものとする。

（１）原　寸

①　受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の

改正後（令和６年版）

表２－59　多液形塗料の可使時間

塗料名	可使時間（時間）
長ばく形エッチングプライマー	20℃、8 以内
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント 有機ジンクリッチペイント	20℃、5 以内
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、8 以内
	20℃、5 以内
	30℃、3 以内
変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃、5 以内
	30℃、3 以内
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃、3 以内
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5℃、5 以内
	10℃、3 以内
無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料	20℃、1 以内
無溶剤形変形エポキシ樹脂塗料（低温用）	10℃、1 以内
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃、5 以内
ふっ素樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	20℃、5 以内
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	30℃、3 以内

（５）受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後６ヶ月以内、その他の塗料は製造後 12 ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延長等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは６ヶ月を超えた場合、その他の塗料は 12 ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。

２－12－３　桁製作工

１．製作加工

製作加工については、下記の規定によるものとする。

（１）原　寸

①　受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。 ② 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ③ 原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512 （鋼製巻尺）の１級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。 （２）工 作 ① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向で JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 なお、板取りに関する資料を保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 ② 受注者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10㎜ 以下のガセット・プレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。 ④ 受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径 2㎜ 以上の曲面仕上げを行うものとする。 ⑤ 受注者は、鋼材の切断面の表面のあらさを、50μｍ以下にしなければならない。 ⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚 16㎜ 以下の材片は、押抜きにより行うことができる。 また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、ＮＣ穿孔機または型板を使用するものとする。 なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。 ⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表２－60 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006％をこえない材料については、内側半径を板厚の７倍以上または５倍以上と	不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。 ② 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ③ 原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512 （鋼製巻尺）の１級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。 （２）工 作 ① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向で JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 なお、板取りに関する資料を保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 ② 受注者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10㎜ 以下のガセット・プレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。 ④ 受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径 2㎜ 以上の曲面仕上げを行うものとする。 ⑤ 受注者は、鋼材の切断面の表面のあらさを、50μｍ以下にしなければならない。 ⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚 16㎜ 以下の材片は、押抜きにより行うことができる。 また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、ＮＣ穿孔機または型板を使用するものとする。 なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。 ⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表２－60 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006％をこえない材料については、内側半径を板厚の７倍以上または５倍以上と

することができる。

表２－60　シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値

シャルピー吸収エネルギー（Ｊ）	冷間曲げ加工の内側半径	付記記号注)
150 以上	板厚の７倍以上	-7L、－7C
200 以上	板厚の５倍以上	-5L、－5C

［注 1］１番目の数字：最小曲げ半径の板厚の倍率
［注 2］２番目の記号：曲げ加工方向（L：最終圧延方向と同一方向 C：最終圧延方向と直下方向）

⑧　受注者は、調質鋼（Q）及び熱加工制御鋼（ＴＭＣ）の熱間加工を行ってはならない。

（３）溶接施工

①　受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、以下の事項を施工計画書へ記載しなければならない。

１）鋼材の種類及び特性
２）溶接材料の種類及び特性
３）溶接作業者の保有資格
４）継手の形状及び精度
５）溶接環境及び使用設備
６）溶接施工条件及び留意事項
７）溶接部の検査方法
８）不適合品の取り扱い

②　受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。

ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。

また、サブマージアーク溶接を行う場合は、Ａ－２Ｆまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。

なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、６ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前２ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、６ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者又は十分な訓練を受けた者でなければならない。

（４）溶接施工試験

①　受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなけれ

することができる。

表２－60　シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値

シャルピー吸収エネルギー（Ｊ）	冷間曲げ加工の内側半径	付記記号注)
150 以上	板厚の７倍以上	-7L、－7C
200 以上	板厚の５倍以上	-5L、－5C

［注 1］１番目の数字：最小曲げ半径の板厚の倍率
［注 2］２番目の記号：曲げ加工方向（L：最終圧延方向と同一方向 C：最終圧延方向と直下方向）

⑧　受注者は、調質鋼（Q）及び熱加工制御鋼（ＴＭＣ）の熱間加工を行ってはならない。

（３）溶接施工

①　受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、以下の事項を施工計画書へ記載しなければならない。

１）鋼材の種類及び特性
２）溶接材料の種類及び特性
３）溶接作業者の保有資格
４）継手の形状及び精度
５）溶接環境及び使用設備
６）溶接施工条件及び留意事項
７）溶接部の検査方法
８）不適合品の取り扱い

②　受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。

ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。

また、サブマージアーク溶接を行う場合は、Ａ－２Ｆまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。

なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、６ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前２ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、６ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者又は十分な訓練を受けた者でなければならない。

（４）溶接施工試験

①　受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなけれ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ばならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 １）SM570、SMA570W、SM520 及び SMA490W において、１パスの入熱量が 7,000J／mm を超える場合 ２）SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490 において、１パスの入熱量が 10,000J／mm を超える場合。 ３）被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO_2ガスまたはＡｒとCO_2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合 ４）鋼橋製作の実績がない場合 ５）使用実績のないところから材料供給を受ける場合 ６）採用する溶接方法の施工実績がない場合 ②　受注者は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。 なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、下記によるものとする。 １）供試鋼板には、同様な溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の悪いものを用いるものとする。 ２）溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。 ３）異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行うものとする。なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができる。 ４）再試験は、当初試験時の個数の２倍とする。 （５）組立て 受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に溶接することは避けるものとする。やむを得ず溶接を行って母材を傷つけた場合は、本項（12）欠陥部の補修により補修するものとする。 （６）材片の組合わせ精度 受注者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が確保されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は下記の値とするものとする。 ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得たうえで下記の値以上とすることができる。 ①　開先溶接 ルート間隔の誤差：規定値±1.0㎜以下 板厚方向の材片偏心：ｔ≦50 ㎜ 薄い方の板厚の 10%以下 50㎜＜ｔ　５㎜以下	ばならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 １）SM570、SMA570W、SM520 及び SMA490W において、１パスの入熱量が 7,000J／mm を超える場合 ２）SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490 において、１パスの入熱量が 10,000J／mm を超える場合。 ３）被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO_2ガスまたはＡｒとCO_2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合 ４）鋼橋製作の実績がない場合 ５）使用実績のないところから材料供給を受ける場合 ６）採用する溶接方法の施工実績がない場合 ②　受注者は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。 なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、下記によるものとする。 １）供試鋼板には、同様な溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の悪いものを用いるものとする。 ２）溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。 ３）異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行うものとする。なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができる。 ４）再試験は、当初試験時の個数の２倍とする。 （５）組立て 受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に溶接することは避けるものとする。やむを得ず溶接を行って母材を傷つけた場合は、本項（12）欠陥部の補修により補修するものとする。 （６）材片の組合わせ精度 受注者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が確保されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は下記の値とするものとする。 ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得たうえで下記の値以上とすることができる。 ①　開先溶接 ルート間隔の誤差：規定値±1.0㎜以下 板厚方向の材片偏心：ｔ≦50 ㎜ 薄い方の板厚の 10%以下 50㎜＜ｔ　５㎜以下

改正後（令和４年版）

ｔ：薄い方の板厚

裏当て金を用いる場合の密着度：0.5㎜以下

開先角度：規定値±10°

② すみ肉溶接

材片の密着度：1.0㎜以下

（７）組立溶接

受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。

組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあってはすみ肉換算の脚長）は4㎜以上とし、長さは80㎜以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12㎜以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 P_{CM} が 0.22%以下の場合は、50㎜以上とすることができる。

$$P_{CM} = C + \frac{Si}{30} + \frac{Mn}{20} + \frac{Cu}{20} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + 5B \ (\%)$$

（８）予　熱

受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100㎜及びアークの前方100㎜範囲の母材を表２－61の条件を満たす場合に限り、表２－62により予熱することを標準とする。なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表２－63とする。

表２－61　予熱温度の標準を適用する場合のＰＣＭの条件

（%）

鋼種 / 鋼材の板厚(㎜)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	0.22以下	0.20以下
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下		
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下		

改正後（令和６年版）

ｔ：薄い方の板厚

裏当て金を用いる場合の密着度：0.5㎜以下

開先角度：規定値±10°

② すみ肉溶接

材片の密着度：1.0㎜以下

（７）組立溶接

受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。

組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあってはすみ肉換算の脚長）は4㎜以上とし、長さは80㎜以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12㎜以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 P_{CM} が 0.22%以下の場合は、50㎜以上とすることができる。

$$P_{CM} = C + \frac{Si}{30} + \frac{Mn}{20} + \frac{Cu}{20} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + 5B \ (\%)$$

（８）予　熱

受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100㎜及びアークの前方100㎜範囲の母材を表２－61の条件を満たす場合に限り、表２－62により予熱することを標準とする。なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表２－63とする。

表２－61　予熱温度の標準を適用する場合のＰＣＭの条件

（%）

鋼種 / 鋼材の板厚(㎜)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W
25以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下	0.22以下	0.20以下
25を超え50以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下		
50を超え100以下	0.24以下	0.24以下	0.26以下	0.26以下	0.26以下		

改正後（令和４年版）

表２－62　予熱温度の標準

鋼　種	溶　接　方　法	予熱温度(℃) 板厚区分(mm) 25以下	25をこえ40以下	40をこえ50以下	50をこえ75以下
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	－	－
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし

［注］「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が５℃以下の場合は 20℃以上に加熱する。

改正後（令和６年版）

表２－62　予熱温度の標準

鋼　種	溶　接　方　法	予熱温度(℃) 板厚区分(mm) 25以下	25をこえ40以下	40をこえ50以下	50をこえ75以下
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	－	－
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし

［注］「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が５℃以下の場合は 20℃以上に加熱する。

改正後（令和４年版）

表２－63　ＰＣＭ値と予熱温度の標準

ＰＣＭ（％）	溶　接　方　法	予　熱　温　度（℃） 板　厚　区　分（mm）		
		t ≦25	25＜ t ≦40	40＜ t ≦100
0.21	SMAN	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAN，SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.22	SMAN	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAN，SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.23	SMAN	予熱なし	予熱なし	50
	GMAN，SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.24	SMAN	予熱なし	予熱なし	50
	GMAN，SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.25	SMAN	予熱なし	50	50
	GMAN，SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.26	SMAN	予熱なし	50	80
	GMAN，SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.27	SMAN	50	80	80
	GMAN，SAW	予熱なし	50	50
0.28	SMAN	50	80	100
	GMAN，SAW	50	50	80
0.29	SMAN	80	100	100
	GMAN，SAW	50	80	80

（９）溶接施工上の注意

①　受注者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールや割れを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。

また受注者は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。

②　受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。

なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダ仕上げするものとする。

③　受注者は、完全溶込み開先溶接の施工においては、原則として裏はつりを行わなければならない。

④　受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を２種の溶接法

改正後（令和６年版）

表２－63　ＰＣＭ値と予熱温度の標準

ＰＣＭ（％）	溶　接　方　法	予　熱　温　度（℃） 板　厚　区　分（mm）		
		t ≦25	25＜ t ≦40	40＜ t ≦100
0.21	SMAN	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAN，SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.22	SMAN	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAN，SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.23	SMAN	予熱なし	予熱なし	50
	GMAN，SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.24	SMAN	予熱なし	予熱なし	50
	GMAN，SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.25	SMAN	予熱なし	50	50
	GMAN，SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.26	SMAN	予熱なし	50	80
	GMAN，SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.27	SMAN	50	80	80
	GMAN，SAW	予熱なし	50	50
0.28	SMAN	50	80	100
	GMAN，SAW	50	50	80
0.29	SMAN	80	100	100
	GMAN，SAW	50	80	80

（９）溶接施工上の注意

①　受注者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールや割れを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。

また受注者は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。

②　受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。

なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダ仕上げするものとする。

③　受注者は、完全溶込み開先溶接の施工においては、原則として裏はつりを行わなければならない。

④　受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を２種の溶接法

改正後（令和４年版）

で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接もしくは半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。

⑤　受注者は、完全溶込み開先溶接からすみ肉溶接に変化する場合など、溶接線内で開先形状が変化する場合には、開先形状の遷移区間を設けなければならない。

⑥　受注者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。

⑦　受注者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。

ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前のビードの終端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行うものとする。

(10) 開先溶接の余盛と仕上げ

受注者は、設計図書で、特に仕上げの指定のない開先溶接においては、品質管理基準の規定値に従うものとし、余盛高が規格値を超える場合には、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げなければならない。

(11) 溶接の検査

①　受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表２－64 に示す１グループごとに１継手の抜取り検査を行わなければならない。

ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。

表２－64　主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率

部　　材			１検査ロットをグループ分けする場合の１グループの最大継手数	放射線透過試験撮影枚数	超音波探傷試験検査長さ
引張部材			1	１枚（端部を含む）	継手全長を原則とする
圧縮部材			5	１枚（端部を含む）	
曲げ部材	引張フランジ		1	１枚（端部を含む）	
	圧縮フランジ		5	１枚（端部を含む）	
	腹板	応力に直角な方向の継手	1	１枚（引張側）	
		応力に平行な方向の継手	1	１枚（端部を含む）	
鋼床版			1	１枚（端部を含む）	

注）検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の30cmに対して、超音波探傷試験では１継手の全線としている。

②　受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表２－65に示す非破壊試験に従い行わなければならない。

改正後（令和６年版）

で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接もしくは半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。

⑤　受注者は、完全溶込み開先溶接からすみ肉溶接に変化する場合など、溶接線内で開先形状が変化する場合には、開先形状の遷移区間を設けなければならない。

⑥　受注者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。

⑦　受注者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。

ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前のビードの終端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行うものとする。

(10) 開先溶接の余盛と仕上げ

受注者は、設計図書で、特に仕上げの指定のない開先溶接においては、品質管理基準の規定値に従うものとし、余盛高が規格値を超える場合には、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げなければならない。

(11) 溶接の検査

①　受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表２－64 に示す１グループごとに１継手の抜取り検査を行わなければならない。

ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。

表２－64　主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率

部　　材			１検査ロットをグループ分けする場合の１グループの最大継手数	放射線透過試験撮影枚数	超音波探傷試験検査長さ
引張部材			1	１枚（端部を含む）	継手全長を原則とする
圧縮部材			5	１枚（端部を含む）	
曲げ部材	引張フランジ		1	１枚（端部を含む）	
	圧縮フランジ		5	１枚（端部を含む）	
	腹板	応力に直角な方向の継手	1	１枚（引張側）	
		応力に平行な方向の継手	1	１枚（端部を含む）	
鋼床版			1	１枚（端部を含む）	

注）検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の30cmに対して、超音波探傷試験では１継手の全線としている。

②　受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表２－65に示す非破壊試験に従い行わなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行なうものとする。

表２－65　現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率

部　材	放射線透過試験	超音波探傷試験
	撮影箇所	検査長さ
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする	
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板		
鋼床版のデッキプレート	継手の始終端で連続して50cm　（２枚）、中間部で１ｍにつき　１箇所（１枚）及びワイヤ継ぎ部で１箇所（１枚）を原則とする。	継手全長を原則とする

ただし、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得て放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行うことができる。

③　受注者は、放射線透過試験による場合で板厚が25㎜以下の試験の結果については、次の規定を満足する場合に合格とする。

引張応力を受ける溶接部JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書４「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された２類以上

圧縮応力を受ける溶接部JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書４「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された３類以上

なお、上記規定を満足しない場合で、検査ロットのグループが１つの継手からなる場合には、試験を行ったその継手を不合格とする。また、検査ロットのグループが２つ以上の継手から成る場合は、そのグループの残りの各継手に対し、非破壊試験を行い合否を判定するものとする。

受注者は、不合格となった継手をその継手全体を非破壊試験によって検査し、欠陥の範囲を確認のうえ、本項（12）の欠陥部の補修の規定に従い補修しなければならない。また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。

受注者は、現場溶接を行う完全溶込み突合せ溶接継手の非破壊試験結果が上記の規定を満足しない場合は、次の処置をとらなければならない。

継手全長を検査した場合は、規定を満足しない撮影箇所を不合格とし、本項(12)の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。

また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。

抜取り検査をした場合は、規定を満足しない箇所の両側各１ｍの範囲について検査を行うものとし、それらの箇所においても上記規定を満足しない場合には、その１継手の残りの部分のすべてを検査するものとする。不合格となった箇所は、

また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行なうものとする。

表２－65　現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率

部　材	放射線透過試験	超音波探傷試験
	撮影箇所	検査長さ
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする	
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板		
鋼床版のデッキプレート	継手の始終端で連続して50cm　（２枚）、中間部で１ｍにつき　１箇所（１枚）及びワイヤ継ぎ部で１箇所（１枚）を原則とする。	継手全長を原則とする

ただし、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得て放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行うことができる。

③　受注者は、放射線透過試験による場合で板厚が25㎜以下の試験の結果については、次の規定を満足する場合に合格とする。

引張応力を受ける溶接部JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書４「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された２類以上

圧縮応力を受ける溶接部JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）付属書４「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された３類以上

なお、上記規定を満足しない場合で、検査ロットのグループが１つの継手からなる場合には、試験を行ったその継手を不合格とする。また、検査ロットのグループが２つ以上の継手から成る場合は、そのグループの残りの各継手に対し、非破壊試験を行い合否を判定するものとする。

受注者は、不合格となった継手をその継手全体を非破壊試験によって検査し、欠陥の範囲を確認のうえ、本項（12）の欠陥部の補修の規定に従い補修しなければならない。また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。

受注者は、現場溶接を行う完全溶込み突合せ溶接継手の非破壊試験結果が上記の規定を満足しない場合は、次の処置をとらなければならない。

継手全長を検査した場合は、規定を満足しない撮影箇所を不合格とし、本項(12)の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。

また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。

抜取り検査をした場合は、規定を満足しない箇所の両側各１ｍの範囲について検査を行うものとし、それらの箇所においても上記規定を満足しない場合には、その１継手の残りの部分のすべてを検査するものとする。不合格となった箇所は、

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
欠陥の範囲を確認し、本項（12）の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。 また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部または交差部から交差部までを示すものとする。 ④　受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判定が困難な場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。 ⑤　受注者は、断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、Ｔ溶接継手、角溶接継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。 その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、１継手につき３個、または継手長さ１ｍにつき３個まで許容するものとする。 ただし、ピットの大きさが１㎜以下の場合には、３個を１個として計算するものとする。 １）受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25㎜の範囲における高低差で表し、３㎜を超える凹凸を発生させてはならない。 ２）受注者は、アンダーカットの深さを設計上許容される値以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。 ⑥　外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験−技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉 探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。 内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJISZ2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。 １）放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ２）超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ３）手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 (12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。 補修方法は、表２－66に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40㎜以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。	欠陥の範囲を確認し、本項（12）の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。 また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部または交差部から交差部までを示すものとする。 ④　受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判定が困難な場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。 ⑤　受注者は、断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、Ｔ溶接継手、角溶接継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。 その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、１継手につき３個、または継手長さ１ｍにつき３個まで許容するものとする。 ただし、ピットの大きさが１㎜以下の場合には、３個を１個として計算するものとする。 １）受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25㎜の範囲における高低差で表し、３㎜を超える凹凸を発生させてはならない。 ２）受注者は、アンダーカットの深さを設計上許容される値以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。 ⑥　外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉 探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。 内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJISZ2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。 １）放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ２）超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ３）手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 (12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。 補修方法は、表２－66に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40㎜以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。

改正後（令和４年版）

表２－66　欠陥の補修方法

	欠　陥　の　種　類	補　修　方　法
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ仕上げのみでよい
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。
5	オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、または溶接後、グラインダ仕上げする。

(13) ひずみとり

受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表２－67 によるものとする。

表２－67　ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法

鋼　種		鋼材表面温度	冷　却　法
調質鋼（Q）		750℃以下	空冷または空冷後 600℃以下で水冷
熱加工制御鋼(TMC)	Ｃeq＞0.38	900℃以下	空冷または空冷後 500℃以下で水冷
	Ｃeq≦0.38	900℃以下	加熱直後水冷または空冷
その他の鋼材		900℃以下	赤熱状態からの水冷をさける

$$Ceq = C + \frac{Mn}{6} + \frac{Si}{24} + \frac{Ni}{40} + \frac{Cr}{5} + \frac{Mo}{4} + \frac{V}{14} + \left[\frac{Cu}{13}\right] \quad (\%)$$

ただし、（　）の項はＣｕ≧0.5（%）の場合に加えるものとする。

(14) 仮組立て

① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。

ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得てこれに代えることができる。

改正後（令和６年版）

表２－66　欠陥の補修方法

	欠　陥　の　種　類	補　修　方　法
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ仕上げのみでよい
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。
5	オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、または溶接後、グラインダ仕上げする。

(13) ひずみとり

受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表２－67 によるものとする。

表２－67　ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法

鋼　種		鋼材表面温度	冷　却　法
調質鋼（Q）		750℃以下	空冷または空冷後 600℃以下で水冷
熱加工制御鋼(TMC)	Ｃeq＞0.38	900℃以下	空冷または空冷後 500℃以下で水冷
	Ｃeq≦0.38	900℃以下	加熱直後水冷または空冷
その他の鋼材		900℃以下	赤熱状態からの水冷をさける

$$Ceq = C + \frac{Mn}{6} + \frac{Si}{24} + \frac{Ni}{40} + \frac{Cr}{5} + \frac{Mo}{4} + \frac{V}{14} + \left[\frac{Cu}{13}\right] \quad (\%)$$

ただし、（　）の項はＣｕ≧0.5（%）の場合に加えるものとする。

(14) 仮組立て

① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。

ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得てこれに代えることができる。

改正後（令和４年版）

② 受注者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

③ 受注者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。

④ 受注者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督員の承諾を得た上で補修しなければならない。

２.ボルトナット

（１）ボルト孔の径は、表２－68 に示すとおりとする。

表２－68　ボルト孔の径

ボルトの呼び	ボルトの孔の径(mm)	
	摩擦接合 引張接合	支圧接合
M20	22.5	21.5
M22	24.5	23.5
M24	26.5	25.5

ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径＋4.5㎜までの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径 ＋0.5㎜）として改めて継手の安全性を照査するものとする。

① 仮組立て時リーミングが難しい場合

１）箱型断面部材の縦リブ継手

２）鋼床版橋の縦リブ継手

② 仮組立ての形状と架設時の形状が異なる場合

鋼床版橋の主桁と鋼床版を取付ける縦継手

（２）ボルト孔の径の許容差は、表２－69に示すとおりとする。

ただし、摩擦接合の場合は１ボルト群の20％に対しては＋1.0㎜まで良いものとする。

表２－69　ボルト孔の径の許容差

ボルトの呼び	ボルトの孔の径許容差(mm)	
	摩擦接合 引張接合	支圧接合
M20	＋0.5	±0.3
M22	＋0.5	±0.3
M24	＋0.5	±0.3

改正後（令和６年版）

② 受注者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

③ 受注者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。

④ 受注者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督員の承諾を得た上で補修しなければならない。

２.ボルトナット

（１）ボルト孔の径は、表２－68 に示すとおりとする。

表２－68　ボルト孔の径

ボルトの呼び	ボルトの孔の径(mm)	
	摩擦接合 引張接合	支圧接合
M20	22.5	21.5
M22	24.5	23.5
M24	26.5	25.5

ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径＋4.5㎜までの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径 ＋0.5㎜）として改めて継手の安全性を照査するものとする。

① 仮組立て時リーミングが難しい場合

１）箱型断面部材の縦リブ継手

２）鋼床版橋の縦リブ継手

② 仮組立ての形状と架設時の形状が異なる場合

鋼床版橋の主桁と鋼床版を取付ける縦継手

（２）ボルト孔の径の許容差は、表２－69に示すとおりとする。

ただし、摩擦接合の場合は１ボルト群の20％に対しては＋1.0㎜まで良いものとする。

表２－69　ボルト孔の径の許容差

ボルトの呼び	ボルトの孔の径許容差(mm)	
	摩擦接合 引張接合	支圧接合
M20	＋0.5	±0.3
M22	＋0.5	±0.3
M24	＋0.5	±0.3

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

（３）仮組立て時のボルト孔の精度

① 受注者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは0.5㎜以下にしなければならない。

② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表２－70のとおりにしなければならない。

表２－70　ボルト孔の貫通率及び停止率

	ねじの呼び	貫通ゲージの径(㎜)	貫 通 率 (%)	停止ゲージの径(㎜)	停 止 率 (%)
摩擦接合 引張接合	M20	21.0	100	23.0	80 以上
	M22	23.0	100	25.0	80 以上
	M24	25.0	100	27.0	80 以上
支圧接合	M20	20.7	100	21.8	100
	M22	22.7	100	23.8	100
	M24	24.7	100	25.8	100

２－12－４　検査路製作工

１.製作加工

（１）受注者は、検査路・昇降梯子・手摺等は原則として溶融亜鉛めっき処理を行わなければならない。

（２）受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみとりを行わなければならない。

（３）受注者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとする。やむを得ず現場で取付ける場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得て十分な施工管理を行わなければならない。

（４）受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。

（５）受注者は、検査路と桁本体の取付けは取付けピースを介して、ボルト取合いとしなければならない。ただし、取合いは製作誤差を吸収できる構造とするものとする。

２.ボルト・ナットの施工

ボルト・ナットの施工については、第３編２－12－３桁製作工の規定による。

２－12－５　鋼製伸縮継手製作工

１.製作加工

（１）受注者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。

なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。

（２）受注者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、

（３）仮組立て時のボルト孔の精度

① 受注者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは0.5㎜以下にしなければならない。

② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表２－70のとおりにしなければならない。

表２－70　ボルト孔の貫通率及び停止率

	ねじの呼び	貫通ゲージの径(㎜)	貫 通 率 (%)	停止ゲージの径(㎜)	停 止 率 (%)
摩擦接合 引張接合	M20	21.0	100	23.0	80 以上
	M22	23.0	100	25.0	80 以上
	M24	25.0	100	27.0	80 以上
支圧接合	M20	20.7	100	21.8	100
	M22	22.7	100	23.8	100
	M24	24.7	100	25.8	100

２－12－４　検査路製作工

１.製作加工

（１）受注者は、検査路・昇降梯子・手摺等は原則として溶融亜鉛めっき処理を行わなければならない。

（２）受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみとりを行わなければならない。

（３）受注者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとする。やむを得ず現場で取付ける場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得て十分な施工管理を行わなければならない。

（４）受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。

（５）受注者は、検査路と桁本体の取付けは取付けピースを介して、ボルト取合いとしなければならない。ただし、取合いは製作誤差を吸収できる構造とするものとする。

２.ボルト・ナットの施工

ボルト・ナットの施工については、第３編２－12－３桁製作工の規定による。

２－12－５　鋼製伸縮継手製作工

１.製作加工

（１）受注者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。

なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。

（２）受注者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を 10㎜ 程度あけるものとする。 （３）受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。 （４）受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。 **２.ボルト・ナットの施工** ボルト・ナットの施工については、第３編２－12－３桁製作工の規定による。 **２－12－６　落橋防止装置製作工** **１．製作加工** ＰＣ鋼材等による落橋防止装置の製作加工については、以下の規定によるものとする。 （１）受注者は、PC 鋼材定着部及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらければならない。 **２.ボルト・ナットの施工** ボルト・ナットの施工については、第３編２－12－３桁製作工の規定による。 **２－12－７　橋梁用防護柵製作工** **１.製作加工** （１）亜鉛メッキ後に塗装仕上げをする場合 ①　受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。 この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければらない。 ②　受注者は、めっき付着量を両面で 275g/㎡以上としなければならない。その場合受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。 ③　受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。 （２）亜鉛めっき地肌のままの場合 ①　受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 ②　受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）２種の（HDZ55）の 550g/㎡（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく２種（HDZ35）の 350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。 ③　受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。 **２.ボルト・ナット** （１）ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条１項の製作加工（１）塗装仕上げ	一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を 10㎜ 程度あけるものとする。 （３）受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。 （４）受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。 **２.ボルト・ナットの施工** ボルト・ナットの施工については、第３編２－12－３桁製作工の規定による。 **２－12－６　落橋防止装置製作工** **１．製作加工** ＰＣ鋼材等による落橋防止装置の製作加工については、以下の規定によるものとする。 （１）受注者は、PC 鋼材定着部及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらければならない。 **２.ボルト・ナットの施工** ボルト・ナットの施工については、第３編２－12－３桁製作工の規定による。 **２－12－７　橋梁用防護柵製作工** **１.製作加工** （１）亜鉛メッキ後に塗装仕上げをする場合 ①　受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。 この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければらない。 ②　受注者は、めっき付着量を両面で 275g/㎡以上としなければならない。その場合受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。 ③　受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。 （２）亜鉛めっき地肌のままの場合 ①　受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 ②　受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）２種（HDZT77）の 77μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく２種（HDZT49）の 49μm（膜厚）以上としなければならない。 ③　受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。 **２.ボルト・ナット** （１）ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条１項の製作加工（１）塗装仕上げ

改正後（令和４年版）

をする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。

（２）ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合については、本条１項の製作加工（２）亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によるものとする。

３．アンカーボルト

アンカーボルトについては、本条２項ボルト・ナットの規定による。

２－12－８　アンカーフレーム製作工

１．アンカーフレーム製作工の施工

アンカーフレーム製作工の施工については、第３編２－12－３桁製作工の規定による。

２．アンカーボルトのねじの種類　ピッチ及び精度

受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表２-71 によらなければならない。

表２－71　ねじの種類、ピッチ及び精度

	ボルトの呼び径	
	68mm 以下	68mm をこえるもの
ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 （一般用メートルねじ）	メートル細目ねじ JIS B 0205 （一般用メートルねじ）
ピッチ	JIS 規格による	６mm
精度	３級 JIS B 0209 （一般用メートルねじ－公差）	３級 JIS B 0209 （一般用メートルねじ－公差）

２－12－９　プレビーム用桁製作工

１．製作加工

プレビーム用桁の製作加工については、第３編２－12－３桁製作工の規定によるが、仮組立ては行わないものとする。また、塗装は、プレビーム用桁製作後長時間仮置きする場合は、ジンクリッチプライマーにより、塗装を行なわなければならない。

２．ボルト･ナットの施工

鋼桁の組立てに使用するボルト・ナットの施工については、第３編２－13－２地組工の規定による。

２－12－10　鋼製排水管製作工

１．製作加工

（１）受注者は、排水管及び取付金具の防食ついては、設計図書によらなければならない。

改正後（令和６年版）

をする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。

（２）ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合については、本条１項の製作加工（２）亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によるものとする。

３．アンカーボルト

アンカーボルトについては、本条２項ボルト・ナットの規定による。

２－12－８　アンカーフレーム製作工

１．アンカーフレーム製作工の施工

アンカーフレーム製作工の施工については、第３編２－12－３桁製作工の規定による。

２．アンカーボルトのねじの種類　ピッチ及び精度

受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表２-71 によらなければならない。

表２－71　ねじの種類、ピッチ及び精度

	ボルトの呼び径	
	68mm 以下	68mm をこえるもの
ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 （一般用メートルねじ）	メートル細目ねじ JIS B 0205 （一般用メートルねじ）
ピッチ	JIS 規格による	６mm
精度	３級 JIS B 0209 （一般用メートルねじ－公差）	３級 JIS B 0209 （一般用メートルねじ－公差）

２－12－９　プレビーム用桁製作工

１．製作加工

プレビーム用桁の製作加工については、第３編２－12－３桁製作工の規定によるが、仮組立ては行わないものとする。また、塗装は、プレビーム用桁製作後長時間仮置きする場合は、ジンクリッチプライマーにより、塗装を行なわなければならない。

２．ボルト･ナットの施工

鋼桁の組立てに使用するボルト・ナットの施工については、第３編２－13－２地組工の規定による。

２－12－10　鋼製排水管製作工

１．製作加工

（１）受注者は、排水管及び取付金具の防食ついては、設計図書によらなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
（２）受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。 （３）受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。 （４）受注者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。 （５）受注者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を10㎜程度あけるものとする。 （６）受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。 （７）受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。 **２．ボルト・ナットの施工** ボルト・ナットの施工については、第３編２－12－３桁製作工の規定による。 **２－12－11　工場塗装工** **１．塗装作業者** 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。 **２．前処理及び素地調整** 受注者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。 素地調整程度１種 塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、除せい（錆）程度のISO規格でSa2　1/2)し、鋼肌を露出させたもの。 **３．気温 湿度の条件** 受注者は、気温、湿度の条件が表２－72の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	（２）受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。 （３）受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。 （４）受注者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。 （５）受注者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を10㎜程度あけるものとする。 （６）受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。 （７）受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。 **２．ボルト・ナットの施工** ボルト・ナットの施工については、第３編２－12－３桁製作工の規定による。 **２－12－11　工場塗装工** **１．塗装作業者** 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。 **２．前処理及び素地調整** 受注者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。 素地調整程度１種 塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、除せい（錆）程度のISO規格でSa2　1/2)し、鋼肌を露出させたもの。 **３．気温 湿度の条件** 受注者は、気温、湿度の条件が表２－72の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。

改正後（令和４年版）

表２－72　塗装禁止条件

塗装の種類	気温（℃）	湿度 （RH%）
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下
有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料※	10 以下、30 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上

注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。

４．新橋 鋼製ダムの素地調整

受注者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、素地調整程度１種を行わなければならない。

５．有害な薬品の禁止

受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。

６．塗装面の状態

受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態の時に塗装しなければならない。

７．塗装

受注者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。

８．塗料の準備

受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなけ

改正後（令和６年版）

表２－72　塗装禁止条件

塗装の種類	気温（℃）	湿度 （RH%）
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下
有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用） 変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料※	10 以下、30 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5 以下、20 以上	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上

注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。

４．新橋 鋼製ダムの素地調整

受注者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、素地調整程度１種を行わなければならない。

５．有害な薬品の禁止

受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。

６．塗装面の状態

受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態の時に塗装しなければならない。

７．塗装

受注者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。

８．塗料の準備

受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなけ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ればならない。 **９．必要膜厚の確保** 受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚を確保するように施工しなければならない。 **10. 下塗** （１）受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装困難となる部分は、あらかじめ塗装を完了させておくことができる。 （２）受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。 （３）受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。 （４）受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。 また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。 （５）受注者は、素地調整程度１種を行ったときは、４時間以内に塗装を施さなければならない。 **11. 中塗・上塗** （１）受注者は、中塗り及び上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。 （２）受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までを速やかに塗装しなければならない。 **12. 検査** （１）受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 （２）受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。 （３）受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（１点あたり５回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 （４）受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め、平均して測定できるように配慮しなければならない。 （５）受注者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければならない。 （６）受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ①　塗膜厚測定値（５回平均）の平均値が、目標塗膜厚（合計値）の90％以上でなければならない。 ②　塗膜厚測定値（５回平均）の最小値が、目標塗膜厚（合計値）の70％以上でなければならない。	ればならない。 **９．必要膜厚の確保** 受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚を確保するように施工しなければならない。 **10. 下塗** （１）受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装困難となる部分は、あらかじめ塗装を完了させておくことができる。 （２）受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。 （３）受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。 （４）受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。 また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。 （５）受注者は、素地調整程度１種を行ったときは、４時間以内に塗装を施さなければならない。 **11. 中塗・上塗** （１）受注者は、中塗り及び上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。 （２）受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までを速やかに塗装しなければならない。 **12. 検査** （１）受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 （２）受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。 （３）受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（１点あたり５回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 （４）受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め、平均して測定できるように配慮しなければならない。 （５）受注者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければならない。 （６）受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ①　塗膜厚測定値（５回平均）の平均値が、目標塗膜厚（合計値）の90％以上でなければならない。 ②　塗膜厚測定値（５回平均）の最小値が、目標塗膜厚（合計値）の70％以上でなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
③　塗膜厚測定値（５回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20%を越えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とする。	③　塗膜厚測定値（５回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20%を越えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とする。
④　平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ３条件のうち１つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。	④　平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ３条件のうち１つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。
（７）受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量、を監督員に書面で提出しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	（７）受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量、を監督員に書面で提出しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
２－12－12　落橋防止装置等の溶接製品	**２－12－12　落橋防止装置等の溶接製品**
落橋防止装置等の溶接製品について、以下の規定によるものとする。	落橋防止装置等の溶接製品について、以下の規定によるものとする。
①工場製作した溶け込み溶接製品については、受注者が直接第三者検査機関と契約して、全数を超音波探傷試験にて**確認**すること。ただし、落橋防止構造または橋梁の主要部材に係る部位に限る。	①工場製作した溶け込み溶接製品については、受注者が直接第三者検査機関と契約して、全数を超音波探傷試験にて**確認**すること。ただし、落橋防止構造または橋梁の主要部材に係る部位に限る。
②受注者は、試験の実施状況について臨場確認すること。	②受注者は、試験の実施状況について臨場確認すること。
③試験費用については、第１編共通編第１章総則１－１－２６施工管理２（４）に基づき、受注者の負担とする。	③試験費用については、第１編共通編第１章総則１－１－２６施工管理２（４）に基づき、受注者の負担とする。
第13節　橋梁架設工	**第13節　橋梁架設工**
２－13－１　一般事項	**２－13－１　一般事項**
本節は、橋梁仮設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める	本節は、橋梁仮設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める
２－13－２　地組工	**２－13－２　地組工**
１．地組部材の仮置き	**１．地組部材の仮置き**
地組部材の仮置きについては、下記の規定によるものとする。	地組部材の仮置きについては、下記の規定によるものとする。
（１）現場において部材の仮置きをする場合、部材は地面から10cm以上の高さに仮置きするものとする。	（１）現場において部材の仮置きをする場合、部材は地面から10cm以上の高さに仮置きするものとする。
（２）仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護しなければならない。	（２）仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護しなければならない。
（３）部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないようにしなければならない。	（３）部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないようにしなければならない。
（４）仮置き中に部材について汚損及び腐食をしないように対策を講じなければならない。	（４）仮置き中に部材について汚損及び腐食をしないように対策を講じなければならない。
（５）仮置き中に部材に、損傷、汚損、腐食が生じた場合は、すみやかに監督員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。	（５）仮置き中に部材に、損傷、汚損、腐食が生じた場合は、すみやかに監督員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．地組立 地組立については、以下の規定によるものとする。 （１）組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱わなければならない。 （２）組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督員に連絡し、取り替え、または補修等の処置を講じなければならない。 （３）受注者は本締めに先立って、橋の形状が設計に適合することを確認しなけらばならない。その結果を監督員に提出するものとする。	**２．地組立** 地組立については、以下の規定によるものとする。 （１）組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱わなければならない。 （２）組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督員に連絡し、取り替え、または補修等の処置を講じなければならない。 （３）受注者は本締めに先立って、橋の形状が設計に適合することを確認しなけらばならない。その結果を監督員に提出するものとする。
２－13－３　架設工（クレーン架設） **１．地耐力の確認** 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。 **２．桁架設** 桁架設については、下記の規定によるものとする。 （１）架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行なわなければならない。 （２）Ｉ桁等フランジ幅の狭い主桁を２ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。 （３）ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定しなければならない。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討しなければならない。 （４）大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。	**２－13－３　架設工（クレーン架設）** **１．地耐力の確認** 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。 **２．桁架設** 桁架設については、下記の規定によるものとする。 （１）架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行なわなければならない。 （２）Ｉ桁等フランジ幅の狭い主桁を２ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。 （３）ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定しなければならない。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討しなければならない。 （４）大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。
２－13－４　架設工（ケーブルクレーン架設） **１．一般事項** アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。 **２．取りこわしの必要性確認** 受注者は、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮しなければならない。 **３．地耐力の確認** 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。	**２－13－４　架設工（ケーブルクレーン架設）** **１．一般事項** アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。 **２．取りこわしの必要性確認** 受注者は、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮しなければならない。 **３．地耐力の確認** 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。
２－13－５　架設工（ケーブルエレクション架設） **１．適用規定** ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第３編２－13－４架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。	**２－13－５　架設工（ケーブルエレクション架設）** **１．適用規定** ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第３編２－13－４架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．桁架設 桁架設については、下記の規定による。 （１）直吊工法 受注者は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。 （２）斜吊工法 ①　受注者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。 ②　受注者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。	**２．桁架設** 桁架設については、下記の規定による。 （１）直吊工法 受注者は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。 （２）斜吊工法 ①　受注者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。 ②　受注者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。
２－13－６　架設工（架設桁架設） **１．適用規定** ベント設備・基礎については、第３編２－13－３架設工（クレーン架設）の規定による。 **２．横取り設備** 受注者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。 **３．桁架設** 桁架設については、下記の規定によるものとする。 （１）手延機による方法 架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させないようにしなければならない。 （２）台船による方法 受注者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。 （３）横取り工法 ①　横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにしなければならない。 ②　横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとらなければならない。	**２－13－６　架設工（架設桁架設）** **１．適用規定** ベント設備・基礎については、第３編２－13－３架設工（クレーン架設）の規定による。 **２．横取り設備** 受注者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。 **３．桁架設** 桁架設については、下記の規定によるものとする。 （１）手延機による方法 架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させないようにしなければならない。 （２）台船による方法 受注者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。 （３）横取り工法 ①　横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにしなければならない。 ②　横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとらなければならない。
２－13－７　架設工（送出し架設） **１．送出し工法** 受注者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。	**２－13－７　架設工（送出し架設）** **１．送出し工法** 受注者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２．適用規定 桁架設の施工については、第３編２－13－６架設工（架設桁架設）の規定による。	**２．適用規定** 桁架設の施工については、第３編２－13－６架設工（架設桁架設）の規定による。
２－13－８　架設工（トラベラークレーン架設）	**２－13－８　架設工（トラベラークレーン架設）**
１．片持式工法 受注者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	**１．片持式工法** 受注者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。
２．釣合片持式架設 受注者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	**２．釣合片持式架設** 受注者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
３．解体時の注意 受注者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時に上弦材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	**３．解体時の注意** 受注者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時に上弦材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
４．施工前の検討 受注者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差がある場合には、施工前に検討しておかなければならない。	**４．施工前の検討** 受注者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差がある場合には、施工前に検討しておかなければならない。
第14節　法面工（共通）	**第14節　法面工（共通）**
２－14－１　一般事項 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	**２－14－１　一般事項** 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。
２－14－２　植生工	**２－14－２　植生工**
１．一般事項 種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ１㎝未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ１～３㎝に吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ３～10㎝に吹付けるものとする。	**１．一般事項** 種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ１㎝未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ１～３㎝に吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ３～10㎝に吹付けるものとする。
２．植生用材料の種類、品質、配合 受注者は、使用する材料の種類、品質、配合については、設計図書によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮の上で決定し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	**２．植生用材料の種類、品質、配合** 受注者は、使用する材料の種類、品質、配合については、設計図書によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮の上で決定し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
３．肥料が設計図書に示されていない場合の処置 受注者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督員の承諾を得なければならない。	**３．肥料が設計図書に示されていない場合の処置** 受注者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督員の承諾を得なければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
４．芝付け 受注者は、芝付けを行うにあたり、芝の育成に適した土を敷均し、締固めて仕上げなければならない。 **５．枯死の場合の処置** 受注者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお、工事完成引渡しまでに枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し、監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。 **６．耳芝** 受注者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。 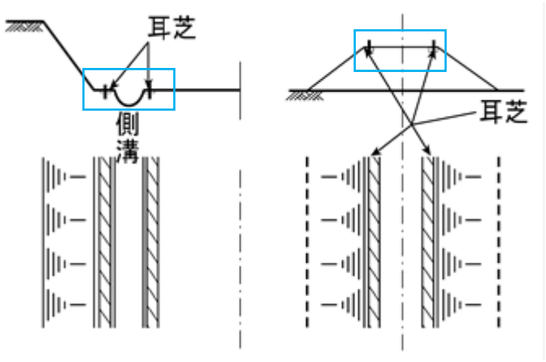 **図２－８　耳　　芝** **７．張芝** 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。 **８．芝串** 受注者は、張芝の脱落を防止するため、１㎡あたり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。 **９．筋芝** 受注者は、筋芝の施工にあたり、芝を敷延べ、上層に土羽土をおいて、丁張りに従い所定の形状に土羽板等によって崩落しないよう硬く締固めなければならない。芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30cmを標準とし、これ以外による場合は設計図書によるものとする。 **10．散水** 受注者は、夏季における晴天時の散水については、日中を避け朝または夕方に行わ	**４．芝付け** 受注者は、芝付けを行うにあたり、芝の育成に適した土を敷均し、締固めて仕上げなければならない。 **５．枯死の場合の処置** 受注者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお、工事完成引渡しまでに枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し、監督員に報告するとともに、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。 **６．耳芝** 受注者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。 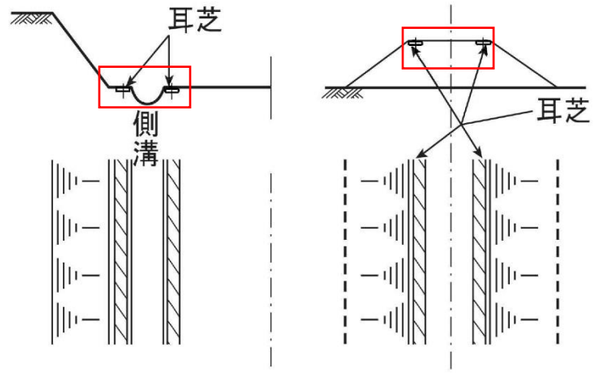 **図２－８　耳　　芝** **７．張芝** 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。 **８．芝串** 受注者は、張芝の脱落を防止するため、１㎡あたり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。 **９．筋芝** 受注者は、筋芝の施工にあたり、芝を敷延べ、上層に土羽土をおいて、丁張りに従い所定の形状に土羽板等によって崩落しないよう硬く締固めなければならない。芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30cmを標準とし、これ以外による場合は設計図書によるものとする。 **10．散水** 受注者は、夏季における晴天時の散水については、日中を避け朝または夕方に行わ

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
なければならない。	なければならない。
11. 保護養生	**11. 保護養生**
受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完成引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し監督員に報告するとともに再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。	受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完成引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し監督員に報告するとともに再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。
12. 種子散布吹付工及び客土吹付工	**12. 種子散布吹付工及び客土吹付工**
受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。
（１）受注者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験（ＰＨ）を行い、その資料を整備保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	（１）受注者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験（ＰＨ）を行い、その資料を整備保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
（２）受注者は、施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、止むを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行わなければならない。	（２）受注者は、施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、止むを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行わなければならない。
（３）受注者は、吹付け面の浮土、その他の雑物を取り除き、凹凸は整正しなければならない。	（３）受注者は、吹付け面の浮土、その他の雑物を取り除き、凹凸は整正しなければならない。
（４）受注者は、吹付け面が乾燥している場合には、吹付ける前に散水しなければならない。	（４）受注者は、吹付け面が乾燥している場合には、吹付ける前に散水しなければならない。
（５）受注者は、材料を撹拌混合した後、均一に吹付けなければならない。	（５）受注者は、材料を撹拌混合した後、均一に吹付けなければならない。
（６）受注者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。	（６）受注者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。
13. 植生基材吹付	**13. 植生基材吹付**
受注者は、植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	受注者は、植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。
（１）受注者は、施工する前及び施工にあたり、吹付面の浮石その他雑物、付着の害となるものを、除去しなければならない。	（１）受注者は、施工する前及び施工にあたり、吹付面の浮石その他雑物、付着の害となるものを、除去しなければならない。
（２）受注者は、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。	（２）受注者は、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。
14. 植生シート工　植生マット工	**14. 植生シート工　植生マット工**
受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。
（１）受注者は、シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。	（１）受注者は、シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。
（２）受注者は、シート、マットが自重により破損しないように、ネットを取付けなければならない。	（２）受注者は、シート、マットが自重により破損しないように、ネットを取付けなければならない。
15. 植生筋の施工	**15. 植生筋の施工**
受注者は、植生筋の施工にあたり、植生筋の切断が生じないように施工しなければならない。	受注者は、植生筋の施工にあたり、植生筋の切断が生じないように施工しなければならない。
16. 植生筋の帯間隔	**16. 植生筋の帯間隔**
受注者は、植生筋の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければな	受注者は、植生筋の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければな

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
らない。 **17. 植生穴の削孔** 受注者は、植生穴の施工にあたり、あらかじめマークした位置に、所定の径と深さとなるように削孔しなければならない。 **18. 植生穴の埋戻し** 受注者は、植生穴の施工にあたり、法面と同一面まで土砂で転圧し、埋戻さなければならない。 **19. ■■■■■** 受注者は、前各号に定めるほか次の各項により施工しなければならない。 （１）市松芝張工は芝を１枚おきに市松模様に施工するものをいう。 （２）受注者は、種子帯の施工に当っては、土羽の仕上げと同時に、のり長方向30cm間隔に埋め込まなけらばならない。 **２－14－３　吹付工** **１. 一般事項** 受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。 **２. 岩盤面への吹付け** 受注者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。 **３. 湧水発生時の処置** 受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **４. 補強用金網の設置** 受注者は、補強用金網の設置にあたり、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手のかさね巾は、10cm以上かさねなければならない。 **５. 吹付け方法** 受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。 **６. 作業中断時の吹付け端部処理** 受注者は、１日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。 **７. 吹付け表面仕上げ** 受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げなければならない。	らない。 **17. 植生穴の削孔** 受注者は、植生穴の施工にあたり、あらかじめマークした位置に、所定の径と深さとなるように削孔しなければならない。 **18. 植生穴の埋戻し** 受注者は、植生穴の施工にあたり、法面と同一面まで土砂で転圧し、埋戻さなければならない。 **19. ■■■■■** 受注者は、前各号に定めるほか次の各項により施工しなければならない。 （１）市松芝張工は芝を１枚おきに市松模様に施工するものをいう。 （２）受注者は、種子帯の施工に当っては、土羽の仕上げと同時に、のり長方向30cm間隔に埋め込まなけらばならない。 **２－14－３　吹付工** **１. 一般事項** 受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。 **２. 岩盤面への吹付け** 受注者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。 **３. 湧水発生時の処置** 受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **４. 補強用金網の設置** 受注者は、補強用金網の設置にあたり、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手のかさね巾は、10cm以上かさねなければならない。 **５. 吹付け方法** 受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。 **６. 作業中断時の吹付け端部処理** 受注者は、１日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。 **７. 吹付け表面仕上げ** 受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

８．吹付け時の不良箇所の排除

受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように施工しなければならない。また、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないようにしなければならない。

９．層間はく離の防止

受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。

10. 吹付工の伸縮目地 水抜き孔

受注者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によらなければならない。

11. 法肩の吹付け

受注者は、法肩の吹付けにあたっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。

12. 施工

受注者は、前各号に定めるほか、次の各号により施工しなければならない。

（１）コンクリート吹付工の吹付けコンクリートの配合、モルタル吹付け工の吹付けモルタルの配合は表２－73とする。

表２－73　吹付けモルタルの配合比

	W／C	C：S：G	C：S
コンクリート吹付	45～55%	１：４：１	
モルタル吹　付	45～55%		１：４

注）吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第２編２－３－２セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。

（２）吹付工法は湿式とする。

（３）受注者は、既設モルタル吹付けの更新を行う工事では、活膜は残すが、剥離したコンクリート及び浮石等は、除去しなければならない。

（４）受注者は、吹付け作業に先立ち20㎡に１ケ所程度釘または鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。

（５）受注者は、ラス張りアンカー鉄筋（φ16㎜×400㎜）については、100㎡当り30本の割で設置しなければならない。補助アンカー鉄筋（φ９㎜×200㎜）については、100㎡当り150本の割で設置しなければならない。

（６）受注者は、吹付のり面天端付近にラウンデング(R＝１ｍ程度）を行い、雨水の浸

８．吹付け時の不良箇所の排除

受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように施工しなければならない。また、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないようにしなければならない。

９．層間はく離の防止

受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。

10. 吹付工の伸縮目地 水抜き孔

受注者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によらなければならない。

11. 法肩の吹付け

受注者は、法肩の吹付けにあたっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。

12. 施工

受注者は、前各号に定めるほか、次の各号により施工しなければならない。

（１）コンクリート吹付工の吹付けコンクリートの配合、モルタル吹付け工の吹付けモルタルの配合は表２－73とする。

表２－73　吹付けモルタルの配合比

	W／C	C：S：G	C：S
コンクリート吹付	45～55%	１：４：１	
モルタル吹　付	45～55%		１：４

注）吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第２編２－３－２セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。

（２）吹付工法は湿式とする。

（３）受注者は、既設モルタル吹付けの更新を行う工事では、活膜は残すが、剥離したコンクリート及び浮石等は、除去しなければならない。

（４）受注者は、吹付け作業に先立ち20㎡に１ケ所程度釘または鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。

（５）受注者は、ラス張りアンカー鉄筋（φ16㎜×400㎜）については、100㎡当り30本の割で設置しなければならない。補助アンカー鉄筋（φ９㎜×200㎜）については、100㎡当り150本の割で設置しなければならない。

（６）受注者は、吹付のり面天端付近にラウンデング(R＝１ｍ程度）を行い、雨水の浸

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）

透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。

（７）受注者は、３㎡に１ヶ所の割合いで水抜パイプ（VPφ50mm）を取り付けなければならない。ただし、湧水箇所には、重点的に取り付けなければならない。

（８）受注者はコンクリート吹付工の施工に当たっては、本条２号から７号の規定に準拠しなければならない。

13. ■■■■■

受注者は、施工後の維持管理のため下図の工事銘板を受注者の費用負担により設置しなければならない。

工事銘板の図面

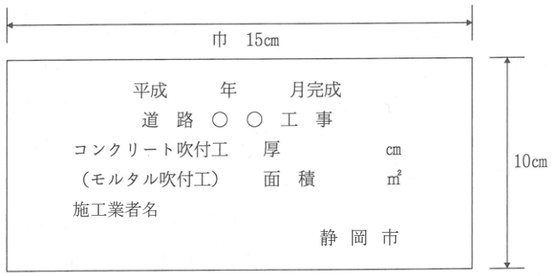

材質は、黒御影石　厚　3cm
取付位置は、起点側で見やすい位置とする。

２－14－４　法枠工

１．一般事項

法枠工とは、掘削（切土）または、盛土の法面上に、現場打法枠、プレキャスト法枠及び現場吹付法枠を施工するものである。また、現場吹付法枠とは、コンクリートまたは、モルタルによる吹付法枠を施工するものである。

２．法枠工の盛土面施工

受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平滑に仕上げなければならない。のり面を平坦に仕上げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。

３．法枠工の掘削面施工

受注者は、法枠工を掘削面に施工するにあたり、切り過ぎないように平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には粘性土を使用し、良く締固め整形しなければならない。

４．法枠工の基面処理の施工

受注者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

５．法枠工の基礎の施工による影響防止

受注者は、法枠工の基礎の施工にあたり、沈下、滑動、不陸、その他法枠工の安定に影響を及ぼさぬようにしなければならない。

透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。

（７）受注者は、３㎡に１ヶ所の割合いで水抜パイプ（VPφ50mm）を取り付けなければならない。ただし、湧水箇所には、重点的に取り付けなければならない。

（８）受注者はコンクリート吹付工の施工に当たっては、本条２号から７号の規定に準拠しなければならない。

13. ■■■■■

受注者は、施工後の維持管理のため下図の工事銘板を受注者の費用負担により設置しなければならない。

工事銘板の図面

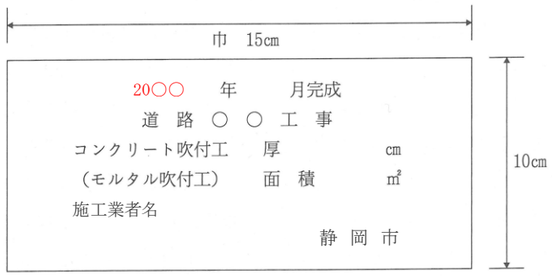

材質は、黒御影石　厚　3cm
取付位置は、起点側で見やすい位置とする。

２－14－４　法枠工

１．一般事項

法枠工とは、掘削（切土）または、盛土の法面上に、現場打法枠、プレキャスト法枠及び現場吹付法枠を施工するものである。また、現場吹付法枠とは、コンクリートまたは、モルタルによる吹付法枠を施工するものである。

２．法枠工の盛土面施工

受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平滑に仕上げなければならない。のり面を平坦に仕上げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。

３．法枠工の掘削面施工

受注者は、法枠工を掘削面に施工するにあたり、切り過ぎないように平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には粘性土を使用し、良く締固め整形しなければならない。

４．法枠工の基面処理の施工

受注者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

５．法枠工の基礎の施工による影響防止

受注者は、法枠工の基礎の施工にあたり、沈下、滑動、不陸、その他法枠工の安定に影響を及ぼさぬようにしなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
６．プレキャスト法枠の設置 受注者は、プレキャスト法枠の設置にあたり、枠をかみ合わせ、滑動しないように積み上げなければならない。また、枠の支点部分に滑り止め用アンカーピンを用いる場合は、滑り止めアンカーピンと枠が連結するよう施工しなければならない。	**６．プレキャスト法枠の設置** 受注者は、プレキャスト法枠の設置にあたり、枠をかみ合わせ、滑動しないように積み上げなければならない。また、枠の支点部分に滑り止め用アンカーピンを用いる場合は、滑り止めアンカーピンと枠が連結するよう施工しなければならない。
７．現場打法枠のアンカー 受注者は、現場打法枠について地山の状況により、枠の支点にアンカーを設けて補強する場合は、アンカーを法面に直角になるように施工しなければならない。	**７．現場打法枠のアンカー** 受注者は、現場打法枠について地山の状況により、枠の支点にアンカーを設けて補強する場合は、アンカーを法面に直角になるように施工しなければならない。
８．枠内の土砂詰め 受注者は、枠内に土砂を詰める場合は、枠工下部より枠の高さまで締固めながら施工しなければならない。	**８．枠内の土砂詰め** 受注者は、枠内に土砂を詰める場合は、枠工下部より枠の高さまで締固めながら施工しなければならない。
９．枠内の土のう施工 受注者は、枠内に土のうを施工する場合は、土砂が詰まったものを使用し、枠の下端から脱落しないように固定しなければならない。また、土のうの沈下や移動のないように密に施工しなければならない。	**９．枠内の土のう施工** 受注者は、枠内に土のうを施工する場合は、土砂が詰まったものを使用し、枠の下端から脱落しないように固定しなければならない。また、土のうの沈下や移動のないように密に施工しなければならない。
10. 枠内の玉石詰め 受注者は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシャラン等で空隙を充てんしながら施工しなければならない。	**10. 枠内の玉石詰め** 受注者は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシャラン等で空隙を充てんしながら施工しなければならない。
11. 枠内のコンクリート版張り 受注者は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充てんしなければならない。	**11. 枠内のコンクリート版張り** 受注者は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充てんしなければならない。
12. 吹付け厚さ 受注者は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。	**12. 吹付け厚さ** 受注者は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。
13. 吹付け施工時の注意 受注者は、吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。吹付け材料が飛散し型枠や鉄筋、吹付け面などに付着したときは、硬化する前に清掃除去しなければならない。	**13. 吹付け施工時の注意** 受注者は、吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。吹付け材料が飛散し型枠や鉄筋、吹付け面などに付着したときは、硬化する前に清掃除去しなければならない。
14. 湧水発生時の処置 受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	**14. 湧水発生時の処置** 受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
15. 吹付け方法 受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、はね返り材料の上に吹付けてはならない。	**15. 吹付け方法** 受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、はね返り材料の上に吹付けてはならない。
16. 吹付け表面仕上げ 受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げなければならない。	**16. 吹付け表面仕上げ** 受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げなければならない。
17. 吹付け時の不良排除 受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、また、はね返り材料	**17. 吹付け時の不良排除** 受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、また、はね返り材料

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。	は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。
18. 層間はく離の防止	**18. 層間はく離の防止**
受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。
19. 施工	**19. 施工**
受注者は、前各号に定めるほか吹付法枠工は、次の各号により施工しなければならない。	受注者は、前各号に定めるほか吹付法枠工は、次の各号により施工しなければならない。
（１）受注者は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリートまたはモルタル吹付工等で凹凸を少なくした後、型枠を組立なければならない。	（１）受注者は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリートまたはモルタル吹付工等で凹凸を少なくした後、型枠を組立なければならない。
（２）受注者は、型枠の組立にあたっては、縦方向の型枠を基本に組立すべり止め鉄筋に固定しなければならない。	（２）受注者は、型枠の組立にあたっては、縦方向の型枠を基本に組立すべり止め鉄筋に固定しなければならない。
（３）受注者は、中詰めの施工にあたっては「のり枠工の設計・施工指針５．１プレキャスト枠工の施工「３」中詰め」に準じなければならない。また、耐水性ダンボール製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰め工を施工しなければならない。	（３）受注者は、中詰めの施工にあたっては「のり枠工の設計・施工指針５．１プレキャスト枠工の施工「３」中詰め」に準じなければならない。また、耐水性ダンボール製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰め工を施工しなければならない。
（４）受注者は、水抜き管の組立にあたっては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰まりを起こさないように施工しなければならない。	（４）受注者は、水抜き管の組立にあたっては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰まりを起こさないように施工しなければならない。
（５）受注者は、吹付に使用するモルタルまたはコンクリートの配合並びに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度σ_{ck}＝15N／mm^2　を満足するように配合試験によって決定しなければならない。	（５）受注者は、吹付に使用するモルタルまたはコンクリートの配合並びに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度σ_{ck}＝15N／mm^2　を満足するように配合試験によって決定しなければならない。
（６）受注者は、枠の吹付けにあたっては、のり面下部から施工しなければならない。止むを得ずのり面上部から施工する場合は、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また、吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や、強風時を避けなければならない。	（６）受注者は、枠の吹付けにあたっては、のり面下部から施工しなければならない。止むを得ずのり面上部から施工する場合は、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また、吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や、強風時を避けなければならない。
（７）受注者は、縦枠の途中で吹付け継手を設けないものとする。止むを得ず吹付継手を設ける場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。	（７）受注者は、縦枠の途中で吹付け継手を設けないものとする。止むを得ず吹付継手を設ける場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。
（８）受注者は、吹付けの施工にあたっては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。	（８）受注者は、吹付けの施工にあたっては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。
20. ■■■■■	**20. ■■■■■**
受注者は、施工後の維持管理のため下図の工事銘板を受注者の費用負担により設置しなければならない。	受注者は、施工後の維持管理のため下図の工事銘板を受注者の費用負担により設置しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
工　事　銘　板 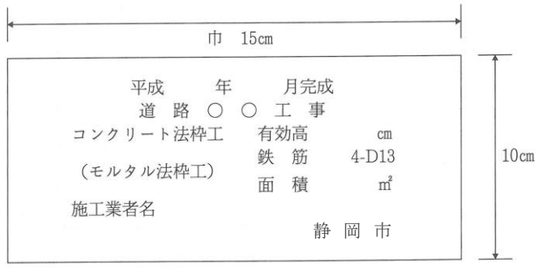 材質は、黒御影石　厚　3cm 取付位置は、起点側で見やすい位置とする。	工　事　銘　板 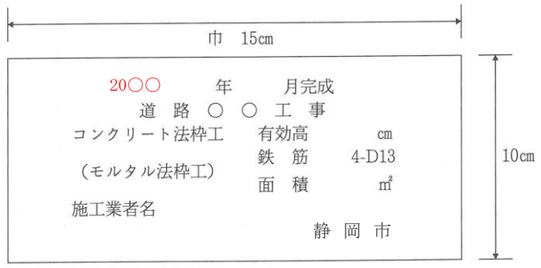 材質は、黒御影石　厚　3cm 取付位置は、起点側で見やすい位置とする。
２－14－５　法面施肥工 **１．一般事項** 受注者は、法面施肥工に使用する肥料は、設計図書に示す使用量を根の回りに均一に施工しなければならない。 **２．施工前の調査** 受注者は、施肥の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **３．支障物の撤去** 受注者は、施肥の施工に支障となるごみ等を撤去した後、施工しなければならない。	**２－14－５　法面施肥工** **１．一般事項** 受注者は、法面施肥工に使用する肥料は、設計図書に示す使用量を根の回りに均一に施工しなければならない。 **２．施工前の調査** 受注者は、施肥の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **３．支障物の撤去** 受注者は、施肥の施工に支障となるごみ等を撤去した後、施工しなければならない。
２－14－６　アンカー工 **１．施工前の調査** 受注者は、アンカー工の施工に際しては、施工前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。 **２．異常時の処置** 受注者は、本条１項の調査を行った結果、異常を発見し設計図書に示された施工条件と一致しない場合は、速やかに監督員に協議しなければならない。 **３．アンカーの削孔** 受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ及び方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。 **４．地質資料による検討** 受注者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握して、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **５．削孔水** 受注者は、削孔水の使用については清水を原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。	**２－14－６　アンカー工** **１．施工前の調査** 受注者は、アンカー工の施工に際しては、施工前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。 **２．異常時の処置** 受注者は、本条１項の調査を行った結果、異常を発見し設計図書に示された施工条件と一致しない場合は、速やかに監督員に協議しなければならない。 **３．アンカーの削孔** 受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ及び方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。 **４．地質資料による検討** 受注者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握して、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **５．削孔水** 受注者は、削孔水の使用については清水を原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
６．削孔スライムの除去 受注者は、削孔について直線性を保つよう施工し、削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し、洗浄しなければならない。 **７．材料の保管管理** 受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。 **８．さび 油 泥等の付着防止** 受注者は、アンカー鋼材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が付着しないように注意して取扱い、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。 **９．アンカー材注入** 受注者は、アンカー材注入にあたり、置換注入と加圧注入により行い、所定の位置に正確に挿入しなければならない。 **10．孔内グラウト** 受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を確実に行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。 **11．アンカーの緊張・定着** 受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。 なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第８章試験」（地盤工学会、平成24年５月）による。 **２－14－７　かごエ** **１．中詰用ぐり石** 受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15cm～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 **２．詰石** 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。 **３．布設** 受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。 **４．連結** 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線を使用し、二ねじり以上で緊結しなければならない。又、継手のあるじゃかごの配列は、継手部が千鳥となるように施工しなければならない。	**６．削孔スライムの除去** 受注者は、削孔について直線性を保つよう施工し、削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し、洗浄しなければならない。 **７．材料の保管管理** 受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。 **８．さび 油 泥等の付着防止** 受注者は、アンカー鋼材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が付着しないように注意して取扱い、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。 **９．アンカー材注入** 受注者は、アンカー材注入にあたり、置換注入と加圧注入により行い、所定の位置に正確に挿入しなければならない。 **10．孔内グラウト** 受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を確実に行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。 **11．アンカーの緊張・定着** 受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。 なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第８章試験」（地盤工学会、平成24年５月）による。 **２－14－７　かごエ** **１．中詰用ぐり石** 受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15cm～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 **２．詰石** 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。 **３．布設** 受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。 **４．連結** 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線を使用し、二ねじり以上で緊結しなければならない。又、継手のあるじゃかごの配列は、継手部が千鳥となるように施工しなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
５．開口部の緊結 受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を二ねじり以上で緊結しなければならない。また、止め杭を使用する場合は、かご面より10cm以内となるまで打ち込まなければならない。並びにかんざし鉄筋を使用する時はφ16mmで篭中央部に入れなければならない。 **６．ふとんかごの厚さと中詰用ぐり石** 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は５cm～15cm、ふとんかごの厚さが50cm以上の場合は、15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 **７．ふとんかごの施工** 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。	**５．開口部の緊結** 受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を二ねじり以上で緊結しなければならない。また、止め杭を使用する場合は、かご面より10cm以内となるまで打ち込まなければならない。並びにかんざし鉄筋を使用する時はφ16mmで篭中央部に入れなければならない。 **６．ふとんかごの厚さと中詰用ぐり石** 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は５cm～15cm、ふとんかごの厚さが50cm以上の場合は、15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 **７．ふとんかごの施工** 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。
第15節　擁壁工（共通） **２－15－１　一般事項** 本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。 **２－15－２　プレキャスト擁壁工** 受注者は、現地の状況により、設計図書に基づいて施工できない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 **１．プレキャスト擁壁の施工** 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。 **２．プレキャスト擁壁の目地施工** 受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。 **２－15－３　補強土壁工** **１．一般事項** 補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置することにより盛土のり面の安定をはかることをいうものとする。 **２．盛土材料の確認** 盛土材については設計図書によらなければならない。受注者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 **３．伐開除根** 受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わな	**第15節　擁壁工（共通）** **２－15－１　一般事項** 本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。 **２－15－２　プレキャスト擁壁工** 受注者は、現地の状況により、設計図書に基づいて施工できない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 **１．プレキャスト擁壁の施工** 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。 **２．プレキャスト擁壁の目地施工** 受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。 **２－15－３　補強土壁工** **１．一般事項** 補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置することにより盛土のり面の安定をはかることをいうものとする。 **２．盛土材料の確認** 盛土材については設計図書によらなければならない。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 **３．伐開除根** 受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わな

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ければならない。 **４．補強材の敷設** 受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸が無いように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。 **５．盛土横断方向の面状補強材** 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **６．盛土縦断方向の面状補強材** 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。 **７．補強材の曲線、隅角部の処置** 受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **８．補強材隙間の防止** 受注者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。 また、10cm程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。 **９．盛土材の敷均し及び締固め** 受注者は、盛土材の敷き均し及び締固めについては、第１編２－４－３路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。 **10. 壁面工の先行組立制限** 受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、二段までとしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 **11. 壁面工付近や隅角部の人力締固め** 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **12. 局部的な折れ曲がりの防止** 受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局部的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければなら	ければならない。 **４．補強材の敷設** 受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸が無いように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。 **５．盛土横断方向の面状補強材** 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **６．盛土縦断方向の面状補強材** 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。 **７．補強材の曲線、隅角部の処置** 受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **８．補強材隙間の防止** 受注者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。 また、10cm程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。 **９．盛土材の敷均し及び締固め** 受注者は、盛土材の敷き均し及び締固めについては、第１編２－４－３路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。 **10. 壁面工の先行組立制限** 受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、二段までとしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 **11. 壁面工付近や隅角部の人力締固め** 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **12. 局部的な折れ曲がりの防止** 受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局部的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければなら

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
ない。 **13. 壁面材の調整** 受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督員に連絡しなければならない。 **14. 壁面材の保護・保管** 受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。 **15. 劣化防止** 補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。 **２－15－４　井桁ブロック工** **１. 一般事項** 受注者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないよう法尻から順序よく施工しなければならない。 **２. 中詰め石** 受注者は、中詰め石は部材に衝撃を与えないように枠内に入れ、中詰めには土砂を混入してはならない。 **３. 吸出し防止材** 受注者は、背後地山と接する箇所には吸出し防止材を施工しなければならない。 **第16節　浚渫工（共通）** **２－16－１　一般事項** 本節は、浚渫工として配土工、浚渫船運転工その他これらに類する工種について定める。 **２－16－２　配土工** **１. 一般事項** 受注者は、配土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。 **２. 不陸防止** 受注者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。 **３. ■■■■■** 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければなばならない。	ない。 **13. 壁面材の調整** 受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督員に連絡しなければならない。 **14. 壁面材の保護・保管** 受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。 **15. 劣化防止** 補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。 **２－15－４　井桁ブロック工** **１. 一般事項** 受注者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないよう法尻から順序よく施工しなければならない。 **２. 中詰め石** 受注者は、中詰め石は部材に衝撃を与えないように枠内に入れ、中詰めには土砂を混入してはならない。 **３. 吸出し防止材** 受注者は、背後地山と接する箇所には吸出し防止材を施工しなければならない。 **第16節　浚渫工（共通）** **２－16－１　一般事項** 本節は、浚渫工として配土工、浚渫船運転工その他これらに類する工種について定める。 **２－16－２　配土工** **１. 一般事項** 受注者は、配土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。 **２. 不陸防止** 受注者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。 **３. ■■■■■** 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければなばならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
２－16－３　浚渫船運転工 **１．障害物発見時の処置** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２．土質変化時の処置** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに設計図書に関して監督員と協議しなけらばならない。 **３．計画深度の施工** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工においては、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。 **４．浚渫の作業位置の随時確認** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。 **５．堤防、護岸等の損傷防止** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸、水制等に損傷を与えないようにしなければならない。 **６．過掘りの抑制** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。 **７．船舶への支障防止** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。 **８．堤防の浸潤及び堤体漏水の防止** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の排泥においては、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。 **９．浚渫数量の確認** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。	**２－16－３　浚渫船運転工** **１．障害物発見時の処置** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 **２．土質変化時の処置** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工について、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに設計図書に関して監督員と協議しなけらばならない。 **３．計画深度の施工** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工においては、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。 **４．浚渫の作業位置の随時確認** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。 **５．堤防、護岸等の損傷防止** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸、水制等に損傷を与えないようにしなければならない。 **６．過掘りの抑制** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。 **７．船舶への支障防止** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。 **８．堤防の浸潤及び堤体漏水の防止** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の排泥においては、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。 **９．浚渫数量の確認** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
10. 出来高数量 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。 **11. 浚渫済み箇所の堆砂の処置** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督員の出来形確認済の部分を除き、再施工しなければならない。 **第17節　植栽維持工** **２－17－１　一般事項** **１.■■■■■** 本節は、植栽維持工として、樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。 **２.■■■■■** 受注者は、植栽維持工の施工後の出来形確認の方法について、施工前に監督員の指示を受けなければならない。 **３.■■■■■** 受注者は、植栽維持工の施工については、施工箇所以外の樹木等に損傷を与えないように行わなければならない。また、植樹、掘取りにあたっては、樹木の根、枝、葉等に損傷を与えないように施工しなければならない。 **４.■■■■■** 植栽維持工の施工による発生材の処理は、第３編２－９－15運搬処理工の規定によるものとする。 **５.■■■■■** 受注者は、工事完了後監督員から「緑花木台帳」作成に伴う資料の請求があった場合には、直ちに関係資料を提示または提出しなければならない。 **２－17－２　材料** **１.一般事項** 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。 **２.客土及び間詰土** 客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ゴミ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものでなければならない。 **３.補植用樹木類** 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品	**10. 出来高数量** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。 **11. 浚渫済み箇所の堆砂の処置** 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督員の出来形確認済の部分を除き、再施工しなければならない。 **第17節　植栽維持工** **２－17－１　一般事項** **１.■■■■■** 本節は、植栽維持工として、樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。 **２.■■■■■** 受注者は、植栽維持工の施工後の出来形確認の方法について、施工前に監督員の指示を受けなければならない。 **３.■■■■■** 受注者は、植栽維持工の施工については、施工箇所以外の樹木等に損傷を与えないように行わなければならない。また、植樹、掘取りにあたっては、樹木の根、枝、葉等に損傷を与えないように施工しなければならない。 **４.■■■■■** 植栽維持工の施工による発生材の処理は、第３編２－９－15運搬処理工の規定によるものとする。 **５.■■■■■** 受注者は、工事完了後監督員から「緑花木台帳」作成に伴う資料の請求があった場合には、直ちに関係資料を提示または提出しなければならない。 **２－17－２　材料** **１.一般事項** 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。 **２.客土及び間詰土** 客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ゴミ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものでなければならない。 **３.補植用樹木類** 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
でなければならない。	でなければならない。
４．樹木類の受入検査	**４．樹木類の受入検査**
受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じて現地（栽培地）において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じて現地（栽培地）において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
５．樹木類の形状寸法	**５．樹木類の形状寸法**
樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。	樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。
樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類などの特種樹にあって特記する幹高は、幹部の垂直高とする。	樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類などの特種樹にあって特記する幹高は、幹部の垂直高とする。
枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。	枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。
幹周は、樹木の幹の根鉢の上端より1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が２本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70％をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が設計図書において指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数まで測定し、その総和の70％の値を幹周とする。	幹周は、樹木の幹の根鉢の上端より1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が２本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70％をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が設計図書において指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数まで測定し、その総和の70％の値を幹周とする。
６．支給材料	**６．支給材料**
樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、設計図書によらなければならない。	樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、設計図書によらなければならない。
７．肥料、薬剤等の種類及び使用量	**７．肥料、薬剤等の種類及び使用量**
樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。	樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。
８．樹名板の規格	**８．樹名板の規格**
樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書による。	樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書による。
２－17－３　樹木・芝生管理工	**２－17－３　樹木・芝生管理工**
１．樹木・芝生管理工の施工	**１．樹木・芝生管理工の施工**
受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。
２．剪定の施工	**２．剪定の施工**
受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省　令和２年１月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について（厚生労働省　令和２年１月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。
なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。
３．架空線　標識類に接する枝の剪定形式	**３．架空線　標識類に接する枝の剪定形式**
受注者は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督員の指	受注者は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督員の指

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
示を受けなければならない。 **４．剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工** 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（除根）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、すみやかに処理しなければならない。 **５．施工** 受注者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、１日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。 **６．施工上の注意** 受注者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植えまたは養生をし、速やかに植えなければならない。 **７．補植、移植の施工** 受注者は、補植、移植の施工にあたり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等の生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。 **８．樹木の植え込み** 樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく、また、樹木の表裏をよく見極め田植え植穴の中心に植え付けなければならない。 **９．植付けの配置** 受注者は、植付けは、現場に応じて、また既植樹木がある場合はそれらとの配置を考慮して適切に植付けなければならない。 **10．移植先の土壌** 受注者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行わなければならない。 **11．湧水発生時の処置** 受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、ただちに監督員に連絡し協議しなければならない。 **12．補植、移植の施工** 受注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関へ通報を行うとともに、監督員に連絡し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。 **13．補植、移植の植え付けの際の水極め** 受注者は、補植、移植の植え付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し木の棒等でつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。 **14．補植、移植の埋戻し完了後の処置** 受注者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切	示を受けなければならない。 **４．剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工** 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（除根）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、すみやかに処理しなければならない。 **５．施工** 受注者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、１日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。 **６．施工上の注意** 受注者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植えまたは養生をし、速やかに植えなければならない。 **７．補植、移植の施工** 受注者は、補植、移植の施工にあたり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等の生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。 **８．樹木の植え込み** 樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく、また、樹木の表裏をよく見極め田植え植穴の中心に植え付けなければならない。 **９．植付けの配置** 受注者は、植付けは、現場に応じて、また既植樹木がある場合はそれらとの配置を考慮して適切に植付けなければならない。 **10．移植先の土壌** 受注者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行わなければならない。 **11．湧水発生時の処置** 受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、ただちに監督員に連絡し協議しなければならない。 **12．補植、移植の施工** 受注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関へ通報を行うとともに、監督員に連絡し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。 **13．補植、移植の植え付けの際の水極め** 受注者は、補植、移植の植え付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し木の棒等でつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。 **14．補植、移植の埋戻し完了後の処置** 受注者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽しなければならない。	って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽しなければならない。
15. 余剰枝の剪定、整形 受注者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。	**15. 余剰枝の剪定、整形** 受注者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。
16. 幹巻き 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはしゅろ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	**16. 幹巻き** 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはしゅろ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。
17. 支柱の設置 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。	**17. 支柱の設置** 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。
18. 移植の施工 受注者は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥及び鉢崩れを防止しなければならない。	**18. 移植の施工** 受注者は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥及び鉢崩れを防止しなければならない。
19. 施肥、灌水 薬剤、散布の施工 受注者は、施肥、灌水及び薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	**19. 施肥、灌水 薬剤、散布の施工** 受注者は、施肥、灌水及び薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
20. 施肥の施工前作業 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。	**20. 施肥の施工前作業** 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。
21. 施肥の施工上の注意 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。 なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督員の指示を受けなければならない。	**21. 施肥の施工上の注意** 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。 なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督員の指示を受けなければならない。
22. 薬剤散布の通知方法 受注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への通知の方法等について、施工前に監督員に連絡のうえ、必要に応じて監督員の指示を受けなければならない。	**22. 薬剤散布の通知方法** 受注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への通知の方法等について、施工前に監督員に連絡のうえ、必要に応じて監督員の指示を受けなければならない。
23. 薬剤散布の気象制限 受注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらの無いように散布しなければならない。	**23. 薬剤散布の気象制限** 受注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらの無いように散布しなければならない。
24. 薬剤の取り扱い 受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。	**24. 薬剤の取り扱い** 受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
25. 植栽樹木の植替え １）受注者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、１年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに受注者の負担において植替えなければならない。 ２）植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の２／３以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね１／３以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。 ３）枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議しなければならない。 ４）暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損または倒木した場合にはこの限りではない。 **26. 植栽帯盛土の施工** 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。 **27. 樹名板** 受注者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。 **28. 交通障害の防止** 受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工しなければならない。	**25. 植栽樹木の植替え** １）受注者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、１年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに受注者の負担において植替えなければならない。 ２）植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の２／３以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね１／３以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。 ３）枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議しなければならない。 ４）暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損または倒木した場合にはこの限りではない。 **26. 植栽帯盛土の施工** 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。 **27. 樹名板** 受注者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。 **28. 交通障害の防止** 受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工しなければならない。
第18節　床版工 **２－18－１　一般事項** 本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。 **２－18－２　床版工** **１. 鉄筋コンクリート床版** 鉄筋コンクリート床版については、下記の規定によるものとする。 （１）床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。 （２）受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （３）受注者は、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮しなければならない。 （４）受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサは、１㎡あたり４個を配置の目安とし、組立及	**第18節　床版工** **２－18－１　一般事項** 本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。 **２－18－２　床版工** **１. 鉄筋コンクリート床版** 鉄筋コンクリート床版については、下記の規定によるものとする。 （１）床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。 （２）受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 （３）受注者は、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮しなければならない。 （４）受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサは、１㎡あたり４個を配置の目安とし、組立及

改正後（令和４年版）	改正後（令和６年版）
びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 （５）受注者は、床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定しなければならない。 （６）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は以下によらなければならない。 ①　ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を低下させてはならない。 ②　吐出口におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。 ③　配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行うものとする。 （７）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。 （８）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込まなければならない。 （９）受注者は、コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。またコンクリート打ち込み後の養生については、第１編３－６－９養生に基づき施工しなければならない。 (10) 受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければならない。 (11) 受注者は、工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第１編１－１－28後片付け）を行なわなければならない。 (12) 受注者は、床版コンクリート打設においては主桁のそり、打設 後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 **２．鋼床版** 鋼床版については、以下の規定によるものとする。 （１）床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。 （２）縦リブの最小板厚は、８㎜とするものとする。ただし、腐食環境が良好な場合は、閉断面立てリブの最小板厚を６㎜とすることができるものとする。	びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 （５）受注者は、床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定しなければならない。 （６）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は以下によらなければならない。 ①　ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を低下させてはならない。 ②　吐出口におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。 ③　配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行うものとする。 （７）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。 （８）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込まなければならない。 （９）受注者は、コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。またコンクリート打ち込み後の養生については、第１編３－６－９養生に基づき施工しなければならない。 (10) 受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければならない。 (11) 受注者は、工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第１編１－１－32後片付け）を行なわなければならない。 (12) 受注者は、床版コンクリート打設においては主桁のそり、打設 後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 **２．鋼床版** 鋼床版については、以下の規定によるものとする。 （１）床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。 （２）縦リブの最小板厚は、８㎜とするものとする。ただし、腐食環境が良好な場合は、閉断面立てリブの最小板厚を６㎜とすることができるものとする。